文部科学省委託調査

『健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）』

報 告 書

平成 27 年 3月

笹川スポーツ財団

目 次

Ⅰ. 調査概要 ……1
1　事業の目的 ……1
2　調査の内容 ……1
3　事業の実施体制 ……2
（1）　実施体制 ……2
（2）　調査検討会議の開催 ……3
4　要旨 ……4

Ⅱ. 調査報告 ……7
（1）　地方自治体における障害者スポーツ行政の現況調査 ……9
主な調査結果 ……11
1）調査概要 ……12
2）調査結果（質問紙調査） ……14
3）調査結果（事例調査） ……40
（2）　全国障害者スポーツ大会に関する調査 ……51
1）調査概要 ……53
2）調査結果 ……54
（3）　社会福祉協議会における障害者スポーツ支援状況に関する調査 ……65
主な調査結果 ……67
1）調査概要 ……68
2）調査結果（質問紙調査） ……70
3）調査結果（事例調査） ……90
（4）　特別支援学校体育連盟組織の設置状況に関する調査 ……103
1）調査概要 ……105
2）調査結果（質問紙調査） ……107
3）調査結果（事例調査） ……111
（5）　中央競技団体の障害者スポーツの推進状況に関する調査 ……127
主な調査結果 ……129
1）調査概要 ……130
2）調査結果（質問紙調査） ……132
3）調査結果（事例調査） ……139

Ⅲ. まとめと考察 ……157

Ⅳ. 参考文献・付録 ……165

注)「しょうがい」の用語は、「障がい」「障碍」などがあるが、本報告書では、法律上の「障害」を使用した。

Ⅰ．調査概要

１．事業の目的

スポーツ基本法（2011 年 8 月施行）において、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と障害者スポーツに関する基本理念が掲げられた。本事業では、地域における障害者のスポーツ・レクリエーション環境の実態について把握し、健常者と障害者が一体となったスポーツ・レクリエーション活動を地域住民がさらに享受するための方策や目標設定の検討に活用することを目的とする。

２．調査の内容

（１）地方自治体における障害者スポーツ行政の現況調査

都道府県、政令指定都市、中核市、特例市及び特別区の173自治体を対象に、障害者スポーツ担当部署、大会・イベントなどの実施事業、障害者スポーツ協会の有無、障害者スポーツ担当部局の移管・再編の予定、公共スポーツ施設における障害者の利用促進状況などの実態を調査

（２）全国障害者スポーツ大会に関する調査

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が2013年に実施した「全国障害者スポーツ大会都道府県指定都市における予選会実施競技に関する調査」のデータを二次分析し、都道府県・政令指定都市における全国障害者スポーツ大会の予選会の実施状況を把握

（３）社会福祉協議会における障害者スポーツ支援状況に関する調査

全国1,742の社会福祉協議会を対象に、事業内容、障害者スポーツに関する事業の実施状況、障害福祉にかかる施設の管理・運営状況、ボランティアセンターの有無、障害者スポーツに関する行政部署及び地域組織等との協力関係などの実態を調査

（４）特別支援学校体育連盟組織の設置状況に関する調査

全国特別支援学校長会の評議員（47 都道府県代表）を対象に、地区ブロック及び都道府県の特別支援学校体育連盟組織の名称、対象とする障害種別・学部、加盟校数、主催大会の実施種目などの実態を調査

（５）中央競技団体の障害者スポーツの推進状況に関する調査

日本体育協会加盟の 57 の中央競技団体を対象に、障害者に対する競技の普及・強化に関わる委員会の設置有無、指導者／審判員養成カリキュラムにおける障害者の指導法／審判法の導入状況、主催事業への障害者アスリートの参加状況、障害者スポーツ団体との連携などの実態を調査

３．事業の実施体制

障害者スポーツに関わる関係団体や有識者等で構成される調査検討会議委員会を設置。全4回の調査検討会議を開催した。

（１）実施体制

1)委員リスト

委員長	藤田　紀昭	同志社大学大学院 スポーツ健康科学研究科　教授
委員	内田　若希	九州大学大学院 人間環境学研究院　講師
	大日方　邦子	電通パブリックリレーションズ　シニア・コンサルタント
	加藤木　紳克	神奈川県教育委員会　教育局生涯学習部スポーツ課　専任主幹
	澤江　幸則	筑波大学　体育系　准教授
	高山　浩久	東京都障害者スポーツ協会　地域スポーツ振興室　室長
	冨栄　さやか	仙台市レクリエーション協会
	中島　秀夫	滋賀県立障害者自立支援協議会　事務局長
	水原　由明	日本障がい者スポーツ協会　スポーツ推進部長
	渡邉　一利	笹川スポーツ財団　専務理事

2)事務局

澁谷　茂樹	笹川スポーツ財団　スポーツ政策研究所	主任研究員
小淵　和也	〃	研究員
山田　大輔	〃	研究員
上　　梓	〃	研究員

（２）調査検討会議の開催

1)第1回調査検討会議

委員:8名

期日:2014年6月11日(水)17:00～18:35

会場:笹川スポーツ財団会議室

2)第2回調査検討会議

委員:7名

期日:2014年8月1日(金)14:00～16:00

会場:笹川スポーツ財団会議室

3)第3回調査検討会議

委員:7名

期日:2014年12月22日(月)16:00～17:55

会場:笹川スポーツ財団会議室

4)第4回調査検討会議

委員:8名

期日:2015年2月23日(月)15:00～17:15

会場:笹川スポーツ財団会議室

４．要旨

(1) 地方自治体における障害者スポーツ行政の現況調査

多くの自治体で「障害福祉・社会福祉関連部署」が障害者スポーツを所管

障害者スポーツの主たる担当部署は、都道府県では、45 道府県が「障害福祉・社会福祉関連部署」、残りの 2 都県（東京都、佐賀県）が「首長部局のスポーツ担当部署」、市区では、「障害福祉・社会福祉関連部署」が 7 割弱、「教育委員会等のスポーツ担当部署」が 2 割弱であった。2012 年度に実施した調査と同様の結果であった。【図表 1-1、1-25】

大会、教室、講習会の 3 事業を全て実施しているのは、都道府県 4 割、市区 1 割

「障害者スポーツの大会やイベント」「障害者スポーツ教室」「障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティアの養成講習会」の 3 事業全てを実施しているのは、都道府県 4 割、市区 1 割であった。障害者スポーツ大会は全ての都道府県と 7 割弱の市区、障害者スポーツ教室は 4 割の都道府県と 5 割の市区、障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会は 6 割の都道府県と 2 割弱の市区で実施していた。また、3 事業いずれも実施していない市区が 2 割弱あった。【図表 1-2、1-3、1-26、1-27】

大会では全スポの実施競技、教室では水泳、フライングディスク、卓球、ボッチャを実施

障害者スポーツ大会・イベントの実施種目の上位は、都道府県、市区ともに「陸上競技」「フライングディスク」「卓球」「水泳（水中歩行含む）」「ボウリング」となっており、全国障害者スポーツ大会（全スポ）での実施種目が上位を占めた。また、障害者スポーツ教室の実施種目は、都道府県、市区ともに「水泳（水中歩行含む）」「フライングディスク」「卓球」「ボッチャ」が上位であった。【図表 1-6、1-10、1-30、1-34】

(2) 全国障害者スポーツ大会に関する調査

国体開催地での全スポ開催を通じて、障害者スポーツの地域での普及と全国的な広がりに寄与

全国障害者スポーツ大会（全スポ）は、都道府県・政令指定都市において選考された選手、チームが出場する大会である。正式競技には、個人競技（6競技）と団体競技（7競技）の13競技があり、国体終了後に、同じ会場において、選手約3,000人、役員約2,000人規模で開催されている。全スポの本大会に向けた予選会が各地で開催されることによって、都道府県の障害者スポーツ推進体制が整備され、障害者スポーツの全国的な広がりにつながった点において、全スポの果たしてきた役割は大きい。

(3) 社会福祉協議会における障害者のスポーツ支援状況に関する調査

7 割弱の社会福祉協議会が障害当事者組織の運営支援をしている

社会福祉協議会においては、全体の 7 割弱が障害当事者組織の運営支援をしていた。運営支援先の内訳は「知的障害児・者（家族）の会」が 4 割弱と最も多く、次いで「肢体不自由児・者（家族）の会」が 3 割弱であった。また、障害福祉に関連する施設を管理・運営している割合は 3 割弱であった。【図表 3-2、図表 3-3】

4 割強の社会福祉協議会が障害者スポーツに関するイベント・行事・教室等を開催

4 割強が障害者スポーツに関連するイベント・行事・教室等を開催していた。特に、障害当事者組織の運営支援をしている社会福祉協議会は、運営支援をしていない社会福祉協議会に比べて実施割合が高い。また、全体の 6 割強が、イベント・行事・教室等の開催以外に、スポーツ大会の後援や情報提供・広報、活動場所の

提供・貸出など、何らかの障害者スポーツに関する支援を実施していた。障害者スポーツに関する事業や個別の支援において、多様な地域組織との連携・協力が図られている。【図表 3-8、図表 3-10、図表 3-23、図表 3-30】

子供から高齢者まで参加できる種目、障害の有無や程度に合わせて取り組みやすい種目を実施

障害者スポーツに関するイベント・行事・教室では、「体操（軽い体操、ラジオ体操など）」「フライングディスク」「グラウンド・ゴルフ」「ボッチャ」など、参加者の年代、障害の有無や程度に応じて、誰もが取り組みやすい種目を実施している。また、職員の障害者スポーツ関連資格の保有状況は 1 割程度であり、競技に関する高い専門性を必要とせずに実施できる種目が多い。【図表 3-13、図表 3-16、図表 3-19、図表 3-22、図表 3-26】

(4) 特別支援学校体育連盟組織の設置状況に関する調査

都道府県別に特別支援学校体育連盟があるのは半数以下、大会参加者は知的障害者が多い

都道府県において、特別支援学校の体育連盟は 19 都県で設置されており、東京都の 3 つの特別支援学校体育連盟を含めると、全国に 21 あることが分かった。都道府県単位、又はブロック単位の競技大会は、生徒数・学校数が多い知的障害と、運動部活動・クラブ活動の設置率が高い視覚障害及び聴覚障害を中心に開催されていた。全ての障害種別を対象としている特別支援学校体育連盟（9 県）においても、大会参加者の多くは知的障害者であった。特別支援学校体育連盟がない府県では、近隣の学校が集まるスポーツの交流会や、校長会主体のスポーツ大会などを開催し、特別支援学校の児童・生徒に競技の機会を提供していた。【図表 4-1、4-4】

(5) 中央競技団体の障害者スポーツの推進状況に関する調査

4 割の中央競技団体が障害者の普及・強化について組織内の委員会で検討

組織内の委員会・小委員会等で、障害者に対する競技の普及・強化について検討している中央競技団体は、全体の 4 割であった。障害者スポーツとして独立した委員会を設置している団体や、委員会内に小委員会を設置して、障害者スポーツの普及・強化を推進する団体もあった。【図表 5-1、5-2】

4 割の中央競技団体が障害者スポーツ団体主催の大会に審判を派遣

障害者スポーツ競技団体主催の各種競技会やスポーツイベントに審判員を派遣している中央競技団体は、全体の 4 割であった。一方で、公認審判員養成のカリキュラムに障害者のスポーツ参加や障害者スポーツ競技会のルール・審判法に関する内容を含んでいる中央競技団体は、2 割弱であった。【図表 5-5、5-7】

主催大会に障害者部門を設置している中央競技団体は 3 割

主催競技会における障害者の部門の設置状況について、3 割の中央競技団体が障害者部門を設置している。参加したアスリートの障害種別は、肢体不自由が 14 団体と最も多く、次いで、視覚障害（7 団体）と知的障害（6 団体）であった。障害者スポーツ競技団体と連携・協力し、競技大会やイベント等を開催した中央競技団体は 4 割であった。【図表 5-10、5-11、5-13】

Ⅱ. 調査報告

（1） 地方自治体における障害者スポーツ行政の現況調査

主な調査結果

多くの自治体で「障害福祉・社会福祉関連部署」が障害者スポーツを所管

障害者スポーツの主たる担当部署は、都道府県では、45 道府県が「障害福祉・社会福祉関連部署」、残りの 2 都県（東京都、佐賀県）が「首長部局のスポーツ担当部署」、市区では、「障害福祉・社会福祉関連部署」が 7 割弱、「教育委員会等のスポーツ担当部署」が 2 割弱であった。2012 年度に実施した調査と同様の結果であった。【図表 1-1、1-25】

大会、教室、講習会の 3 事業を全て実施しているのは、都道府県 4 割、市区 1 割

「障害者スポーツの大会やイベント」「障害者スポーツ教室」「障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティアの養成講習会」の 3 事業全てを実施しているのは、都道府県 4 割、市区 1 割であった。障害者スポーツ大会は全ての都道府県と 7 割弱の市区、障害者スポーツ教室は 4 割の都道府県と 5 割の市区、障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会は 6 割の都道府県と 2 割弱の市区で実施していた。また、3 事業いずれも実施していない市区が 2 割弱あった。【図表 1-2、1-3、1-26、1-27】

障害者スポーツ協会、障害者スポーツ指導者組織と協力して障害者スポーツ大会を実施

障害者スポーツ大会の開催に際して主に協力している団体は、都道府県では都道府県障害者スポーツ協会や障害者スポーツ指導者組織、市区では障害者の当事者団体・家族会等、市区町村社会福祉協議会、体育協会等の一般スポーツ団体であった。また、障害者スポーツ教室の開催に際して主に協力している団体は、都道府県では都道府県障害者スポーツ協会や障害者スポーツ指導者組織、市区では福祉団体や体育協会等の一般のスポーツ団体、リハビリテーションセンターなどであった。【図表 1-5、1-9、1-29、1-33】

大会では全スポの実施競技、教室では水泳、フライングディスク、卓球、ボッチャを実施

障害者スポーツ大会・イベントの実施種目の上位は、都道府県、市区ともに「陸上競技」「フライングディスク」「卓球」「水泳（水中歩行含む）」「ボウリング」となっており、全国障害者スポーツ大会（全スポ）での実施種目が上位を占めた。また、障害者スポーツ教室の実施種目は、都道府県、市区ともに「水泳（水中歩行含む）」「フライングディスク」「卓球」「ボッチャ」が上位であった。【図表 1-6、1-10、1-30、1-34】

障害者スポーツを推進する体制や事業は自治体により様々

障害者スポーツの推進体制は、自治体により様々だが、各地で特徴的な取組が見られる。新潟県は、指導者養成講習会を地域の持ち回り開催にすることで、県内全域における指導員の養成を図っている。静岡県は、全国障害者スポーツ大会の開催を契機に、都道府県競技団体との連携を強化した。川崎市では、身体障害者協会内の障害者社会参加推進センターが障害者スポーツ振興の担い手となることで、障害別の当事者団体との連携が図られている。

1．調査概要

1．1　調査目的

本調査は、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市及び特別区における障害者のスポーツ・レクリエーション活動の実情やニーズを明らかにすることによって、地域における健常者と障害者が一体となったスポーツ・レクリエーション活動の充実方策に資するデータの把握及び分析を行う。

1．2　調査対象

都道府県、市区※の 173 自治体を対象とした。

※本調査における市区は、政令指定都市、中核市、特例市及び特別区を指す

1．3　調査方法及び回収結果

【調査 1】質問紙調査

(1) 調査方法

記名式の質問紙調査
回答は、郵送、電子メールで受け付けた。

(2) 調査内容

・障害者スポーツの主たる担当部署
・主催又は共催した障害者スポーツの大会やイベント
・主催又は共催した障害者スポーツの教室
・主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者ボランティアの養成講習会
・障害者スポーツ協会
・障害者スポーツの競技団体・種目団体
・公共施設における障害者スポーツの活動
・障害者スポーツ行政の文部科学省への移管の影響

(3) 回収結果

回答数は 167 件（回収率 96.5%）、うち都道府県 47 件（回収率 100.0%）、市区 120 件（回収率 95.2%）であった。

(4) 調査期間

2014 年 8 月 18 日～2014 年 9 月 16 日

【調査 2】事例調査（ヒアリング調査）

(1) 調査方法

障害者スポーツ振興体制や事業の実施状況などについて、都道府県・市区の障害者スポーツ担当部署の担当者に対し、聞き取りによる調査を実施し、3 件の自治体の事例をまとめた。

(2) 調査内容

特徴的な事業（障害者スポーツ大会、障害者スポーツ教室、障害者スポーツ指導者の養成講習会など）の開催状況、関連団体との連携状況、バリアフリー化の改修をしたスポーツ施設、障害者スポーツ担当部局の移管・再編にあたっての影響など

(3) 調査期間

2014 年 12 月～2015 年 1 月

2. 調査結果(質問紙調査)

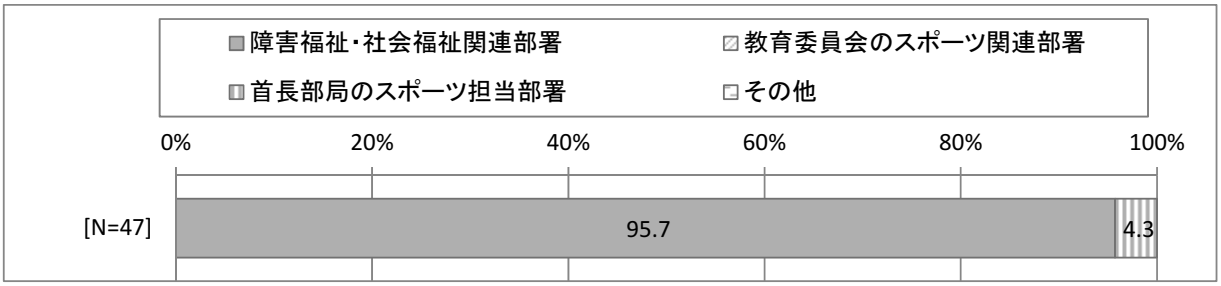
2. 1　都道府県

(1) 障害者スポーツ担当部署と実施事業について

①障害者スポーツの主たる担当部署

都道府県における障害者スポーツの主たる担当部署について、「障害福祉・社会福祉関連部署」(95.7%)がほとんどで、その他は、「首長部局のスポーツ担当部署」(4.3%)であった(図表 1-1)。

図表 1-1　障害者スポーツの主たる担当部署(都道府県)

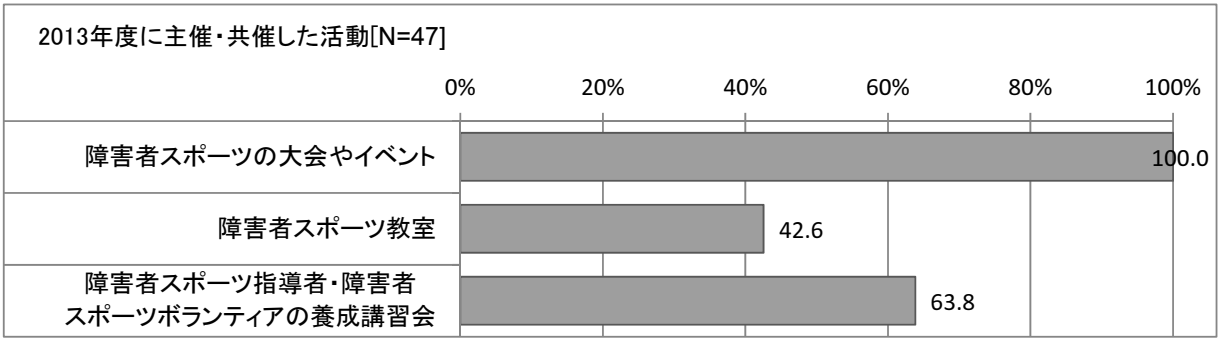


②主催又は共催した事業

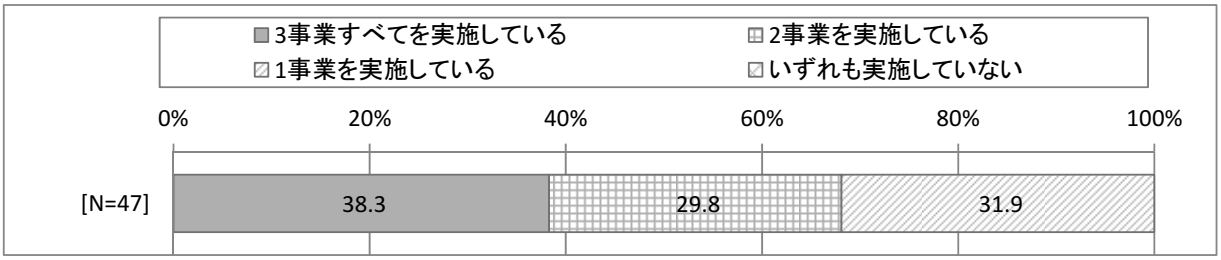
都道府県が 2013 年度に主催又は共催した事業について、「障害者スポーツの大会やイベント」は全ての都道府県で実施しており、「障害者スポーツ教室」が 42.6%、「障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティアの養成講習会」が 63.8%であった(図表 1-2)。

また、上記の 3 種類の事業のうち、3 事業全てを実施している都道府県は 38.3%、2 事業を実施しているのは 29.8%、1 事業を実施しているのは 31.9%であった(図表 1-3)。

図表 1-2　2013 年度に主催又は共催した障害者スポーツ事業の実施状況(都道府県)



図表 1-3　2013 年度に主催又は共催した障害者スポーツ 3 事業の実施状況(都道府県)



注) 3 事業は「障害者スポーツの大会やイベント」「障害者スポーツ教室」「障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティアの養成講習会」

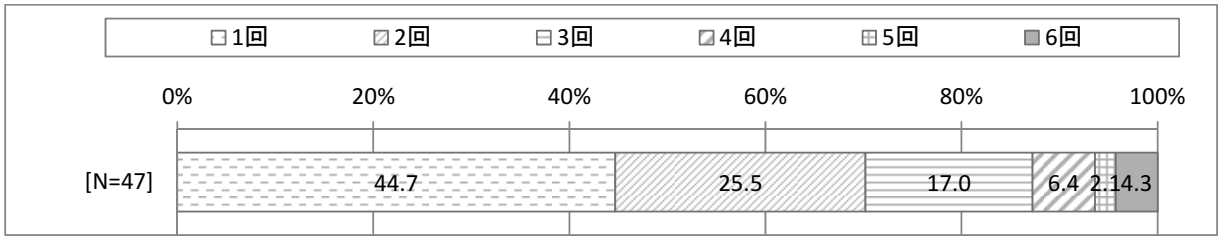
(2) 主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントについて

47 都道府県が 2013 年度に主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントの総数は 98 であった。

①主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベント数

都道府県が主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベント数は、「1 回」(44.7%)が最も多く、次いで「2 回」(25.5%)、「3 回」(17.0%)であった(図表 1-4)。

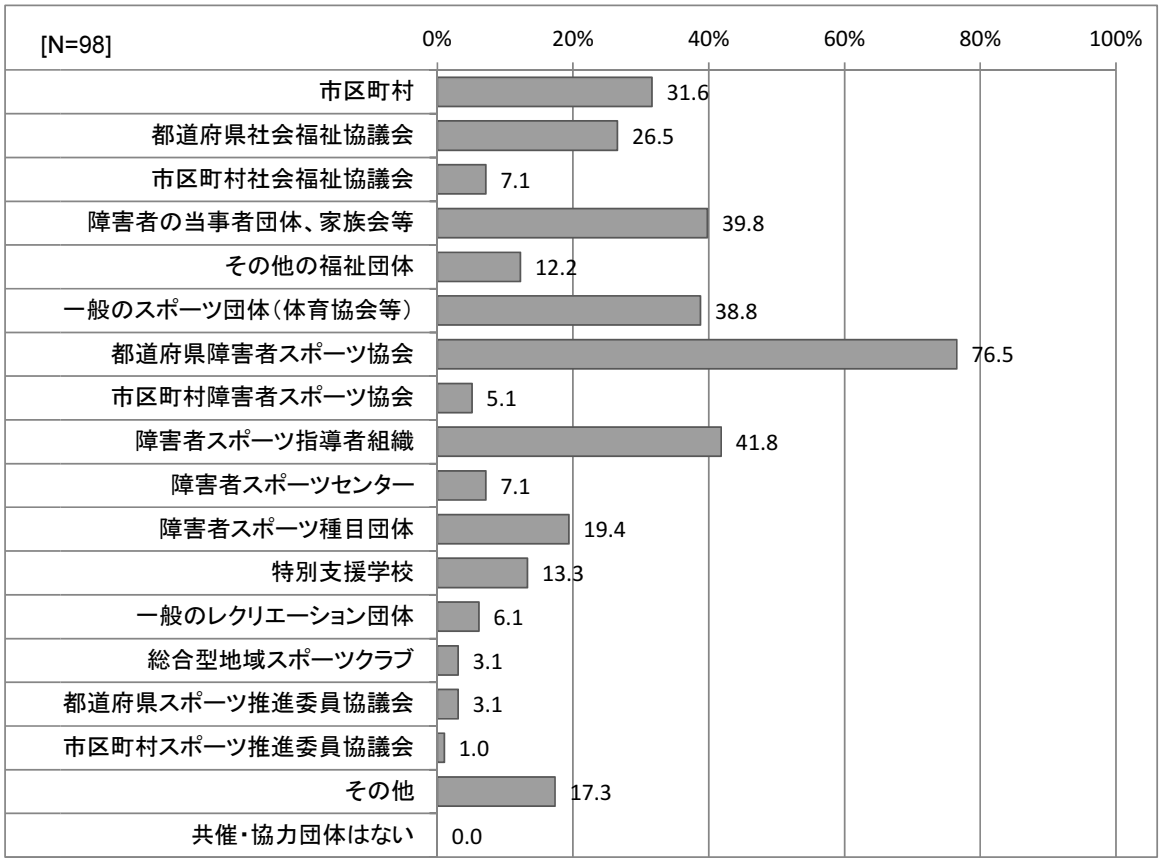
図表 1-4 主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベント数(都道府県)



②主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントの共催・協力団体

都道府県が主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントの共催・協力団体については、「都道府県障害者スポーツ協会」(76.5%)が最も多く、次いで「障害者スポーツ指導者組織」(41.8%)、「障害者の当事者団体、家族会等」(39.8%)、「一般のスポーツ団体(体育協会等)」(38.8%)であった(図表 1-5)。「その他」(17.3%)には、自衛隊、理学療法士会、ボランティアサークルなどがあった。

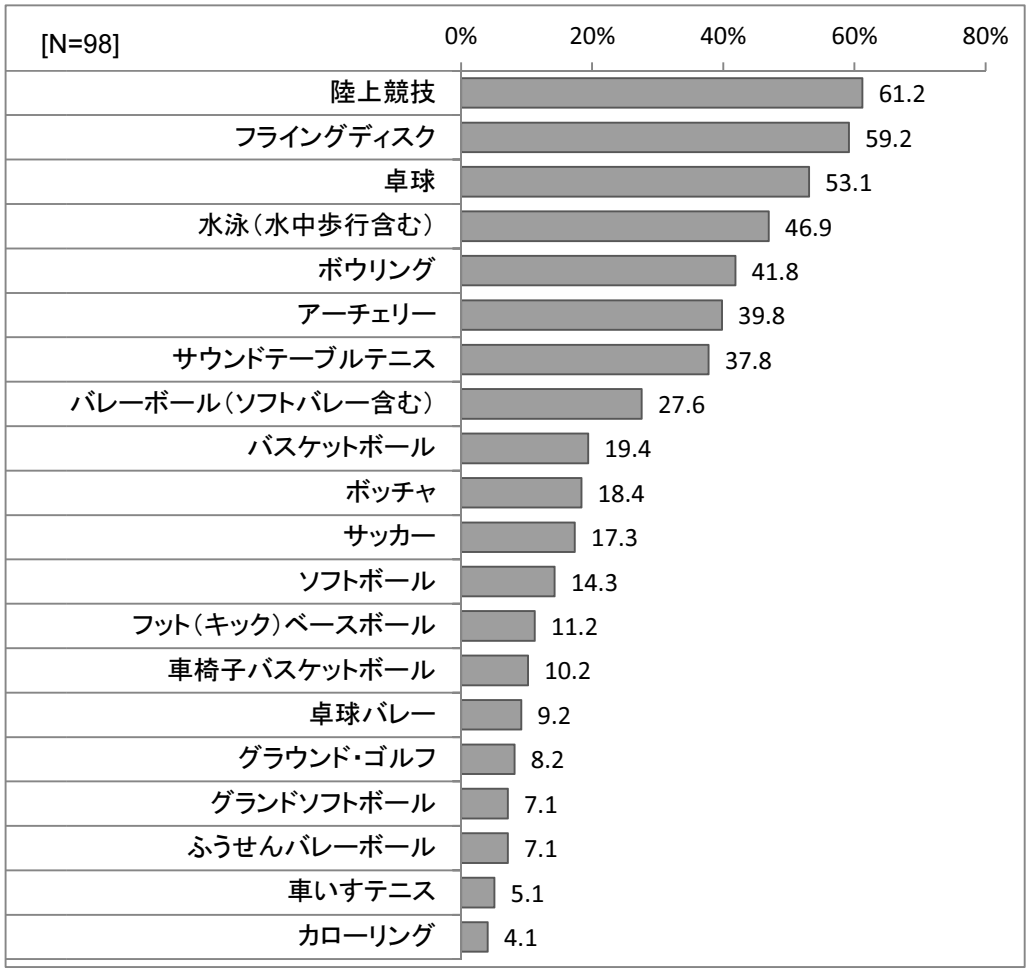
図表 1-5 主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントの共催・協力団体(都道府県)



③主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントの実施種目

都道府県が主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントの実施種目については、「陸上競技」（61.2%）が最も多く、次いで「フライングディスク」（59.2%）、「卓球」（53.1%）、「水泳（水中歩行含む）」（46.9%）であり、全国障害者スポーツ大会で実施されている種目が上位を占めた（図表 1-6）。

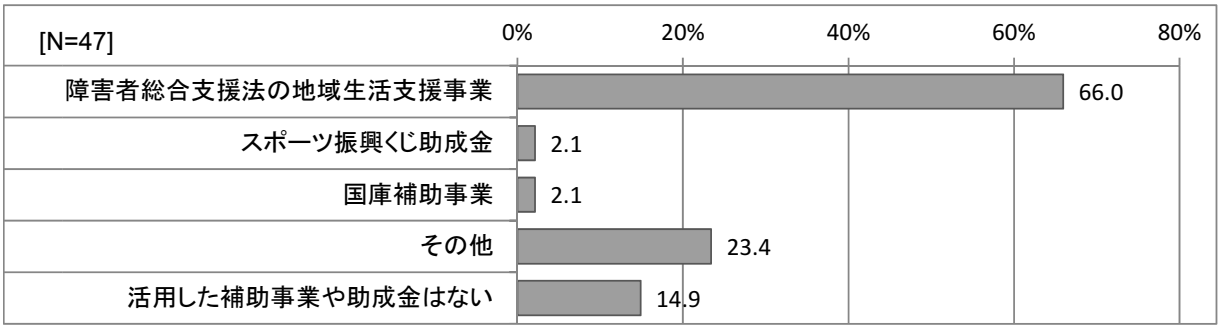
図表 1-6　主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントの実施種目〈上位 20 種目〉（都道府県）



④主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントに活用した補助事業・助成金

都道府県が主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントに活用した補助事業・助成金については、「障害者総合支援法の地域生活支援事業」(66.0%)が最も多かった。「その他」(23.4%)には、中部財団、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の記念基金などがあった(図表 1-7)。「活用した補助事業や助成金はない」は 14.9%であった。

図表 1-7 主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントに活用した補助事業・助成金(都道府県)



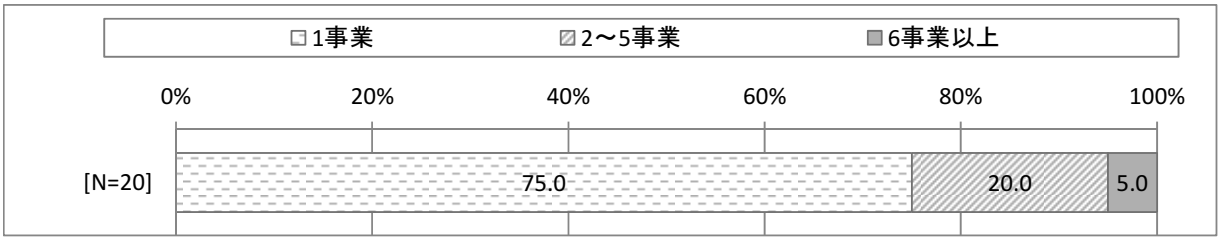
(3) 主催又は共催した障害者スポーツ教室

47 都道府県のうち、2013 年度に障害者スポーツ教室を主催又は共催したのは 20 都道府県であり、合計 45 事業が開催された。

①主催又は共催した障害者スポーツ教室の事業数

都道府県が主催又は共催した障害者スポーツ教室の事業数は、「1 事業」(75.0%)が最も多く、次いで「2～5 事業」(20.0%)、「6 事業以上」(5.0%)であった(図表 1-8)。

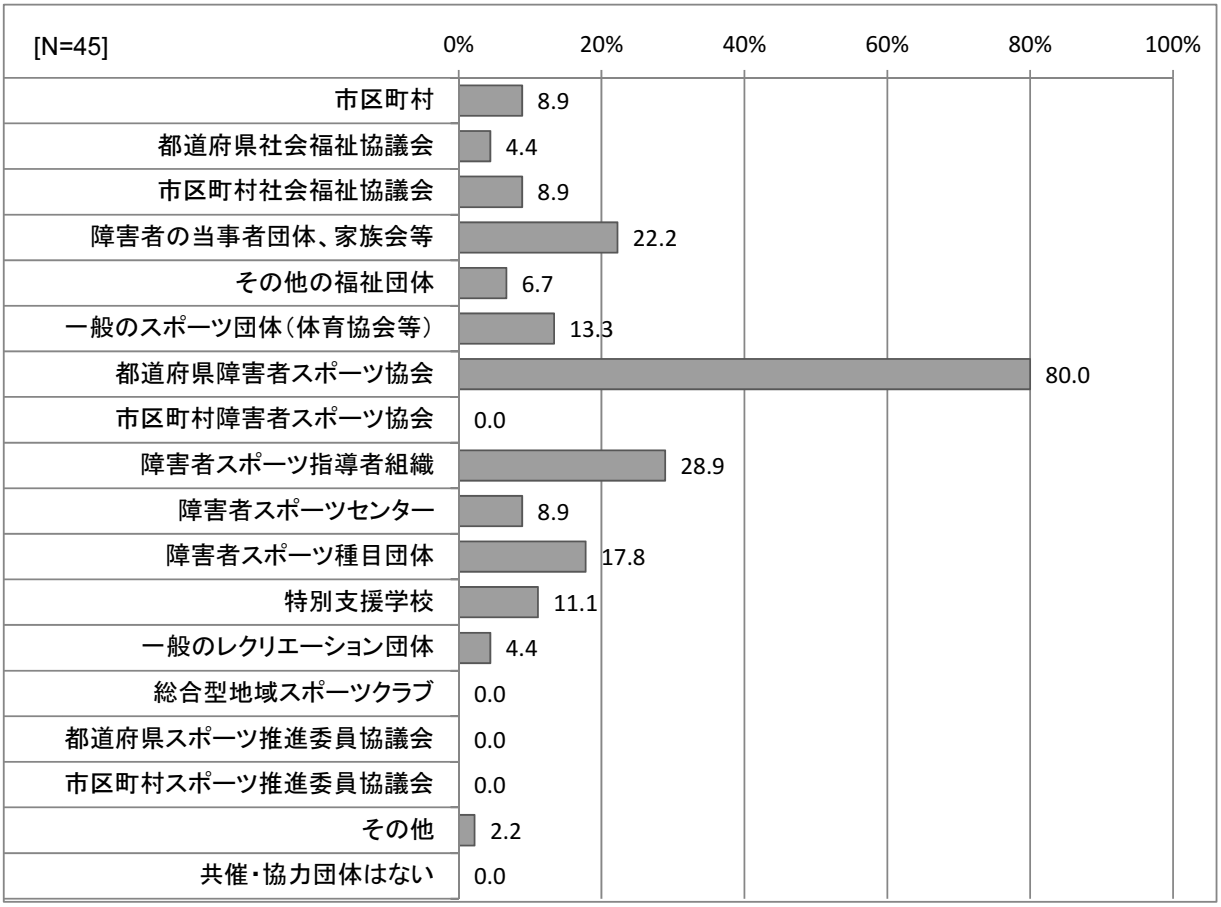
図表 1-8 主催又は共催した障害者スポーツ教室の事業数(都道府県)



②主催又は共催した障害者スポーツ教室の共催・協力団体

都道府県が主催又は共催した障害者スポーツ教室の共催・協力団体については、「都道府県障害者スポーツ協会」(80.0%)が最も多く、次いで「障害者スポーツ指導者組織」(28.9%)、「障害者の当事者団体、家族会等」(22.2%)であった(図表 1-9)。

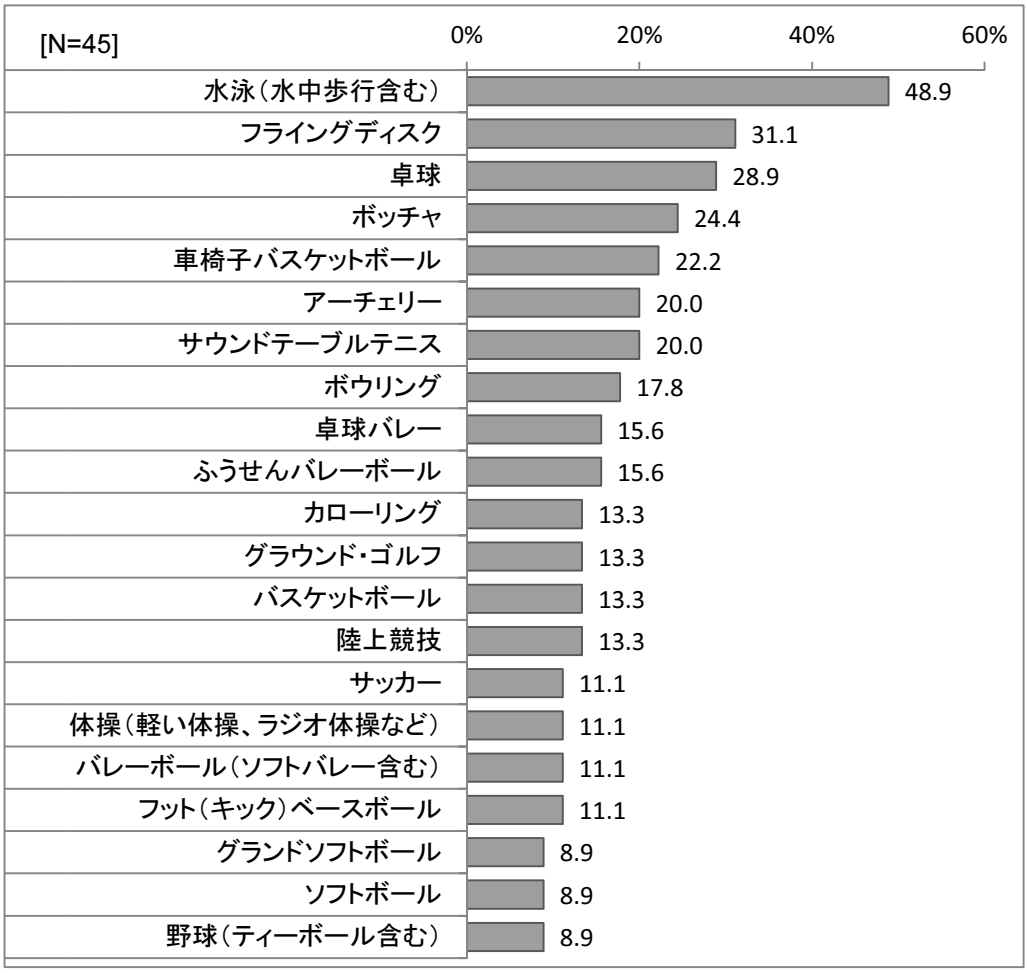
図表 1-9 主催又は共催した障害者スポーツ教室の共催・協力団体(都道府県)



③主催又は共催した障害者スポーツ教室の実施種目

都道府県が主催又は共催した障害者スポーツ教室の実施種目については、「水泳（水中歩行含む）」（48.9%）が最も多く、次いで「フライングディスク」（31.1%）、「卓球」（28.9%）、「ボッチャ」（24.4%）であった（図表 1-10）。

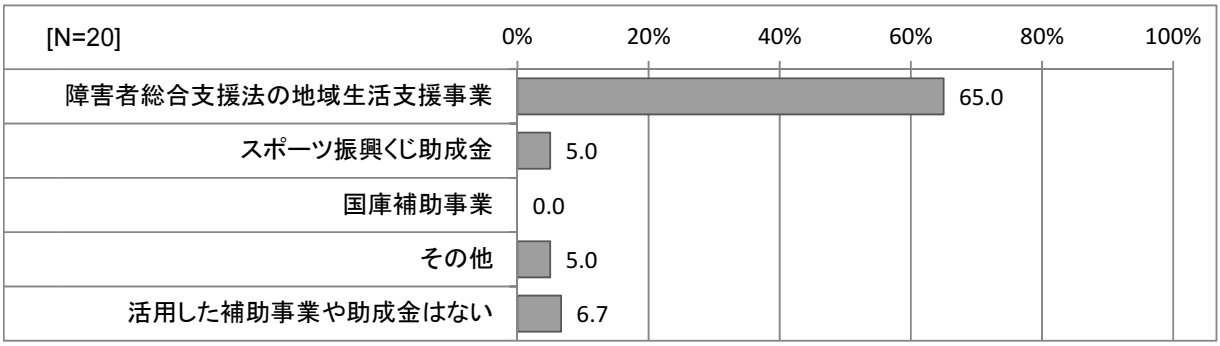
図表 1-10 主催又は共催した障害者スポーツ教室の実施種目〈上位 20 種目〉（都道府県）



④主催又は共催した障害者スポーツ教室に活用した補助事業・助成金

都道府県が主催又は共催した障害者スポーツ教室に活用した補助事業・助成金については、「障害者総合支援法の地域生活支援事業」(65.0%)が最も多かった(図表 1-11)。「活用した補助事業や助成金はない」は 6.7%であった。

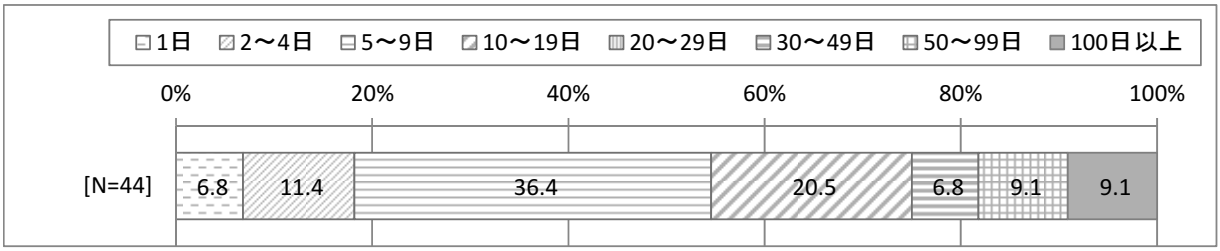
図表 1-11 主催又は共催した障害者スポーツ教室に活用した補助事業・助成金(都道府県)



⑤主催又は共催した障害者スポーツ教室の開催日数

都道府県が主催又は共催した障害者スポーツ教室の開催日数については、「5～9 日」(36.4%)が最も多く、次いで「10～19 日」(20.5%)であった(図表 1-12)。平均値は 30.1 日、最大値は 204 日であった。

図表 1-12 主催又は共催した障害者スポーツ教室の開催日数(都道府県)



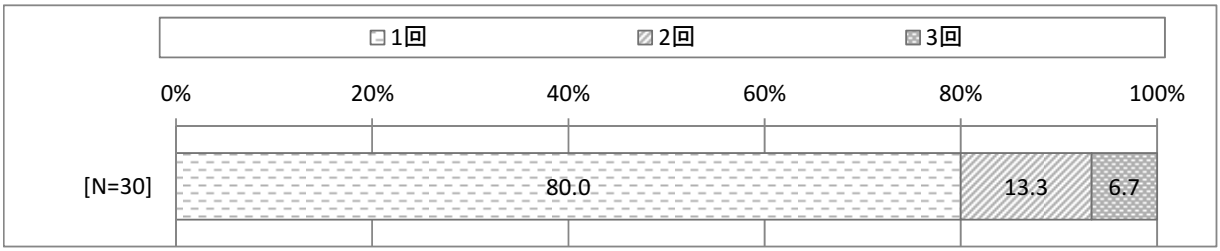
(4) 主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会

47 都道府県のうち、2013 年度に障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会を主催又は共催したのは、30 都道府県であり、合計 38 の養成講習会が開催された。

①主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会の数

都道府県が主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会の数は、「1 回」(80.0%)が最も多く、次いで「2 回」(13.3%)であった(図表 1-13)。

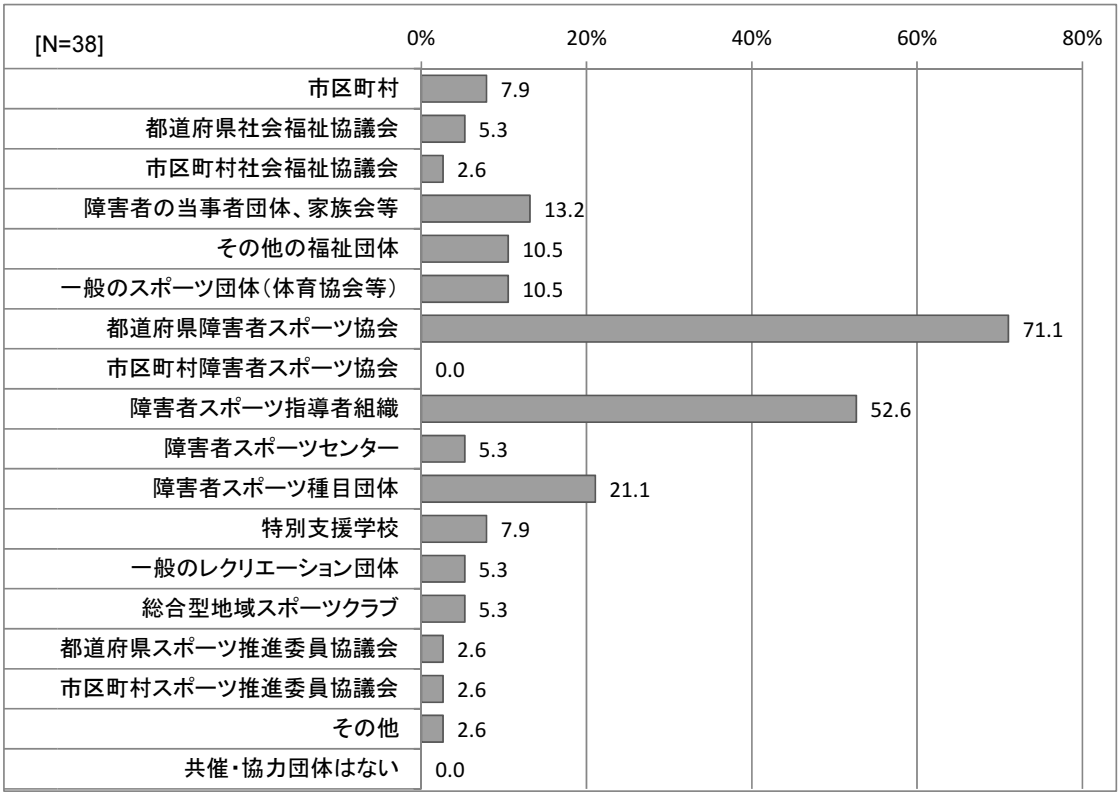
図表 1-13 主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会数(都道府県)



②主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会の共催・協力団体

都道府県が主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会の共催・協力団体については、「都道府県障害者スポーツ協会」(71.1%)が最も多く、次いで「障害者スポーツ指導者組織」(52.6%)であった(図表 1-14)。

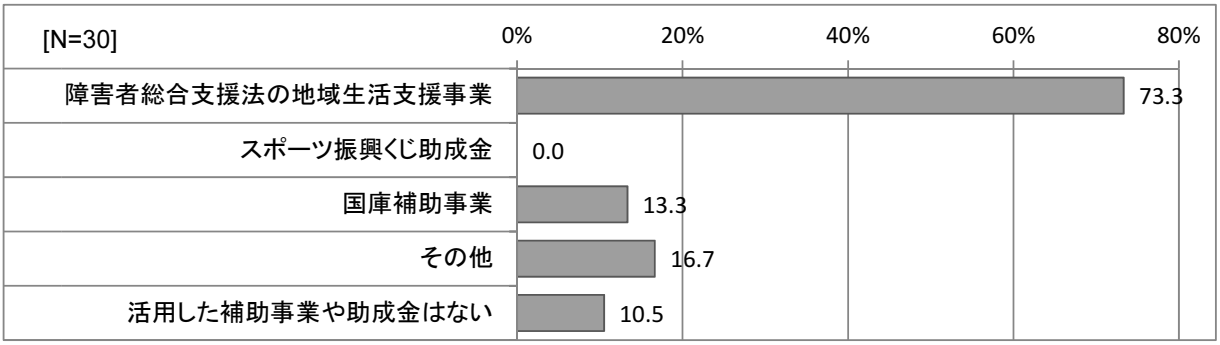
図表 1-14 主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会の共催・協力団体(都道府県)



③主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会に活用した補助事業・助成金

都道府県が主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会に活用した補助事業・助成金については、「障害者総合支援法の地域生活支援事業」(73.3%)が最も多かった(図表 1-15)。「その他」(16.7%)は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の記念基金や緊急雇用創出基金などであった。「活用した補助事業や助成金はない」は 10.5%であった。

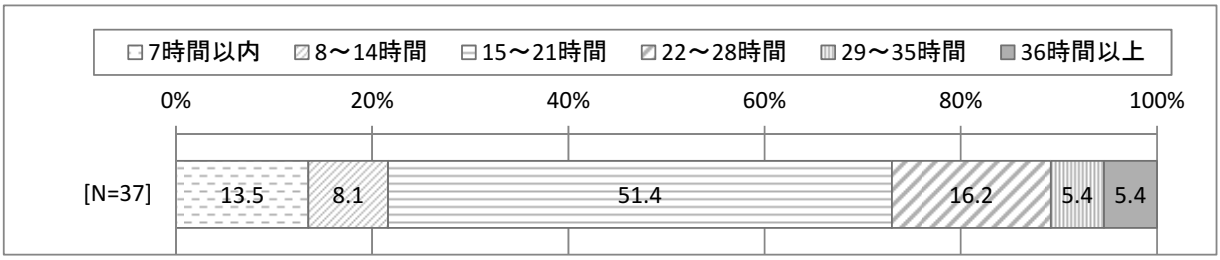
図表 1-15 主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会に活用した補助事業・助成金(都道府県)



④主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会の講習時間

都道府県が主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会の講習時間については、「15～21 時間」(51.4%)が最も多く、次いで「22～28 時間」(16.2%)であった(図表 1-16)。平均値は 23.1 時間であった。

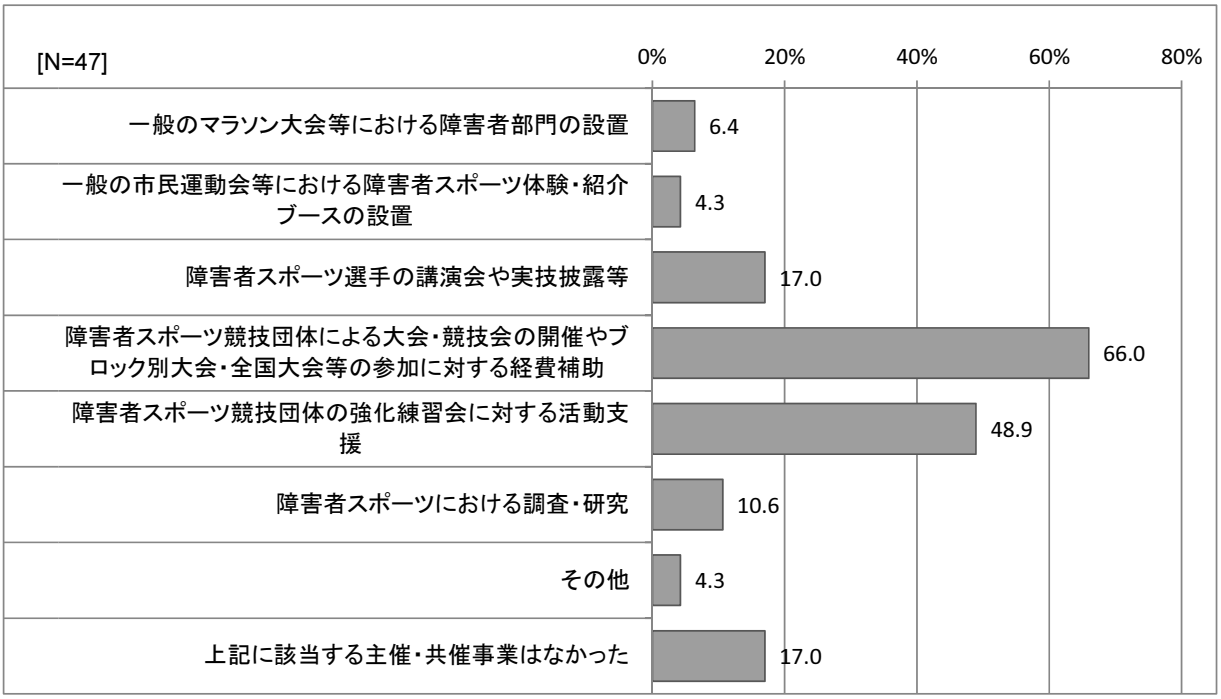
図表 1-16 主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会の講習時間数(都道府県)



(5) 主催又は共催したその他の障害者スポーツ関連事業

都道府県が 2013 年度に主催又は共催した「障害者スポーツの大会やイベント」「障害者スポーツ教室」「障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティアの養成講習会」以外の障害者スポーツ関連事業については、「障害者スポーツ競技団体による大会・競技会の開催やブロック別大会・全国大会等の参加に対する経費補助」(66.0%)が最も多く、次いで「障害者スポーツ競技団体の強化練習会に対する活動支援」(48.9%)であった(図表 1-17)。

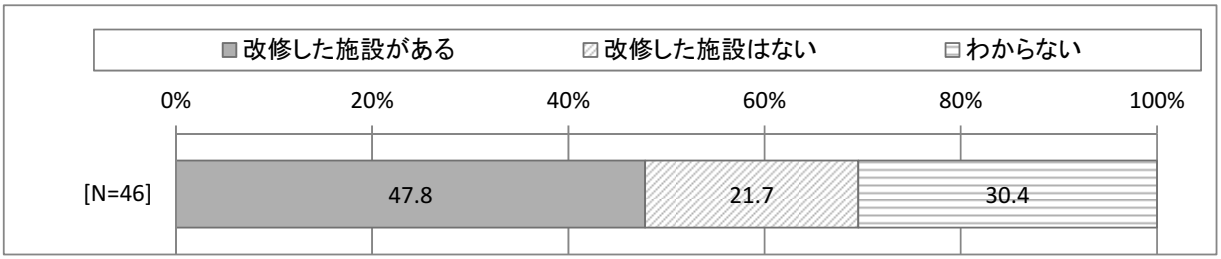
図表 1-17 2013 年度に主催又は共催した障害者スポーツに関する事業の実施状況(都道府県)



(6) バリアフリー化の改修をしたスポーツ施設

都道府県が過去3年間にバリアフリー化の改修をしたスポーツ施設について、「改修した施設がある」が 47.8%、「改修した施設はない」が 21.7%であった(図表 1-18)。

図表 1-18 過去3年間にバリアフリー化の改修をしたスポーツ施設の有無(都道府県)

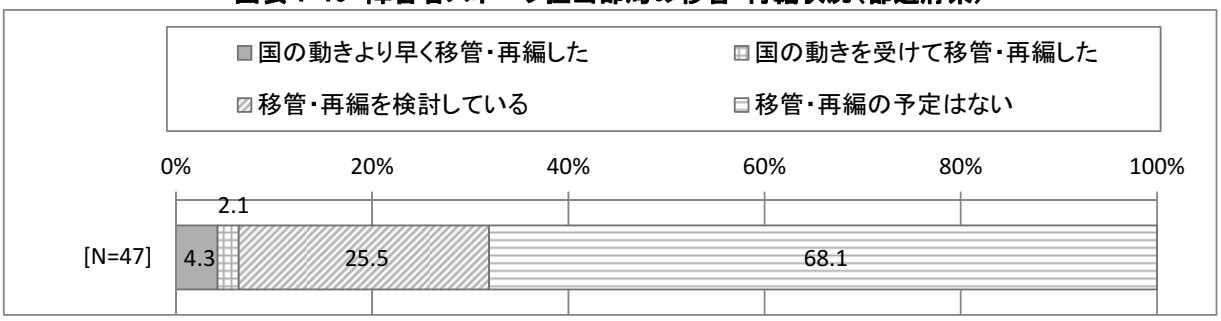


(7) 障害者スポーツ行政の文部科学省への移管の影響について

①障害者スポーツ担当部局の移管・再編

都道府県において、障害者スポーツ担当部局の移管・再編については、「移管・再編の予定はない」が約 7 割であった(図表 1-19)。移管・再編をしたのは 6.4%であった。

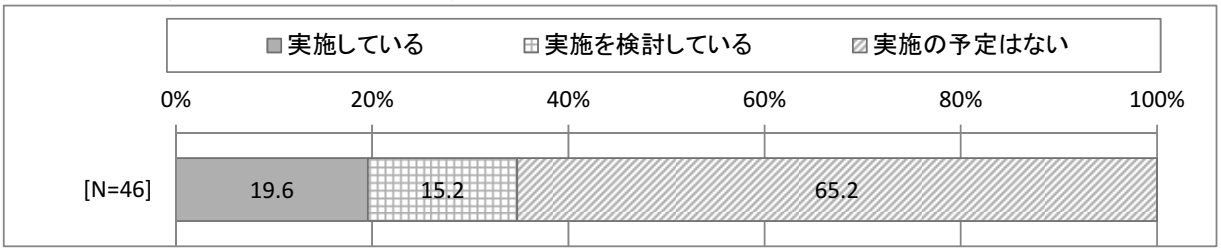
図表 1-19 障害者スポーツ担当部局の移管・再編状況(都道府県)



②スポーツ推進委員の障害者スポーツ関連事業への参画状況

都道府県において、スポーツ推進委員の障害者スポーツ関連事業への参画状況について、「実施の予定はない」が 65.2%で、「実施している」は 19.6%であった(図表 1-20)。

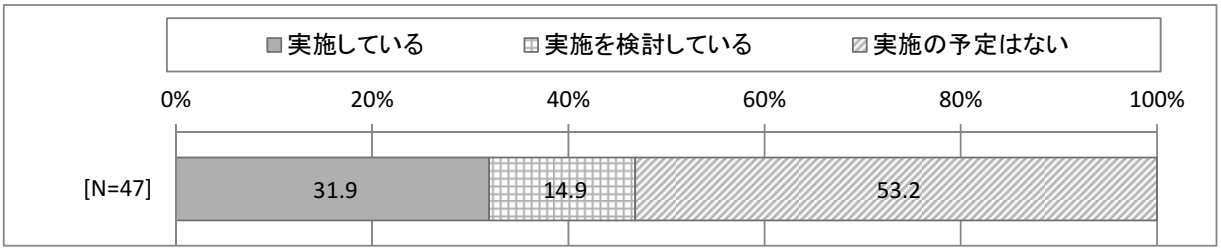
図表 1-20 スポーツ推進委員の障害者スポーツ関連事業への参画状況(都道府県)



③特別支援学校の体育・スポーツ活動の充実への取組

都道府県において、特別支援学校の体育・スポーツ活動の充実への取組について、「実施の予定はない」が 53.2%で、「実施している」は 31.9%であった(図表 1-21)。

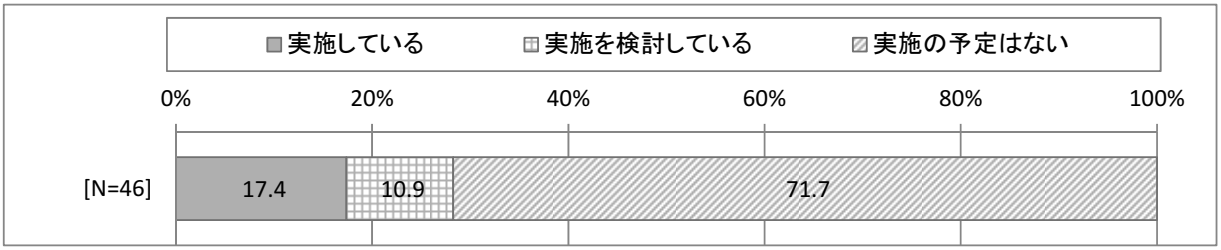
図表 1-21 特別支援学校の体育・スポーツ活動の充実への取組(都道府県)



④重度・重複障害者を対象とした事業の実施状況

都道府県において、重度・重複障害者を対象とした事業の実施状況について、「実施の予定はない」は 71.7%で、「実施している」は 17.4%であった(図表 1-22)。

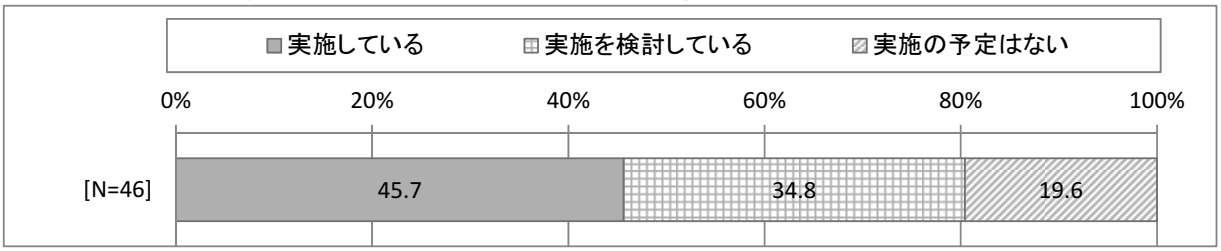
図表 1-22 重度・重複障害者を対象とした事業の実施状況(都道府県)



⑤障害者スポーツにおける選手強化の実施状況

都道府県において、障害者スポーツにおける選手強化の実施状況について、「実施している」は 45.7%で、「実施の予定はない」は 19.6%であった(図表 1-23)。実施している都道府県のうち、約 9 割が 2010 年以降に選手強化を開始していた。

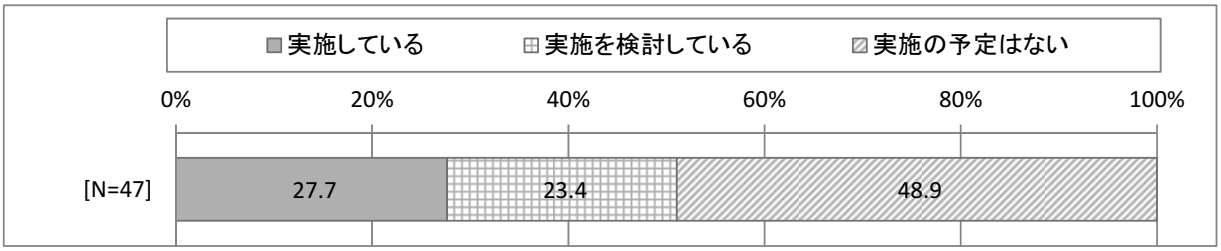
図表 1-23 障害者スポーツにおける選手強化の実施状況(都道府県)



⑥公共スポーツ施設における障害者の利用促進状況

都道府県において、公共スポーツ施設における障害者の利用促進状況について、「実施の予定はない」は 48.9%で、「実施している」は 27.7%であった(図表 1-24)。

図表 1-24 公共スポーツ施設における障害者の利用促進状況(都道府県)



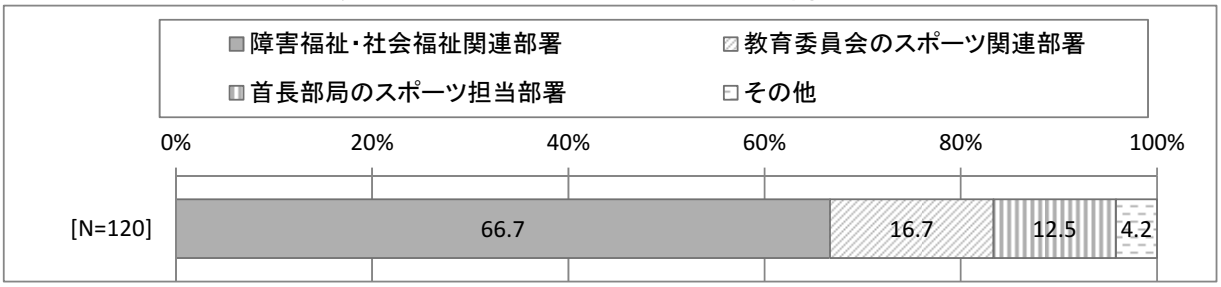
2. 2　市区（政令指定都市、中核市、特例市及び特別区）

(1) 障害者スポーツ担当部署と実施事業について

①障害者スポーツの主たる担当部署

市区における障害者スポーツの主たる担当部署については、「障害福祉・社会福祉関連部署」(66.7%)が最も多く、次いで「教育委員会のスポーツ関連部署」(16.7%)であった(図表 1-25)。「その他」(4.2%)は、障害福祉・社会福祉関連部署とスポーツ関連部署が連携している、などの回答であった。

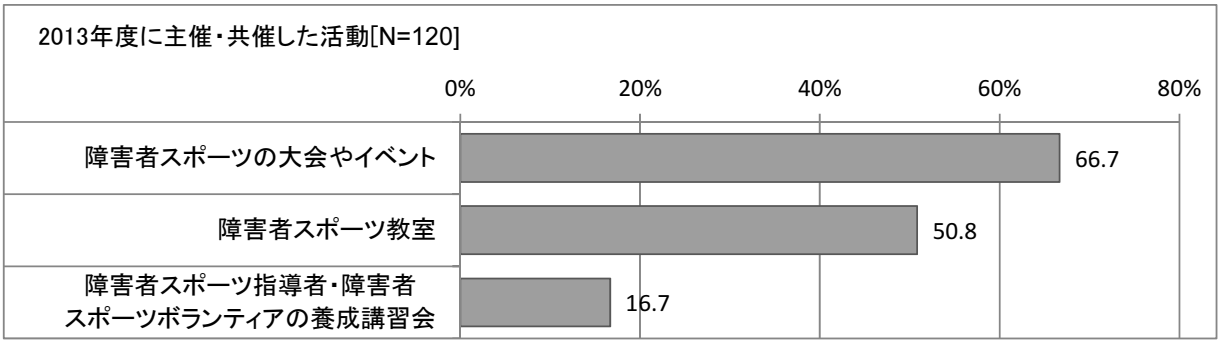
図表 1-25　障害者スポーツの主たる担当部署(市区)



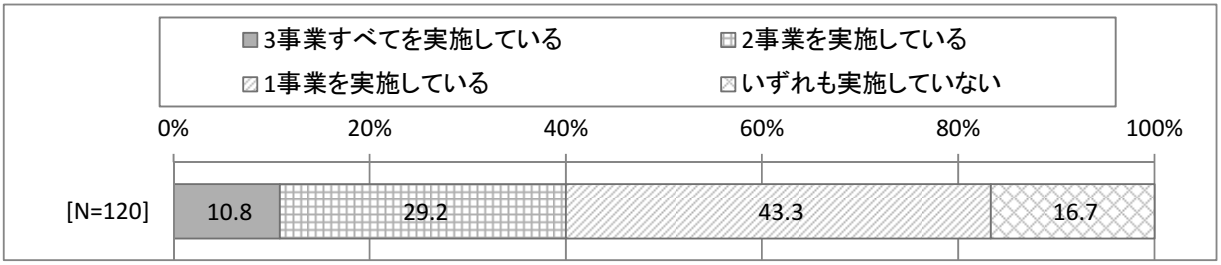
②主催又は共催した事業

市区が 2013 年度に主催又は共催した事業について、「障害者スポーツの大会やイベント」が 66.7%、「障害者スポーツ教室」が 50.8%、「障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティアの養成講習会」が 16.7%であった(図表 1-26)。また、上記の 3 種類の事業のうち、3 事業全てを実施している市区は 10.8%、2 事業を実施しているのは 29.2%、1 事業を実施しているのは 43.3%、いずれも実施していない市区は 16.7%であった(図表 1-27)。

図表 1-26　2013 年度に主催又は共催した障害者スポーツ事業の実施状況(市区)



図表 1-27　2013 年度に主催又は共催した障害者スポーツ 3 事業の実施状況(市区)



注）3 事業は「障害者スポーツの大会やイベント」「障害者スポーツ教室」「障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティアの養成講習会」

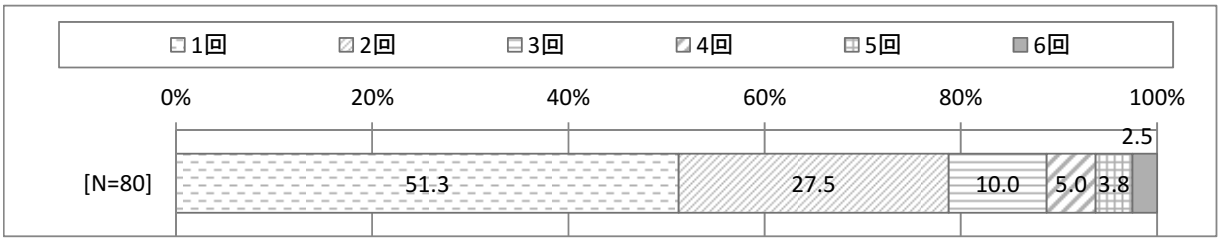
(2) 主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントについて

回答のあった 120 の市区のうち、2013 年度に障害者スポーツ大会・イベントを主催又は共催したのは、80 市区で、合計 152 の障害者スポーツ大会・イベントが開催された。

①主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベント数

市区が主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベント数は、「1 回」(51.3%)が最も多く、次いで「2 回」(27.5%)であった(図表 1-28)。平均値は 1.3 回であった。

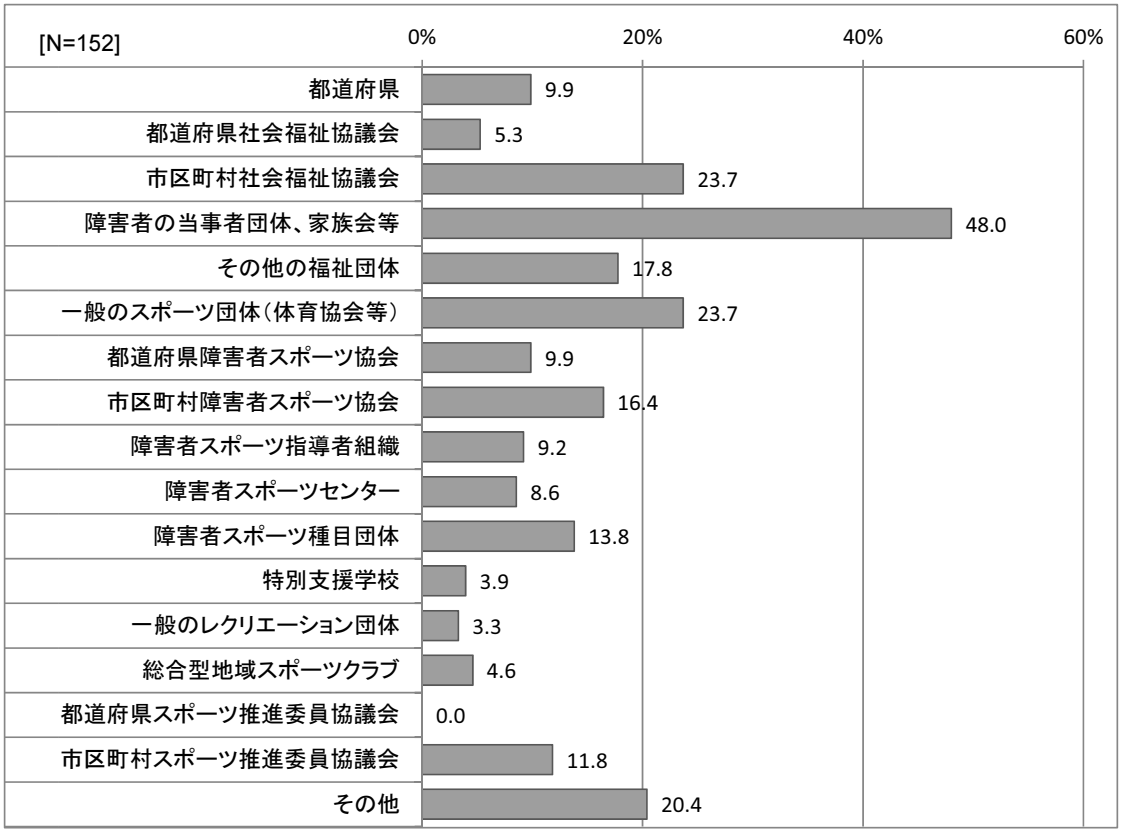
図表 1-28 主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベント数(市区)



②主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントの共催・協力団体

市区が主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントの共催・協力団体については、「障害者の当事者団体、家族会等」(48.0%)が最も多く、次いで、「市区町村社会福祉協議会」「一般のスポーツ団体(体育協会等)」(23.7%)であった(図表 1-29)。「その他」(20.4%)は、学校、医師会、地域連合、スペシャルオリンピックス日本などであった。

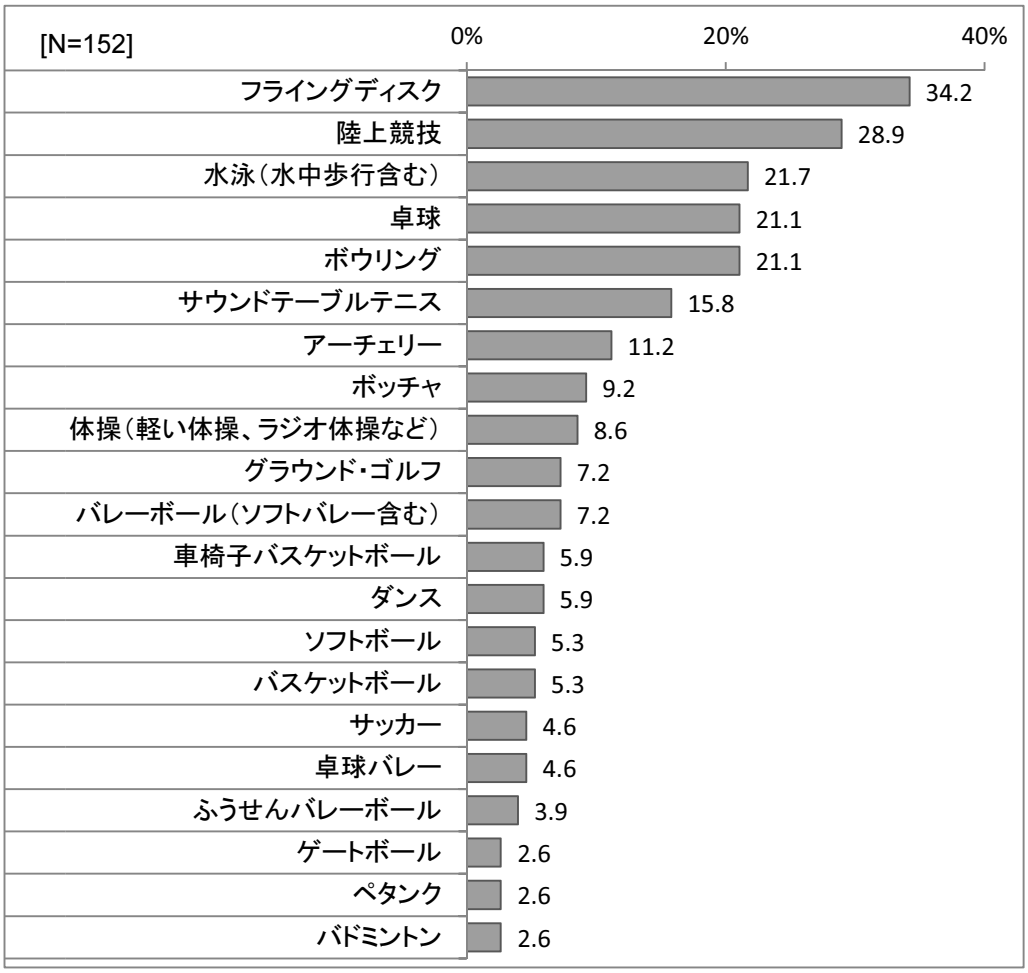
図表 1-29 主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントの共催・協力団体(市区)



③主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントの実施種目

市区が主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントの実施種目については、「フライングディスク」(34.2%)が最も多く、次いで「陸上競技」(28.9%)、「水泳(水中歩行含む)」(21.7%)であり、全国障害者スポーツ大会で実施されている種目が上位を占めた(図表 1-30)。

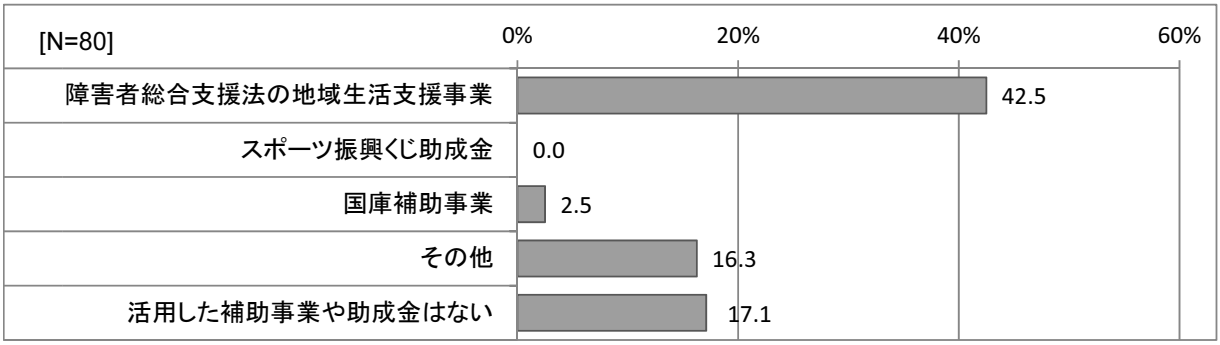
図表 1-30 主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントの実施種目〈上位 20 種目〉(市区)



④主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントに活用した補助事業・助成金

市区が主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントに活用した補助事業・助成金については、「障害者総合支援法の地域生活支援事業」(42.5%)が最も多かった。「その他」(16.3%)は、開拓推進事業、市町村広域行政助成事業などであった(図表 1-31)。「障害者総合支援法の地域生活支援事業」を活用した市区を障害者スポーツの主管部署別に見ると、約 9 割が「障害福祉・社会福祉関連部署」であった。

図表 1-31 主催又は共催した障害者スポーツ大会・イベントに活用した補助事業・助成金(市区)



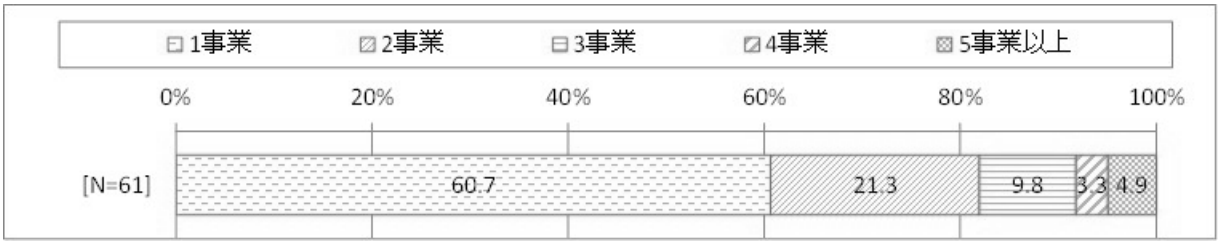
(3) 主催又は共催した障害者スポーツ教室

市区において、2013 年度に障害者スポーツ教室を主催又は共催したのは 61 市区であり、合計 114 事業が開催された。

①主催又は共催した障害者スポーツ教室の事業数

市区が主催又は共催した障害者スポーツ教室の事業数は、「1 事業」(60.7%)が最も多く、次いで「2 事業」(21.3%)、「3 事業」(9.8%)であった(図表 1-32)。

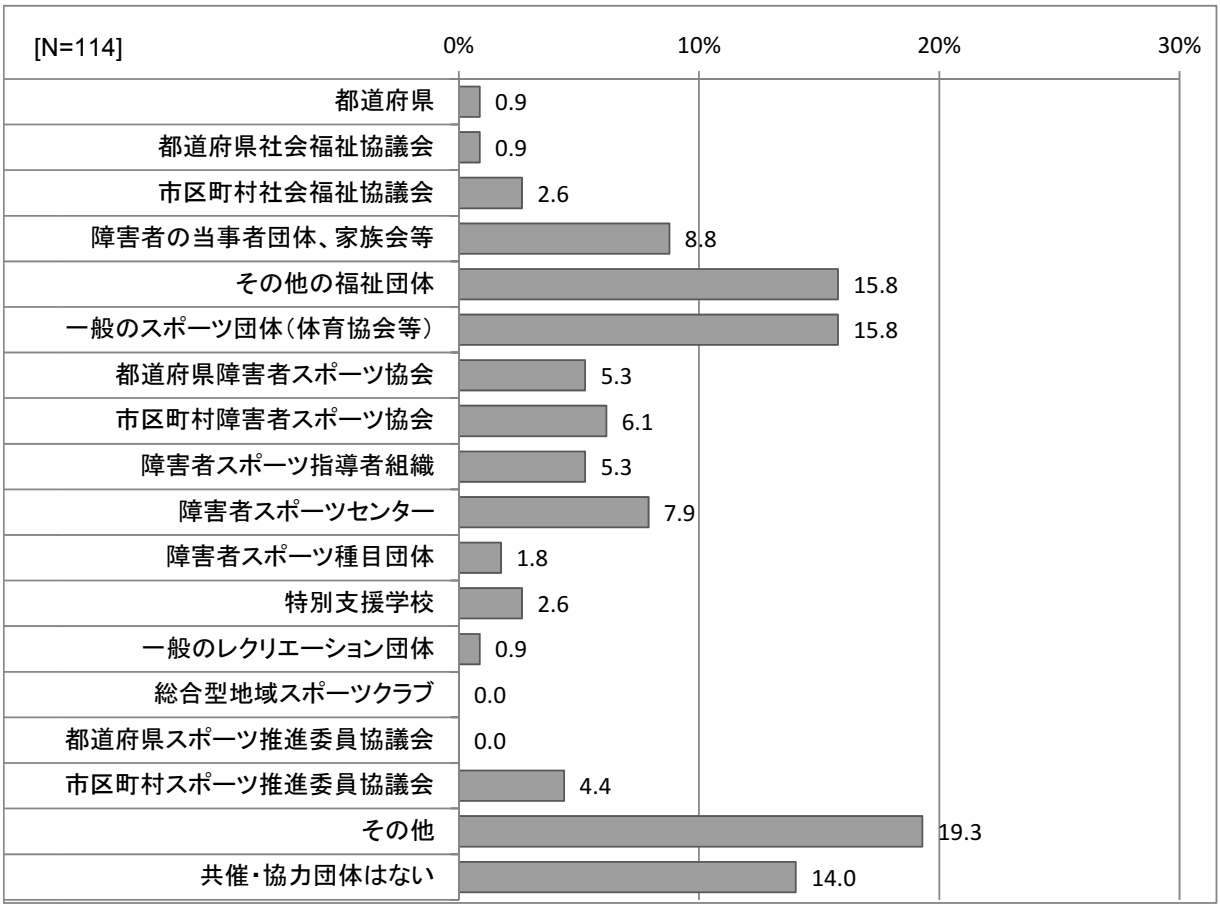
図表 1-32 主催又は共催した障害者スポーツ教室の事業数(市区)



②主催又は共催した障害者スポーツ教室の共催・協力団体

市区が主催又は共催した障害者スポーツ教室の共催・協力団体については、「その他の福祉団体」「一般のスポーツ団体(体育協会等)」が 15.8%であった(図表 1-33)。「その他」(19.3%)は、スポーツ振興財団、障害者推進センター、リハビリテーションセンターなどであった。「共催・協力団体はない」は、14.0%であった。

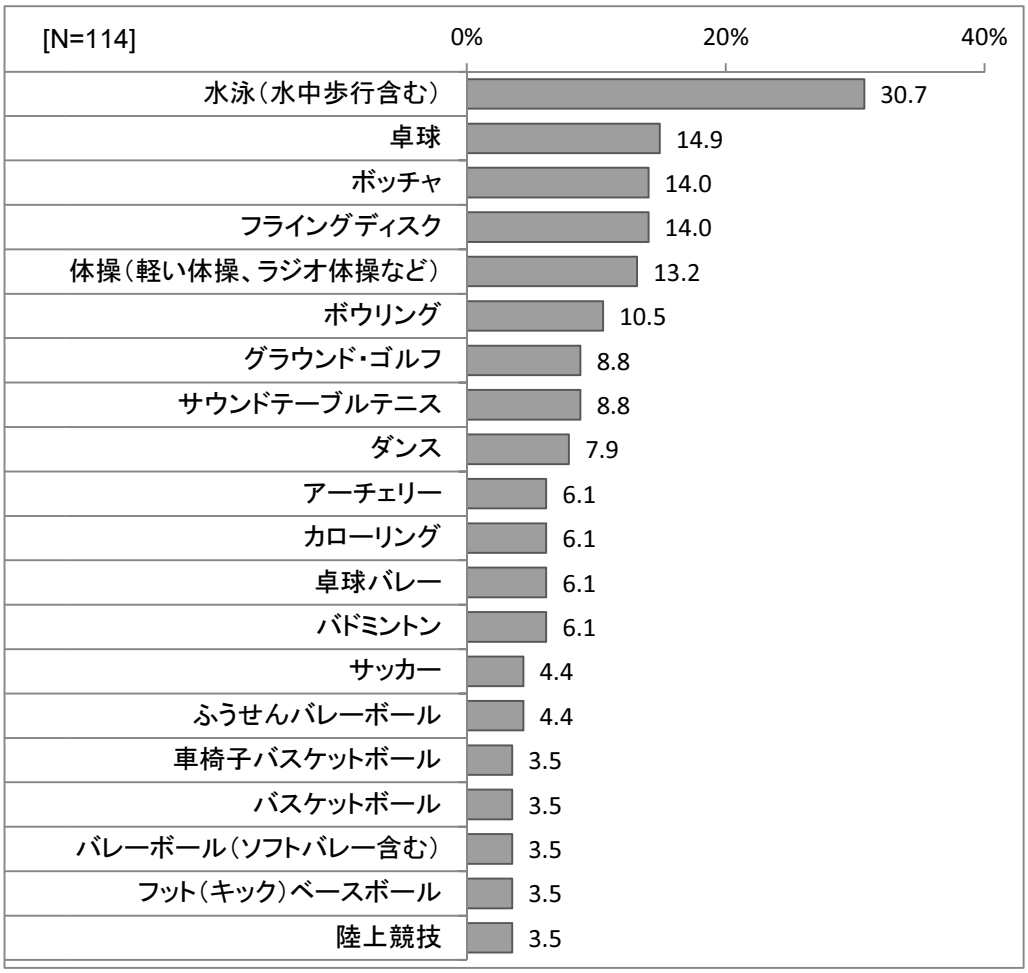
図表 1-33 主催又は共催した障害者スポーツ教室の共催・協力団体(市区)



③主催又は共催した障害者スポーツ教室の実施種目

市区が主催又は共催した障害者スポーツ教室の実施種目については、「水泳（水中歩行含む）」（30.7%）が最も多く、次いで「卓球」（14.9%）、「ボッチャ」（14.0%）、「フライングディスク」（14.0%）であった（図表 1-34）。

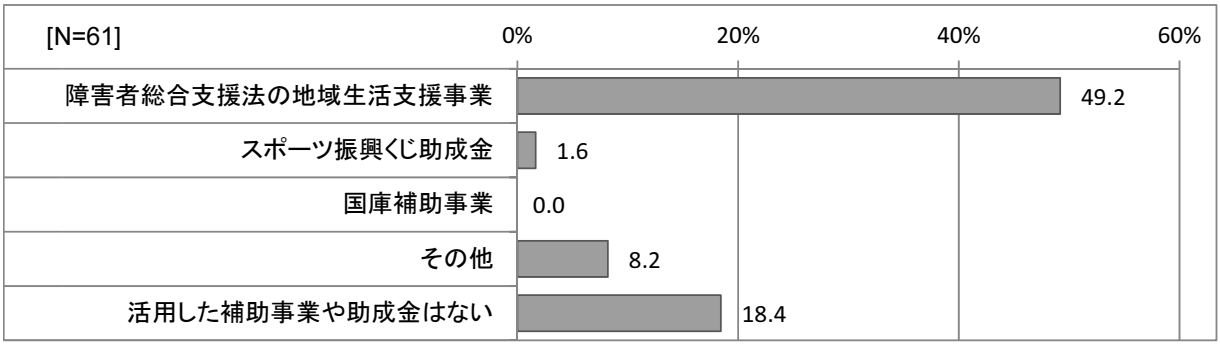
図表 1-34 主催又は共催した障害者スポーツ教室の実施種目〈上位 20 種目〉（市区）



④主催又は共催した障害者スポーツ教室に活用した補助事業・助成金

市区が主催又は共催した障害者スポーツ教室に活用した補助事業・助成金については、「障害者総合支援法の地域生活支援事業」(49.2%)が最も多かった(図表 1-35)。「活用した補助事業や助成金はない」は 18.4%であった。「障害者総合支援法の地域生活支援事業」を活用した市区を障害者スポーツの主管部署別に見ると、9 割が「障害福祉・社会福祉関連部署」であった。

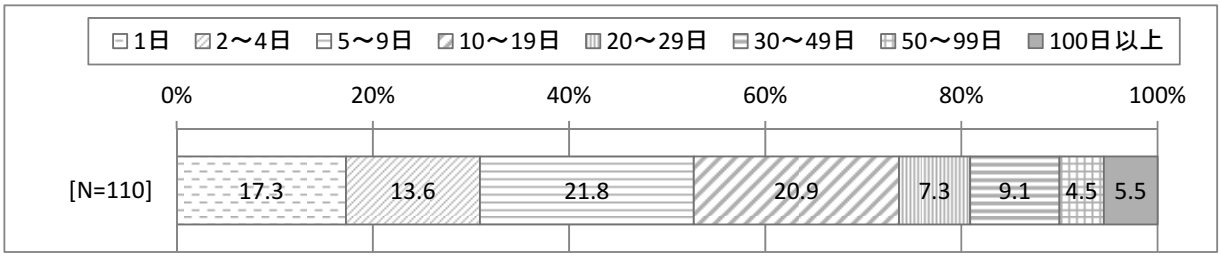
図表 1-35 主催又は共催した障害者スポーツの教室に活用した補助事業・助成金(市区)



⑤主催又は共催した障害者スポーツ教室の開催日数

市区が主催又は共催した障害者スポーツ教室の開催日数については、「5～9 日」(21.8%)が最も多く、次いで「10～19 日」(20.9%)であった(図表 1-36)。平均値は 22.6 日、最大値は 253 日であった。

図表 1-36 主催又は共催した障害者スポーツ教室の開催日数(市区)



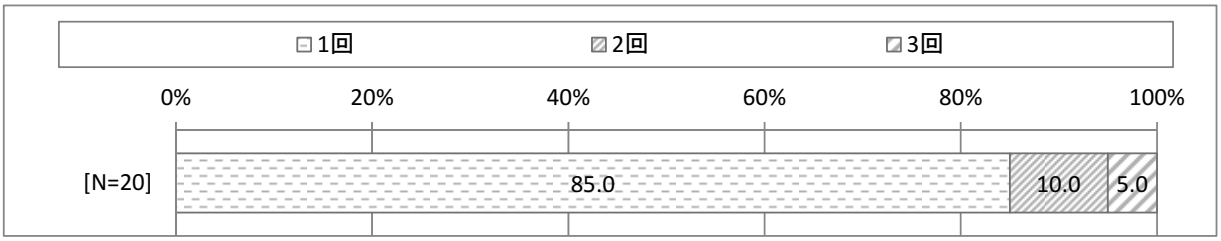
(4) 主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会

市区において、2013 年度に障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会を主催又は共催したのは、20 市区で、合計 24 の障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会が開催された。

①主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会の数

市区が主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会の数は、「1回」(85.0%)が最も多く、次いで「2 回」(10.0%)であった(図表 1-37)。

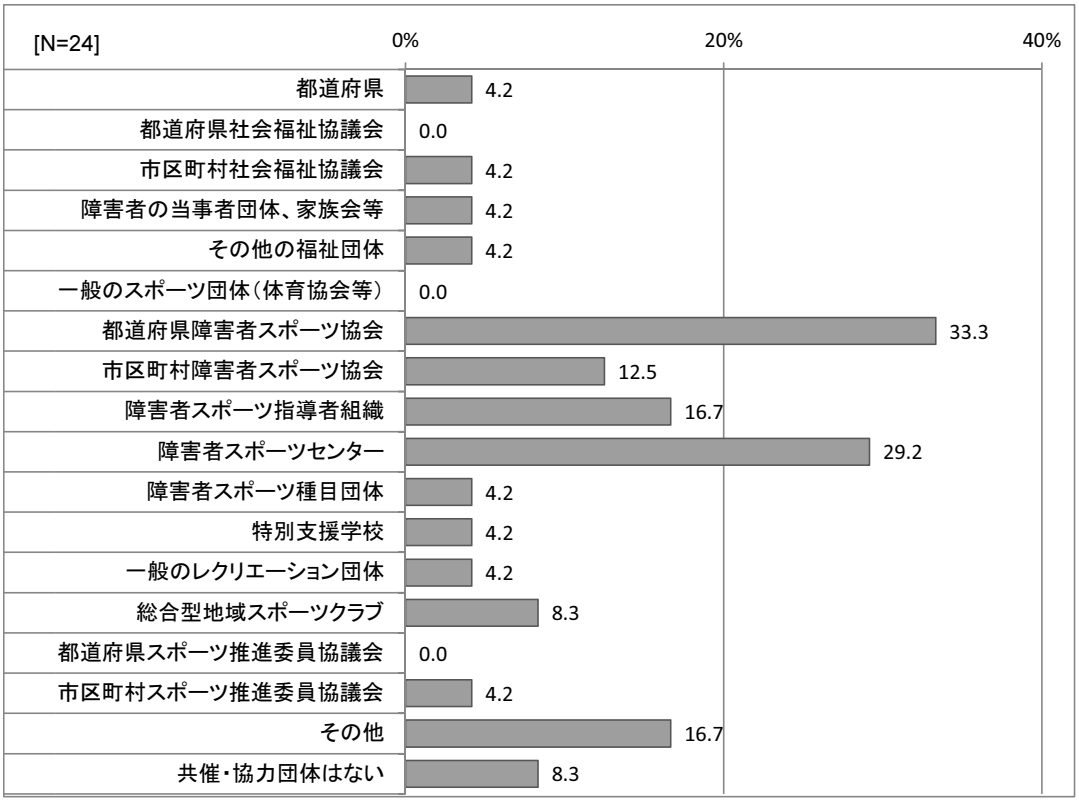
図表 1-37 主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会の数(市区)



②主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会の共催・協力団体

市区が主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会の共催・協力団体については、「都道府県障害者スポーツ協会」(33.3%)が最も多く、次いで「障害者スポーツセンター」(29.2%)であった(図表 1-38)。

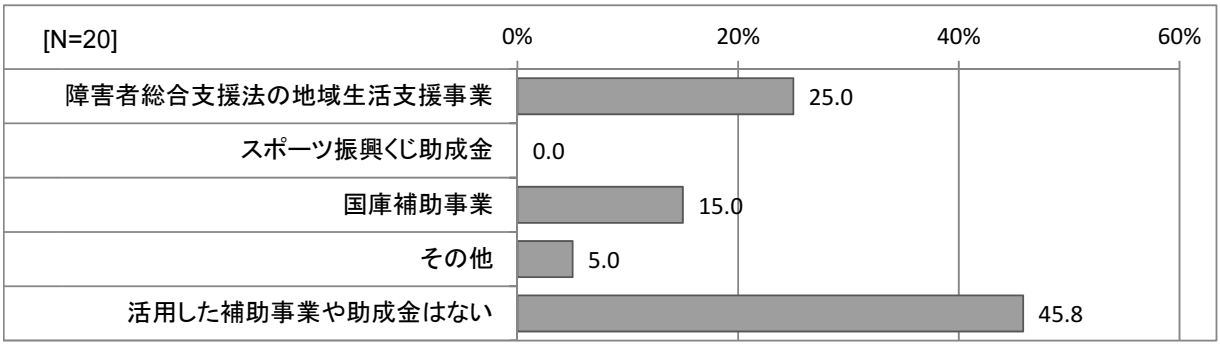
図表 1-38 主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会の共催・協力団体(市区)



③主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会に活用した補助事業・助成金

市区が主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会に活用した補助事業・助成金については、「障害者総合支援法の地域生活支援事業」(25.0%)が最も多く、次いで「国庫補助事業」(15.0%)であった(図表 1-39)。「活用した補助事業や助成金はない」は 45.8%であった。「障害者総合支援法の地域生活支援事業」を活用した市区を障害者スポーツの主管部署別に見ると、8割が「障害福祉・社会福祉関連部署」であった。

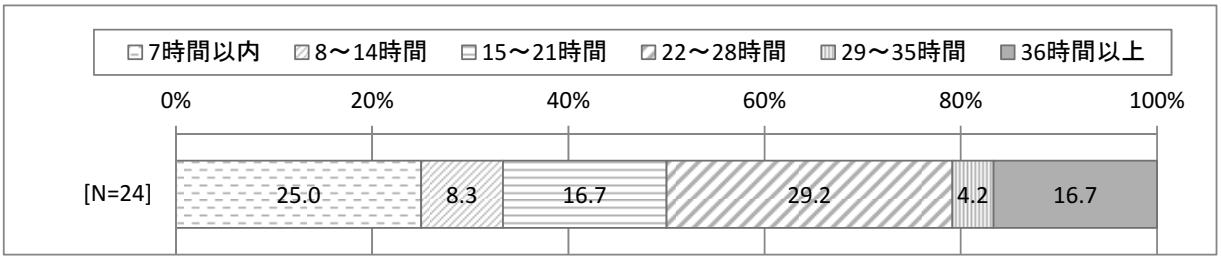
図表 1-39 主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会に活用した補助事業・助成金(市区)



④主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会の講習時間

市区が主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会の講習時間については、「22～28 時間」(29.2%)が最も多く、次いで「7 時間以内」(25.0%)であった(図表 1-40)。平均値は、24.8 時間であった。

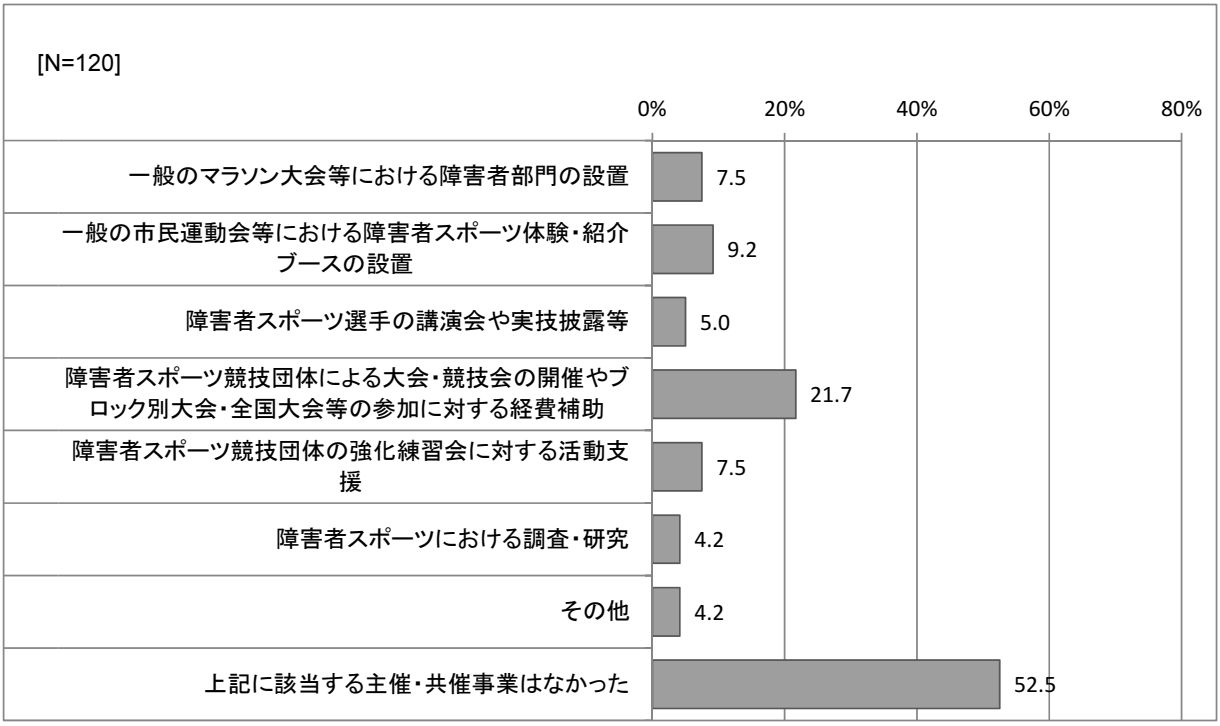
図表 1-40 主催又は共催した障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティア養成講習会の講習時間(市区)



(5) 主催又は共催したその他の障害者スポーツ関連事業

市区が 2013 年度に主催又は共催した「障害者スポーツの大会やイベント」「障害者スポーツ教室」「障害者スポーツ指導者・障害者スポーツボランティアの養成講習会」以外の障害者スポーツ関連事業については、約 5 割で主催又は共催事業がなかった(図表 1-41)。「障害者スポーツ競技団体による大会・競技会の開催やブロック別大会・全国大会等の参加に対する経費補助」は 21.7%であった。

図表 1-41 2013 年度に主催又は共催した障害者スポーツに関する事業の実施状況(市区)

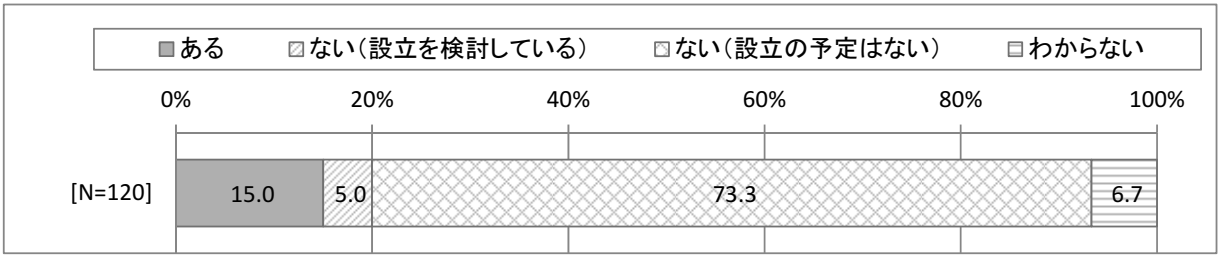


(6) 障害者スポーツ協会

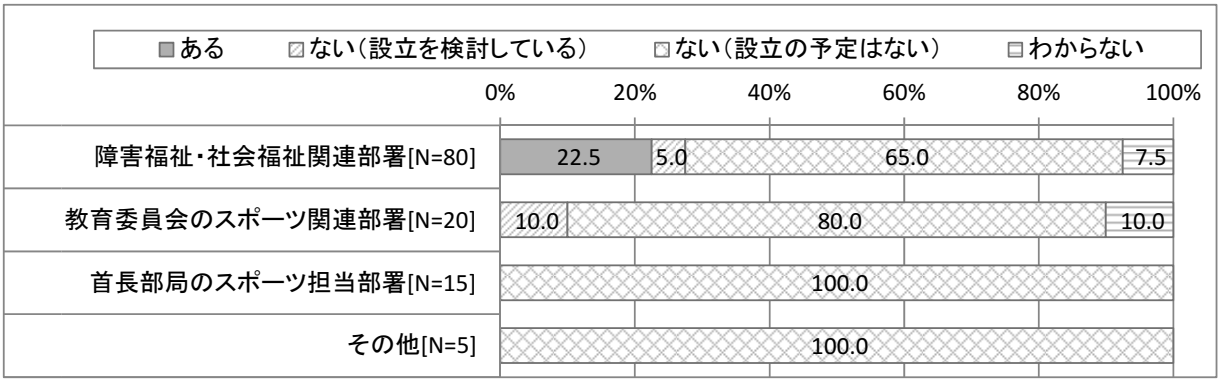
①障害者スポーツ協会の設置状況

市区における障害者スポーツ協会の設置状況については、「ある」が 15.0%で、約 8 割が障害者スポーツ協会を設置していなかった(図表 1-42)。障害者スポーツの主管部署別に障害者スポーツ協会の有無を見ると、「障害福祉・社会福祉関連部署」の市区のみに、障害者スポーツ協会があった(図表 1-43)。

図表 1-42 障害者スポーツ協会の設置状況(市区)



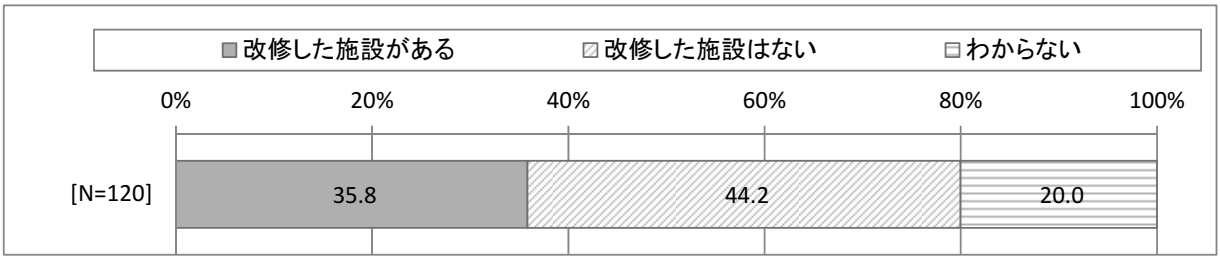
図表 1-43 障害者スポーツ協会の有無(市区)(主管部署別)



(7) バリアフリー化の改修をしたスポーツ施設

市区が過去 3 年間にバリアフリー化の改修をしたスポーツ施設について、「改修した施設がある」が 35.8%、「改修した施設はない」が 44.2%であった(図表 1-44)。

図表 1-44 過去 3 年間にバリアフリー化の改修をしたスポーツ施設の有無(市区)

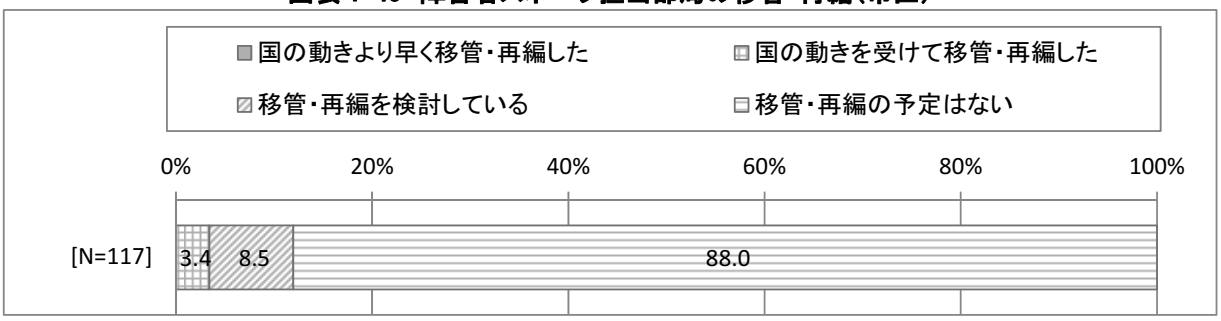


(8) 障害者スポーツ行政の文部科学省への移管の影響について

①障害者スポーツ担当部局の移管・再編

市区において、障害者スポーツ担当部局の移管・再編については、「移管・再編の予定はない」が約 9 割であった（図表 1-45）。移管・再編をしたのは 3.4%であった。

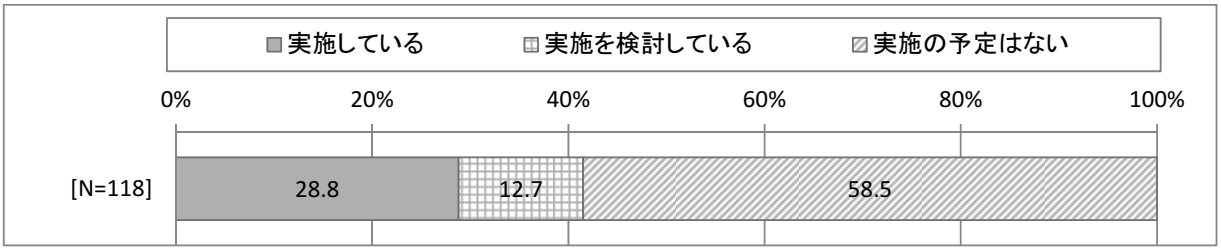
図表 1-45 障害者スポーツ担当部局の移管・再編（市区）



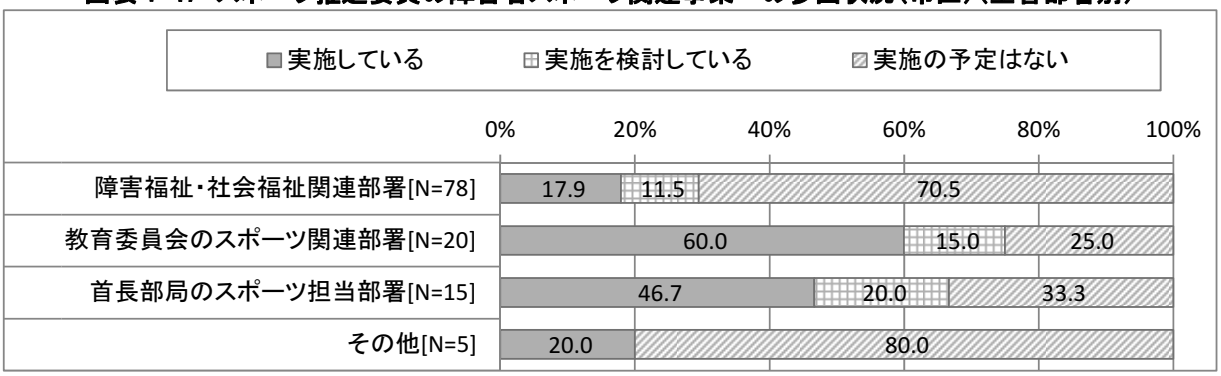
②スポーツ推進委員の障害者スポーツ関連事業への参画状況

市区において、スポーツ推進委員の障害者スポーツ関連事業への参画状況について、「実施の予定はない」（58.5%）が最も多く、次いで「実施している」（28.8%）であった（図表 1-46）。障害者スポーツの主管部署別に見ると、「教育委員会のスポーツ関連部署」が 60.0%であった（図表 1-47）。実施している市区の 50.0%が「2012 年以降」の開始であった（図表 1-48）。

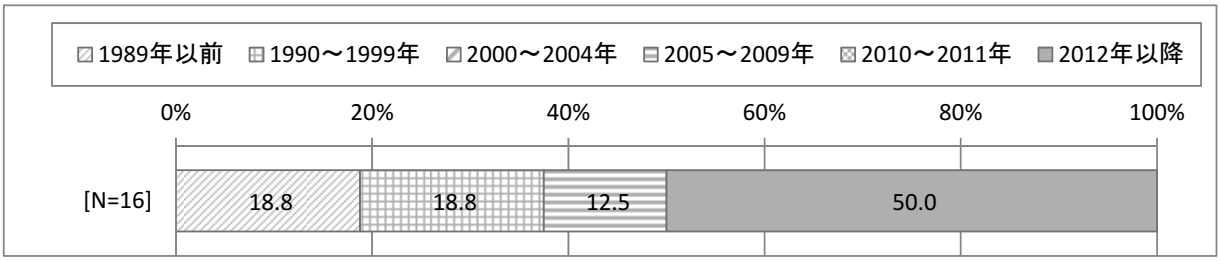
図表 1-46 スポーツ推進委員の障害者スポーツ関連事業への参画状況（市区）



図表 1-47 スポーツ推進委員の障害者スポーツ関連事業への参画状況（市区）（主管部署別）



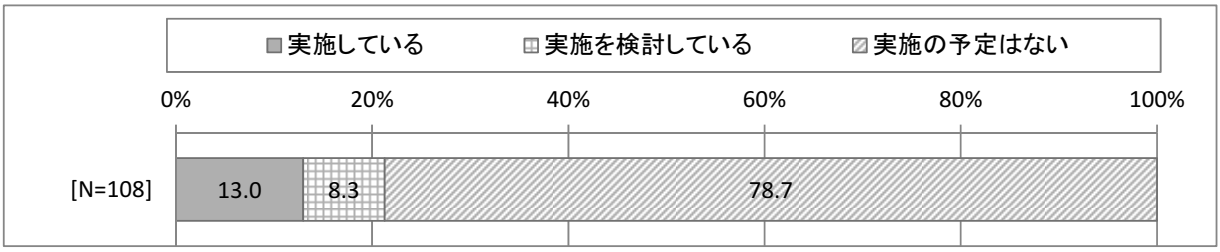
図表 1-48 スポーツ推進委員の障害者スポーツ関連事業への参画開始年(市区)



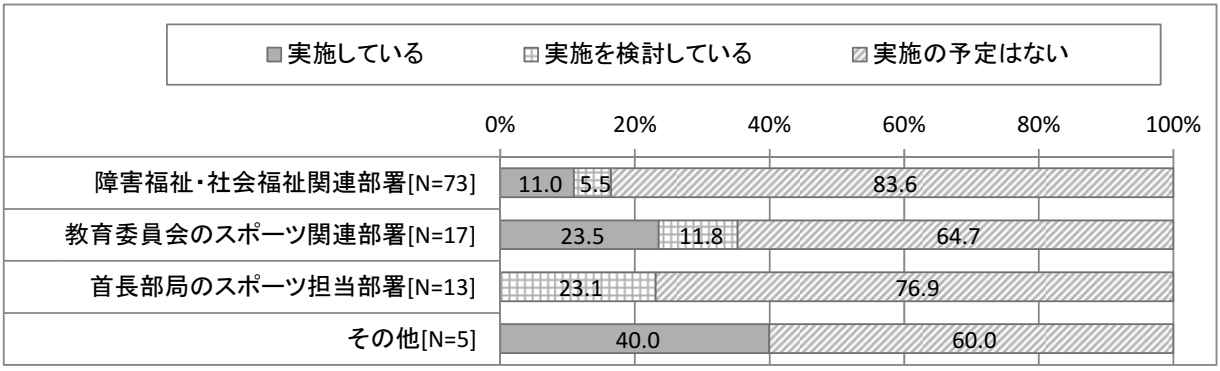
③特別支援学校の体育・スポーツ活動の充実への取組

市区において、特別支援学校の体育・スポーツ活動の充実への取組について、「実施の予定はない」(78.7%)が最も多く、次いで「実施している」(13.0%)であった(図表 1-49)。障害者スポーツの主管部署別に見ると、「教育委員会のスポーツ関連部署」の 23.5%で実施していた(図表 1-50)。

図表 1-49 特別支援学校の体育・スポーツ活動の充実への取組(市区)



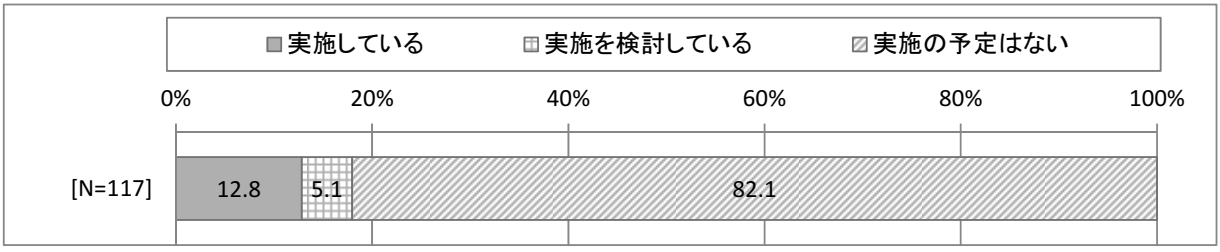
図表 1-50 特別支援学校の体育・スポーツ活動の充実状況(市区)(主管部署別)



④重度・重複障害者を対象とした事業の実施状況

市区において、重度・重複障害者を対象とした事業の実施状況について、「実施の予定はない」(82.1%)が最も多く、次いで「実施している」(12.8%)であった(図表 1-51)。

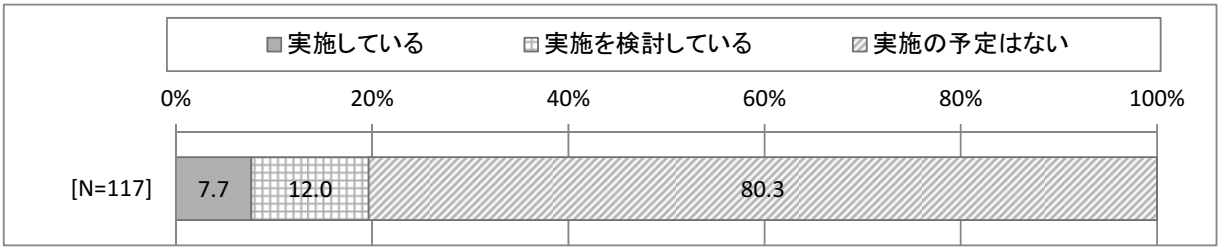
図表 1-51 重度・重複障害者を対象とした事業の実施状況(市区)



⑤障害者スポーツにおける選手強化の実施状況

市区において、障害者スポーツにおける選手強化の実施状況について、「実施の予定はない」(80.3%)が最も多く、次いで「実施を検討している」(12.0%)であった(図表 1-52)。

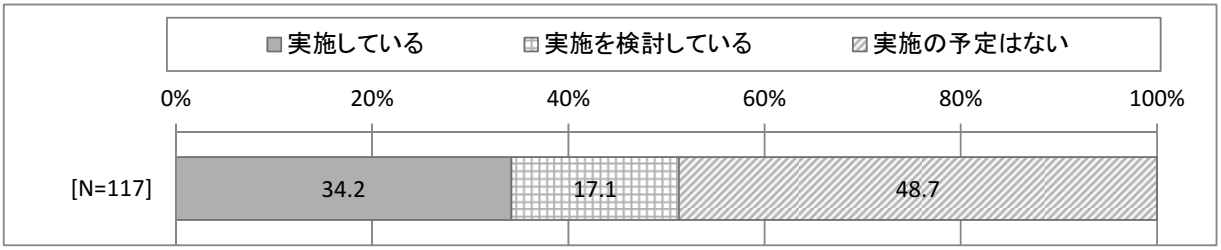
図表 1-52 障害者スポーツにおける選手強化の実施状況(市区)



⑥公共スポーツ施設における障害者の利用促進状況

市区において、公共スポーツ施設における障害者の利用促進状況について、「実施の予定はない」が48.7%で、「実施している」が 34.2%であった(図表 1-53)。

図表 1-53 公共スポーツ施設における障害者の利用促進状況(市区)



3. 調査結果(事例調査)

都道府県、政令指定都市の障害者スポーツ推進体制は、自治体により様々であるが、障害者スポーツ大会の実施体制、障害者スポーツ教室の開催状況、障害者スポーツ指導者講習会の開催状況、特徴的な事業などを考慮し、事例ヒアリング調査を行った(図表 1-54)。

図表 1-54 事例調査で対象とした自治体リスト

自治体名	主管部署	特徴
新潟県	福祉保健部 障害福祉課 地域生活支援係	●障害者交流センター(身体障害者福祉センターA型)を障害者スポーツの拠点として、選手強化を実施 ●指導者講習会を地域の持ち回りで開催することにより、県内各地で障がい者スポーツ指導員を養成
静岡県	障害者支援局 健康福祉部 障害者政策課 障害者政策班	●県と二つの政令指定都市(静岡市、浜松市)が一体となり、障害者スポーツを振興 ●2003年の全国障害者スポーツ大会(わかふじ大会)を契機に、一般スポーツ団体との連携を強化
神奈川県 川崎市	健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課 社会参加支援係	●障害者社会参加推進センターが障害者スポーツ振興の担い手となっているため、障害者団体との連携が強固 ●当事者家族が始めたレクリエーション大会が、障害者と健常者が一緒に参加できる紅白対抗運動会へと発展

新潟県

【特徴】
障害者交流センター（身体障害者福祉センターA 型）を障害者スポーツの拠点として、選手強化を実施
指導者講習会を地域の持ち回りで開催することにより、県内各地で障がい者スポーツ指導員を養成

1. 概要

(1) プロフィール

新潟県の人口は、2,310,482 人(2015 年 1 月 1 日現在)、総面積は、12,583km²、県内には、30 の市町村(20 市 7 町 3 村)がある。新潟市が政令指定都市、長岡市、上越市が特例市に指定されている。

(2) 担当部署

福祉保健部障害福祉課地域生活支援係の統括係長と主事の 2 名が他の業務と兼務で障害者スポーツを担当している。

(3) 予算

2013 年度の予算は約 2,840 万円である。内訳は、大会開催・スポーツ教室事業に約 670 万円、大会開催・選手派遣事業に約 1,330 万円、選手育成強化事業に約 840 万円となっている。

2. 事業の紹介

(1) 障害者スポーツ競技大会　〈新潟県障害者スポーツ協会へ委託〉

1) 新潟県障害者スポーツ大会

1983 年から開催されており、全国障害者スポーツ大会派遣に向けた選手選考会を兼ねている。全国に先駆け 2000 年に身体障害者と知的障害者の大会を統合し、2013 年度の第 14 回大会には、10 競技に 1,134 人が参加した。

(2) 障害者スポーツ教室　〈新潟県障害者スポーツ協会へ委託〉

1) 巡回スポーツ教室

地域の社会福祉協議会、障害福祉関係団体、福祉施設をはじめ、市町村や学校などからの依頼を受けて開催している。全ての障害に対応しているが、重度障害者を対象とした依頼が多く、フライングディスク、カローリング、ボッチャ、ダンスなどが実施されることが多い。依頼が多い場合は、佐渡島など遠方地域での開催を優先している。2013 年度は、35 回開催し、25 カ所で、延べ 2,061 人が参加した。

2) 障害者スポーツ教室

新潟県障害者交流センター、小中学校体育館や公共体育館などを会場に実施している。水泳、卓球、アーチェリー、フライングディスクなどのワンポイントレッスンを行う「ふれあいスポーツ教室」、小中高生を対象にした「ジュニアスポーツ教室」、また、「サウンドテーブルテニス教室」、聴覚障害者スポーツ教室、知的障害者スポーツ教室など各障害に対応した教室を開催している。2013 年度は、126 回の教室に延べ 2,869 人が参加した。

3) 障害者ふれ愛大会・記録会

新潟県障害者交流センターを主会場に、水泳記録会をはじめ、フライングディスク、卓球、サウンドテーブルテニス、アーチェリー、ボッチャの大会を開催している。2013 年度は、7 回の開催に延べ 863 人が参加した。

(3) 全国障害者スポーツ大会への選手派遣　〈新潟県障害者スポーツ協会へ委託〉

1) 2013 年のスポーツ祭東京には、新潟県選手団(選手 30 人、役員 33 人)と新潟市選手団(選手 18 人、役員 21 人)、合わせて 102 人を派遣した。
2) 全国大会に出場する選手を対象に、合宿や練習会を 2 回開催し、90 人が参加した。

(4) 障害者スポーツ指導者の養成　〈新潟県障害者スポーツ協会へ委託〉

1) 障害者スポーツ指導者養成研修会

日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員(初級)の養成研修会を開催している。佐渡市(2012 年度)、新潟市(2013 年度)、上越市(2014 年度)、長岡市及び聖籠町(2015 年度予定)と開催地域を毎年変えて、県内全域での指導者養成を目指している。2013 年度には 37 人を養成した。

2) ボッチャ普及指導員研修会

障がい者スポーツ指導員からの要望を受けて実施した。日本ボッチャ協会公認指導員カリキュラムに準じた研修を開催しており、2013 年度は、2 日間の研修に 37 人が参加した。

(5) 障害者の専用・優先スポーツ施設の運営

1) 新潟ふれ愛プラザ(身体障害者福祉センターA 型)

新潟県障害者交流センター、新潟県聴覚障害者情報センター、新潟県点字図書館、新潟県障害者リハビリテーションセンターのほか、県内で活動する様々な障害福祉関係団体の事務所が置かれている。新潟県障害者交流センターには、体育館、プール、リハビリトレーニング室、サウンドテーブルテニス室などが設置されている。指定管理者として、社会福祉法人新潟県身体障害者団体連合会・社会福祉法人豊潤舎・社会福祉法人新潟県視覚障害者福祉協会・新潟県障害者スポーツ協会グループが施設の管理運営を行っている。



(6) その他の事業　〈新潟県障害者スポーツ協会へ委託〉

1) 選手育成強化事業

新潟県と新潟市の団体競技の代表チームの育成強化を目的に、県内各地で開催している。2013 年度には、7 競技 9 種目で合計 546 回の強化練習会や合宿が行われた。

3. 関係組織の状況

(1) 障害者スポーツ団体

1) 新潟県障害者スポーツ協会

1999 年に障害者スポーツ活動の普及、全国、国際レベルの大会で活躍する選手及び団体等の支援を目的に設立された。新潟ふれ愛プラザ(身体障害者福祉センターA 型)を管理運営している新潟県障害者交流センターと協働してスポーツ活動支援事業として実施している。主な事業として、スポーツ活動事業、大会開催選手派遣事業、選手育成強化事業、普及・啓発事業、競技者支援事業、助成事業を行っている。2014 年度の予算は約 4,000 万円である。

2) 新潟県障害者スポーツ指導者協議会

1994 年に設立、県内の 4 地域の中で、指導者養成重点地区を毎年決めて、その地区の代表者が会長に就任している。登録者は、初級 502 人、中級 37 人、上級 13 人、スポーツコーチ 1 人となっている。

(2) 障害者スポーツ種目・競技団体

- 新潟県ブラインドサッカー協会
- 新潟県障害者フライングディスク協会(2011 年には新潟佐渡障害者フライングディスク協会も設立)
- 新潟県身体障害者スキー協会
- 新潟県チェアスキー協会

4. 特徴的な体制や取組

- 選手育成強化事業の一環として、新潟県特別支援学校スポーツ大会への財政的な支援、スタッフ派遣、大会前に開催する教員向けのルール・指導方法の講習会を行っている。
- 新潟県障害者交流センターだけでは、選手強化が十分には行えないことから、近隣の江南高等特別支援学校の体育館を利用する体制を整え、県内の障害者スポーツの拠点としている。
- 一般の競技団体に障害者の専門部会や委員会を設置するまでの体制は整っていないため、卓球、陸上競技、水泳では、新潟県障害者スポーツ協会の理事が一般の競技団体とのパイプ役を担い、連携の強化を図っている。

静岡県

【特徴】

県と二つの政令指定都市（静岡市、浜松市）が一体となり、障害者スポーツを振興

2003 年の全国障害者スポーツ大会（わかふじ大会）を契機に、一般スポーツ団体との連携を強化

1. 概要

(1) プロフィール

静岡県の人口は、3,694,105 人(2015 年 1 月 1 日現在)、総面積は、7,780km²、県内には、35 の市町(23 市 12 町)がある。静岡市、浜松市が政令指定都市、沼津市、富士市が特例市に指定されている。

(2) 担当部署

健康福祉部障害者支援局障害者政策課障害者政策班の 2 名がそれぞれ主担当、副担当として障害者スポーツを他の業務と兼務している。

(3) 予算

2013 年度の予算は約 4,400 万円である。内訳は公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会への委託料が約 2,800 万円、残り約 1,600 万円は補助金として、スポーツ用具貸与事業及び指導者協議会運営助成に充てられる。

2. 事業の紹介

(1) 障害者スポーツ競技大会　〈静岡県障害者スポーツ協会へ委託〉

1) 静岡県障害者スポーツ大会「わかふじスポーツ大会」

1976 年より静岡県身体障害者スポーツ大会を県内 4 地区でそれぞれ開催していたが、1993 年の静岡県障害者スポーツ大会「わかふじスポーツ大会」より、県内一括開催に変更した。全国障害者スポーツ大会派遣に向けた選手選考会を兼ねており、2013 年度の第 14 回大会には、17 競技(台風の影響により 8 競技中止)に 2,306 人が参加した。



(2) 障害者スポーツ教室　〈静岡県障害者スポーツ協会へ委託〉

1) みんなでスポーツ教室開催事業

重度障害者向けのスポーツ教室で、指導者のスキルアップの場としても活用される。県内 3 カ所(東部:あしたか太陽の丘体育館〈沼津市〉、中部:静岡県総合社会福祉会館〈静岡市〉、西部:県立西部特別支援学校体育館〈浜松市〉)において、障害者の健康維持や社会参加の意識向上など、スポーツの日常化を通して豊かな生活を送ることを目的としている。フライングディスク、バスケットボールなどが実施されることが多い。2013 年度には、12 回開催し、788 人が参加し、315 人が指導者として携わった。

2) 巡回指導事業

小中学校や福祉関連施設などに静岡県障害者スポーツ協会職員や障がい者スポーツ指導員を派遣して、スポーツ指導を行っている。フライングディスク、ボッチャなどが実施されることが多い。2013 年度は、60 回の教室に延べ 1,824 人が参加し、108 人が派遣指導員として携わった。

なお、特別支援学級からの要請が増加しているため、授業時間内で開催できるよう 45 分教室として実施している。また、一つの派遣先への派遣回数は年 1 回限りとし、派遣先を多岐に渡らせることにより、障害者スポーツの認知度の向上を図っている。

3) スポーツ教室開催事業

障害者スポーツ競技団体が開催するスポーツ教室で、全国障害者スポーツ大会派遣選手選考の参考となる教室もあり、陸上、水泳、卓球などが実施される。2013 年度は、19 教室を開催し、実施回数は 204 回、参加者は 4,113 人であった。

(3) 全国障害者スポーツ大会への選手派遣　〈静岡県障害者スポーツ協会へ委託〉

1) 2013 年のスポーツ祭東京には、静岡県選手団(選手 45 人、役員 34 人)、静岡市選手団(選手 18 人、役員 16 人)、浜松市選手団(選手 29 人、役員 18 人)、合わせて 160 人を派遣した。

2) 県大会、全国大会出場者を対象に、競技力強化のための練習会を開催している。

(4) 障害者スポーツ指導者の養成　〈静岡県障害者スポーツ協会へ委託〉

1) 障害者スポーツ指導者養成研修会

日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員(初級)の養成研修会を開催しており、2013 年度には 72 人を養成した。

2) スキルアップ講習会開催事業

障害者スポーツ競技団体からの要望を受けて実施した。フライングディスク指導員講習会、電動車椅子サッカー審判講習会など、5 回開催し、156 人が参加した。(2013 年度)

(5) 障害者の専用・優先スポーツ施設の運営

1) 静岡県総合社会福祉会館シズウエル

静岡県障害者スポーツ協会、静岡県身体障害者福祉会、静岡県手をつなぐ育成会など、県内で活動する様々な福祉関係団体の事務所がある。6階には障害者が優先して利用できる体育館が設置されており、指定管理者として、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会が施設の管理運営を行っている。

3. 関係組織の状況

(1) 障害者スポーツ団体

1) 公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会

障害者スポーツの振興を図ることにより、障害者の社会参加を促進し、障害者福祉の向上に寄与することを目的としている。1998 年に任意団体として設立され、2002 年に法人格(財団法人)を取得、2013 年より公益財団法人へ移行した。主な事業として、障害者スポーツの普及育成活動の推進、障害者スポーツ大会の開催、派遣、参加などがある。2014 年度の予算は約 6,400 万円である。

2) 静岡県障害者スポーツ指導者協議会

1995 年に設立され、登録者は、初級 249 人、中級 10 人、上級 12 人となっている。年 1 回、静岡県障がい者スポーツフォーラムを開催しており、講演会やスポーツ体験教室などを行っている。

(2) 障害者スポーツ種目・競技団体

- 静岡県ハンディキャップ陸上競技協会
- 静岡県障害者水泳協会
- 静岡県障害者アーチェリー協会
- STT 静岡県身体障害者卓球協会
- 特定非営利活動法人遊歩道 静岡県福祉卓球協会
- しずおか障害者フライングディスク協会
- 静岡ボッチャ協会
- 特定非営利活動法人日本車いすダンススポーツ連盟 静岡市支部

4. 特徴的な体制や取組み

- 第 3 回全国障害者スポーツ大会「わかふじ大会」(2003)を契機に、一般財団法人静岡県サッカー協会内に静岡県ハンディキャップサッカー委員会、静岡県ボウリング連盟内に障害者ボウリング協議部会を設置した。また、静岡県ソフトボール協会内には、知的障害を対象にした静岡県障害者ソフトボール競技部会を設置している。
- 公益財団法人静岡県視覚障害者協会内の事業部が、グランドソフトボール、サウンドテーブルテニス、ブラインドテニスなどの大会開催支援や情報発信など、視覚障害者スポーツの普及活動を行っている。

神奈川県川崎市

【特徴】

障害者社会参加推進センターが障害者スポーツ振興の担い手となっているため、障害者団体との連携が強固

当事者家族が始めたレクリエーション大会が、障害者と健常者が一緒に参加できる紅白対抗運動会へと発展

1. 概要

(1) プロフィール

川崎市の人口は、1,461,909 人(2015 年 1 月 1 日現在)、総面積は、142km²、市内には、7 つの行政区(川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区、)を持つ政令指定都市である。

(2) 担当部署

健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課社会参加支援係の 1 名が障害者スポーツを担当している。市民・こども局市民スポーツ室が主催するスポーツ推進審議会(年 2 回開催)において、障害者スポーツ振興の実態について報告し、情報を共有している。

(3) 予算

2013 年度の予算は、約 1,190 万円である。そのほとんどが川崎市障害者社会参加推進センター及び NPO 法人川崎市障害福祉施設事業協会への委託費である。

2. 事業の紹介

(1) 障害者スポーツ競技大会

1) 川崎市障害者スポーツ大会　〈川崎市障害者社会参加推進センターへの委託〉

スポーツを通じた障害の克服、生きる力の育成、社会参加の促進を目的としており、全国障害者スポーツ大会派遣に向けた選手選考会を兼ねる。川崎市障害者社会参加推進センターに加えて、川崎市障害者スポーツ指導者協議会、市内のスポーツ競技団体やクラブ、大学や手話通訳者団などのボランティア団体の協力を得て運営している。2013 年度は、6 競技に 344 人が参加した。全国知的障害者スポーツ大会(ゆうあいピック。2001 年に全国障害者スポーツ大会に統合)の予選会として開催してきたが、現在は、川崎市障害者スポーツ大会として継続している。



2) 手をつなぐ体育祭　〈川崎市障害福祉施設事業協会への委託〉

当事者家族がレクリエーション大会として始めたのをきっかけに、現在は、知的障害者とその保護者に加え、健常者が参加する紅白対抗運動会として開催している。2013 年度は、徒競走、玉入れ、パン食い競走、ディスコダンス、紅白リレーに 1,358 人(うち障害者 650 人)が参加した。

3) 川崎市身体障害者大運動会　〈川崎市障害者社会参加推進センターへの委託〉

市内の障害者と家族・ボランティアが一緒に楽しみながら、運動を通じて体力向上と相互交流を深める大会として、ゴルフボール競走、大玉転がし、輪投げ、フライングディスク競技、200mリレーなど 11 種

目を実施し、毎年 120～130 人が参加している。約 9 割が身体障害者、残り 1 割が視覚障害者と知的障害者である。

4) 川崎市身体障害者球技大会 〈川崎市障害者社会参加推進センターへの委託〉

競技の普及と障害者同士の交流を目的とした球技大会で、2013 年度には、ボウリング、グラウンド・ゴルフ、ボッチャ、ショートテニスの 4 競技を実施し、102 人が参加した。

5) 川崎市盲社会人球技大会 〈川崎市聴覚障害者福祉協会への委託〉

サウンドテーブルテニス大会には、「アイマスク有の部」と「アイマスク無の部」があり、2013 年度には、合わせて 15 人が参加した。「アイマスク無の部」の設置は、弱視者からの参加希望があり、オープン競技として開催するようになった。全国障害者スポーツ大会の選手選考は、「アイマスク有の部」から選出している。盲人ボウリング大会も開催している。

(2) 障害者スポーツの教室 〈川崎市障害者社会参加推進センターへ委託〉

球技大会の一環としての開催や民間スポーツ施設を会場にした開催など、多様な形態の教室を開催することで、多くの障害者の参加を促進している(図表 1-55)。

図表 1-55 川崎市の障害者スポーツ教室一覧(2013 年度)

教室名	概要
サウンドテーブルテニス 定例練習会	川崎市盲社会人球技大会の一環として開催。多摩川の里身体障害者福祉会館、川崎市多摩スポーツセンターを会場とし、月2回開催。
フロアバレーボール 定例練習会	川崎市盲社会人球技大会の一環として開催している。横浜市立盲特別支援学校などを会場として、月1回開催している。
レクリエーション教室	ダーツ、フライングディスク(アキュラシー、ストラックアウト)、ボッチャ、ヨガ・ストレッチ、ショートテニス、吹き矢、グラウンド・ゴルフ、輪投げ、卓上カローリングの9種目を実施。川崎市リハビリテーション福祉センター体育館において、年1回の開催に17人が参加。
身体障害者ボウリング教室	民間のボウリング場において、偶数月の第3土曜日に開催。年6回の開催に66人が参加。
車いすバスケットボール教室	川崎市リハビリテーション福祉センター体育館において、年2回開催。
障害者陸上競技記録会	等々力陸上競技場において、年1回開催に36人が参加。
障害者卓球教室	川崎市リハビリテーション福祉センター体育館において、年6回開催に101人が参加。
初心者アーチェリー教室	富士見弓道場において、年4回の開催4人が参加。

(3) 全国障害者スポーツ大会への選手派遣 〈川崎市障害者社会参加推進センターへ委託〉

1) 2013 年のスポーツ祭東京には 6 競技 29 人を派遣した。1 人でも多くの障害者にスポーツの楽しさを体験してもらえるようにと、予選会の結果が同率の場合、過去の出場回数の少ない選手を選出するようにしている。

2) 全国大会出場者を対象に強化練習会を開催している。

(4) 障害者スポーツ指導者の養成 〈川崎市障害者社会参加推進センターへ委託〉

1) 障害者スポーツ指導者養成研修会

日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導員(初級)の養成講習会を開催、受講者は福祉施設職員やスポーツ指導者が多かった。2013 年度には 30 人を養成した。

(5) 障害者の専用・優先スポーツ施設の運営

1) 川崎市リハビリテーション福祉・医療センター

身体機能の回復と維持に加えて、スポーツを通じての地域住民との交流、健常者との共生社会の実現など、市内の中核として機能している。付帯施設にはグラウンド、体育館、25mの屋外プールがある。

3. 関係組織の状況

(1) 障害者スポーツ団体

1) 川崎市障害者社会参加推進センター

川崎市には障害者スポーツ協会がないため、障害者スポーツ関連事業のほとんどを行政から受託している。障害者の社会参加を推進するため、川崎市身体障害者協会内に事務局を置く形で、1991 年に川崎市身体障害者社会参加促進センターが設置された。1998 年に川崎市障害者社会参加推進センターに改組し、身体障害、知的障害、精神障害を対象にスポーツ振興に関する事業を推進している。なお、2002 年に設立された川崎市障害者スポーツ指導者協議会の事務局もセンター内に設置されている。また、センター内には、川崎市障害者社会参加推進協議会があり、身体障害者関係団体、知的障害者関係団体、精神障害者関係団体、障害福祉担当課、障害者福祉関係組織の代表者が集まり、センターの事業に関する企画、立案を行っている。

2) NPO 法人川崎市障害福祉施設事業協会

障害者施設や地域福祉サービス機関などが連携し、障害福祉施設サービスや地域福祉サービス事業の円滑な推進を図り、障害福祉の増進と地域福祉の発展、向上を目的に 2002 年より活動している。手をつなぐ体育祭を受託している。

(2) 障害者スポーツ種目・競技団体

障害者スポーツ種目・競技団体の登録はないが、以下の団体が実質的な強化を担っているため、強化育成事業として、2013 年度は総額 600,000 円の金銭補助を行った。

- メ―ヴェ陸上クラブ
  等々力陸上競技場を会場に、約 50 人の会員、8 人のスタッフが 2 週間に 1 回、障害者向けの陸上教室を開催している。
- カワサキフレンドシップスイマーズ
  障害者向け水泳クラブで、約 40 人の会員、約 15 人のスタッフが、民間企業が保有するプールを週 1 回(90 分)、3 レーンを借りて練習している。
- 川崎市身体障害者アーチェリークラブ
  富士見弓道場を会場に、25 名の会員・スタッフが月 1 回練習をしている。また、記録会も年 4 回開催している。

4. 特徴的な体制や取組み

- 身体障害者協会が障害者スポーツ振興を担っていることもあり、協会内の加盟組織である身体障害者団体との関係も良好で、イベント、教室などでの協力を求めやすい環境がつくられている。
- スポーツ担当部局が「2020 東京オリンピック・パラリンピックかわさきプロジェクト推進本部」を立ち上げ、障害者スポーツ担当部局と共同で小中学校での障害者スポーツ体験教室を開催している。

(2) 全国障害者スポーツ大会に関する調査

1. 調査概要

1. 1　調査目的

本調査は、都道府県・政令指定都市における全国障害者スポーツ大会の予選会の実施状況を把握することで、今後の方策検討における基礎情報とすることを目的とする。

【調査】データの二次的利用（質問紙調査）

(1) 調査方法

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が 2013 年に実施した「全国障害者スポーツ大会都道府県指定都市における予選会実施競技に関する調査」のデータを二次的に利用した。

(2) 分析対象

「全国障害者スポーツ大会　都道府県指定都市における予選会実施競技に関する調査」は、都道府県・政令指定都市の障害者スポーツ担当部署及び障害者スポーツ協会を対象に実施され、両者で相違がある場合は、電話ヒアリングにて内容を確認した。回収数は、63 自治体（回収率 94.0%）で、内訳は都道府県 47（回収率 100.0%）、政令指定都市 16（回収率 80.0%）であった。本報告書では、都道府県と政令指定都市ごとに回答を集計した。

(3) 調査内容

・全国障害者スポーツ大会に派遣する選手の選考規程の設置状況
・ブロック予選会に向けた都道府県・政令指定都市予選会の実施状況
・ブロック予選会に参加するチーム
・都道府県・政令指定都市の障害者スポーツ協会や自治体が主催する大会の参加状況

(4) 用語の定義

本報告書では、全国障害者スポーツ大会で使用している「指定都市」は、「政令指定都市」とした。

2. 調査結果

1. 全国障害者スポーツ大会の概要

(1) 開催経緯

全国障害者スポーツ大会（以下、全国大会）は、1965 年より身体障害者を対象に開催してきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、1992 年より知的障害者を対象に開催してきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、2001 年より国民体育大会終了後に、同会場で開催されてきた。障害者の社会参加の推進、障害者に対する理解の促進を目的としており、開催当初から選手約 3,000 人、役員約 2,000 人規模で推移してきた（図表 2-1）。

図表 2-1 全国障害者スポーツ大会の選手・役員数（2001 年～2014 年）

年度	開催地	選手数	役員数
2001	宮城県	3,195	1,747
2002	高知県	3,201	1,935
2003	静岡県	3,289	2,089
2004	埼玉県	3,089	1,995
2005	岡山県	3,238	2,009
2006	兵庫県	3,261	2,071
2007	秋田県	3,227	2,071
2008	大分県	3,202	2,030
2009	新潟県	3,231	2,164
2010	千葉県	3,238	1,925
2011	山口県	3,238	2,166
2012	岐阜県	3,165	2,150
2013	東京都	3,308	2,154
2014	長崎県	3,232	2,245

日本障害者スポーツ協会ウェブサイトより作成

(2) 実施競技

実施競技には、正式競技とオープン競技があり、正式競技は全国障害者スポーツ大会競技規則において、個人競技（6 競技）と団体競技（7 競技）の 13 競技が定められている（図表 2-2）。オープン競技は、広く障害者の間にスポーツを普及するという観点から有効と認められる競技で、各大会で実施競技は異なっている。

図表 2-2 全国障害者スポーツ大会の正式競技

	個人競技	団体競技
競技名	陸上競技 水泳 アーチェリー 卓球 フライングディスク ボウリング	バスケットボール 車椅子バスケットボール ソフトボール グランドソフトボール バレーボール サッカー フットベースボール

全国障害者スポーツ大会競技規則集（2014）より作成

(3) 障害区分

個人競技における障害区分は、障害種別で細かく分類されている(図表 2-3)。身体障害は、障害種別や障害の程度で、競技成績に大きな影響を与えるので、特に肢体不自由の陸上競技、水泳、卓球では、「上肢障害」「下肢障害」「体幹」「脳原性麻痺以外で車椅子使用」「脳原性麻痺」の5区分をさらに細かく規定している。また、アーチェリー(コンパウンド※)とフライングディスクを除く競技では、年齢区分も規定されている。身体障害では、1部(39歳以下)と2部(40歳以上)の2区分、知的障害では、少年の部(19歳以下)、青年の部(20歳～35歳)、壮年の部(36歳以上)の3区分を規定している。

団体競技では、車椅子バスケットボールのように、障害の程度に応じて、1～4.5の8段階の持ち点を決め、コート内の5人の持ち点合計が14点以下になるよう規定している競技や、グランドソフトボールのように、10人のプレイヤーのうち、全盲プレイヤー登録が4名以上、それ以外は弱視プレイヤーと規定している競技などがある(図表 2-4)。

障害区分は、全国大会のために制定された競技規則であることから、肢体不自由者の場合、身体障害者手帳を参考に、現状の障害にあった区分を選択する。従って、運動機能の障害程度から区分する国際パラリンピック委員会などの国際組織が規定する競技規則とは異なる場合がある。

※全国大会にはリカーブ部門とコンパウンド部門がある。リカーブは、リムの先端が逆反りした形状の弓、コンパウンドは、両リム先端にある滑車の作用で、引き重量が途中で軽くなる弓のことである。

図表 2-3 全国障害者スポーツ大会の障害区分と参加人数(個人競技)

		肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	知的障害	精神障害	内部障害	合計	備考
陸上競技	区分数	23区分	3区分	1区分	1区分	−	1区分	29区分	男女別、年齢区分別。 リレーは男女混合
	2012年岐阜大会参加者数(人)	441	190	193	1,402	−	8	2,234	
	2013年東京大会参加者数(人)	477	158	184	1,498	−	2	2,319	
水泳	区分数	22区分	3区分	1区分	1区分	−	−	27区分	男女別、年齢区分別。 リレーは男女混合
	2012年岐阜大会参加者数(人)	222	36	18	348	−	−	624	
	2013年東京大会参加者数(人)	220	46	28	448	−	−	742	
アーチェリー	区分数	6区分	−	1区分	−	−	1区分	8区分	リカーブは、男女別、年齢区分別。 コンパウンドは男女別。
	2012年岐阜大会参加者数(人)	43	−	9	−	−	−	52	
	2013年東京大会参加者数(人)	53	−	3	−	−	−	56	
卓球	区分数	14区分	2区分	1区分	1区分	−	−	18区分	男女別、年齢区分別。 サウンドテーブルテニス含む。
	2012年岐阜大会参加者数(人)	89	47	34	134	−	−	304	
	2013年東京大会参加者数(人)	85	45	37	134	−	−	301	
フライングディスク	区分数	−	−	−	−	−	−	区分なし	アキュラシーは区分なし。 ディスタンスは、座位、立位ともに男女別。
	2012年岐阜大会参加者数(人)	190	34	58	420	−	−	702	
	2013年東京大会参加者数(人)	188	34	68	479	−	−	769	
ボウリング	区分数	−	−	−	○	−	−	区分なし	男女別、年齢区分別。
	2012年岐阜大会参加者数(人)	−	−	−	143	−	−	143	
	2013年東京大会参加者数(人)	−	−	−	181	−	−	181	
合計	2012年岐阜大会参加者数(人)	985	307	312	2,447	−	8	4,059	
	2013年東京大会参加者数(人)	1,023	283	320	2,740	−	2	4,368	

注) 同一競技内で 2 種目まで出場可能なため、参加者数は延べ人数

日本障がい者スポーツ協会提供のデータより作成

図表 2-4 全国障害者スポーツ大会の障害区分と参加人数（団体競技）

		肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	知的障害	精神障害	内部障害	合計	備考
バスケットボール	対象障害	－	－	－	○	－	－		男女別。
	2012年岐阜大会参加者数（人）	－	－	－	153	－	－	153	
	2013年東京大会参加者数（人）	－	－	－	155	－	－	155	
車椅子バスケットボール	対象障害	○	－	－	－	－	－		車椅子使用者。
	2012年岐阜大会参加者数（人）	78	－	－	－	－	－	78	
	2013年東京大会参加者数（人）	79	－	－	－	－	－	79	
ソフトボール	対象障害	－	－	－	○	－	－		
	2012年岐阜大会参加者数（人）	－	－	－	105	－	－	105	
	2013年東京大会参加者数（人）	－	－	－	100	－	－	100	
グランドソフトボール	対象障害	－	○	－	－	－	－		
	2012年岐阜大会参加者数（人）	－	103	－	－	－	－	103	
	2013年東京大会参加者数（人）	－	102	－	－	－	－	102	
バレーボール	対象障害	－	－	○	○	○	－		聴覚障害者と知的障害者は男女別。 精神障害者は男女混合。
	2012年岐阜大会参加者数（人）	－	－	139	152	83	－	374	
	2013年東京大会参加者数（人）	－	－	132	157	82	－	371	
サッカー	対象障害	－	－	－	○	－	－		
	2012年岐阜大会参加者数（人）	－	－	－	107	－	－	107	
	2013年東京大会参加者数（人）	－	－	－	112	－	－	112	
フットベースボール	対象障害	－	－	－	○	－	－		
	2012年岐阜大会参加者数（人）	－	－	－	100	－	－	100	
	2013年東京大会参加者数（人）	－	－	－	96	－	－	96	
合計	2012年岐阜大会参加者数（人）	78	103	139	617	83	－	1,020	
	2013年東京大会参加者数（人）	79	102	132	620	82	－	1,015	

日本障がい者スポーツ協会提供のデータより作成

(4) 障害種別に見る競技数

障害種別に競技種目を見ると、個人競技では、「肢体不自由」「聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害」「知的障害」が5競技と最も多く、団体競技では、「知的障害」が7競技と最も多い(図表 2-5)。個人競技では精神障害、団体競技では内部障害に該当する競技は実施されていない。

図表 2-5 障害種別に見る全国障害者スポーツ大会の競技一覧

区分	障害種別	競技名	競技数
個人	肢体不自由	陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、 フライングディスク	5
	視覚障害	陸上競技、水泳、卓球、フライングディスク	4
	聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そしゃく機能障害	陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク	5
	知的障害	陸上競技、水泳、卓球、 フライングディスク、ボウリング	5
	精神障害	なし	0
	内部障害	陸上競技、アーチェリー、フライングディスク	3
団体	肢体不自由	車椅子バスケットボール	1
	視覚障害	グランドソフトボール	1
	聴覚障害	バレーボール(男女別)	2
	知的障害	バスケットボール(男女別)、ソフトボール、 バレーボール(男女別)、サッカー、フットベースボール	7
	精神障害	バレーボール	1
	内部障害	なし	0

注) バレーボール (聴覚障害／知的障害)、バスケットボール (知的障害) は男女別で実施

全国障害者スポーツ大会競技規則集(2014)より作成

(5) 選手選考

個人競技に出場する選手は、原則、同一競技内で 2 種目まで出場が可能である。ただし、団体競技に出場する選手は、個人競技には出場できない。選手選考は、都道府県・政令指定都市の障害者団体や障害者スポーツ関係者から構成される選手選考委員会で決まる。その際、都道府県・政令指定都市の障害者スポーツ大会の結果を参考とすることに加え、全国大会に出場したことのない選手を優先的に選出するなどの配慮が必要となる。

団体競技では、開催地の都道府県・政令指定都市のチームを除いては、ブロック予選会で優勝したチームが出場権を獲得する。ブロックは 6 ブロック（北海道・東北、関東、北信越・東海、近畿、中国・四国、九州）に分かれており、日本障がい者スポーツ協会とブロック予選実施団体（日本車椅子バスケットボール連盟、日本盲人会連合、全日本ろうあ連盟スポーツ委員会、日本知的障害者スポーツ連盟、日本精神保健福祉連盟障害者スポーツ推進委員会）が協議して、ブロック予選会を開催する。また、都道府県・政令指定都市内の登録が 1 チームの場合、地域の障害者スポーツの振興を図る観点から、壮行試合を予選会として開催することもある。

(6) ブロック予選会への参加形態

ブロック予選会への参加形態は都道府県・政令指定都市により様々だが、概ね、以下のように分類できる。

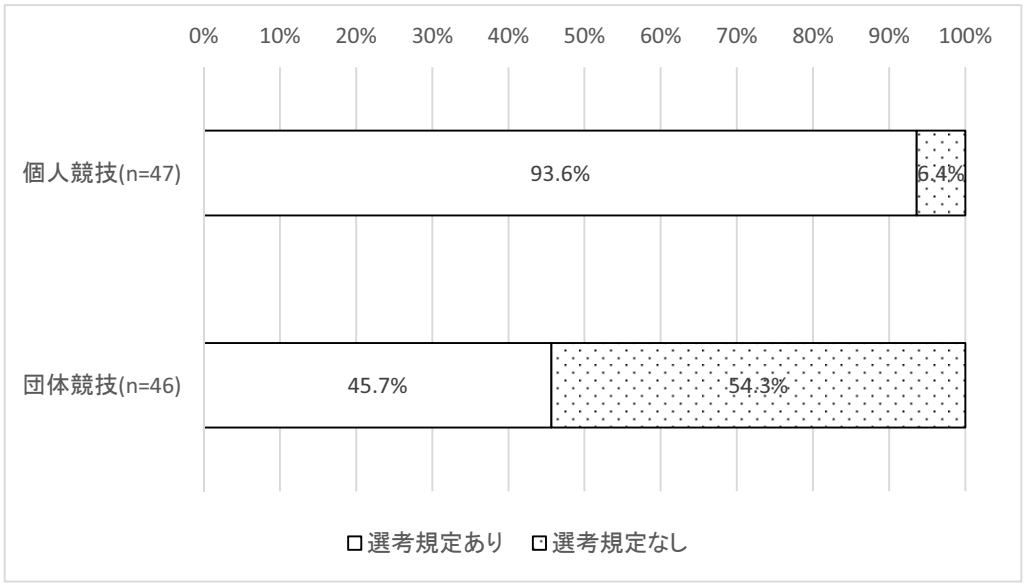
①都道府県・政令指定都市内の予選会で優勝したチーム
②都道府県・政令指定都市内の複数チームから選手を選抜して、チームを編成
③都道府県・政令指定都市内の単独チームを指名
（都道府県・政令指定都市内に 1 チームしかない場合もこれに該当）
④都道府県と政令指定都市のチームが合併（政令指定都市のある都道府県のみ）

2. 全国障害者スポーツ大会の予選会実施状況

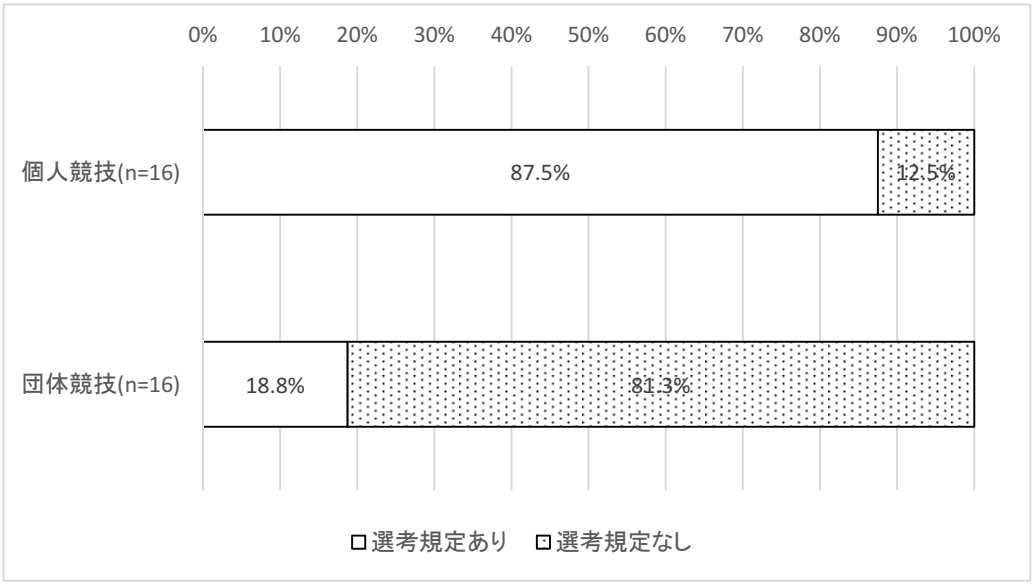
(1) 選手選考規程の設置状況

全国大会に派遣する代表選手への選考規程の有無について尋ねたところ、都道府県では、個人競技で 93.6%、団体競技で 45.7%に選考規程があった(図表 2-6)。また、政令指定都市では、個人競技で 87.5%、団体競技で 18.8%に選考規程があった(図表 2-7)。

図表 2-6 全国障害者スポーツ大会に派遣する選手の選考規程(都道府県)



図表 2-7 全国障害者スポーツ大会に派遣する選手の選考規程(政令指定都市)



(2) ブロック予選会に向けた都道府県・政令指定都市予選会の実施状況

ブロック予選会に向けた都道府県・政令指定都市予選会の実施状況について尋ねたところ、都道府県では、「バレーボール(精神)」(32)が最も多く、次いで「ソフトボール(知的)」と「サッカー(知的)」(13)であった(図表 2-8)。政令指定都市でも、「バレーボール(精神)」(10)が最も多かった。

図表 2-8 ブロック予選会に向けた都道府県・政令指定都市予選会の実施状況

	都道府県 (N=47)	政令市 (N=16)
車椅子バスケットボール	2	−
グランドソフトボール	4	−
バレーボール(聴覚・男子)	2	−
バレーボール(聴覚・女子)	4	−
バスケットボール(知的・男子)	11	2
バスケットボール(知的・女子)	9	1
ソフトボール(知的)	13	4
バレーボール(知的・男子)	6	1
バレーボール(知的・女子)	6	1
フットベースボール(知的)	8	−
バレーボール(精神)	32	10
サッカー(知的)	13	3

注) 1 チームのみが参加して行われる予選会 (壮行会等) は除く

(3) ブロック予選会に参加するチーム

全国大会に向けたブロック予選会に参加するチームについて尋ねたところ、都道府県では、ほとんどの競技において、選抜チームで参加している都道府県が多かったが、「バレーボール(精神)」は優勝チームを派遣している都道府県が多かった(図表 2-9)。なお、ここで言う選抜チームには、複数チームから選手を選抜する場合と単独チームを指名する場合とが含まれる。

図表 2-9 全国障害者スポーツ大会に向けたブロック予選会参加チーム構成（都道府県）

	優勝チーム	選抜チーム	県／市合併チーム
車椅子バスケットボール(N=42)	2	37	3
グランドソフトボール(N=40)	2	33	5
バレーボール（聴覚・男子）(N=20)	1	15	4
バレーボール（聴覚・女子）(N=23)	2	17	4
バスケットボール（知的・男子）(N=31)	2	27	2
バスケットボール（知的・女子）(N=28)	3	23	2
ソフトボール（知的）(N=34)	6	26	2
バレーボール（知的・男子）(N=17)	3	11	3
バレーボール（知的・女子）(N=18)	2	13	3
フットベースボール（知的）(N=22)	3	15	4
バレーボール（精神）(N=44)	31	11	2
サッカー（知的）(N=31)	3	25	3

注）選抜チームは、複数チームから選手を選抜する場合と単独チームを指名する場合がある

政令指定都市でも同様に、ほとんどの競技において、選抜チームで参加している政令指定都市が多かったが、「バレーボール（精神）」は優勝チームを派遣している政令指定都市が多かった（図表 2-10）。

図表 2-10 全国障害者スポーツ大会に向けたブロック予選会参加チーム（政令指定都市）

	優勝チーム	選抜チーム
車椅子バスケットボール(N=12)	0	12
グランドソフトボール(N=4)	0	4
バレーボール（聴覚・男子）(N=6)	0	6
バレーボール（聴覚・女子）(N=8)	0	8
バスケットボール（知的・男子）(N=10)	2	8
バスケットボール（知的・女子）(N=7)	2	5
ソフトボール（知的）(N=10)	3	7
バレーボール（知的・男子）(N=3)	1	2
バレーボール（知的・女子）(N=3)	1	2
フットベースボール（知的）(N=3)	0	3
バレーボール（精神）(N=14)	12	2
サッカー（知的）(N=9)	3	6

注）政令指定都市が県と合併したチームは、図表 2-9 の「県／市合併チーム」に含む

(4) 都道府県・政令指令都市主催大会の参加状況

都道府県・政令指定都市の障害者スポーツ協会や自治体が主催している大会は、個人競技において、全国大会の都道府県・政令指定都市予選会を兼ねる場合や大会の一部競技を全国大会と同じルールで開催する場合などがある。そのような大会における参加状況を、全国大会の個人競技（陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング）において、三障害別（身体障害、知的障害、精神障害）に見た。

陸上競技、水泳、卓球、フライングディスクにおいては、ほとんどの都道府県・政令指定都市で身体障害と知的障害の参加があった（図表 2-11）。また、三障害別に競技を見ると、身体障害では

アーチェリー、知的障害ではボウリングへの参加があった都道府県・政令指定都市が多かった。精神障害は、全体的に参加している都道府県・政令指定都市は少なかったが、フライングディスクには約 5 割の都道府県・政令指定都市で参加があった。

図表 2-11 障害者スポーツ協会や自治体が主催する大会の障害種別の参加状況

	身体障害				知的障害				精神障害			
	都道府県		政令市		都道府県		政令市		都道府県		政令市	
	N	割合	N	割合	N	割合	N	割合	N	割合	N	割合
陸上競技	47	100%	16	100%	47	100%	16	100%	16	34.0%	7	43.8%
水泳	44	93.6%	16	100%	44	93.6%	16	100%	8	17.0%	7	43.8%
アーチェリー	39	83.0%	15	93.8%	5	10.6%	1	6.3%	3	6.4%	1	6.3%
卓球	45	95.7%	16	100%	44	93.6%	16	100%	16	34.0%	8	50.0%
フライングディスク	46	97.9%	16	100%	45	95.7%	16	100%	22	46.8%	9	56.3%
ボウリング	10	21.3%	6	37.5%	41	87.2%	16	100%	10	21.3%	7	43.8%

（3） 社会福祉協議会における障害者スポーツ支援状況に
に関する調査

主な調査結果

7 割弱の社会福祉協議会が障害当事者組織の運営支援をしている

社会福祉協議会においては、全体の 7 割弱が障害当事者組織の運営支援をしていた。運営支援先の内訳は「知的障害児・者（家族）の会」が 4 割弱と最も多く、次いで「肢体不自由児・者（家族）の会」が 3 割弱であった。また、障害福祉に関連する施設を管理・運営している割合は 3 割弱であった。【図表 3-2、図表 3-3】

4 割強の社会福祉協議会が障害者スポーツに関するイベント・行事・教室等を開催

4 割強が障害者スポーツに関連するイベント・行事・教室等を開催していた。特に、障害当事者組織の運営支援をしている社会福祉協議会は、運営支援をしていない社会福祉協議会に比べて実施割合が高い。また、全体の 6 割強が、イベント・行事・教室等の開催以外に、スポーツ大会の後援や情報提供・広報、活動場所の提供・貸出など、何らかの障害者スポーツに関する支援を実施していた。障害者スポーツに関する事業や個別の支援において、多様な地域組織との連携・協力が図られている。【図表 3-8、図表 3-10、図表 3-23、図表 3-30】

運動会・体育祭、スポーツ競技大会は障害当事者団体との共催の割合が高く、スポーツ教室・サロン、祭りや交流会は独自事業として実施している割合が高い

「運動会・体育祭」「スポーツ競技大会」は障害当事者団体との共催により実施している割合が高い。対象とする障害種別は肢体不自由の割合が最も高い。「スポーツ教室・サロン」「祭りや交流会（出し物にスポーツが含まれるもの）」は独自事業として実施している割合が高い。対象とする障害種別は肢体不自由とともに、知的障害の割合が高い。【図表 3-11、図表 3-12、図表 3-14、図表 3-15、図表 3-17、図表 3-18、図表 3-20、図表 3-21】

子供から高齢者まで参加できる種目、障害の有無や程度に合わせて取り組みやすい種目を実施

障害者スポーツに関するイベント・行事・教室では、「体操（軽い体操、ラジオ体操など）」「フライングディスク」「グラウンド・ゴルフ」「ボッチャ」など、参加者の年代、障害の有無や程度に応じて、誰もが取り組みやすい種目を実施している。また、職員の障害者スポーツ関連資格の保有状況は 1 割程度であり、競技に関する高い専門性を必要とせずに実施できる種目が多い。【図表 3-13、図表 3-16、図表 3-19、図表 3-22、図表 3-26】

障害者スポーツについて行政との協力関係がない社会福祉協議会が 5 割弱

障害者スポーツに関する行政部署との協力関係については、5 割弱が「障害保健福祉課」と 1 割弱が「スポーツ主管課」と協力関係にあると回答している。一方、「特に行政との協力関係はない」と回答した社会福祉協議会が 5 割弱あった。【図表 3-28】

障害者スポーツ支援において障害当事者組織との連携協力が必要不可欠

事例調査によると、障害当事者やその家族の健康維持・増進、余暇活動の充実を目的として、スポーツ活動を取り入れた障害福祉事業が展開されている。社会福祉協議会が実施する障害者スポーツ支援では、地域の障害当事者組織との連携協力が積極的に図られており、参加者の募集・告知だけではなく、ボランティアスタッフの確保、障害当事者のニーズの把握など、支援の質を高める工夫が行われている。

1．調査概要

1．1　調査目的

本調査は、全国の市区町村の社会福祉協議会を対象に悉皆調査を行い、市区町村社会福祉協議会に関する基本情報、事業内容、障害者スポーツの支援状況、行政や地域組織等との連携協力関係等を整理・把握することにより、障害者の運動・スポーツの普及状況に関する基礎情報を得ることを目的として実施した。

1．2　調査対象

政令指定都市、特別区、市、町、村の社会福祉協議会 1,742 団体を対象とした。

1．3　調査方法

【調査 1】質問紙調査

(1) 調査方法

記名式の質問紙調査
回答は、郵送、電子メールで受け付けた。

(2) 調査内容

・実施している主な事業内容
・障害当事者組織の運営支援状況
・障害福祉に関連する施設の管理・運営状況
・ボランティアセンター（機能）の設置状況
・ボランティアセンター（機能）における障害者福祉関連団体の登録状況
・ボランティアセンター（機能）における障害者スポーツ支援を含む団体の登録状況
・障害者スポーツに関するイベント・行事・教室等の実施状況
・障害者スポーツに関するその他の支援状況
・職員の障害者スポーツに関連する資格の保有状況
・障害者スポーツに関する行政部署との協力関係
・障害者スポーツに関する地域の組織等との協力関係

(3) 回収結果

回収数は 1,117 件（回収率 64.1%）、うち政令指定都市 14 件（回収率 70.0%）、特別区 16 件（回収率 69.6%）、市 510 件（回収率 66.3%）、町 459 件（回収率 61.5%）、村 118 件（回収率 64.1%）であった。

(4) 調査期間

2014 年 8 月 18 日～2014 年 10 月 15 日

【調査 2】事例調査（ヒアリング調査）

(1) 調査方法

全国の市区町村の社会福祉協議会における障害者のスポーツ活動の支援状況を明らかにするため、担当者に対して聞き取り調査を実施し、4 件の社会福祉協議会の事例をまとめた。

(2) 調査内容

主な調査項目は、以下のとおりである。

・社会福祉協議会の設立経緯
・主な実施事業
・障害福祉に関連する施設の管理・運営
・障害当事者団体の運営支援
・障害者スポーツ関連事業
・行政や地域組織等との連携・協力関係
・障害者スポーツ支援の課題と今後の展開

(3) 調査期間

2014 年 11 月～2015 年 1 月

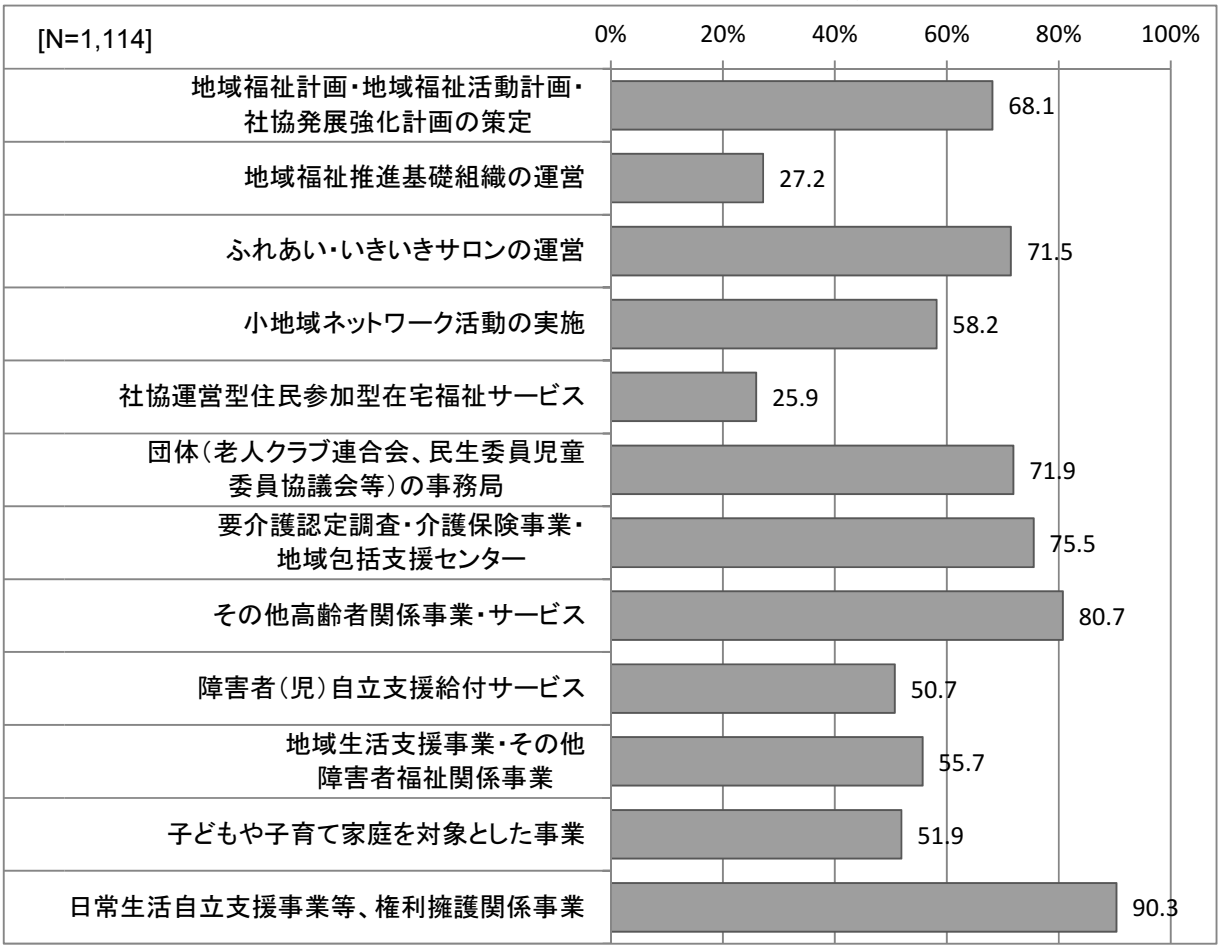
2. 調査結果(質問紙調査)

2. 1　組織概要について

(1) 実施している主な事業内容

社会福祉協議会で実施している主な事業内容は、「日常生活自立支援事業等、権利擁護関係事業」(90.3%)が最も多く、次いで「その他高齢者関係事業・サービス」(80.7%)、「要介護認定調査・介護保険事業・地域包括支援センター」(75.5%)であった。また、「障害者(児)自立支援給付サービス」は 50.7%、「地域生活支援事業・その他障害者福祉関係事業」は 55.7%であった(図表 3-1)。

図表 3-1　社会福祉協議会で実施している主な事業(複数回答)

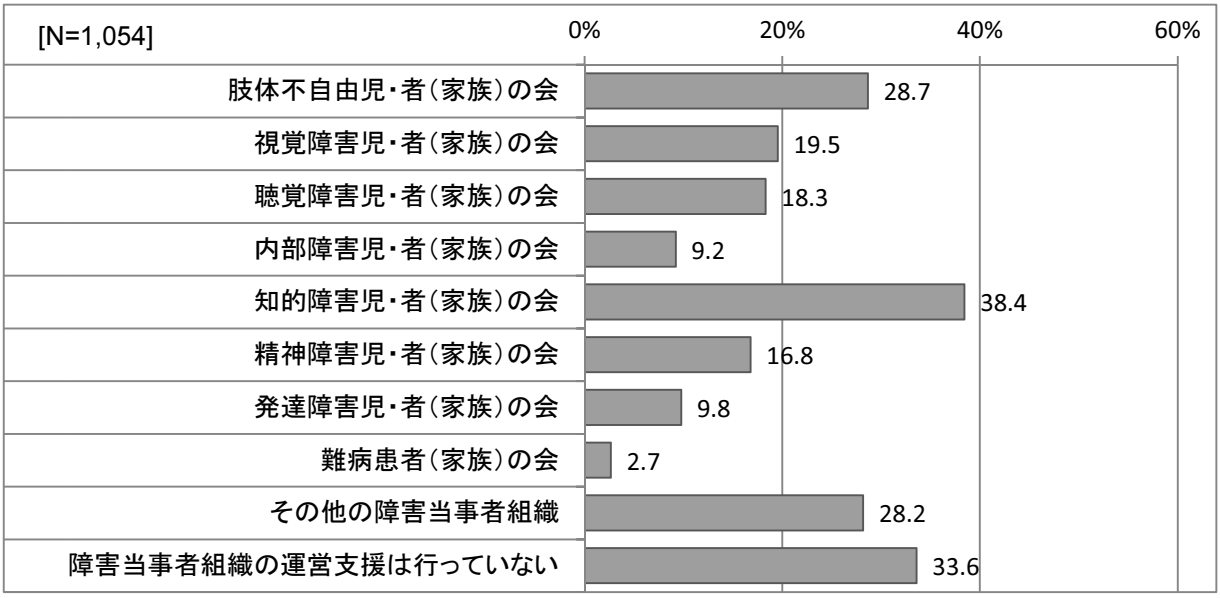


注) 社会福祉協議会における全ての事業を網羅するものではない。

(2) 障害当事者組織の運営支援状況

回答した 7 割弱の社会福祉協議会で障害当事者組織の運営支援が行われていた。運営支援先は「知的障害児・者（家族）の会」（38.4％）が最も多く、次いで「肢体不自由児・者（家族）の会」（28.7％）であった（図表 3-2）。「その他の障害当事者組織」（28.2％）として、「身体障害者福祉協会」「障害種を問わない組織」などの回答があった。

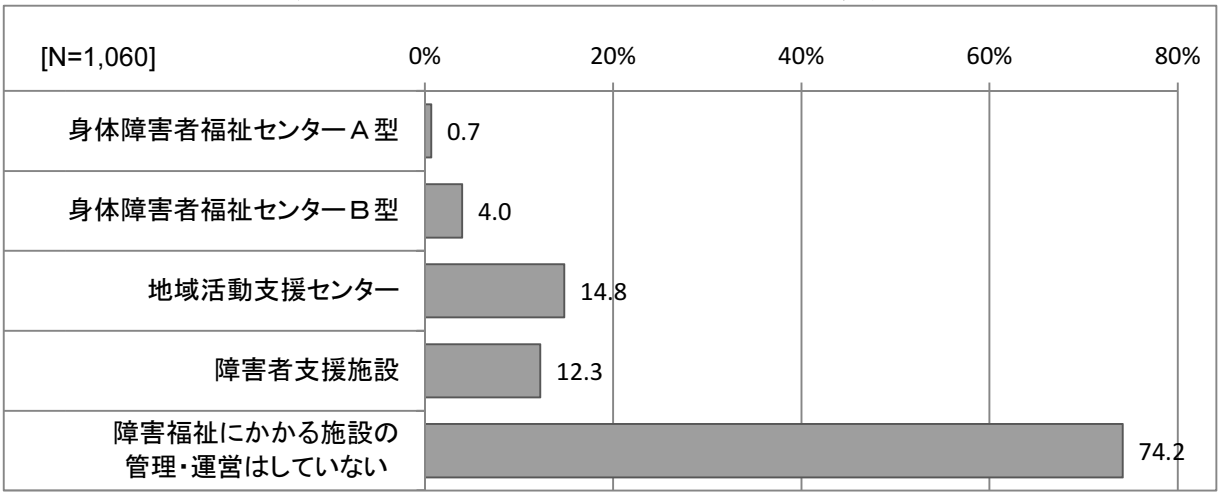
図表 3-2 障害当事者組織の運営支援状況（複数回答）



(3) 障害福祉に関連する施設の管理・運営状況

障害福祉に関連する施設の管理・運営状況について、3 割弱の社会福祉協議会が施設の管理・運営をしていた。内訳は「身体障害者福祉センターA 型」0.7％、「身体障害者福祉センターB 型」4.0％、「地域活動支援センター」14.8％、「障害者支援施設」12.3％であった（図表 3-3）。

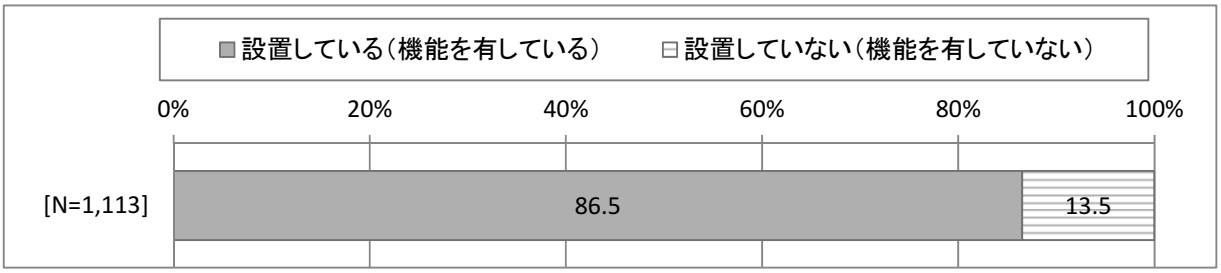
図表 3-3 障害福祉に関連する施設の管理・運営（複数回答）



(4) ボランティアセンター（機能）の設置状況

ボランティアセンター(機能)の設置については、「設置している(機能を有している)」が 86.5%、「設置していない(機能を有していない)」が 13.5%であった(図表 3-4)。

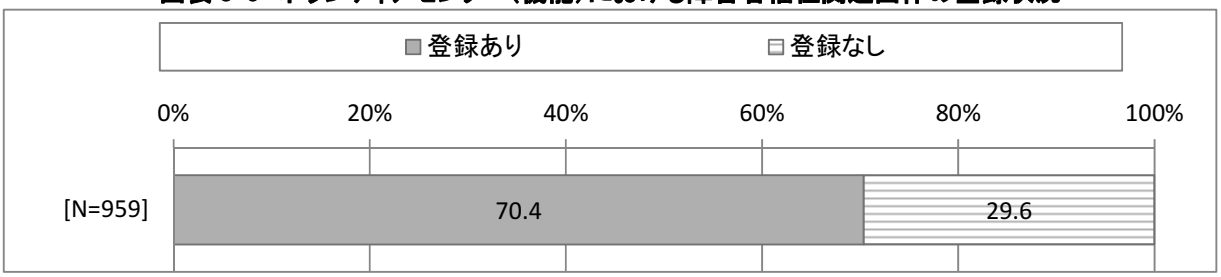
図表 3-4 ボランティアセンター(機能)の設置状況



(5) ボランティアセンター（機能）における障害者福祉関連団体の登録状況

ボランティアセンター(機能)における障害者福祉関連団体の登録状況について、「登録あり」が 70.4%、「登録なし」が 29.6%であった(図表 3-5)。

図表 3-5 ボランティアセンター(機能)における障害者福祉関連団体の登録状況

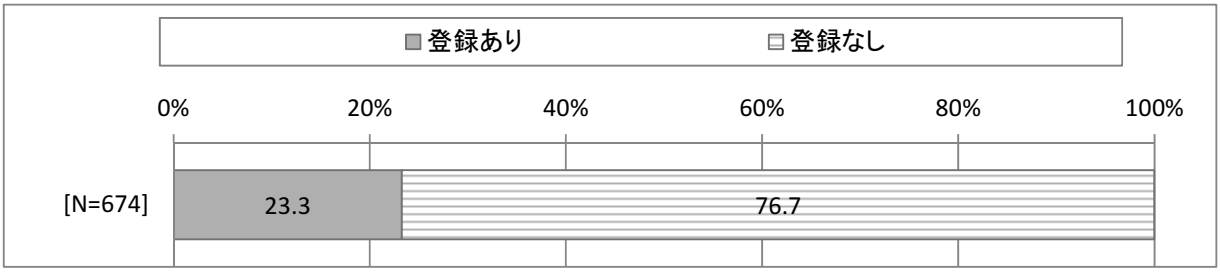


(6) ボランティアセンター（機能）における障害者スポーツ支援を含む団体の登録状況

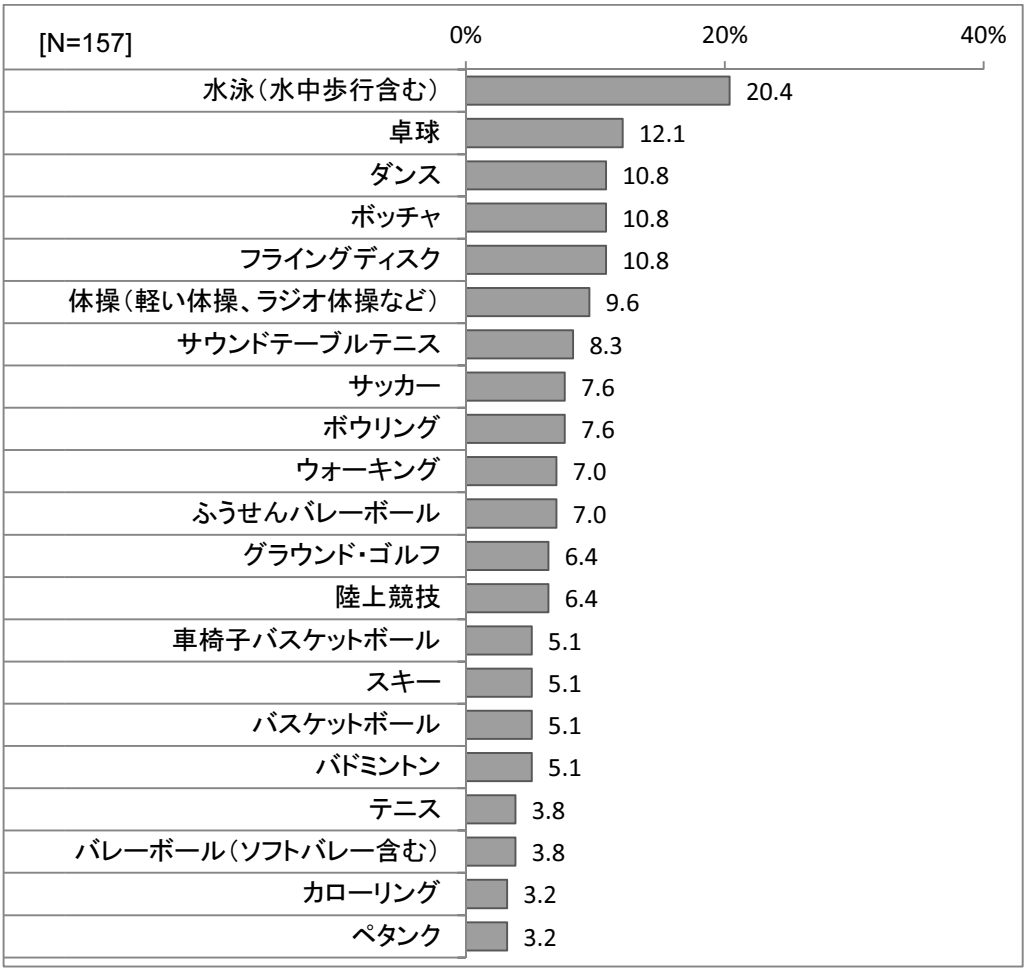
ボランティアセンター(機能)における障害者スポーツ支援を含む団体の登録状況について、「登録あり」が 23.3%、「登録なし」が 76.7%であった(図表 3-6)。

登録団体の実施種目については、「水泳(水中歩行含む)」(20.4%)が最も多く、次いで「卓球」(12.1%)、同率で「ダンス」「ボッチャ」「フライングディスク」(10.8%)であった(図表 3-7)。

図表 3-6 ボランティアセンター(機能)における障害者スポーツ支援を含む団体の登録状況



図表 3-7 ボランティアセンター(機能)における
障害者スポーツ支援を含む団体の実施種目(上位 20 種目)(複数回答)



2. 2　障害者スポーツに関連する事業について

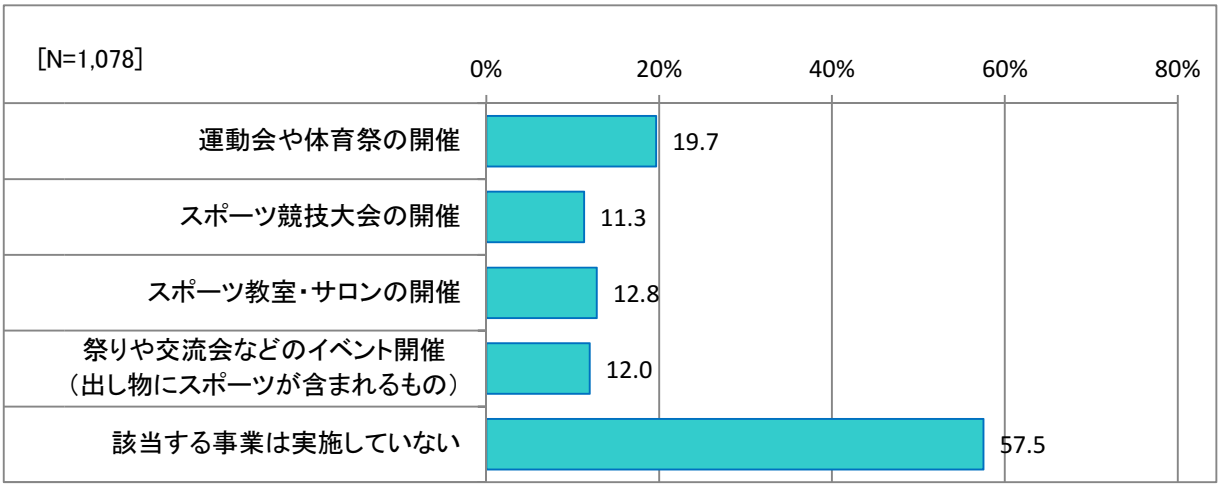
(1) 障害者スポーツに関するイベント・行事・教室等の実施状況

障害者スポーツに関連する事業として、4 割強の社会福祉協議会がイベント・行事・教室等を実施していた。内容は、「運動会や体育祭の開催」(19.7%)、「スポーツ競技大会の開催」(11.3%)、「スポーツ教室・サロンの開催」(12.8%)、「祭りや交流会のイベント開催(出し物にスポーツが含まれるもの)」(12.0%)であった(図表 3-8)。

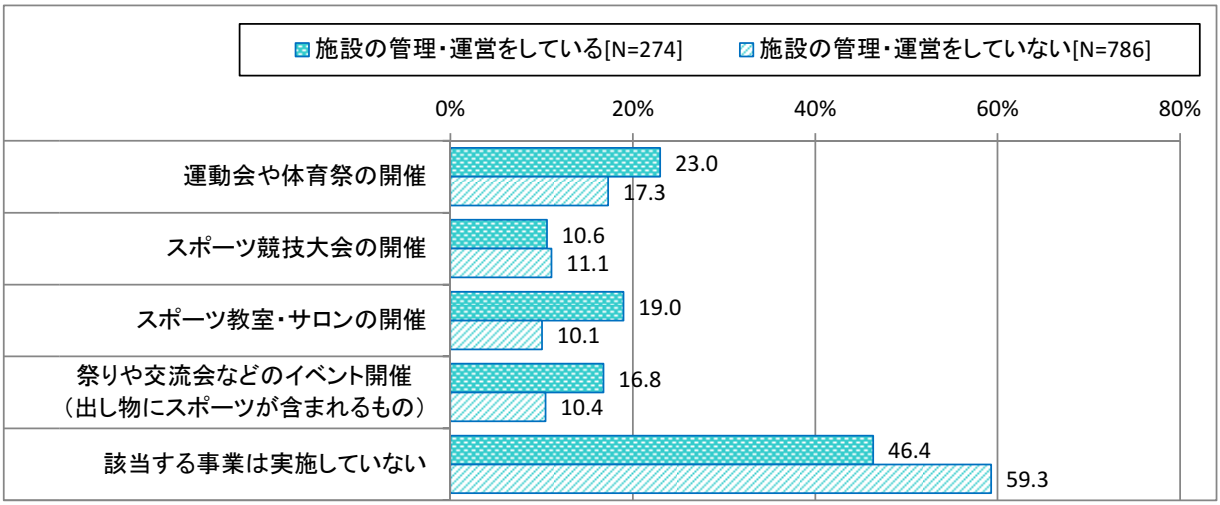
社会福祉協議会における障害者スポーツ支援について、環境要因や関係団体との連携状況の側面から実態を把握するため、障害福祉関連施設の管理・運営状況別及び障害当事者組織の運営支援状況別のクロス集計を行った。

障害福祉関連施設の管理・運営状況別に見ると、施設の管理・運営をしている社会福祉協議会の方が、管理・運営をしていない社会福祉協議会に比べて、「運動会や体育祭の開催」「スポーツ教室・サロンの開催」「祭りや交流会のイベント開催(出し物にスポーツが含まれるもの)」の実施割合が高い(図表 3-9)。

図表 3-8　障害者スポーツに関するイベント・行事・教室等の実施状況(複数回答)

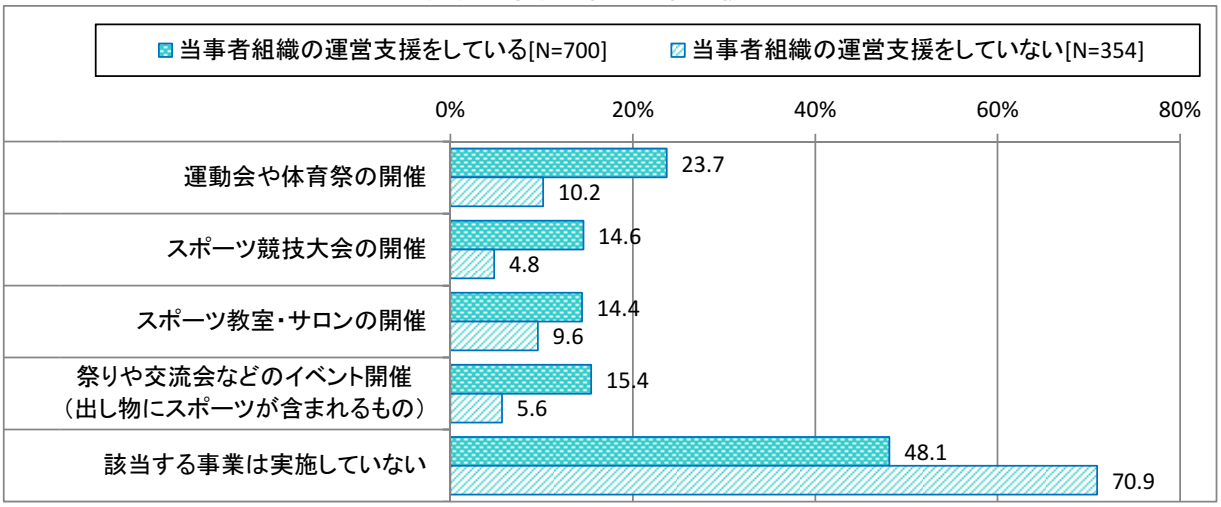


図表 3-9　障害者スポーツに関するイベント・行事・教室等の実施状況(複数回答)
(障害福祉関連施設の管理・運営状況別)



障害当事者組織の運営支援状況別に見ると、運営支援をしている社会福祉協議会の方が、運営支援をしていない社会福祉協議会に比べ、「運動会や体育祭の開催」「スポーツ競技大会の開催」「スポーツ教室・サロンの開催」「祭りや交流会のイベント開催（出し物にスポーツが含まれるもの）」の実施割合が高い（図表 3-10）。

図表 3-10 障害者スポーツに関するイベント・行事・教室等の実施状況（複数回答）
（障害当事者組織の運営支援状況別）

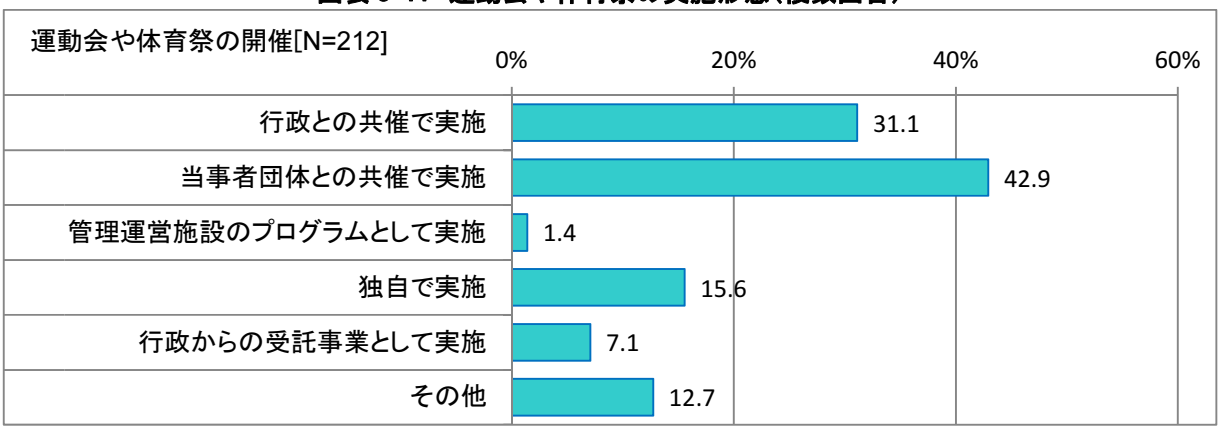


「運動会や体育祭の開催」について

① 実施形態

運動会や体育祭の実施形態は、「当事者団体との共催で実施」(42.9%)が最も多く、次いで「行政との共催で実施」(31.1%)、「独自で実施」(15.6%)であった(図表 3-11)。

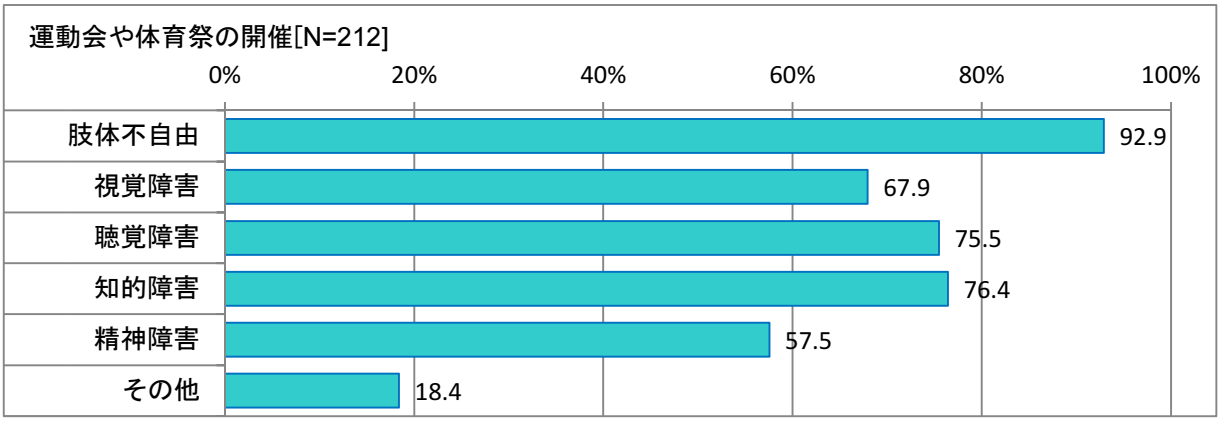
図表 3-11 運動会や体育祭の実施形態(複数回答)



② 参加者の障害種別

運動会や体育祭参加者の障害種別は、「肢体不自由」(92.9%)が最も多く、次いで「知的障害」(76.4%)であった(図表 3-12)。

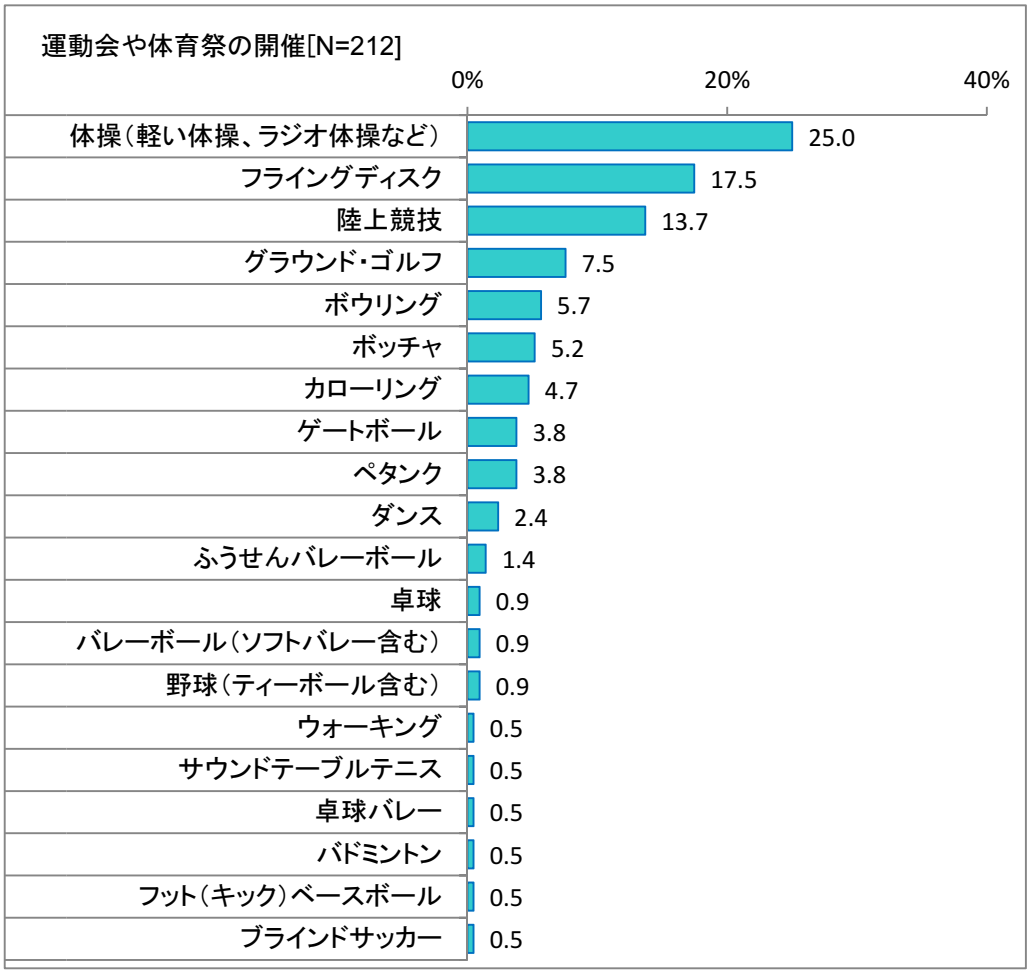
図表 3-12 運動会や体育祭における参加者の障害種別(複数回答)



③ 実施種目（上位 20 種目）

運動会や体育祭の実施種目は、「体操（軽い体操、ラジオ体操など）」（25.0%）が最も多く、次いで「フライングディスク」（17.5%）、「陸上競技」（13.7%）、「グラウンド・ゴルフ」（7.5%）であった（図表 3-13）。余暇活動の充実や健康づくりを目的としたスポーツ・レクリエーション活動として、子どもから高齢者まで参加者の年代に関わらず集団で実施することができる種目が上位に挙がっている。

図表 3-13 運動会や体育祭における実施種目（上位 20 種目）（複数回答）

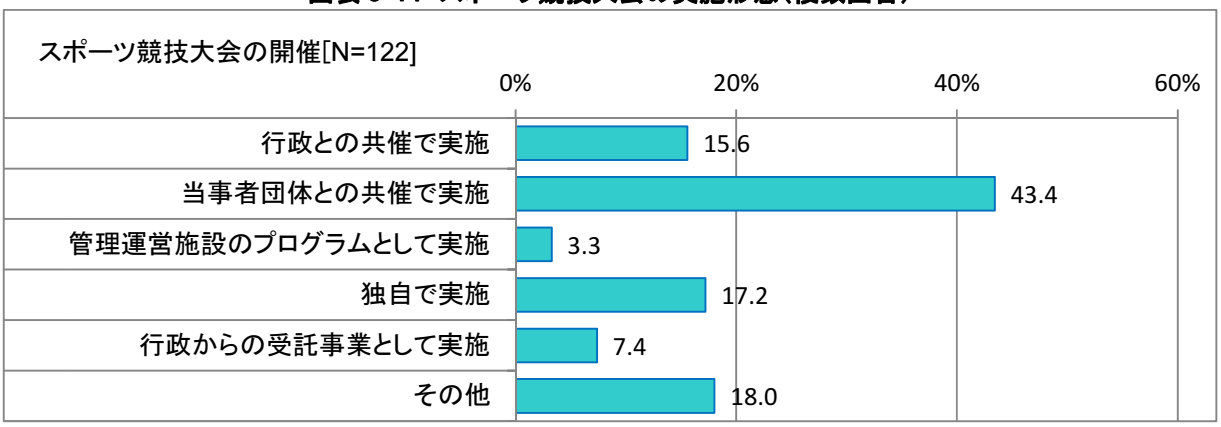


「スポーツ競技大会の開催」について

① 実施形態

スポーツ競技大会の実施形態は、「当事者団体との共催で実施」(43.4%)が最も多く、次いで「その他」(18.0%)、「独自で実施」(17.2%)であった(図表 3-14)。

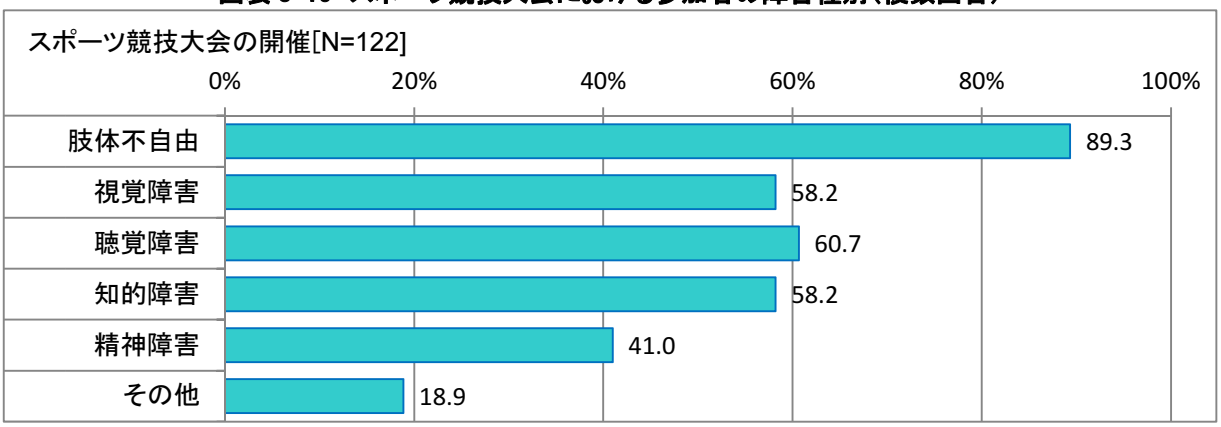
図表 3-14 スポーツ競技大会の実施形態(複数回答)



② 参加者の障害種別

スポーツ競技大会参加者の障害種別は、「肢体不自由」(89.3%)が最も多く、次いで「聴覚障害」(60.7%)であった(図表 3-15)。

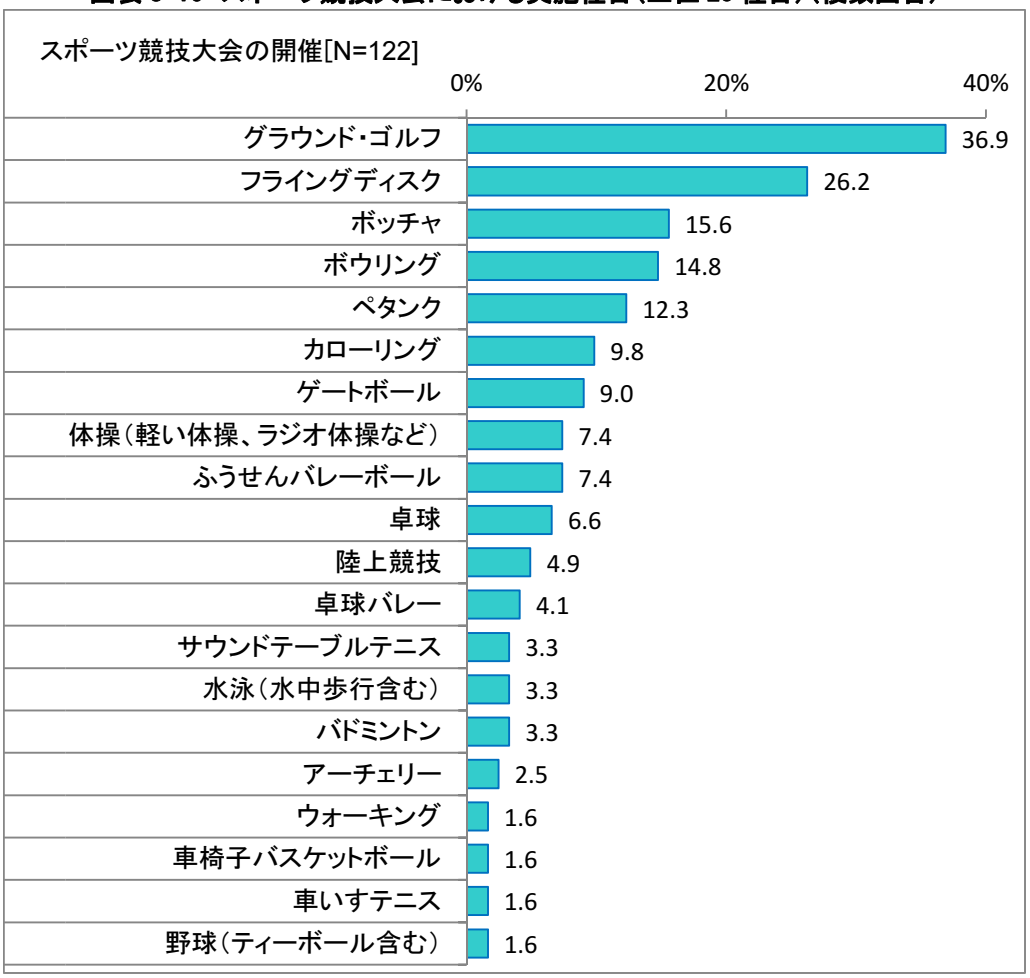
図表 3-15 スポーツ競技大会における参加者の障害種別(複数回答)



③ 実施種目（上位 20 種目）

スポーツ競技大会の実施種目は、「グラウンド・ゴルフ」（36.9%）が最も多く、次いで「フライングディスク」（26.2%）、「ボッチャ」（15.6%）、「ボウリング」（14.8%）、「ペタンク」（12.3%）であった（図表 3-16）。子どもから高齢者まで年代を問わず、障害の有無や重度、参加者の競技志向に合わせて実施しやすい種目が上位に挙がっている。

図表 3-16 スポーツ競技大会における実施種目（上位 20 種目）（複数回答）

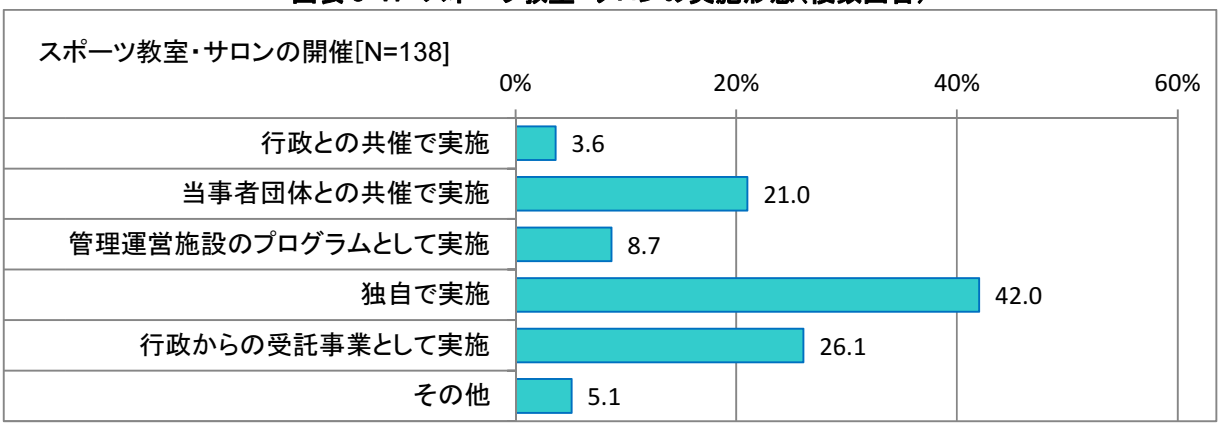


「スポーツ教室・サロンの開催」について

① 実施形態

スポーツ教室・サロンの実施形態は、「独自で実施」(42.0%)が最も多く、次いで「行政からの受託事業として実施」(26.1%)、「当事者団体との共催で実施」(21.0%)であった(図表 3-17)。

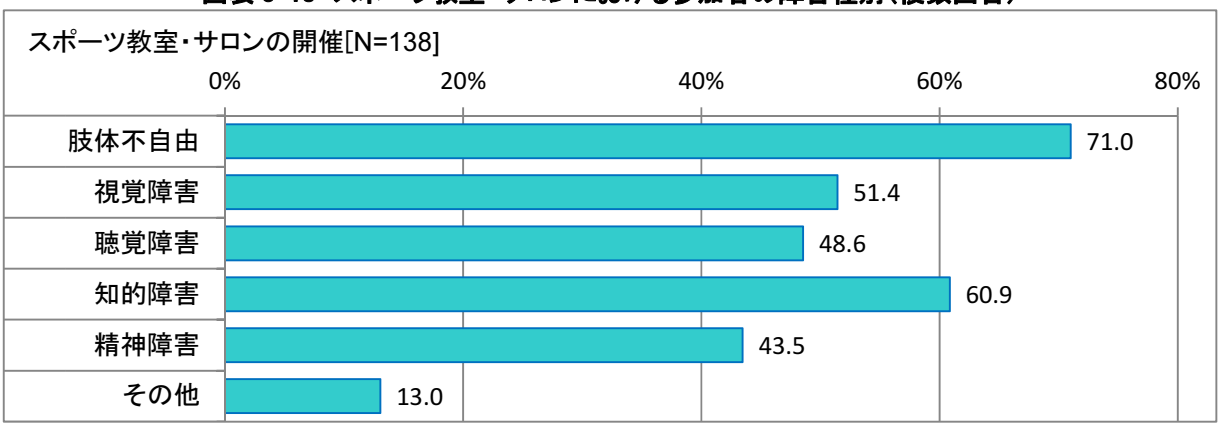
図表 3-17 スポーツ教室・サロンの実施形態(複数回答)



② 参加者の障害種別

スポーツ教室・サロン参加者の障害種別は、「肢体不自由」(71.0%)が最も多く、次いで「知的障害」(60.9%)であった(図表 3-18)。

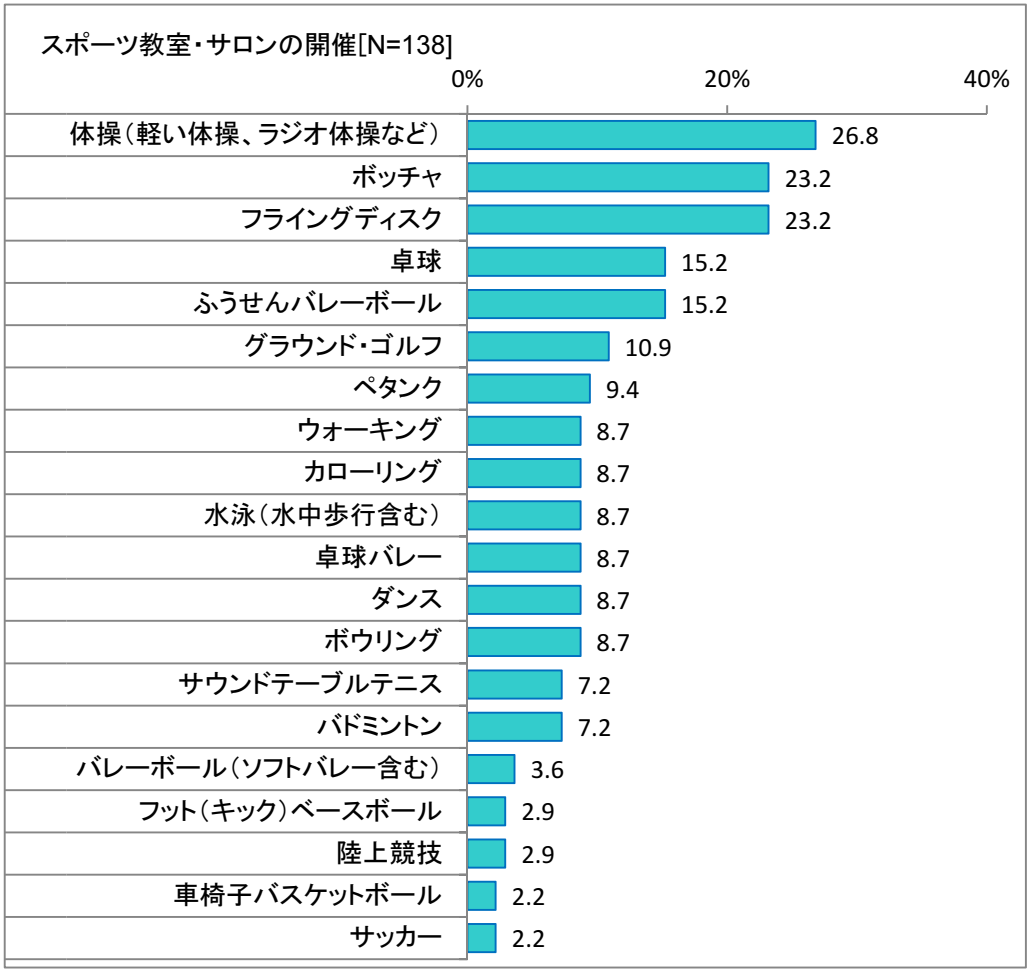
図表 3-18 スポーツ教室・サロンにおける参加者の障害種別(複数回答)



③ 実施種目（上位 20 種目）

スポーツ教室・サロンの実施種目は、「体操（軽い体操、ラジオ体操など）」（26.8%）が最も多く、次いで「ボッチャ」「フライングディスク」（23.2%）、「卓球」「ふうせんバレーボール」（15.2%）、「グラウンド・ゴルフ」（10.9%）であった（図表 3-19）。少人数、小規模スペースでも実施できる種目が上位に挙がっている。また、複数の種目を回答した社会福祉協議会が多く、障害の種別等に応じた多様な活動内容が確認できる。

図表 3-19　スポーツ教室・サロンにおける実施種目（上位 20 種目）（複数回答）

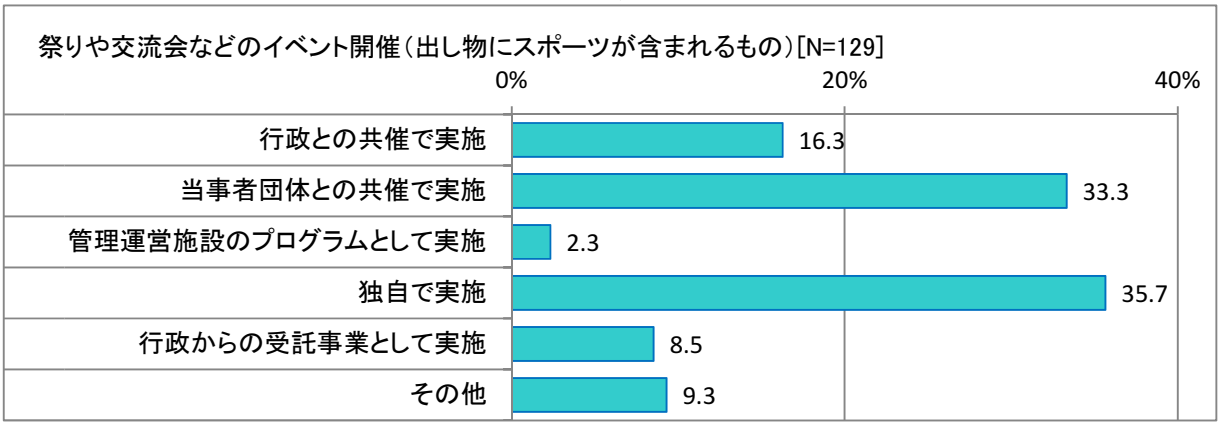


「祭りや交流会などのイベント開催（出し物にスポーツが含まれるもの）」について

① 実施形態

祭りや交流会などのイベントの実施形態は、「独自で実施」（35.7%）が最も多く、次いで「当事者団体との共催で実施」（33.3%）、「行政との共催で実施」（16.3%）であった（図表 3-20）。

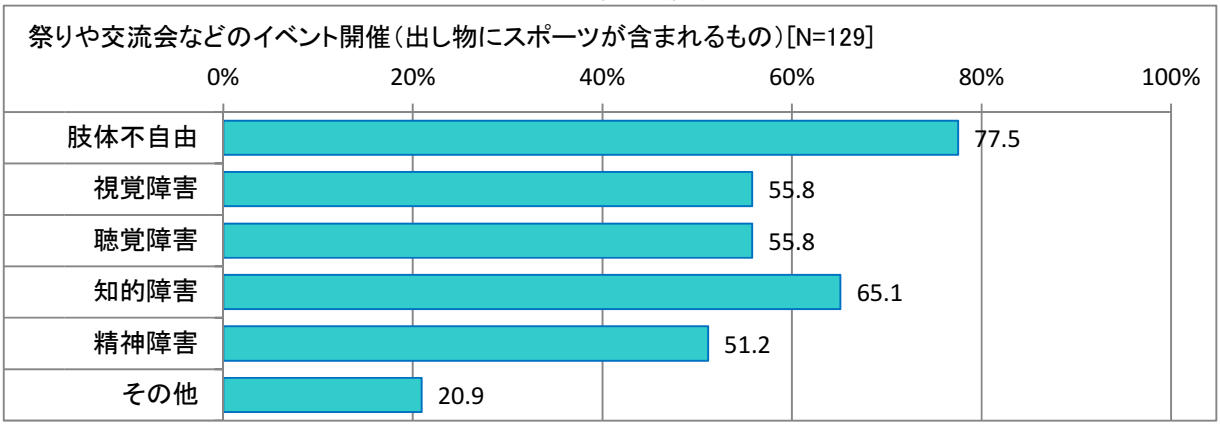
図表 3-20 祭りや交流会などのイベント開催（出し物にスポーツが含まれるもの）の実施形態（複数回答）



② 参加者の障害種別

祭りや交流会などのイベント参加者の障害種別は、「肢体不自由」（77.5%）が最も多く、次いで「知的障害」（65.1%）であった（図表 3-21）。

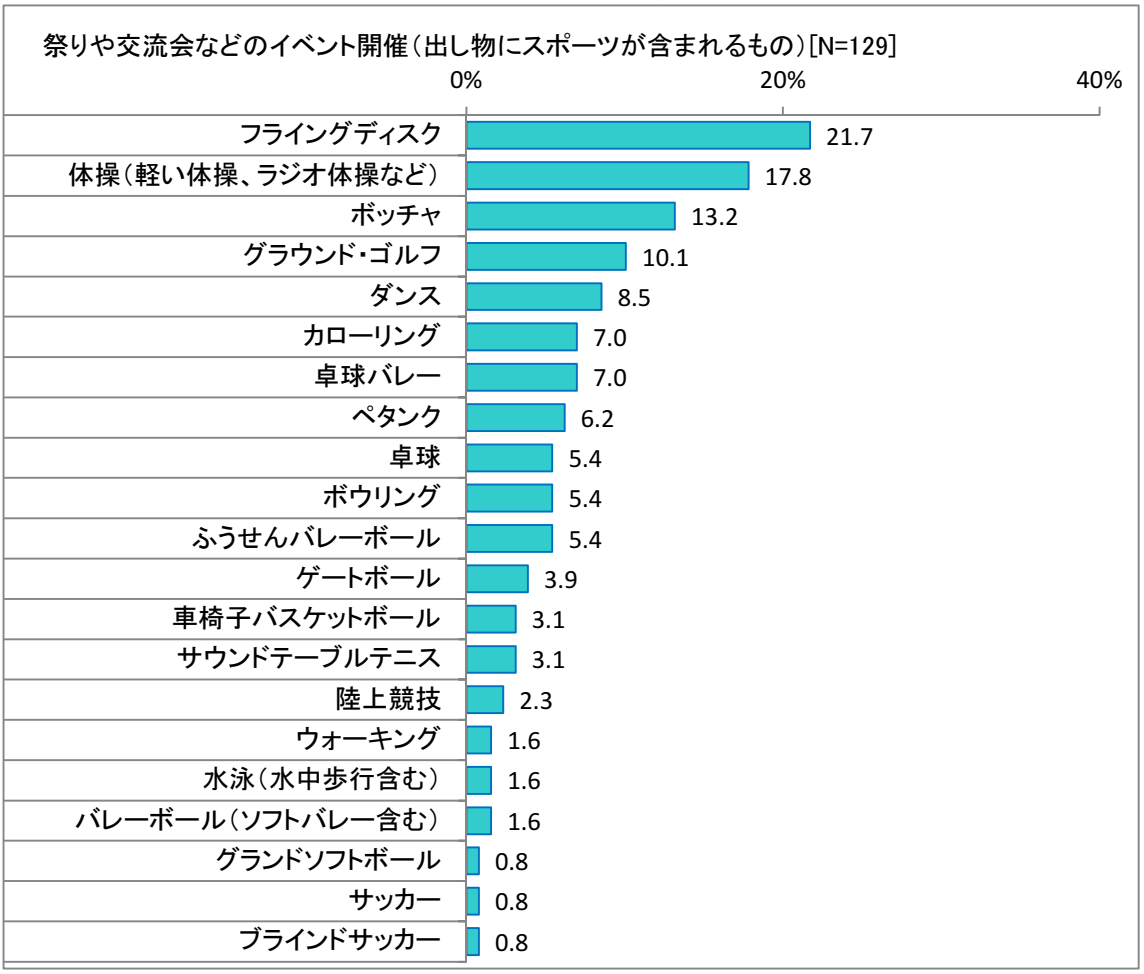
図表 3-21 祭りや交流会などのイベント開催（出し物にスポーツが含まれるもの）における参加者の障害種別（複数回答）



③ 実施種目（上位 20 種目）

祭りや交流会などのイベントの実施種目は、「フライングディスク」（21.7%）が最も多く、次いで「体操（軽い体操、ラジオ体操など）」（17.8%）、「ボッチャ」（13.2%）、「グラウンド・ゴルフ」（10.1%）、ダンス（8.5%）であった（図表 3-22）。地域住民の余暇活動の充実や交流を目的に、年代や障害の有無を問わずに楽しむことができる種目が上位に挙がっている。

図表 3-22　祭りや交流会などのイベント開催（出し物にスポーツが含まれるもの）における実施種目（上位 20 種目）（複数回答）

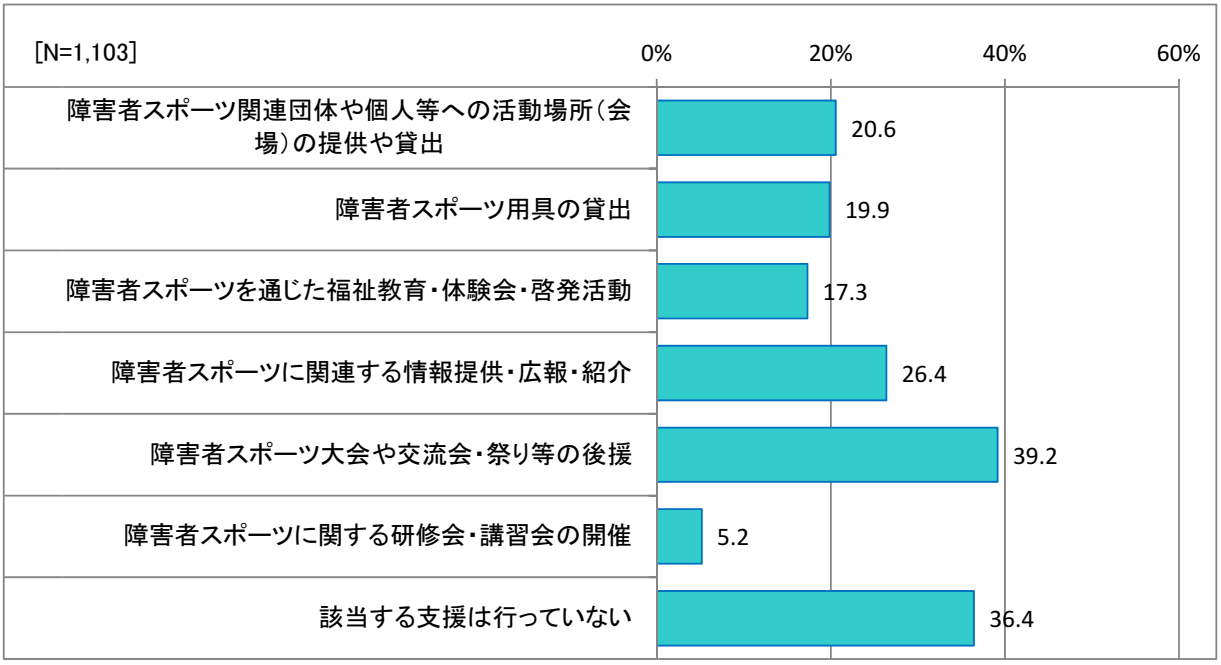


(2) 障害者スポーツに関連するその他の支援状況

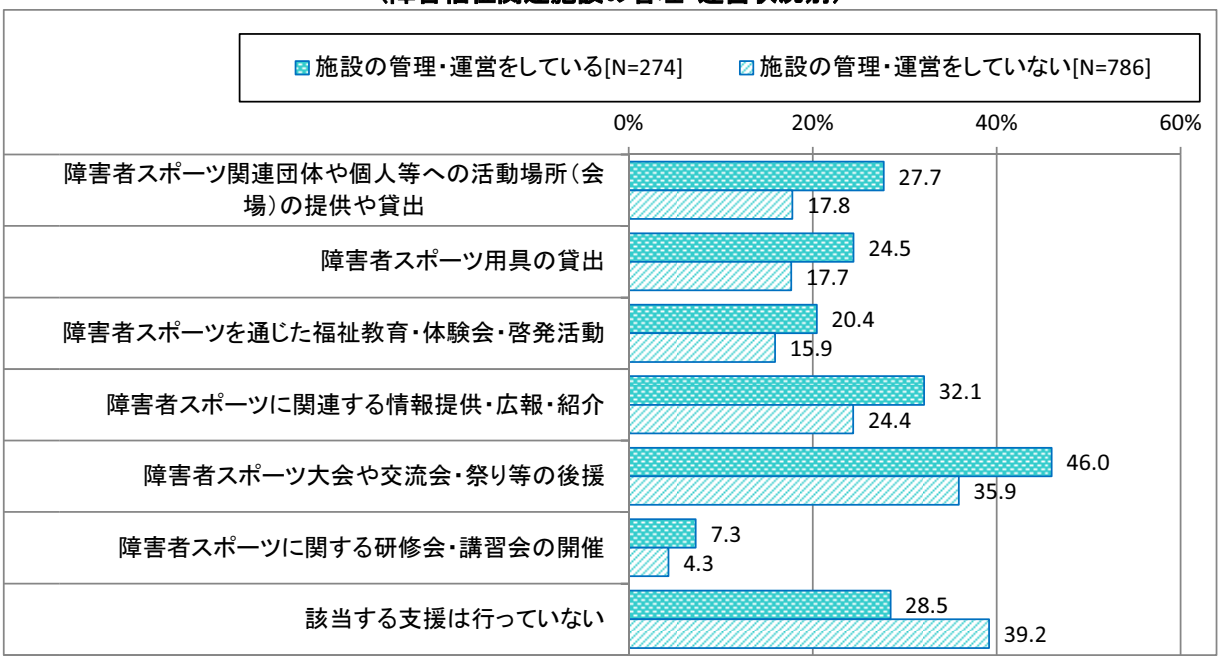
イベント・行事・教室等の開催以外に、6割強の社会福祉協議会が障害者スポーツに関連する何らかの支援を実施していた。内容は、「障害者スポーツ大会や交流会・祭り等の後援」(39.2%)が最も多く、次いで「障害者スポーツに関連する情報提供・広報・紹介」(26.4%)であった(図表 3-23)。

障害福祉関連施設の管理・運営状況別に見ると、管理・運営をしている社会福祉協議会の方が、施設の管理・運営をしていない社会福祉協議会に比べ、障害者スポーツに関連する各種支援の実施割合が高い(図表 3-24)。

図表 3-23 障害者スポーツに関連するその他の支援状況(複数回答)

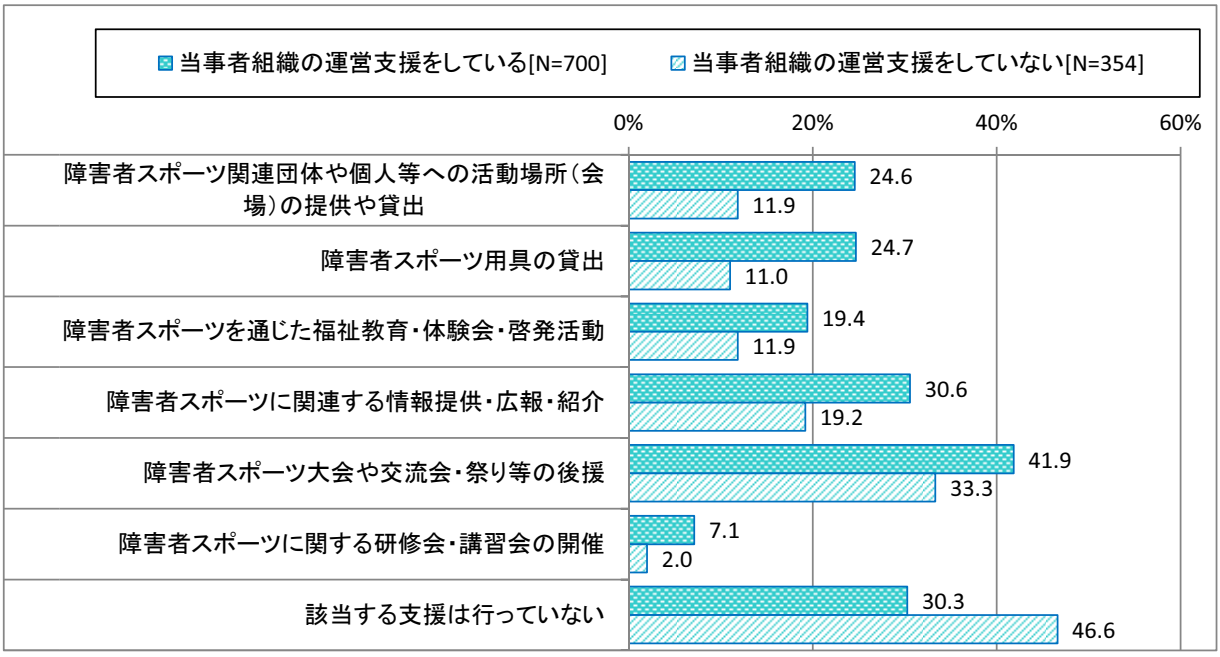


図表 3-24 障害者スポーツに関連するその他の支援状況(複数回答)
(障害福祉関連施設の管理・運営状況別)



障害当事者組織の運営支援状況別に見ると、運営支援をしている社会福祉協議会の方が、運営支援をしていない社会福祉協議会に比べ、障害者スポーツに関連する各種支援の実施割合が高い（図表3-25）。

図表 3-25　障害者スポーツに関連するその他の支援状況（複数回答）
（障害当事者組織の運営支援状況別）

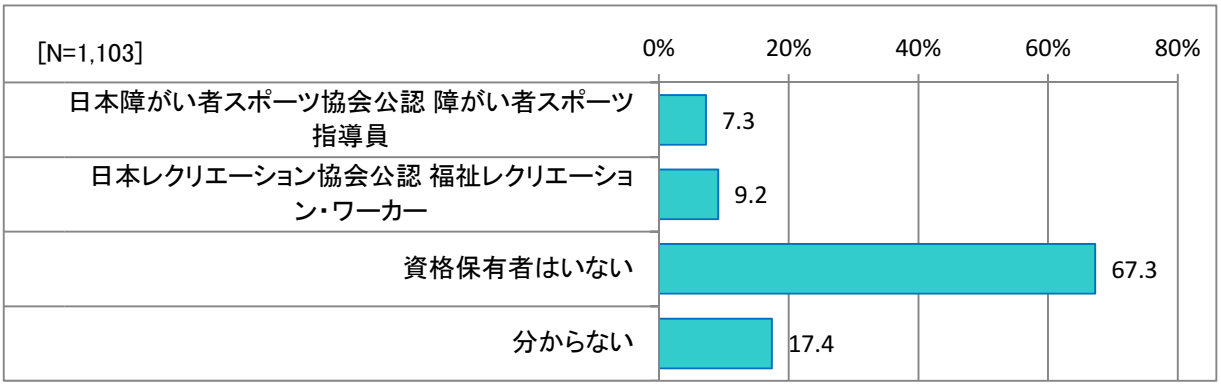


(3) 職員の障害者スポーツ関連資格の保有状況

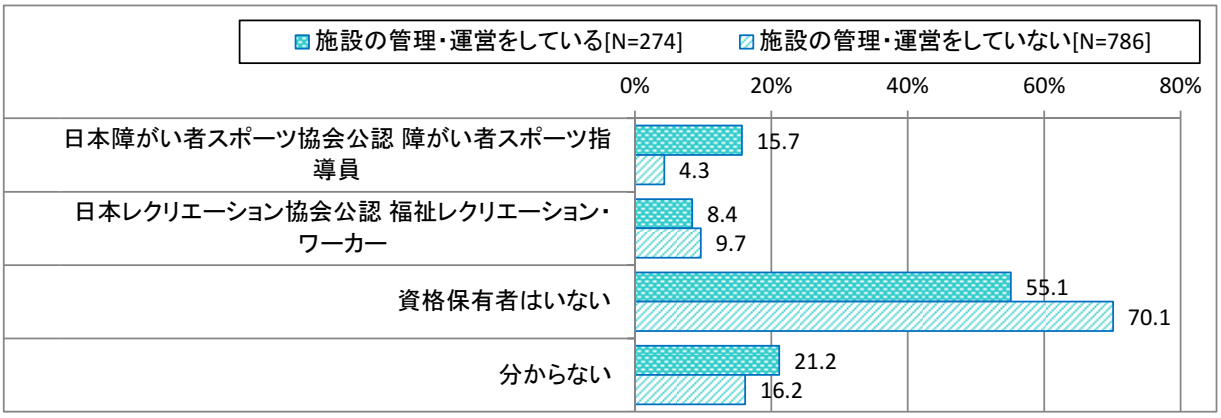
職員の障害者スポーツ関連資格の保有状況については、「日本障がい者スポーツ協会公認 障がい者スポーツ指導員」が7.3%、「日本レクリエーション協会公認 福祉レクリエーション・ワーカー」が9.2%、「資格保有者はいない」が67.3%であった(図表 3-26)。

障害福祉関連施設の管理・運営状況別に見ると、施設の管理・運営をしている社会福祉協議会の方が、職員における「日本障がい者スポーツ協会公認 障がい者スポーツ指導員」の資格保有割合が高い(図表 3-27)。なお、障害当事者組織の運営支援状況別では、職員の障害者スポーツ関連資格の保有状況に違いは見られなかった。

図表 3-26 職員の障害者スポーツ関連資格の保有状況(複数回答)



図表 3-27 職員の障害者スポーツ関連資格の保有状況(複数回答)
(障害福祉関連施設の管理・運営状況別)

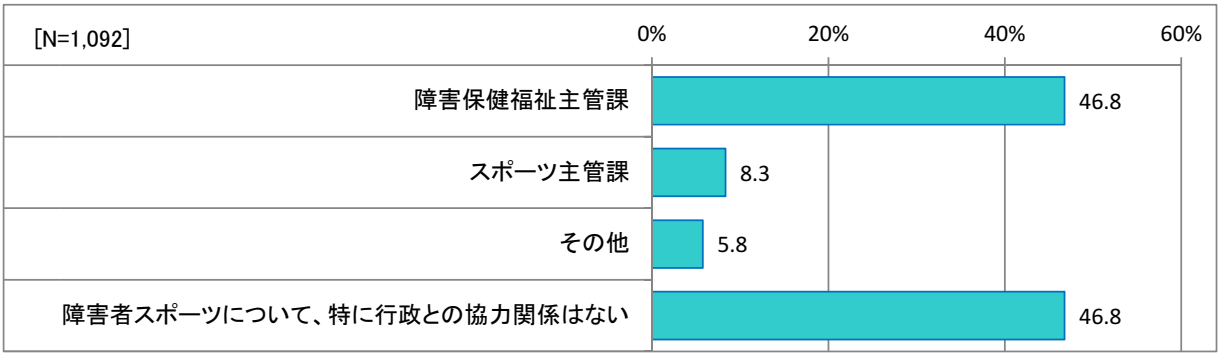


(4) 障害者スポーツに関する行政部署との協力関係

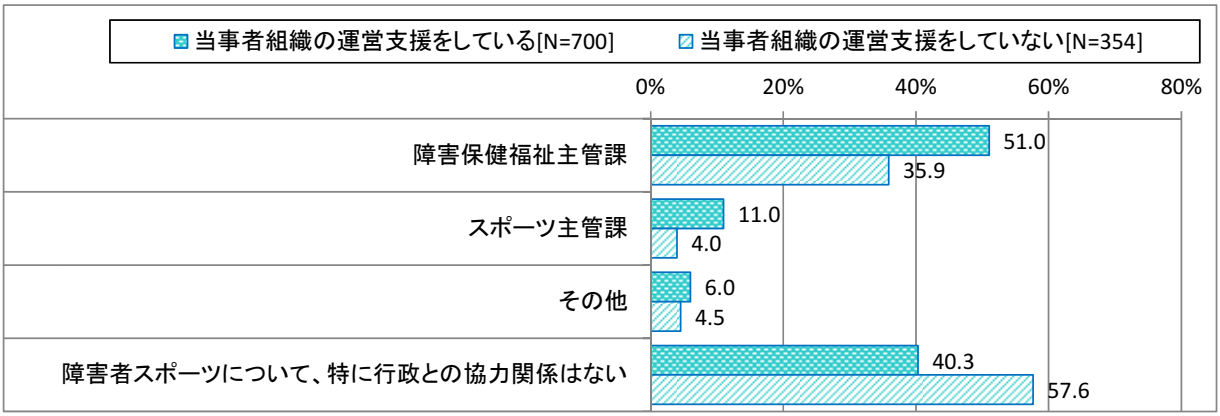
障害者スポーツに関する行政部署との協力関係については、「障害保健福祉主管課」が 46.8%、「スポーツ主管課」が 8.3%、「その他」が 5.8%、「特に行政との協力関係はない」は 46.8%であった(図表 3-28)。

障害当事者組織の運営支援状況別に見ると、運営支援をしている社会福祉協議会では、「障害保健福祉主管課」51.0%、「スポーツ主管課」11.0%であり、運営支援をしていない社会福祉協議会では、「障害保健福祉主管課」35.9%、「スポーツ主管課」4.0%であった(図表 3-29)。

図表 3-28 障害者スポーツに関する行政との協力関係(複数回答)



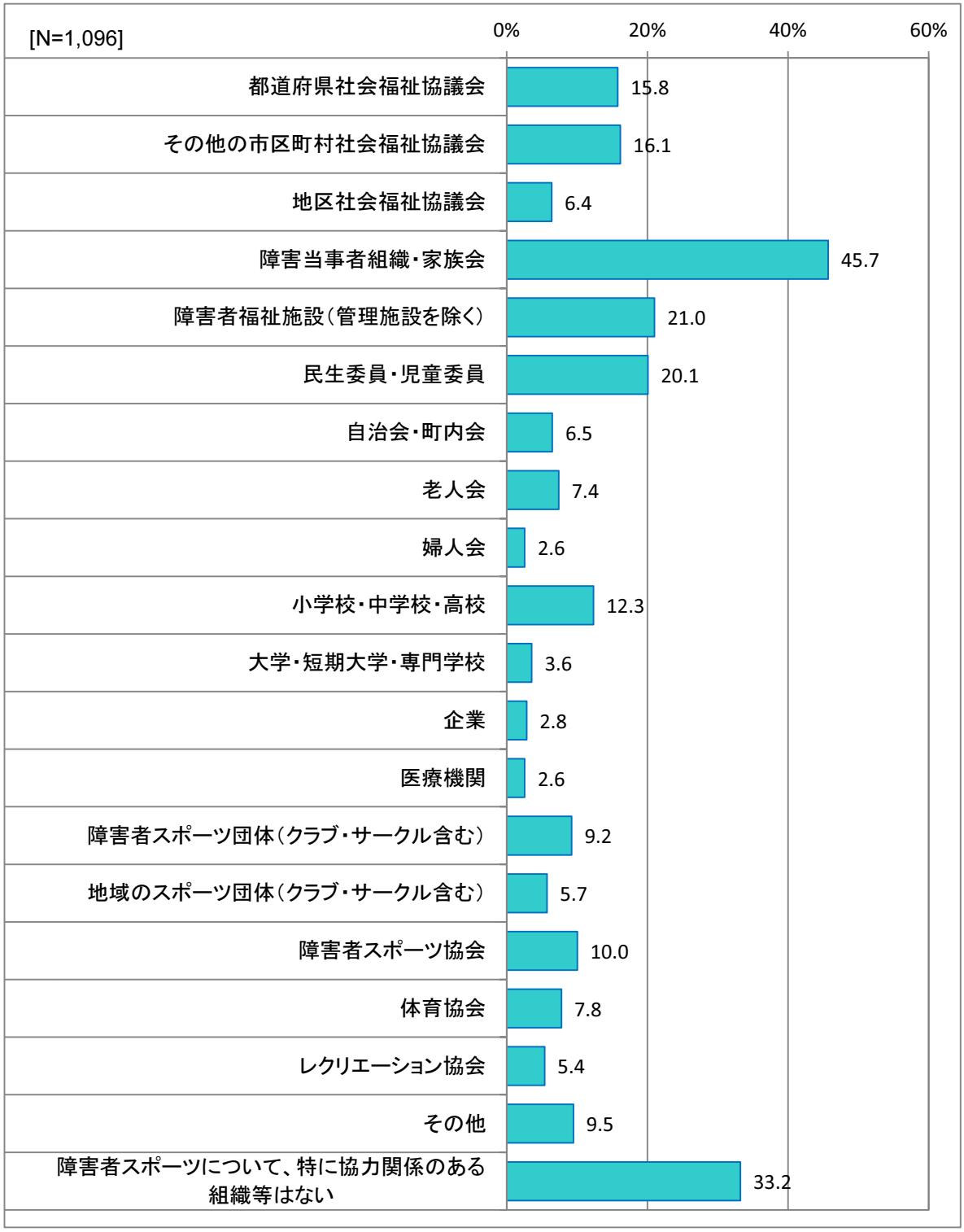
図表 3-29 障害者スポーツに関する行政との協力関係(複数回答)
(障害当事者組織の運営支援状況別)



(5) 障害者スポーツに関する事業の運営や個別相談などの支援における地域の組織等との協力関係

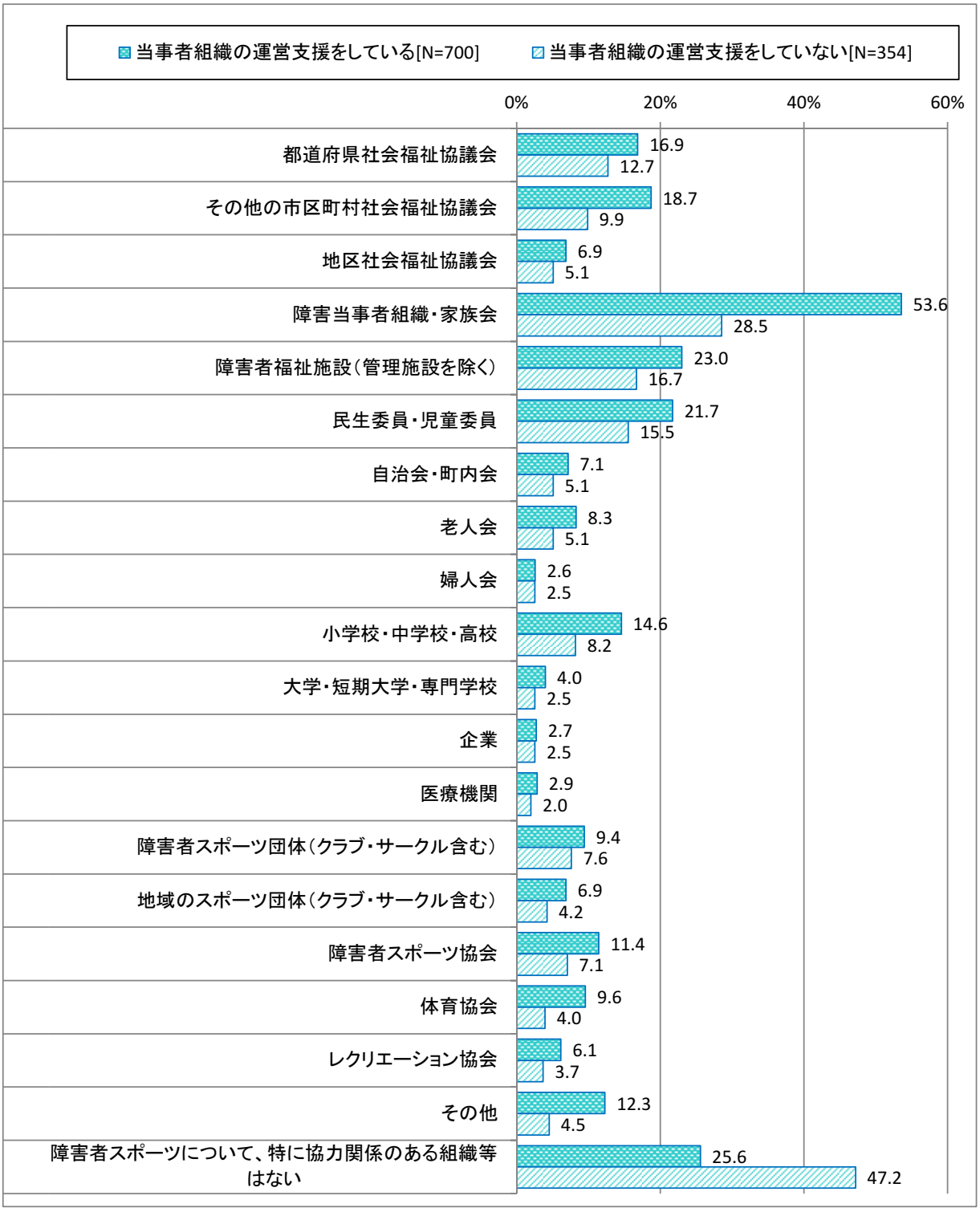
障害者スポーツに関する事業の運営や個別相談などの支援について、7割弱の社会福祉協議会が地域の組織等との協力関係を有していた。内訳は「障害当事者組織・家族会」(45.7%)が最も高く、次いで「障害者福祉施設(管理施設を除く)」(21.0%)、「民生委員・児童委員」(20.1%)と続いている(図表3-30)。「その他」(9.5%)として、「ボランティアグループ」などの回答があった。

図表 3-30 障害者スポーツに関する地域の組織等と協力関係(複数回答)



障害当事者組織の運営支援状況別に見ると、運営支援をしている社会福祉協議会の方が、運営支援をしていない社会福祉協議会に比べ、障害者スポーツに関する事業の運営や個別相談などの支援において、地域の組織等との協力関係を有している割合が高い（図表 3-31）。

図表 3-31　障害者スポーツに関する地域の組織等と協力関係（複数回答）
（障害当事者組織の運営支援状況別）



3．調査結果（事例調査）

全国の市区町村の社会福祉協議会における障害者のスポーツ活動の支援状況を明らかにするため、特徴的な社会福祉協議会に事例ヒアリング調査を行った（図表 3-32）。

図表 3-32 事例調査で対象とした社会福祉協議会

施設名	所在地	特徴
社会福祉法人 川越市社会福祉協議会	埼玉県	障害者団体連絡協議会との連携・協力 働いている障害者のために週末夜間講座でスポーツを指導 スポーツの継続実施を目的とした個人・サークル活動の支援
社会福祉法人 小平市社会福祉協議会	東京都	スポーツレクリエーション教室の開催 サークル活動の支援、スポーツボランティアの育成、啓発活動 障害者スポーツを通じた障害者福祉のネットワーク構築と協働
社会福祉協議会 碧南市社会福祉協議会	愛知県	在宅身体障害者デイサービス事業における多様なスポーツ教室の開催 碧南市内全ての小・中・高等学校で福祉実践教室を実施 障害者スポーツ関連事業に対する民間クラブの協力
社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会	奈良県	参加者が自身で完走タイムを設定する「ふれあい宣言タイムマラソン」を開催 7種の障害者スポーツ大会との5種のスポーツ教室を実施 スポーツ大会を通じた当事者団体、行政、民間企業、住民ボランティア等との連携

社会福祉法人 川越市社会福祉協議会

【特徴】
障害者団体連絡協議会との連携・協力
働いている障害者のために週末夜間講座でスポーツを指導
スポーツの継続実施を目的とした個人・サークル活動の支援

1. プロフィール

(1) 設立経緯

川越市社会福祉協議会は、1951 年に任意団体として設立され、1967 年に社会福祉法人の認可を受けた。「高齢者・障害者の自立支援、生きがいづくり、健康の維持増進」を目指し、多種の地域福祉事業を行っている。

(2) 川越市社会福祉協議会の主な事業

・地域福祉活動計画・社協発展強化計画の策定
・地域福祉推進基礎組織(地区社会福祉協議会)の運営及び活動支援
・ふれあい・いきいきサロンの運営支援
・小地域ネットワーク活動の実施
・ボランティアセンター事業
・住民参加型在宅福祉サービス事業
・ファミリー・サポート・センター事業
・団体(老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会等)の事務局
・介護保険事業・要介護認定調査・その他高齢者福祉関係事業
・地域生活支援事業・その他障害者福祉関係事業
・日常生活自立支援事業・法人後見事業・その他権利擁護関係事業
・指定管理事業　等

(3) 障害福祉に関連する施設の管理・運営

1995 年度より指定管理者として川越市総合福祉センターを管理・運営している。川越市総合福祉センターは、身体障害者福祉センターB 型、地域活動支援センター、老人福祉センターB 型の機能を有した複合的な福祉施設である。

川越市総合福祉センターの事業として、スポーツ大会や講座の開催、サークル活動の支援、大学との連携、障害者スポーツ大会の後援等を実施し、市内在住の障害者や高齢者の健康の維持増進を図り、地域福祉を推進している。

(4) 障害当事者組織の運営支援

川越市社会福祉協議会では、市内の障害当事者組織(12 団体)の統括団体である障害者団体連絡協議会の事務局を務めている。障害者団体連絡協議会は 1982 年に設立し、当初は川越市が所管していたが、1989 年に川越市社会福祉協議会に事務局が移管された。

2. 障害者スポーツ関連事業について

(1) 障害者の余暇活動支援事業

川越市総合福祉センターでは、年間を通じて障害者の余暇活動を支援するため講座を開催している。2013 年度はスポーツレクリエーションのつどい、青年学級、週末夜間開講講座等、スポーツ関連の講座(25 講座)を実施した。より多くの障害者がスポーツ関連講座に参加できるように、個々の障害の特性に応じた用具・補助具を作成するなどの工夫を行っている。

1) スポーツレクリエーションのつどい

知的障害児・者、身体障害児・者及びその家族を対象としたスポーツレクリエーション活動を年 2 回実施している。川越市総合福祉センター体育室を会場に、ハンドアーチェリーやだるま落としなど、気軽にさまざまなスポーツ種目やゲームを楽しめる空間づくりを行っている。



スポーツレクリエーションのつどい

2) 青年学級

川越市在住の 18 歳以上の一般就労および福祉的就労をしている障害者を対象に青年学級を開催している。創作活動や調理実習の他、ボウリングなどのスポーツを実施している。余暇活動の充実とともに、参加者、ボランティア、職員との関わりを通して社会生活を送るための能力を養っている。

3) 週末夜間開講講座

仕事を終えてから活動したいという社会人の障害者のニーズに合わせて、夜間開講講座を開催している。実施種目は水泳、フットサル、バスケットボールである。バスケットボールについては、初心者を対象とした教室と競技レベルの高い参加者対象とした 2 つの教室がある。後者の教室は、バスケットボールサークル化事業として、教室修了者のサークル活動への移行に努めている。各教室の指導者は、競技団体への指導者派遣依頼やスポーツリーダーバンクへの申請により確保している。水泳教室は 10 名前後の職員を配置するとともに、ボランティアが参加している。教室により多少のばらつきはあるが、ほぼ全ての教室にボランティアの参加がある。なお、ボランティアの多くは個人の登録者である。

(2) 障害者スポーツに関する大学との連携事業

川越市総合福祉センターでは東京国際大学と連携し、主に、総合福祉センター体育室・プールを利用して開催する水泳、バスケットボール、バドミントンなどのスポーツ関連の講座に学生ボランティアを受け入れている。文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代 GP)」をきっかけに連携が始まり、現在に至る。

＜2013 年度の主な事業実績＞

- 水泳教室中上級コース（対象：知的障害、参加者 24 名、学生ボランティア 1 名）
- バスケットボール（対象：知的障害、参加者 15 名、学生ボランティア 7 名）
- 夏休みチャレンジ・バドミントン（対象：知的障害、参加者 25 名、学生ボランティア 4 名）
- 夏休みプール（対象：知的障害、参加者 22 名、学生ボランティア 2 名）
- 水泳記録会（対象：高齢者、障害者、参加者 26 名、学生ボランティア 4 名）

(3) 個人・サークル活動の支援

障害者スポーツ大会や講座開催以外の支援として、個人やサークル(登録団体)に対して施設の貸し出しを行っている。体育室、プールともに、市内の障害者は無料、市外の利用者は有料で使用することができる。2013 年度時点で 11 団体が登録している(図表 3-33)。登録団体には特別支援学校の有志により結成されたサークル、利用者のスポーツの継続実施のために総合福祉センターのスポーツ講座から生まれたサークルがある。併せて、個人、サークルに対してスポーツ用具の貸出しも行っている。



卓球サークル

図表 3-33 サークル活動一覧(2013 年度)

サークル名称	活動種目	団体登録人数	年間活動回数
AIT's	バスケット	17名	2回/年
オレンジボール	卓球	16名	3回/年
川越動作法	体操	24名	8回/年
川越ファンキーズ	ハンディキャップテニス	8名	5回/年
しまりす	ダンス	14名	21回/年
障泳会	水泳	35名	10回/年
スバル卓球クラブ	卓球	16名	17回/年
つばさ吹き矢クラブ	吹き矢	15名	21回/年
ひまわり会	ボッチャ	34名	27回/年
ベストフレンド	バドミントン	19名	5回/年
ラッピーフレンズ	盲人テニス	10名	13回/年

3. 障害者スポーツ支援の課題と今後の展開

川越市社会福祉協議会では、障害児・者が放課後や就業後に、気軽に、自由に体を動かして楽しめる場所の確保を目指しているが、環境や職員の拡充、施設利用者・団体の飽和状態などが課題となっている。そのため、重度の障害者に対する事業を重点的に展開するとともに、個々の障害に応じた講座等の企画・運営を充実させ、障害者がより活動しやすい環境の整備を進めている。また、大学との連携をより密にし、学生ボランティアの育成など、福祉教育の推進を検討している。

社会福祉法人 川越市社会福祉協議会

○所在地:埼玉県川越市小仙波町 2-50-2

○設立年:1966 年

社会福祉法人 小平市社会福祉協議会

【特徴】

スポーツレクリエーション教室の開催

サークル活動の支援、スポーツボランティアの育成、啓発活動

障害者スポーツを通じた障害者福祉のネットワーク構築と協働

1. プロフィール

(1) 設立経緯

民生委員が発起人となり、1963 年に設立し、1966 年に法人化された。2009 年には第 3 次小平市地域福祉活動計画を策定し、「地域で支えあう福祉のまち・こだいら」を基本目標に、同市における地域福祉の中核として、児童・高齢・障害福祉など、地域のニーズに基づくさまざまな活動を展開している。

(2) 小平市社会福祉協議会の主な事業

・地域福祉活動計画、社協発展強化計画の策定
・安心サービス(電話訪問、おはようふれあい訪問)の実施
・生活福祉資金の貸付制度の実施
・低所得者、離職者に対する相談窓口の設置
・ほのぼのひろばの運営
・子ども広場の運営
・高齢者交流室の運営
・小平市地域包括支援センター中央センターの運営
・障がい者地域自立生活支援センターひびきの運営
・権利擁護センターこだいら

(3) 障害福祉に関連する施設の管理・運営

小平市社会福祉協議会では、小平市立障害者福祉センター・あおぞら福祉センターの 2 つのセンターを指定管理者として、障害福祉に関する以下の事業を実施している。

・児童発達支援事業(障害者福祉センターのみ)
・生活介護事業
・自立(機能)訓練事業
・言語相談訓練事業
・日中一時支援・緊急一時保護事業
・相談支援事業
・施設提供事業(部屋の貸し出し)
・イベント・行事等の開催(地域との連携)

2. 障害者スポーツ関連事業について

(1) スポーツレクリエーション教室

2007 年から小平市社会福祉協議会(小平市立障害者福祉センター)では、東京都障害者スポーツ協会、東京都多摩障害者スポーツセンターとの共催により、スポーツレクリーション教室を実施している。初年度は小平市立障害者福祉センターの利用者を対象に募集をしていたが、2 年目以降については、一定数の参加者を確保するため、市内の作業所利用者、特別支援学校(特別支援学級)、小平手をつなぐ親の会、小平肢体不自由児者父母の会など、関係機関を含めて幅広く告知を行っている。それに伴い、社会参加が難しいとされる重度の障害当事者であっても、広く仲間づくりができるようになるなど、副次的な効果が生まれている。また、スポーツレクリエーション教室の開催だけではなく、サークル活動の支援、協力者の育成・拡充(スポーツボランティアの育成)、障害者スポーツの啓発活動(福祉教育)など、様々なかたちで事業を展開している。

＜2013 年度スポーツレクリエーション教室の主な実績＞



1) ショートテニス教室

小平特別支援学校アリーナ(体育館)にて、不定期に実施している。対象とする障害種別は知的障害であり、参加者は約20名である。運営には毎回約10名のボランティアの協力を得ている。参加者の技術レベルに合わせて、グループ分けをするなど、プログラムを工夫している。

2) ショートテニス フォローアップ練習会

小平特別支援学校アリーナ(体育館)にて、年 3 回の練習会を実施している。ショートテニス教室参加者のサークル化を目的としており、ショートテニス教室参加者の中から技術的に上達した人を中心に告知・募集を行っている。教室参加歴のない人であっても、参加者の仲間については受け入れている。参加者とボランティアが主体となり練習を行っている。

3) きっず教室

きっず教室は、小平市立障害者福祉センターを利用している子どもにスポーツの楽しさを知ってもらう機会として、また児童発達支援事業と言語相談事業のフォローとして実施している(年 1 回)。主に小平特別支援学校アリーナ(体育館)で活動していたが、2013 年度は小平市市民総合体育館温水プールで、以前からニーズの高かった水泳を初めて実施した。2013 年度の参加者は 16 名、ボランティアは 5 名であった。

4) ラージボール卓球教室

主に脳血管障害、高次脳機能障害の人を対象に、参加者の体力・技術レベルに合わせ、基礎的な練習からラリーまでの段階的なプログラムを実施している(年 2 回程度)。2012 年度までは小平特別支援学校で実施していたが、施設予約や教室のサークル化が進んだ場合の練習場所の提供等も考慮し、2013 年度から障害者福祉センター内の貸出室(会議室)に会場を変更した。2013 年度の参加者は 9 名、ボランティアは 7 名であった。

5) ハンドサッカー交流会

小平・光明特別支援学校 OB を中心に、小平特別支援学校在校生や都内の特別支援学校 OB のチームとともに、年間に 1 回程度、小平特別支援学校アリーナ（体育館）で合同練習や交流試合を実施している。2013 年度の参加者は 39 名、ボランティアは 12 名であった。

6) ボッチャ交流会

初年度から 3 年間開催していたボッチャ教室をきっかけに結成された小平ボッチャサークルや、市内の医療・福祉関係機関などのボッチャを活動に取り入れている団体に参加を呼びかけ、小平特別支援学校アリーナ（体育館）で交流試合を実施している（年間で1回）。2013 年度は参加者 29 名、ボランティア 5 名であり、重度の障害当事者の参加も多い。



7) 小平市ニュースポーツデー

小平市市民総合体育館で開催される小平市教育委員会体育課主催のニュースポーツの体験イベントである。年間で 3 回開催されるイベントであるが、小平市社会福祉協議会では内 2 回について、障害の有無に関わらず楽しめるボッチャの体験コーナーを開設している。同イベントは事前の参加申し込みは不要であり、開催時期により 100～200 名程度の参加がある。参加者全体の1割程度が障害当事者である。

(2) 小平市障がい者運動会

小平市と小平市社会福祉協議会は、市の障害者福祉計画で掲げる社会参加促進事業の一つとして、障害当事者の社会参加と健康増進を目的とした、小平市障がい者運動会を主催している。2013 年度で 39 回目の開催となる。玉入れ、パン食い競争、ストラックアウト、フライングディスクなどの競技を実施するとともに、スポーツ体験コーナーを設け、障害当事者が、運動会での体験を通して、日常生活にスポーツを取り入れられるようなプログラムとなっている。

3. 障害者スポーツ支援の課題と今後の展開

小平市社会福祉協議会では、小平市立障害者福祉センターにてスポーツレクリエーション教室を開催しているが、教室の頻度は 1 種目あたり年間で 3 回程度が限度となっている。また、センターの利用者は重度の障害者も多く、現状では地域のスポーツ活動の場も限られている。そこで、多様なかたちで地域との協働を図り、教室利用の促進だけではなく、支援者の育成やネットワークの構築によって障害者スポーツの環境をコーディネートするなど、教室終了後のスポーツの継続実施を見据えた活動を展開している。

社会福祉法人 小平市社会福祉協議会

○所在地：東京都小平市学園東町 1-19-13　福祉会館 4 階

○設立年：1963 年

社会福祉法人 碧南市社会福祉協議会

【特徴】
在宅身体障害者デイサービス事業における多様なスポーツ教室の開催
碧南市内全ての小・中・高等学校で福祉実践教室を実施
障害者スポーツ関連事業に対する民間クラブの協力

1. プロフィール

(1) 設立経緯

碧南市社会福祉協議会は1952年に任意団体として設立し、1972年に社会福祉法人として法人化された。地域住民が安心して暮らせる町を目指し、「ふれあいのまち　やさしさのまち　いたわりのまち　へきなん」をキーワードに、子ども・高齢者・障害福祉事業を通じた地域福祉の推進を図っている。

(2) 碧南市社会福祉協議会の主な事業

・地域福祉活動計画の策定
・ふれあい・いきいきサロンの運営
・団体（日本赤十字社碧南市支部、碧南市遺族会等）の事務局
・介護保険事業・地域包括支援センター
・その他高齢者関係事業・サービス
・子どもや子育て家庭を対象とした事業
・日常生活自立支援事業等、権利擁護関係事業　等

(3) 障害福祉に関連する施設の管理・運営

2014 年にオープンした「へきなん福祉センター・あいくる」を指定管理者として運営している。同センターは、市民活動センター、児童福祉施設、心身障害者福祉センター（身体障害者福祉センターB 型）機能を有する複合型の施設であり、多様な地域福祉活動を展開している。

(4) 障害当事者組織の運営支援

碧南市身体障害者福祉協会、聴覚障害者・児会、碧南市手をつなぐ育成会等に対して、事務局活動場所の提供、各障害者団体主催イベントへの職員の参加、イベント・行事の後援をしている。

(5) ボランティア連絡協議会の設置

碧南市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターには、ボランティア連絡協議会が設置されている。障害当事者団体や手話サークルなど 14 のボランティア団体が会員登録をしており、スポーツ教室やスポーツ大会開催時には、各団体からの人的支援があるなど、お互いの連携・協力体制が整備されている。

2. 障害者スポーツ関連事業について

(1) 在宅身体障害者デイサービス事業

碧南市の委託業務として、日頃外出する機会の少ない心身障害児者に対して、日常生活への適応性、集団生活への順応性を高めるため、スポーツイベントを行っている。また、在宅身体障害者デイサービス事業の一環として、水泳、体操、ダンス教室などを開催している。事業実施にあたり、参加者募集や会場提供、指導者派遣、ボランティアについて、碧南市ボランティア連絡協議会、民間クラブ、地元企業から協力を得ている。

＜2013 年度の主な事業実績＞



1) 車いすダンス教室

へきなん福祉センター・あいくる(2 階デイ・ルーム)にて、年12回(毎月第2水曜日)の車いすダンス教室を開催している。定員は 10 名で、対象は主に身体障害者である。2013 年度の参加延べ人数は 85 名であった。参加者の心身のリハビリテーションや趣味を広げることを目的としている。

2) ダンス教室

へきなん福祉センター・あいくる(2 階デイ・ルーム)にて、身体障害者を対象に年間 12 回(第 2 火曜日)のダンス教室を開催している。リハビリテーション及び趣味を広げることを目的として、社交ダンスを行っている。定員は 10 名で、2013 年度の年間参加延べ人数は 85 名であった。

3) 水泳教室

4歳以上の市内在住の身体障害及び知的障害児・者を対象に、年12回の水泳教室を開催している。定員は先着30名で、2013年度の年間参加延べ人数は257名であった。会場の提供や水泳の実技指導については、碧南スイミングスクールから協力を得ている。

4) サウンドテーブルテニス教室

視覚障害者、肢体不自由者を対象に年 48 回(毎週木曜日)のサウンドテーブルテニス教室を実施している。会場はへきなん福祉センター・あいくる(2 階デイ・ルーム)であり、2013 年度は延べ 659 名が参加した。参加者は愛知県の障害者スポーツ大会にも出場している。

5) ストレッチ教室

心身のリフレッシュや筋力低下、寝たきりの予防を目的に、音楽に合わせたストレッチ体操、筋力トレーニング、レクリエーション活動を行っている。へきなん福祉センター・あいくる(2 階デイ・ルーム)にて、年間で 12 回(毎月第 4 火曜日)開催している。定員は 10 名であり、2013 年度の参加延べ人数は 75 名であった。主な参加者は身体障害者である。

6) ふれあいスポーツ大会

毎年、碧南市ボランティア連絡協議会との共催でふれあいスポーツ大会を開催している。会場は碧南市の東部市民プラザアリーナを利用している。CSR(企業の社会的責任)の一環として、トヨタ自動車 EX 会衣浦支部の協力を得て大会を運営している。2013 年度の参加者は家族やボランティアを含めて 263 名であった。

(2) 児童福祉事業

1) 福祉実践教室



碧南市社会福祉協議会では、児童福祉教育事業の一環として、市内全ての小・中・高等学校(全 14 校)を対象に「福祉実践教室」を開催している(図表 3-34)。障害者や高齢者との交流、体験を通して、地域福祉の課題等に気づき、日常的な実践活動へと広げていく契機とすることを目的としている。

教室の内容は、障害当事者による講義、各種実技体験(手話、要約筆記、点字、盲導犬、車いすダンス、車椅子バスケットボール、サウンドテーブルテニスなど)を行う。車いすダンスやサウンドテーブルテニスの実技体験の際は、デイサービス事業におけるスポーツ教室の講師に協力を得るなど、他の事業とのつながりも見られる。事前の打合せで学校側の意向を聞き、当日のプログラムを作成しているが、対象校の中には、保護者会の日に合わせて開催するなど、生徒のみを対象とせず、親子で福祉の理解が進むように工夫している学校もある。

図表 3-34 福祉実践教室一覧(2013 年度)

開催月	学校名	対象学年	参加延べ人数
6月	中央中学校	1年生	376名
6月	東中学校	1年生	382名
6月	新川中学校	1年生	168名
6月	南中学校	1年生	276名
10月	日進小学校	4・5・6年生	199名
10月	大浜小学校	5年生	397名
10月	新川小学校	5年生	299名
12月	碧南工業高校	1年生	493名
12月	棚尾小学校	5年生	226名
1月	西端小学校	5年生	193名
1月	鷲塚小学校	5年生	247名
2月	中央小学校	5年生	198名
2月	碧南高校	1年生	350名
2月	西端中学校	1年生	243名

3. 障害者スポーツ支援の課題と今後の展開

碧南市社会福祉協議会では、施設利用者の高齢化が進んでおり、参加者の体力面からも開催できる事業が限られてきている。今後は、へきなん福祉センターに付帯するトレーニングルーム等の設備を活用し、プログラムに理学療法を取り入れるなど、高齢障害者の機能回復や健康の維持増進を目的とした事業の展開を検討している。また、福祉実践教室のさらなる充実を図るため、福祉教育推進会議を設置するなど、学校や障害当事者団体との協議による事業評価と見直しを進めている。

社会福祉法人 碧南市社会福祉協議会

○所在地:愛知県碧南市山神町 8-35

○設立年:1952 年

社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会

【特徴】
参加者が自身で完走タイムを設定する「ふれあい宣言タイムマラソン」を開催
7 種の障がい者スポーツ大会と 5 種のスポーツ教室を実施
スポーツ大会を通じた当事者団体、行政、民間企業、住民ボランティア等との連携

1. プロフィール

(1) 設立経緯

奈良市社会福祉協議会は、1952 年に設立された民間組織であり、安心して利用できる福祉サービスの提供を図ると共に、住民主体で取り組まれている様々な地域福祉活動を積極的に支援することにより、「住民だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して活動を展開している。

(2) 奈良市社会福祉協議会の主な事業

・小地域福祉活動の支援
・ボランティア活動の推進
・福祉教育の推進
・調査・広報活動
・寄付・募金活動
・福祉車両運行事業
・音楽療法事業
・相談・支援事業（生活福祉資金等の貸付、地域福祉権利擁護事業、法人後見事業など）
・介護保険事業（訪問介護事業、通所介護事業、居宅介護支援事業）
・障がい福祉サービス事業（生活介護事業、居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、移動支援事業、相談支援事業）
・指定管理施設の運営（総合福祉センター、ボランティアセンター、老人福祉センターなど）
・受託事業（介護認定調査事業、安心生活創造推進事業など）

(3) 障害当事者組織に対する運営支援

奈良市社会福祉協議会では、市内の 9 団体に対する運営支援を行っている。なお、奈良市社会福祉協議会が管理・運営する奈良市総合福祉センターには、奈良市心身障害者・児福祉協会連合会所属の 6 団体の事務局が設置されている。

(4) 障害福祉に関連する施設の管理・運営

奈良市社会福祉協議会が指定管理・運営を行っている奈良市総合福祉センターは、障害者のための「リハビリテーション」「相談」「レクリエーション」などの機能をもつ総合施設である。福祉活動の拠点として「障がい者の活動支援」「障がい者理解の促進」「サポーター育成」「ボランティア活動の支援」にも力を注いでいる。

2. 障害者スポーツ関連事業について

奈良市総合福祉センターでは、障害児・者のスポーツ振興を図ることを目的に、指定管理業務の一環として、毎年 7 つの障がい者スポーツ大会（ふれあい事業）と 5 つのスポーツ教室を開催している。また、スポーツ活動の継続のため、年間を通じたサークル活動の支援を実施している。

＜2013 年度の主な実績＞

(1) ふれあい事業

1) 障がい者・児運動会

奈良市総合福祉センター体育館で開催する障害児・者を対象とした運動会であり、2013 年度で 5 回目の開催となる。参加者は手をつなぐ親の会、肢体障害者福祉協会、肢体不自由児・者父母の会、視覚障害者協会などの障害当事者団体の会員及びその家族や友人、関係者、ボランティアであり、2013 年度は全体で 84 名の参加があった。1 時間半程度のプログラムで構成され、7 種目のスポーツ・レクリエーションプログラムを実施している。障害の種類や程度を考慮し、皆が楽しめるように内容を工夫している。

2) ふれあい車椅子テニス大会

奈良市総合福祉センター体育館を会場とする 16 歳以上の車椅子テニス経験者と健常者を対象とした車椅子テニスの大会である。2013 年度で 23 回目の開催となり、参加者は 22 名であった。参加者の半数が障害者、残り半数は近隣のニュータウンのテニスサークルに所属する健常者である。障害者と健常者がペアを組み、ダブルスの試合を行う「ニューミックス」で実施している。



ふれあい車椅子テニス大会

3) フライングディスク大会

中学生以上の障害児・者を対象とした大会である。奈良市総合福祉センター体育館を会場として開催している。競技ではコントロールの正確性を競うアキュラシー（5m・7m）を実施している。2013 年度は 40 名の参加があり、特に 20 代の参加者が多い。

4) ふれあいバドミントン大会

奈良市総合福祉センター体育館にて、中学生以上の知的障害児・者と保護者、高校生以上の健常者を対象に開催している。2013 年度で 32 回目の開催となり、24 名の参加があった。20 歳代から 30 歳代の参加者が多い。参加者がペアを組み、ダブルスの試合を行っている。

5) ふれあいグラウンドゴルフ大会

中学生以上の障害児・者及び健常者を対象とする大会である。2013 年度の大会には 24 名が参加した。50 歳代から 70 歳代の参加者が多い。毎年、晴天時には屋外で行うが、雨天時には奈良市総合福祉センター体育館で開催している。

6) 障がい児・者バイアスロン大会

奈良市総合福祉センター体育館・プール及び総合福祉センター周辺道路を利用し、中学生以上の障害児・者を対象にバイアスロン大会を開催している。2013 年度は 26 名の参加があった。施設内のプールを利用した 150mの競泳と 3.5kmのロードレースが実施されている。

7) ふれあい宣言タイムマラソン



2013 年度で 28 回目となるマラソン大会である。定員は 350 名で、障害児・者及び健常児・者を対象としている。一般的なマラソン大会とは異なり、参加者が申込み時にコースを選択するとともに、完走タイムを宣言する方式を採用している。大会当日は、宣言タイムと実際のタイムとの差が少ない参加者から上位入賞となる。奈良市社会福祉協議会では、障害者がそれぞれのレベルでマラソン大会に参加するためにはどうすれば良いかを考え、大会のルールとして初回から導入している。

会場は奈良市総合福祉センター及び周辺道路を利用し、ショート(1.5km)、ミドル(2.7km)、ロング(5.2km)の 3 コースが設定されている。大会の開催にあたり、障害当事者団体、奈良市の障がい福祉課、スポーツ振興課、道路管理主管課、警察、地元民間企業、障害当事者及び家族、地域のボランティアなど、多くの関係機関・個人との連携・協力を図りながら運営している。2013 年度は全体で 682 名の参加があった。奈良市社会福祉協議会の特徴的な活動の一つとなっている。

(2) スポーツ教室とクラブ活動支援

奈良市総合福祉センターでは、年間を通じて 5 種類のスポーツ教室を開催している(図表 3-35)。また、利用者がスポーツ教室や大会終了後にクラブ活動としてスポーツを継続実施できる環境づくりを進めるため、施設や用具の貸し出し、情報提供などのクラブ活動支援を実施している。

図表 3-35 スポーツ教室一覧(2013 年度)

教室名	対象	回数/年
親子体操教室	小学生以上の知的障がい者・児とその家族	25回/年
親子体操集中講座	親子体操参加者及びその家族、友人	2回/年
陸上教室	中学生以上の知的障がい者・児	24回/年
ストレッチ体操	18歳以上の障がい者と健常者	20回/年
ふれあいスポーツ DAY	小学生以上の障がい者・児と健常者	4回/年

3. 障害者スポーツ支援の課題と今後の展開

奈良市社会福祉協議会では、総合福祉センターを中心にスポーツ大会やスポーツ教室の開催など長年に渡り障害者スポーツの振興に取り組んでいるが、近年では参加者の高齢化が課題となっている。また、様々な障害種別の施設利用者が増えていることから、障害種別に応じたプログラムの充実やボランティアスタッフの確保など、受け入れ態勢の整備を進めている。

社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会

○所在地：奈良市杏町 79 番地の 4

○設立年：1952 年

（4） 特別支援学校体育連盟組織の設置状況に関する調査

1. 調査概要

1. 1　調査目的

本調査は、地域ブロック及び都道府県の特別支援学校体育連盟組織の設置状況（障害種、種目等）の実態を把握することで、今後の方策検討における基礎情報とすることを目的とする。

1. 2　調査対象

全国特別支援学校長会の評議員（47 都道府県代表）を調査の対象とした。

1. 3　調査協力

全国特別支援学校長会

1. 4　調査方法及び回収結果

【調査 1】 質問紙調査

(1) 調査方法

記名式の質問紙調査
回答は、郵送、電子メールで受け付けた。

(2) 調査内容

地区ブロック及び都道府県の特別支援学校体育連盟組織の名称、対象の障害種別・学部、加盟校数、主催大会の実施種目

(3) 調査期間

2014 年 6 月 23 日～2014 年 7 月 14 日

(4) 回収結果

全国特別支援学校長会の評議員（47 都道府県） から回答（回収率 100％）

【調査 2】 事例調査（ヒアリング調査）

(1) 調査方法

特別支援学校体育連盟組織の設立経緯、事務局の運営状況及び主催大会などを明らかにするために、5 件の特別支援学校体育連盟組織の担当者に対して聞き取り調査を実施した。

(2) 調査内容

主な調査項目は以下のとおりである。

・組織の設立経緯、加盟校数、対象学部
・事務局組織体制や運営体制
・主催大会や研修会、講習会などの開催状況

(3) 調査期間

2014 年 11 月～2015 年 1 月

2. 調査結果(質問紙調査)

1. 地区ブロック特別支援学校体育連盟組織の設置状況

(1) 障害種別の設置状況

視覚障害と聴覚障害において、地区ブロックごとに特別支援学校体育連盟組織(以下、特体連組織)が設置されていた(図表 4-1)。なお、長野県は、視覚障害では北信越ブロック、聴覚障害では、関東ブロックに所属している。

図表 4-1 地区ブロックの特別支援学校体育連盟組織の設置状況

地区ブロック	視覚障害	聴覚障害
北海道	北海道盲学校文化体育連盟	北海道聾学校文化体育連盟
東北	東北地区盲学校文化・体育連盟	東北地区聾学校体育連盟
関東	関東地区盲学校文化・体育連盟	関東聾学校体育連盟 関東聾学校中学部体育連盟
北信越	北信越盲学校体育連盟	北陸地区聾学校体育連盟
東海	東海地区盲学校体育連盟	東海地区聾学校体育連盟
近畿	近畿盲学校体育連盟	近畿地区聾学校体育連盟
中国	中国・四国地区盲学校体育連盟	中国地区ろう学校体育連盟
四国		四国地区聾学校体育連盟
九州	九州地区盲学校体育連盟	九州地区聾学校体育・文化連盟

注) 長野県は、視覚障害では北信越ブロック、聴覚障害では関東ブロックに所属

(2) 主催大会の実施種目

地区ブロックの特体連組織が主催している大会の実施種目を見ると、視覚障害では、「フロアバレーボール」「グランドソフトボール」が上位にあがった(図表 4-2)。2013 年度に文部科学省が実施した「特別支援学校のスポーツ環境に関する調査」では、特別支援学校(視覚障害)における運動部・クラブ活動の実施種目(高等部)の上位種目は、「フロアバレーボール」「グランドソフトボール」「サウンドテーブルテニス」「陸上競技」であった。

図表 4-2 特別支援学校体育連盟組織が主催する大会の実施種目(視覚障害)

(n=8)

種目名(視覚障害)	
フロアバレーボール	7
グランドソフトボール	6
陸上競技	5
卓球	4
サウンドテーブルテニス	3
水泳	3
柔道	2

聴覚障害では、「陸上競技」「卓球」「バレーボール」が上位にあがった(図表 4-3)。文部科学省の 2013 年度調査では、特別支援学校(聴覚障害)における運動部・クラブ活動の実施種目(高等部)の上位種目は、「陸上競技」「卓球」「バレーボール(ソフトバレーボールを含む)」「野球(ティーボール含む)」であった。

図表 4-3 特別支援学校体育連盟組織が主催する大会の実施種目(聴覚障害)

(n=9)

種目名(聴覚障害)	
陸上競技	8
卓球	7
バレーボール	3
野球	2
柔道	1

2. 都道府県特別支援学校体育連盟組織の設置状況

(1) 障害種別の設置状況

都道府県別の特体連組織は、19都県で設置されており、東京都の3つの特体連組織を加えると、全国に 21 の特体連組織があることが分かった(図表 4-4)。障害種別に見ると、全障害種に対応している特体連組織及び知的障害のみが対象の特体連組織がそれぞれ 9 組織あった。聴覚障害、肢体不自由、知的障害・肢体不自由に対応している特体連組織は、それぞれ1組織ずつあった。特体連組織がない府県では、近隣の学校が集まるスポーツの交流会や、校長会主体のスポーツ大会などが開催され、特別支援学校のスポーツ環境を創出している。

図表 4-4 都道府県特別支援学校体育連盟組織の設置状況

No	都道府県	名称	対応種別				
			全障害種	知的障害	聴覚障害	肢体不自由	知的・肢体不自由
1	秋田県	秋田県特別支援学校体育連盟	○				
2	福島県	福島県特別支援学校体育連盟	○				
3	茨城県	茨城県特別支援学校体育連盟	○				
4	栃木県	栃木県特別支援学校知的障害教育校体育連盟		○			
5	群馬県	群馬県特別支援学校体育連盟		○			
6	埼玉県	埼玉県特別支援学校体育連盟	○				
7	千葉県	千葉県特別支援学校体育連盟	○				
8	東京都	東京都特別支援学校・特別支援学級設置学校体育連盟		○			
9		東京都肢体不自由特別支援学校体育連盟				○	
10		東京都ろう学校体育連盟			○		
11	神奈川県	神奈川県特別支援学校体育連盟		○			
12	長野県	長野県養護学校体育連盟		○			
13	新潟県	新潟県特別支援学校体育連盟		○			
14	山梨県	山梨県特別支援体育連盟	○				
15	静岡県	静岡県特別支援学校体育連盟	○				
16	岐阜県	岐阜特別支援学校体育連盟	○				
17	愛知県	愛知県特別支援学校知的障害教育校体育連盟		○			
18	和歌山県	和歌山県支援学校体育連盟					○
19	山口県	山口県特別支援学校体育連盟	○				
20	福岡県	福岡県立特別支援学校知的障害教育校体育連盟		○			
21	沖縄県	沖縄県特別支援学校体育連盟		○			
			9	9	1	1	1

(2) 学部別の設置状況

学部別に見ると、小学部から高等部が対象の特体連組織が 9 組織、中等部・高等部を対象としているのが 8 組織、高等部のみを対象としているのが 4 組織であった(図表 4-5)。

図表 4-5 学部別の設置状況

(n=21)

対象学部	
小学部・中学部・高等部	9
中学部・高等部	8
高等部のみ	4

(3) 加盟校数

加盟校数を見ると、「東京都特別支援学校・特別支援学級設置学校体育連盟」が 80 校で最も多かった。その理由としては、東京都が特別支援学校を最も保有している自治体であること、特別支援学校に加えて、特別支援学級も加盟対象にしていることが挙げられる。特別支援学級を対象にした特体連組織は、東京都のみに存在した。なお、東京都を除いた特体連組織の加盟校数の最大は 39 校、最少は 5 校であった。

(4) 主催大会の実施種目

都道府県の特体連組織が主催する大会の実施種目を見ると、「陸上競技」「サッカー(ブラインドサッカー含む)」「バスケットボール」「フライングディスク」が上位を占めた(図表 4-6)。

図表 4-6 都道府県の特別支援学校体育連盟組織が主催する大会の実施種目

(n=21)

種目名	種目数
陸上競技	16
サッカー(ブラインドサッカー含む)	13
バスケットボール	10
フライングディスク	7
フット(キック)ベースボール	4
野球(ティーボール含む)	4
ソフトボール	3
ボッチャ	3
ロードレース(駅伝含む)	3
バレーボール(ソフトバレー含む)	2
ユニホック	2
ローリングバレーボール	2
ボウリング(レクリエーション的なものを含む)	2

3. 調査結果(事例調査)

全国の特別支援学校体育連盟組織における運営状況、実施事業の内容などを明らかにするために、特徴的な組織に事例ヒアリングを行った(図表 4-7)。

図表 4-7 事例調査で対象とした特別支援学校体育連盟組織

対象障害	組織名	特徴
全障害種	千葉県特別支援学校体育連盟	・3校で開催していた大会が拡大して連盟を設立 ・幅広い生徒が競技に親しめるよう、県独自の種目「Tスロー」を開発 ・卒業後の生徒のスポーツ環境の拠点に特別支援学校を活用
	岐阜県特別支援学校体育連盟	・競技力向上のために改革を行い、組織的な業務体制を整備 ・全校が参加しているフライングディスクの担当教員が中心となり理事会を運営 ・ブロック大会や全国大会に参加する選手やチームを支援費でサポート
知的障害	東京都特別支援学校・ 特別支援学級設置学校体育連盟	・特殊学級の後援団体を母体に、連盟が発足・発展 ・団体競技のバスケットボールとサッカーにも特別支援学級から参加 ・競技ごとにレベル別の参加基準を設けて、加盟校の幅広い参加に配慮
視覚障害	東海地区盲学校体育連盟	・偶数年と奇数年で開催する競技を入れかえて、多くの競技に触れる機会を提供 ・指導者や体育施設の状況により、各校の強化競技は多様
聴覚障害	近畿地区聾学校体育連盟	・陸上競技大会を学部行事にする学校もあり、生徒にスポーツ参加の機会を提供 ・中体連、高体連、高野連に加盟して、健常者の大会にも積極的に出場

千葉県特別支援学校体育連盟

【特徴】
3 校で開催していた大会が拡大して連盟を設立
幅広い生徒が競技に親しめるよう、県独自の種目「T スロー」を開発
卒業後の生徒のスポーツ環境の拠点に特別支援学校を活用

1. プロフィール

(1) 設立経緯

1983 年度に 3 校（市立市川養護学校、県立八千代養護学校、国立千葉大学付属養護学校）がスポーツ大会を開催し、その後、1987 年度に 4 校（市立市川養護学校、県立松戸つくし養護学校、県立柏養護学校、国立千葉大学付属養護学校）が駅伝大会を開催したのが始まりである。毎年開催していくなかで、参加希望の学校が徐々に増え、地域大会での開催規模を超えたことをきっかけに、1991 年、県内のスポーツ大会などを主催する団体として設立した。

(2) 加盟校数

県内 36 校の特別支援学校（分校、分教室は本校と同一校とみなす）のうち、35 校が加盟している。加盟校の内訳は、知的障害が 27 校（単置校 23 校、併置校 4 校）、肢体不自由（単置校）が 3 校、病弱が 3 校（単置校 2 校、併置校 1 校）、視覚障害 1 校、聴覚障害 1 校となっている。

(3) 対象学部

中学部、高等部

(4) 組織運営体制

会長 1 名、副会長 2 名、監事 2 名、事務局長 1 名に加え、専門委員会の中学部委員長 1 名、高等部委員長 1 名、高等部ボッチャ委員長 1 名、駅伝委員長 1 名で構成されている。専門委員会は、大会ごとに設置され、大会前の準備、大会後の反省会及び来年度への引き継ぎを兼ねた委員会を複数回開催する。高等部にボッチャ担当者がいるのは、雨天時に、屋外開催のスポーツ大会と屋内開催のボッチャで対応が異なることから、当日の運営を含めた役割を準備段階から分担するためである。駅伝委員長は、中学部と高等部の二つの駅伝大会を担当する。

(5) 事務局設置校

県立千葉特別支援学校

当初からの中心校であった県立千葉特別支援学校内に事務局を置き、会長は、県立千葉特別支援学校の校長が務める。

2. 主催事業の内容

(1) 大会

スポーツ大会は中学部、高等部で別日開催されるが、実施競技は異なっている(図表 4-8)。中学部で実施する「T スロー」は、県立千葉特別支援学校が発祥の競技である。中学部にボッチャのルールを把握するのが困難な生徒がいたため、円の的に向けて、ボッチャのボールを交互に投げ合い、入ったボール数を競う競技に簡素化した。中学部でTスローを経験した生徒は、高等部でスムーズにボッチャに移行できる。



「PK」も中学部対象の競技だが、1 チーム 5 人が交互にミニサッカーゴールに向けて蹴り合い、ゴールインの数で競う競技である。障害物として、ゴールライン上に、カラーコーンを設置しているが、当たってもゴールラインを通過していれば、得点となる。T スロー同様に、中学部で PK を経験した生徒は、高等部のサッカーにスムーズに移行できる。

また、キックベースボールは、生徒が競技に集中できるようにと、コート内に 3 人のコーチが入って指示することができる県内独自のルールを採用している。

なお、病弱児は他校の生徒との交流を通じた感染を予防するため、1 校単独でクロッケー大会を開催している。

図表 4-8 学部別の設置状況

大会名	競技名	対象学部	対象障害	参加人数
スポーツ大会	キックベースボール	中学部	全障害種	500人
	PK			
	Tスロー			
	ソフトボール	高等部		600人
	キックベースボール			
	ティーボール			
	サッカー			
	ボッチャ			600人
	バスケットボール			100人
	クロッケー			80人
駅伝大会	駅伝	中学部		600人
		高等部		1,000人

(2) 指導者講習会

〈陸上〉

千葉県知的障害者陸上競技協会の協力で、練習方法やフォームなどの勉強会を実施

〈フライングディスク〉

他県のフライングディスク協会関係者を招き、練習方法やルール説明、実技指導を実施

3. その他

(1) 障害者スポーツ大会推進委員

全国障害者スポーツ大会と千葉県特体連の主催大会では、実施種目が必ずしも一致していないため、学校卒業後の種目間の連携を目的に、全国障害者スポーツ大会の種目ごとに障害者スポーツ大会推進委員を任命して、特別支援学校卒業後のスポーツ環境の提供を模索している。

千葉県特体連の主催大会も、楽しみ志向から競技志向へと徐々に変わってきている。なかには、ソフトボールやサッカーのように、全国障害者スポーツ大会を考慮して、公式ルールに近づけて大会を開催している競技もある。

(2) 卒業後のスポーツ機会の提供

2010 年に千葉県で開催された全国障害者スポーツ大会(ゆめ半島千葉大会)に向けて結成されたチームが現在も活動している。当時、特別支援学校の生徒であった選手が社会人となり、そこに現役生徒が加入することで、バランスの取れた年齢層でのチームが構成されている。



バレーボール、フットベースボール、バスケットボール、卓球(聴覚)、サウンドテーブルテニス、グランドソフトボールは、県内の特別支援学校を拠点に活動している(図表 4-9)。フライングディスク、陸上、ソフトボール、サッカーは県の競技団体と連携している。

図表 4-9 県内施設を拠点に活動している競技一覧

活動場所	種目名	備考
県内の特別支援学校	バレーボール	月1～2回の練習
	フットベースボール	月1回の練習
	バスケットボール	月2～3回の練習
	卓球(聴覚)	聴覚障害の特別支援学校
	サウンドテーブルテニス	視覚障害の特別支援学校
	グランドソフトボール	
県内の障害者施設	ソフトボール	障害者ソフトボール協会がサポート
県内の障害者スポーツセンター	車椅子バスケットボール	

岐阜県特別支援学校体育連盟

【特徴】
競技力向上のために改革を行い、組織的な業務体制を整備
全校が参加しているフライングディスクの担当教員が中心となり理事会を運営
ブロック大会や全国大会に参加する選手やチームを支援費でサポート

1. プロフィール

(1) 設立経緯

岐阜県内の特別支援学校の生徒を対象に、体育及びスポーツを奨励し、明るくたくましい人づくりの推進を図ることを目的として、1989 年に設立された。大会、記録会、講習会の開催・助成、体育活動及びスポーツに関する広報活動などを行っている。

高等部設置の学校が増え、部活動が活発化してきたことに伴い、加盟校の体育教員の間で、競技力向上を目的とした特体連組織に移行したいとの声が多くなったため、2012 年度より本格的に組織改革についての検討を開始した。加盟校へのアンケート調査に加えて、年 5 回の理事会の開催、担当者間での打合せ、岐阜県高等学校体育連盟の組織体制を参考に、内規や運営体制などについて、各方面と積極的な意見交換を行った。その結果、2014 年度に個人に依存しがちであった業務を組織的に対応できるようにと大幅な組織改革を行った。

(2) 加盟校数

県内には、20 校の特別支援学校(分校含む)があるが、分校は本校と同一校とみなすため、19 校の加盟校数となっており、全ての特別支援学校が加盟している。加盟校の内訳は、知的障害が 14 校(単置校 5 校、併置校 9 校)、肢体不自由(単置校)が 2 校、視覚障害(単置校)1 校、聴覚障害(単置校)1 校、病弱(単置校)1 校となっている。

(3) 対象学部

中学部、高等部

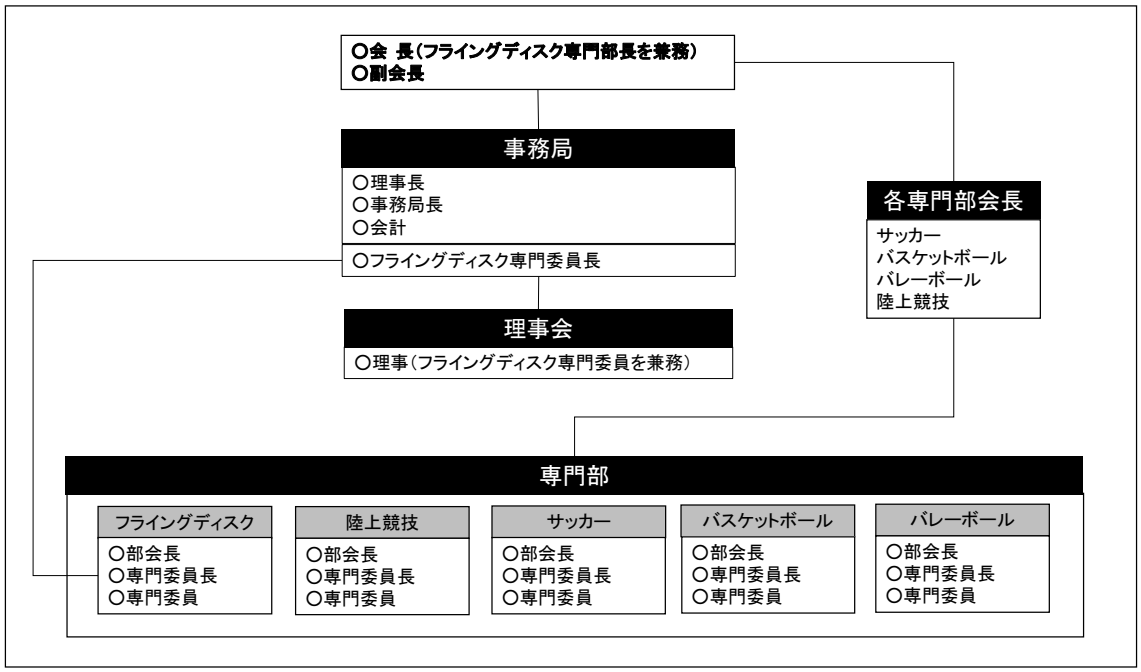
(4) 組織運営体制

会長 1 名、副会長 2 名、理事長 1 名、理事 19 名、監事 2 名、庶務若干名、専門委員長 5 名(各専門部 1 名)で構成されている(図表 4-10)。

連盟内に、競技専門部会(以下、専門部)を置いている。専門部のある競技(加盟校数)は、フライングディスク(19 校)、陸上競技(14 校)、サッカー(7 校)、バスケットボール(5 校)、バレーボール(2 校)である。フライングディスク以外の専門部には、全加盟校が参加しているわけではなく、障害種別に偏りが生じてしまうため、公平な意見集約を目的に、全加盟校が参加しているフライングディスクの専門委員が理事を兼務することで理事会を運営している。同様の理由で、フライングディスク専門部の専門委員長は事務局を兼務することになっている。

新たな種目の専門部を設けるためには、当該年度の事業報告・決算及び次年度の事業計画・予算を提出し、理事会で検討・承認を経て、当該年度の校長会に報告することになっている。

図表 4-10 岐阜県特別支援学校体育連盟組織図



(5) 事務局設置校

岐阜県立大垣特別支援学校(2014 年度現在。事務局は 2 年ごとの輪番制)

2. 主催事業の内容

(1) 大会

一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会の後援と公益財団法人十六地域振興財団の助成を受けて、前述の専門部がある 5 種目で大会を開催している。さらに、陸上大会には、中日新聞が後援、バレーボール大会には、岐阜県バレーボール協会障がい者委員会が協力している。サッカーは年 3 回、バスケットボール、バレーボールは年 2 回の大会を開催している(図表 4-11)。



図表 4-11 岐阜県特別支援学校体育連盟の主催大会一覧

大会名	競技名	対象学部	対象障害	参加人数	開催時期
岐阜カップ大会	バスケットボール	中学部 高等部	全障害種	約60人	8月・2月
サマーフェスティバル	サッカー			約300人	8月
知的障がいサッカー大会			知的障害		10月・11月
チャレンジ陸上競技大会	陸上競技		全障害種	約350人	7月
フライングディスク大会	フライングディスク			約50人	8月
バレーボール大会	バレーボール			約60人	7月・12月

3. その他

(1) 経費

各学校の児童生徒数に応じて各校が負担する「負担金」、岐阜県からの「補助金」、「寄付金」及び「それ以外の収入」がある。「支援費」は、東海ブロック大会以上に出場する選手やチームに対して、大会参加費等の生徒の活動に関わる経費を各専門部からの申請に対して、審議を経て補助する助成金であり、収入の一部が充てられる。

(2) ふれあいスポーツ大会

2011 年度までは、岐阜県特体連の主催事業として、親睦や交流を目的とした「ふれあいスポーツ大会」を開催していたが、2012 年度から県内を 5 地区(飛騨、東濃・可茂、美濃、西濃、岐阜)に分け、多くの人が参加できるリトミックとフライングディスクを、大会の会場となる特別支援学校の年間行事として開催している。



東京都特別支援学校・特別支援学級設置学校体育連盟

【特徴】
特殊学級の後援団体を母体に、連盟が発足・発展
団体競技のバスケットボールとサッカーにも特別支援学級から参加
競技ごとにレベル別の参加基準を設けて、加盟校の幅広い参加に配慮

1. プロフィール

(1) 設立経緯

豊島区の有志が集まり、特殊学級の後援団体「やまびこ会」が 1955 年に発足した。当初は、豊島区の特殊学級を中心とした体育行事が進められていたが、次第に東京都全域の特殊学級から生徒が参加するようになり、その流れのなかで、養護学校も参加するようになった。

1960 年の東京都特殊学級・養護学校球技大会から、やまびこ会・東京都特殊教育研究会事業部の共催となり、その後、東京都教育委員会も共催に加わり、大会名も東京都特殊学校・養護学校体育祭に変更された。1982 年、体育課より、東京都養護学校総合体育大会の委託にあたって、研究団体への体育大会運営の委託は適切ではないことから、体育連盟設置の打診があり、東京都特殊教育研究会事業部を発展的に独立する方向で体育連盟設置の検討に入った。

1985 年、「東京都養護学校・心障学級設置学校体育連盟」が発足し、1990 年からは東京都の委託事業として大会が開催されるようになった。2007 年の改正学校教育法により、従来の盲・聾・養護学校の名称が特別支援学校に統一されたのに伴い、「東京都特別支援学校・特別支援学級設置学校体育連盟」へと名称を変更した。

(2) 加盟校数

80 校のうち、特別支援学校(知的障害教育部門)36 校、特別支援学級(知的障害・情緒障害教育部門)44 校

(3) 対象学部

中学部、高等部、特別支援学級(中学校)

(4) 組織運営体制

会長 1 名、副会長 2 名、常務理事 4 名、理事 20 名、会計監査 2 名、事務局長1名で構成されている。専門部には、「キックベースボール部」「ソフトボール・ティーボール部」「陸上競技部」「バスケットボール部」「サッカー部」「研究部」があり、各専門部に、担当校長 1 名、部長 1 名、副部長 2 名が置かれる。担当校長には、特別支援学校の校長が就任し、部長が統括代表として一般業務の運営を行う。

(5) 事務局設置校

東京都立中野特別支援学校(2014 年度現在。事務局は 2 年ごとの輪番制)

2. 主催事業の内容

(1) 大会

該当競技の部活動・クラブ活動の有無や、指導教員の有無などによって、各加盟校で出場できる大会は異なっている。特別支援学校のみが参加している大会は、キックベースボール大会(24校)、ソフトボール・ティーボール大会(13校)である。特別支援学級も参加している大会は、陸上競技大会(67校)、バスケットボール大会(50校)、サッカー大会(19校)である(図表 4-12)。審判はソフトボール・ティーボール大会を除いて、原則、教員が務めている。

図表 4-12 東京都特別支援学校・特別支援学級設置学校体育連盟の主催大会一覧

大会名	合計	特別支援学校		特別支援学級	対象障害
		中学部	高等部		
キックベースボール大会	24校	4校	20校		知的障害
ソフトボール・ティーボール大会	13校	13校			
陸上競技大会	67校	6校	22校	39校	
バスケットボール大会	50校	1校	28校	21校	
サッカー大会	19校	18校		1校	

1) キックベースボール大会(中学部、高等部)【9 月中旬】



生徒の実態に合わせて、フットベースボール、キックベースボール、ワンベースボールのどれかに参加できる(図表 4-13)。フットベースボールは、ピッチャーがボールを転がしてバッターが蹴るのに対して、キックベースボールはピッチャーがおらず、ベース上にボールを置いてバッターが蹴るのをルールとしている。

チームが男女で構成する混合チームを基本としており、試合途中に選手交代などにより混合チームでなくなった時点で没収試合となる。原則、フットベースボールはトーナメント戦、キックベースボール、ワンベースボールはリーグ戦である。イニングは、フットベースボールが 5 回(40 分を越えて新しいイニングには入らない)、キックベースボール、ワンベースボールが 3 回となっている。

図表 4-13 キックベースボール大会の参加条件一覧

種目名	参加条件
フットベースボール	・野球・ソフトボールのルールをおおよそ理解している ・試合状況を見ながら自分で判断して動ける ・キック力があり、ボールを外野までノーバウンドで蹴ることができる
キックベースボール	・野球のイメージを持っているが、ルール・方法の理解ができていない ・キック力が弱く蹴ったボールが内野で止まってしまう ・移動時など直接的な支援が必要
ワンベースボール	・キックベースボールのレベルに達していない ・言葉掛けや直接的な支援で1塁まで走ることができる

2) ソフトボール・ティーボール大会(高等部)【9 月下旬】

ソフトボールは各校 1 チーム、ティーボールは各校最大 3 チームの参加が可能だが、生徒は両種目への出場はできない。参加条件は、ソフトボールでは、ルールをおおよそ理解し、個人、集団的技能を満たす者となっているが、ティーボールは、参加条件を求めていない。また、ソフトボールでは、特体連ルールとして、バッターが打ってからのみランナーの離塁を認めている。ソフトボール協会公認審判員及びティーボール協会審判員に協力を依頼している。

3) 陸上競技大会(中学部、高等部、特別支援学級)【10 月中旬】

①トラック競技

スタート姿勢は自由であるが、各校でスタートラインから出ないことやフライングについての指導が行われている。フライングは2回で原則失格としている。リレーでは、バトンの受け渡し後、他の競技者に影響を与えないためにレーン内に留まり、監察員の指示を待つことにしているため、バトンを渡した後に自分のレーンに残る練習を学校ごとに実施している。原則、一人 1 種目の参加としているが、リレーは、各校各学部男女 1 チームの出場が可能である。

②フィールド競技

走り幅跳びは、試技 3 回として、踏み切り板を設置するが、記録は最短距離の実測としているため、砂場内に足が掛からない限りは有効の記録となる。



③参加基準記録

100m 走(25 秒以内)、200m 走(60 秒以内)、400m 走(2 分以内)、800m 走(4 分 45 秒以内)、1500m 走(8 分以内)、走り幅跳び(1m 以上)、ソフトボール投げ(10m 以上)となっている。

4) サッカー大会(中学部、高等部、特別支援学級)【11 月下旬】

生徒の実態に合わせて、8 人制、5 人制、ドリブルシュートにエントリーできるため、多くの生徒が習熟度に応じた種目への参加が可能である。参加チームの上限は、8 人制(サッカー)では A マッチ 1 チーム、B マッチ 1 チーム、5 人制(フットサル)では、C マッチ 1 チーム、D マッチ 2 チーム、ドリブルシュートは 4 人以上の参加であれば、何チームでもエントリーすることが可能である(図表 4-14)。

図表 4-14 サッカー大会の参加条件一覧

種目名	備考
8人制(サッカー)Aマッチ	就業技術科のある学校は、Aマッチにエントリー 前年度のBマッチ入賞校は、Aマッチへのエントリー検討を促す
8人制(サッカー)Bマッチ	フットサルコートの半分の距離をノーバウンドで蹴れる選手は原則、8人制にエントリー
5人制(フットサル)Cマッチ	前年度のDマッチ入賞校は、Cマッチへのエントリー検討を促す
5人制(フットサル)Dマッチ	
ドリブルシュート Eマッチ	4人以上の参加があれば、何チームでもエントリー

5) バスケットボール大会（中学部、高等部、特別支援学級）【2 月上旬】

1 チーム 8 人以上でエントリー可能である。参加チームの上限は、バスケットボールでは、中学部、特別支援学級、高等部女子が 2 チーム、高等部男子が 4 チーム、ポートボールでは 3 チームである。また、フレンドリーバスケットボールは原則 1 チームだが、バスケットボールに男女合わせて 4 チーム以上エントリーしている学校は、2 チームがエントリーできる（図表 4-15）。

図表 4-15 バスケットボール大会の参加条件一覧

種目名	参加条件
バスケットボール	中学部（男女不問） 高等部（男女別） 支援学級（男女不問）
フレンドリーバスケットボール	高等部（男女不問） バスケットボールのイメージは持っているが、ルール・方法の理解ができていない生徒が対象。ランニングステップを踏んでドリブルシュートができる生徒が1人でも含まれていたらエントリーできない
ポートボール	中学部（男女不問） 高等部（男女不問） 支援学級（男女不問）

(2) 審判講習会

〈サッカー〉J リーグの公認審判員を務める教員が講習会を実施

〈ティーボール〉ティーボール協会に所属している教員が講習会を実施

3. その他

(1) 経費

収入は、東京都教育委員会からの「共催分担金」に加えて、東京都知的障害特別支援学校 PTA 連合会、東京都特別支援学級設置学校長協会、東京都知的障害特別支援学校長会などからの「助成金」及び「その他の収入」から成る。

(2) 研究部

知的障害のある児童生徒の体育的活動に関する研究を行っているため、東京都教育委員会研究推進団体の研究団体に登録している。

(3) 大会運営の課題

就業技術科※設置校の部活動は非常に盛んで、大会等に参加すると、他校との実力差が大きく、大差がつく試合が増えてしまう。さらに競技力向上を目的にしている場合、その差は開く一方で、同カテゴリー間での開催も限界にきており、今後の改善策について検討している。

※就業技術科は、東京都特別支援教育推進計画に基づき、軽度の知的障害の生徒を対象にした職業的自立と社会参加に向けた職業教育を実施する学科

東海地区盲学校体育連盟

【特徴】
偶数年と奇数年で開催する競技を入れかえて、多くの競技に触れる機会を提供
指導者や体育施設の状況により、各校の強化競技は多様

1. プロフィール

対象県は、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の 4 県であり、1960 年より第 1 回の野球大会を開催している。加盟校は、①岐阜盲学校(小中高)②静岡視覚特別支援学校(幼小中高)③沼津視覚特別支援学校(幼小中高)④浜松視覚特別支援学校(幼小中高)⑤名古屋盲学校(幼小中高)⑥岡崎盲学校(幼小中高)⑦三重県立盲学校(小中高)の 7 校で、ブロック内の全ての視覚障害の特別支援学校が加盟している。対象学部は、ほとんどの主催大会で中学部と高等部であるが、陸上競技大会は小学部も対象になっている。

事務局校は、現在、県立岐阜盲学校が務めており、2 年ごとの輪番制である。

2. 大会開催と参加状況

(1) 主催大会

偶数年と奇数年で開催する競技を入れかえており、2014 年度は陸上競技、フロアバレーボール、2015 年度はグランドソフトボール、ゴールボールを開催する(図表 4-16)。毎年開催している野球大会は、参加人数に応じて開催形態を変えている。2014 年度は参加 4 校の生徒を連合チームとして 2 チームに編成し、勝利チームが全国盲学校野球大会に出場するが、参加校が単独で出場できる年度は、優勝校がそのまま全国盲学校野球大会に出場する。また、柔道は参加者が少ないことを理由に 2013 年度大会を最後に終了した。

図表 4-16 東海地区盲学校体育連盟主催の大会一覧

<table>
<tr><th>種目名</th><th>対象学部</th><th>参加人数</th><th>開催時期</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>陸上競技</td><td>小学部
中学部
高等部</td><td>約300人</td><td>2014年7月</td><td rowspan="4">隔年開催</td></tr>
<tr><td>フロアバレーボール</td><td>中学部
高等部</td><td>約100人</td><td>2014年11月</td></tr>
<tr><td>ゴールボール</td><td>中学部
高等部</td><td>約50人</td><td>2015年11月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">グランドソフトボール
(野球)</td><td rowspan="2">中学部
高等部</td><td>約30人</td><td>2015年7月</td></tr>
<tr><td colspan="2">東海地区野球大会(全国盲学校野球大会の予選会)として実施</td><td>毎年開催</td></tr>
<tr><td>柔道</td><td>中学部
高等部</td><td colspan="3">参加者の減少により2013年度をもって終了</td></tr>
</table>

注) 全国盲学校野球大会は視覚障害者の野球 (グランドソフトボール) の全国大会

(2) 参加形態

生徒の参加形態は、学校によって多様であるが、3 タイプに分類することができる。

1. 競技別の部活動に所属している生徒が、そのまま競技別大会に向けて練習する
2. スポーツ部の生徒が、大会の開催時期に合わせて、競技別の練習をする
3. 大会に向けて、希望者を募って期間限定の練習会を開催する

(3) 強化競技

主催大会には、陸上競技、グランドソフトボール、フロアバレーボール、ゴールボール、野球があるが、各校ともに全競技への対応が難しいため、以下 4 点の選定理由により、各校で強化する競技を絞っている。

1. 部活動に所属する生徒が多く、自校だけで 2 チーム編成して練習できる環境がある
2. 生徒の意向を反映して大会に参加する競技を決める
3. 教員が指導可能な競技に特化する
4. 学校の体育施設の状況による(ゴールボールのゴールがある学校など)



3. その他

県をまたいだ移動を伴うブロック大会では、多くの生徒は社会勉強の一環として、バスや電車などの公共交通機関を利用する。一方で、開催会場の立地や各学校の指導方針から、スクールバスを利用する学校や、大会期間中、バスを貸し切る学校などもある。

大会期間中の会場への移動については、原則、教員の引率があるが、待ち合わせ場所への集合などで怪我をしたり、事故に巻き込まれたりした場合は、校外活動として保険の補償対応をするようにしている。

近畿地区聾学校体育連盟

【特徴】
陸上競技大会を学部行事にする学校もあり、生徒にスポーツ参加の機会を提供
中体連、高体連、高野連に加盟して、健常者の大会にも積極的に出場

1. プロフィール

対象府県は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の 6 府県であり、1958 年に発足した。加盟校は、①滋賀県立聾話学校(幼小中高)②京都府立聾学校(幼小中高)③大阪市立聴覚特別支援学校(幼小中高)④生野聴覚支援学校(幼小中)⑤堺聴覚支援学校(幼小中)⑥だいせん聴覚高等支援学校(高)⑦神戸聴覚特別支援学校(保※幼小中高)⑧姫路聴覚特別支援学校(保※幼小中高)⑨豊岡聴覚特別支援学校(幼小中)⑩奈良県立ろう学校(幼小中高)⑪和歌山ろう学校(幼小中高)の 11 校である。対象学部は、中学部と高等部である。

事務局校は、現在、京都府立聾学校が務めており、2 年ごとに合議制による互選で事務局校を決定する。2013 年度の登録人数は 487 人である。

※兵庫県の学校のみ、「保（保健相談部）」が存在している。

2. 大会開催と参加状況

(1) 主催大会

陸上競技、卓球、野球、バレーボールを開催している(図表 4-17)。野球は、中学部と高等部の合同チームでの参加が可能である。

図表 4-17 近畿地区聾学校体育連盟主催の大会一覧

種目名	対象学部	開催時期	備考
陸上競技	中学部 高等部	5月中旬	中学部と高等部は同日に開催
卓球	中学部 高等部	6月中旬	
野球	中学部 高等部	9月上旬	
バレーボール	中学部 高等部	10月上旬	

(2) 参加形態

競技別の部活動に所属している生徒が、そのまま競技別大会に向けて練習する学校がほとんどであるが、所属部員の少ない学校では、各大会の開催時期に合わせて他の部活動に所属する生徒を集めて参加する場合もある。陸上競技大会を学部行事として位置付けて、学部の全生徒が大会に参加している学校もある。

(3) 一般校の体育連盟への参加

陸上競技・卓球・バレーボールは、中学校体育連盟（以下、中体連）、高等学校体育連盟（以下、高体連）、軟式野球は高等学校野球連盟（以下、高野連）に登録して、それぞれの主催大会に参加している学校もある。そのため、陸上競技、卓球、軟式野球の大会に出場する生徒は、近畿地区聾体連主催大会と一般校の体育連盟主催大会の両大会に出場する機会がある。テニス部のある学校では、近畿地区聾体連主催大会にテニス競技がないので、中体連、高体連の主催大会に出場している。



3. その他

県をまたいだ移動を伴う地区の大会では、多くの生徒は社会勉強の一環として、バスや電車などの公共交通機関を利用する。一方で、開催会場の立地などにより、スクールバスを利用する学校もある。

会場移動を含む大会期間中の怪我や事故についての保険は、大会ごとではなく、学校活動全般をカバーする独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度を利用している。大会参加は、課外活動として捉えている。

（5） 競技団体における障害者への競技の普及状況に関する調査

主な調査結果

4 割の中央競技団体が障害者の普及･強化について組織内の委員会で検討

組織内の委員会・小委員会等で、障害者に対する競技の普及・強化について検討している中央競技団体は、全体の 4 割であった。障害者スポーツとして独立した委員会を設置している団体や、委員会内に小委員会を設置して、障害者スポーツの普及･強化を推進する団体もあった。【図表 5-1、5-2】

公認指導者養成カリキュラムに障害者の指導法を含む中央競技団体は 1 割

公認指導者養成のカリキュラムに障害者に対するスポーツの指導法が含まれている中央競技団体は、全体の 1 割であった。講義と実技の両方を実施する団体は 2 団体、講義のみが 4 団体であった。【図表 5-3、5-4】

4 割の中央競技団体が障害者スポーツ団体主催の大会に審判を派遣

障害者スポーツ競技団体主催の各種競技会やスポーツイベントに審判員を派遣している中央競技団体は、全体の 4 割であった。一方で、公認審判員養成のカリキュラムに障害者のスポーツ参加や障害者スポーツ競技会のルール・審判法に関する内容を含んでいる中央競技団体は、2 割弱であった。【図表 5-5、5-7】

主催大会に障害者部門を設置している中央競技団体は 3 割

主催競技会における障害者の部門の設置状況について、3 割の中央競技団体が障害者部門を設置している。参加したアスリートの障害種別は、肢体不自由が 14 団体と最も多く、次いで、視覚障害（7 団体）と知的障害（6 団体）であった。障害者スポーツ競技団体と連携・協力し、競技大会やイベント等を開催した中央競技団体は 4 割であった。【図表 5-10、5-11、5-13】

中央競技団体と障害者スポーツの関係は多様

障害者スポーツ競技団体関係者が、中央競技団体において障害者の普及や強化を担う委員会等の委員を兼ねている事例がある。こうした事例では、障害者スポーツ競技団体が中央競技団体の加盟・協力団体になっていたり、事業で連携しながらも組織上のつながりがないなど、団体間の関係は競技によって様々である。一方、国内を統轄する障害者スポーツ競技団体はなく、中央競技団体が障害者のための競技普及に取り組んでいる事例もある。

IF の障害者への取組やパラリンピック競技への採用を契機にした強化

国際競技連盟（IF）の障害者対応の変化やパラリンピック競技への採用などをきっかけに、障害者に対する普及・強化に取り組む中央競技団体がある。日本自転車競技連盟と日本カヌー連盟では、日本選手権などの健常者の大会と障害者大会を同時開催することで、障害者アスリートの強化に努めている。

1．調査概要

1．1　調査目的

本調査は、日本体育協会に加盟する中央競技団体を対象としたアンケート調査を通じて、障害者への競技の普及状況及び参加状況に関する基礎情報を得ることを目的とする。

1．2　調査方法及び回収結果

【調査 1】質問紙調査

(1) 調査方法

記名式の質問紙調査
回答は、郵送と電子メールで受け付けた。

(2) 調査内容

主な調査項目は、以下のとおりである。

・障害者に対する競技の普及・強化に関わる委員会等の設置状況
・公認指導者・審判員養成カリキュラムにおける障害者に対する指導法・審判法の導入状況（講義・実技の実施状況、競技会への審判員の派遣など）
・主催事業への障害者の参加状況（一般部門への参加有無、障害者部門設置の大会など）
・障害者スポーツ団体との連携（競技会の開催、支援・協力依頼に対する対応など）
・スポーツ基本法施行を受けた障害者との関わりの変化

(3) 調査対象及び回収結果

公益財団法人日本体育協会の加盟団体一覧（2014 年 5 月 1 日現在）をもとに、中央競技団体（57 団体）を対象とした。
回収数は 48 団体（回収率 84.2%）であった。

(4) 調査期間

2014 年 6 月 23 日～2014 年 7 月 14 日

【調査 2】事例調査（ヒアリング調査）

(1) 調査方法

障害者に対する競技の普及・強化に取り組む委員会の活動内容、障害者の競技会・イベント開催状況などを明らかにするために、担当者に対して電話又は直接聞き取り調査を実施した。

(2) 調査内容

主な調査項目は、以下のとおりである。

・障害者に対する競技の普及・強化に関わる委員会等の設置経緯、活動内容
・競技団体内における障害者スポーツ／パラリンピックスポーツの位置付け
・指導者・審判員等の養成・派遣状況
・障害者スポーツ大会・イベントの開催状況
・障害者スポーツ団体との連携・協力
・地方／都道府県連盟による障害者に対する競技の普及・強化の取組

(3) 調査期間

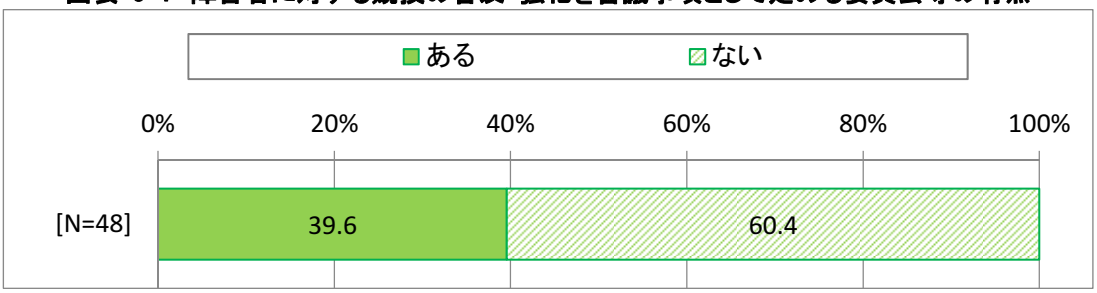
2014 年 9 月～2014 年 11 月

2. 調査結果

2. 1　障害者に対する競技の普及・強化を審議事項として定める委員会等

障害者に対する競技の普及・強化を審議事項として定めている委員会等があるかについて、「ある」が39.6%、「ない」が 60.4%であった（図表 5-1）。

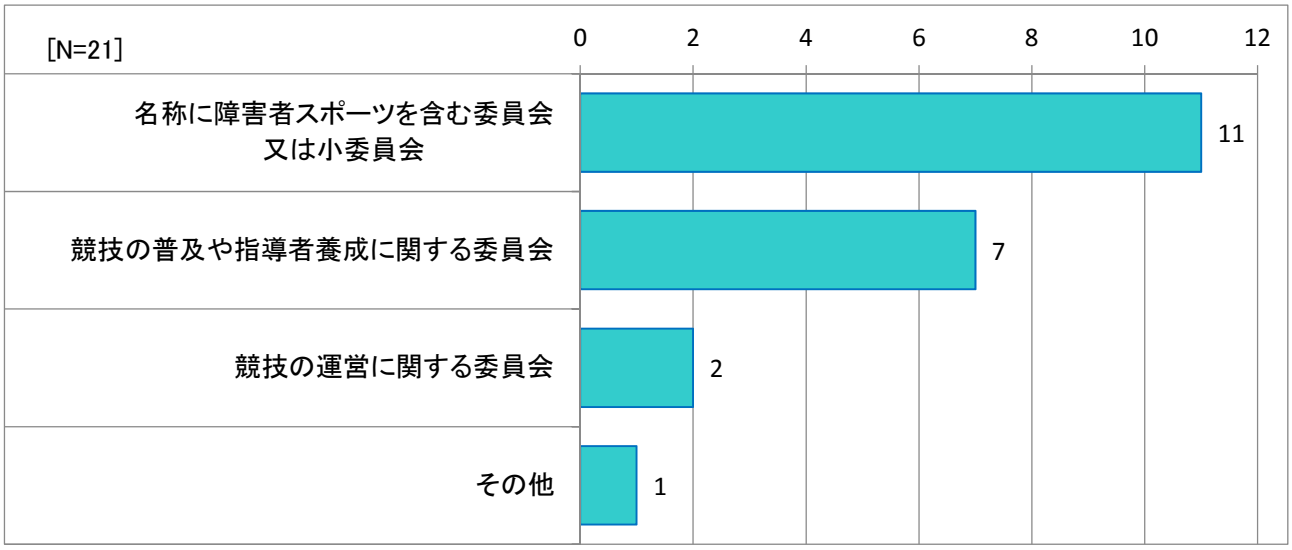
図表 5-1 障害者に対する競技の普及・強化を審議事項として定める委員会等の有無



障害者に対する競技の普及・強化を審議事項として定める委員会が「ある」と回答した団体（39.6%、19団体）に、委員会等の名称を尋ねたところ、「障害者カヌー普及委員会」「パラサイクリング小委員会」など名称に障害者スポーツを含む委員会又は小委員会が、9 団体で 11 委員会設置されていた。障害者スポーツとして独立した委員会の他、委員会内に小委員会を設置して、障害者スポーツの普及・強化を推進する競技団体もある。

名称に障害者スポーツを含む委員会又は小委員会を設置していない 10 委員会のうち、「普及指導委員会」や「指導委員会」など、競技の普及や指導者養成に関する委員会に障害者に対する競技の普及を審議事項として定めている委員会は、7委員会であった（図表 5-2）。

図表 5-2 障害者に対する競技の普及・強化を審議事項として定める委員会等の種類
（自由記述　複数回答）

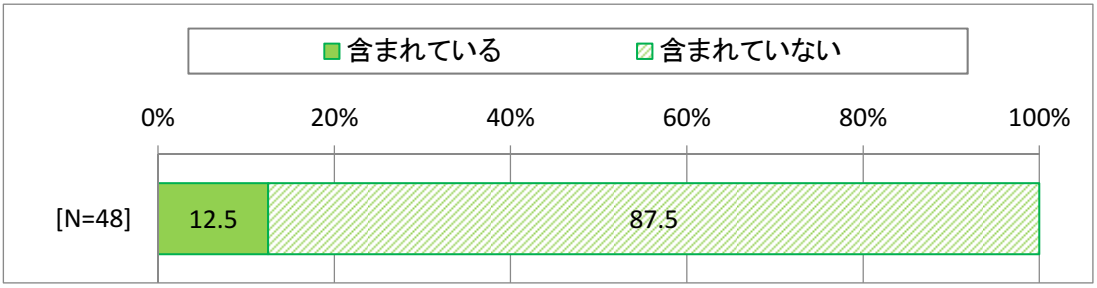


2. 2 指導者／審判養成カリキュラム

(1) 公認指導者養成カリキュラムにおける障害者に対する指導法の導入

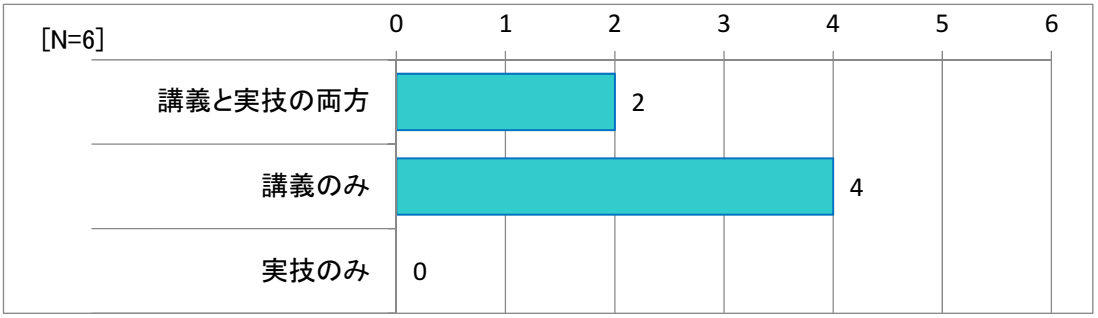
公認指導者養成のカリキュラムに障害者に対するスポーツの指導法が含まれているかについて、「含まれている」が 12.5%、「含まれていない」が 87.5%であった(図表 5-3)。

図表 5-3 公認指導者養成カリキュラムにおける障害者に対する指導法の導入



公認指導者養成のカリキュラムに障害者に対するスポーツの指導法が「含まれている」と回答した団体(12.5%、6 団体)に、公認指導者養成カリキュラムの講義と実技における障害者に対する指導法の導入状況について尋ねたところ、「講義のみ」(4 団体)が最も多く、次いで「講義と実技の両方」が 2 団体であった(図表 5-4)。

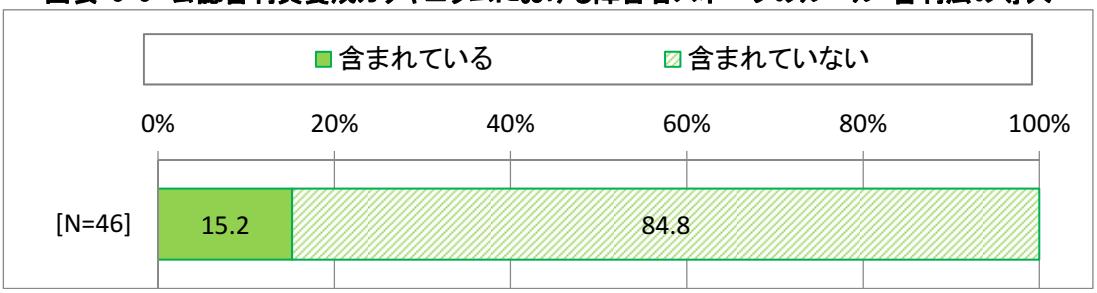
図表 5-4 公認指導者養成カリキュラムの講義と実技における障害者に対する指導法の導入



(2) 公認審判員養成カリキュラムにおける障害者スポーツのルール・審判法の導入

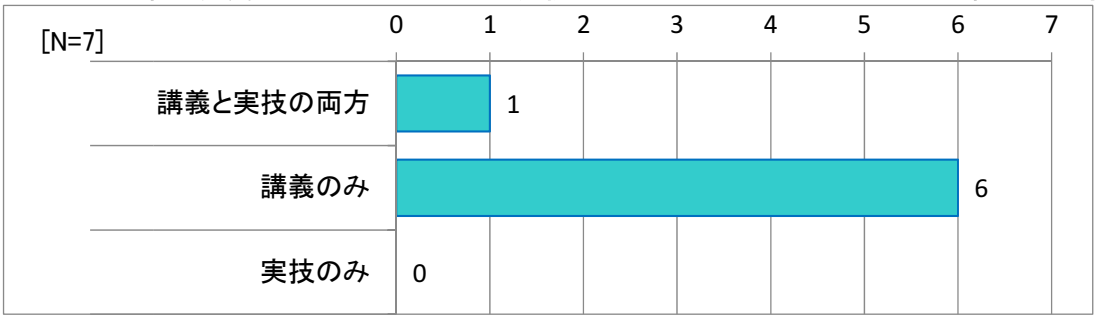
公認審判員養成のカリキュラムに障害者のスポーツ参加や障害者スポーツ競技会のルール・審判法に関する内容が含まれているかについて、「含まれている」が 15.2%、「含まれていない」が 84.8%であった(図表 5-5)。

図表 5-5 公認審判員養成カリキュラムにおける障害者スポーツのルール・審判法の導入



公認審判員養成のカリキュラムに障害者のスポーツ参加や障害者スポーツ競技会のルール・審判法に関する内容が「含まれている」と回答した団体(15.2%、7 団体)に、公認審判員養成カリキュラムの講義と実技における障害者スポーツのルール・審判法の導入状況について尋ねたところ、「講義のみ」(6 団体)が最も多く、次いで「講義と実技の両方」が 1 団体であった(図表 5-6)。

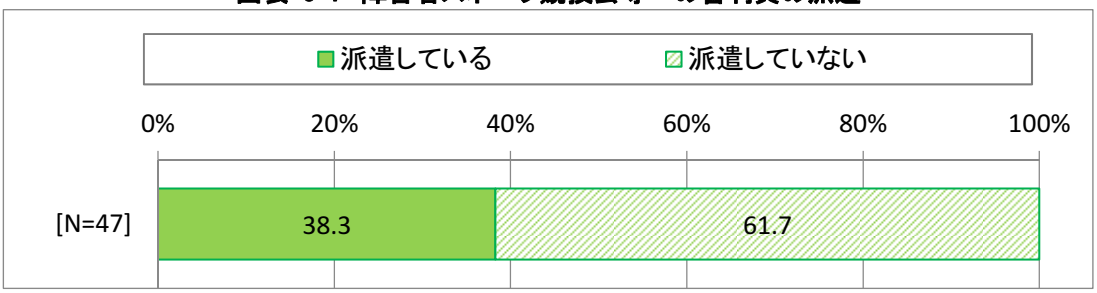
図表 5-6 公認審判員養成カリキュラムの講義と実技における障害者スポーツのルール・審判法の導入



(3) 障害者スポーツ競技会等への審判員の派遣

障害者スポーツ競技団体主催の各種競技会やスポーツイベントへ審判員を派遣しているかについて、「派遣している」が 38.3%、「派遣していない」が 61.7%であった(図表 5-7)。

図表 5-7 障害者スポーツ競技会等への審判員の派遣

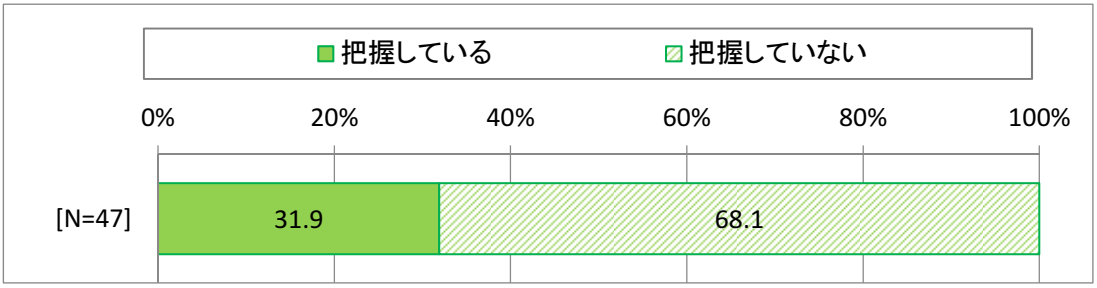


2. 3 過去 3 ヵ年（2012～2014 年度）の主催事業への障害者の参加

(1) 主催競技会の一般部門への障害者アスリートの参加

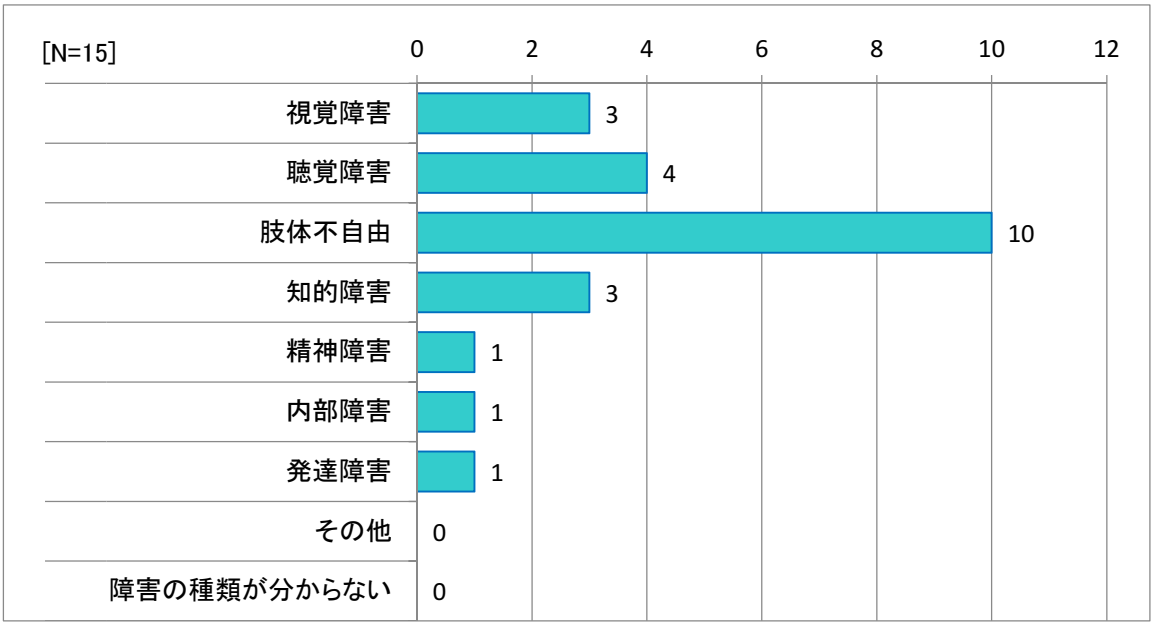
2012～2014 年度に競技団体が主催した競技会の一般部門／カテゴリーにおける障害者アスリートの参加状況を尋ねたところ、「把握している」が 31.9%、「把握していない」が 68.1%であった（図表 5-8）。

図表 5-8 主催競技会の一般部門への障害者アスリートの参加



2012～2014 年度に競技団体が主催した競技会の一般部門／カテゴリーにおける障害者アスリートの参加状況を「把握している」と回答した団体（31.9%、15 団体）に、主催した競技会の一般部門／カテゴリーに参加した障害者アスリートの障害種別を尋ねたところ、「肢体不自由」（10 団体）が最も多く、次いで「聴覚障害」（4 団体）であった（図表 5-9）。

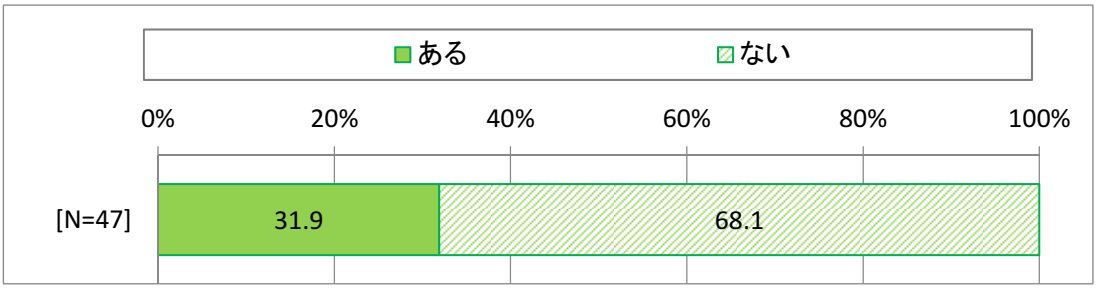
図表 5-9 主催競技会の一般部門に参加した障害者アスリートの障害種別（複数回答）



(2) 主催競技大会における障害者の部門の設置

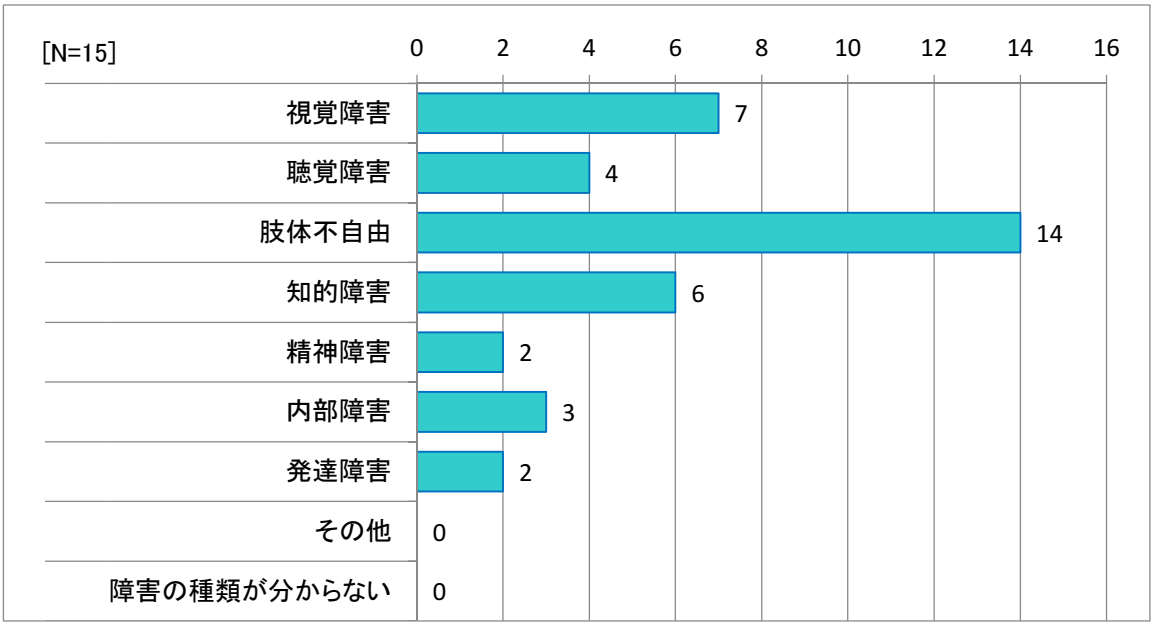
2012～2014 年度に競技団体が主催した競技会における障害者の部門の設置有無について尋ねたところ、「ある」が 31.9%、「ない」が 68.1%であった（図表 5-10）。

図表 5-10 主催競技大会における障害者の部門の設置



2012～2014 年度に競技団体が主催した競技会に障害者の部門が「ある」と回答した団体（31.9%、15 団体）に、主催した競技会の障害者部門に参加した障害者アスリートの障害種別を尋ねたところ、「肢体不自由」（14 団体）が最も多く、次いで「視覚障害」（7 団体）であった（図表 5-11）。

図表 5-11 主催競技大会の障害者部門に参加したアスリートの障害種別（複数回答）

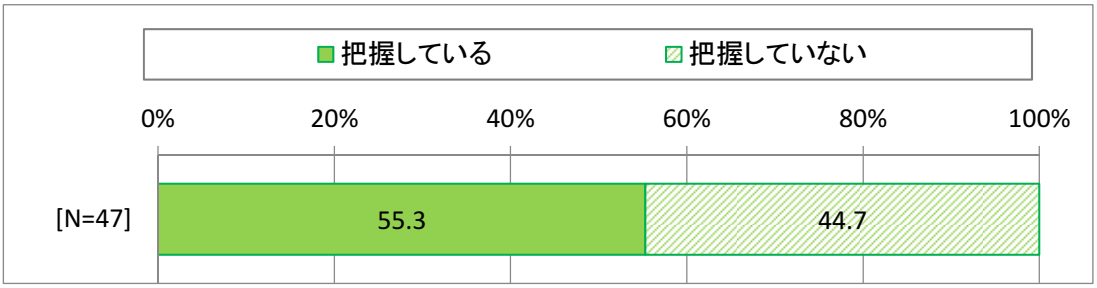


2. 4 過去 3 ヵ年(2012～2014 年度)の障害者スポーツ団体との連携

(1) 地方／都道府県協会等の加盟団体における障害者スポーツ団体との連携

2012～2014 年度において、地方／都道府県協会等の加盟団体で、障害者スポーツ競技団体等と連携をしている、又は障害者に対する競技の普及・強化に取り組んでいる団体について把握しているか尋ねたところ、「把握している」が 55.3%、「把握していない」が 44.7%であった(図表 5-12)。

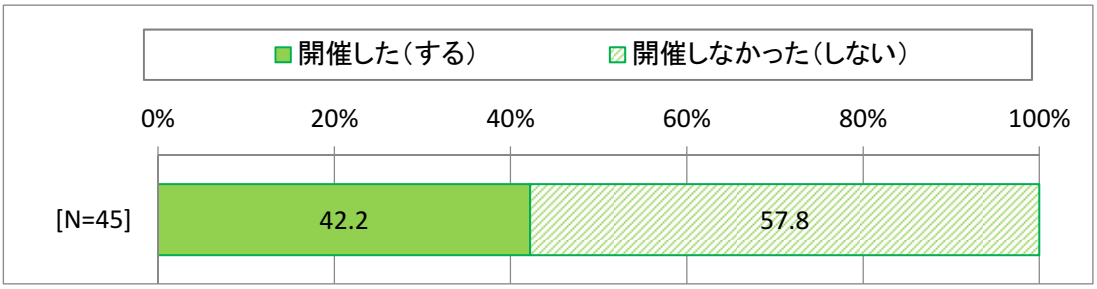
図表 5-12 地方／都道府県協会等の加盟団体における障害者スポーツ団体との連携



(2) 障害者スポーツ団体と連携・協力した大会等の開催

2012～2014 年度において、障害者スポーツ競技団体等と連携・協力し、競技大会やイベント等を開催したか尋ねたところ、「開催した(する)」が 42.2%、「開催しなかった(しない)」が 57.8%であった(図表 5-13)。

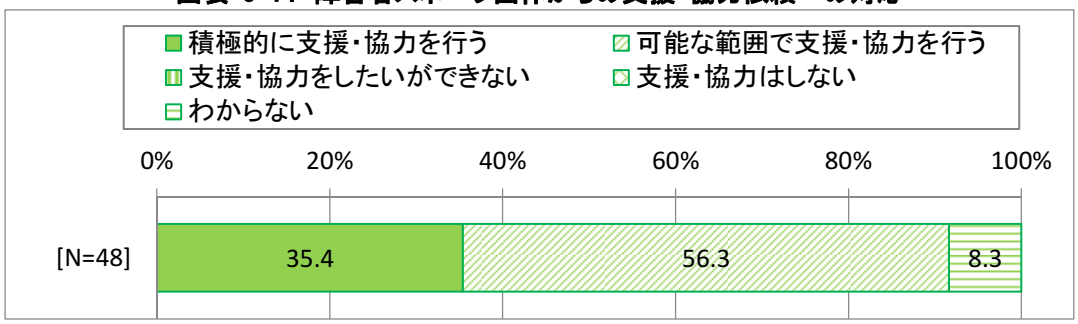
図表 5-13 障害者スポーツ団体と連携・協力した大会等の開催



(3) 障害者スポーツ団体からの支援・協力依頼への対応

障害者スポーツ競技団体等から支援や協力を求められた場合の対応について尋ねたところ、「可能な範囲で支援・協力を行う」(56.3%)が最も多く、次いで「積極的に支援・協力を行う」(35.4%)であった(図表 5-14)。

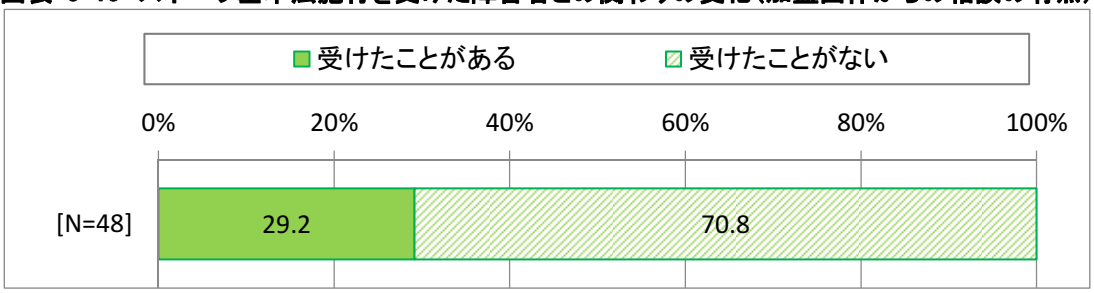
図表 5-14 障害者スポーツ団体からの支援・協力依頼への対応



2. 5 スポーツ基本法施行を受けた障害者との関わりの変化

2011 年 8 月のスポーツ基本法施行後、地方／都道府県協会等の加盟団体から障害者に対するスポーツの普及／強化に関する問合せ・相談を受けたことがあるかについて尋ねたところ、「受けたことがある」が 29.2%、「受けたことがない」が 70.8%であった（図表 5-15）。

図表 5-15 スポーツ基本法施行を受けた障害者との関わりの変化（加盟団体からの相談の有無）



3. 調査結果(事例調査)

競技団体における障害者に対する競技の普及・強化に取り組む委員会の活動内容、障害者の競技会への参加状況などを明らかにするために、アンケート調査の結果をもとに、特徴的な競技団体(11 団体)に電話ヒアリングを行った。

電話ヒアリングで得られた主な知見は、以下のとおりであった。

障害者に対する競技の普及・強化に取り組む委員会

- 多くの団体で、障害者スポーツ団体関係者が窓口となり、競技団体における委員会の委員を兼務している。委員会設置以前から、障害者に対する競技の普及が図られていた事例もある。
- 国際競技連盟(IF)による障害者への対応に準じて、委員会設置などの組織体制づくりに動いた競技団体もある。

障害者スポーツ競技団体等との連携

- 競技団体に加盟している当該競技の障害者スポーツ競技団体がある。また、加盟はしていないが「協力団体」として連携を図っている競技も見られる。
- 競技団体が障害者に対する競技の普及を図る上で、障害者スポーツには国内を統括する障害者スポーツ組織がない場合もある。こうした競技団体のうち、地域を拠点とする NPO 法人や都道府県連盟の活動を支援するなどして、普及活動を行っている事例もある。

競技団体としての今後の課題

- 競技団体が、当該競技の障害者スポーツ団体を吸収・合併することが望ましいという考え方は必ずしも支持されていない。人員や予算の適正な配分が行われないこと、また、競技団体としての業務量が増加することへの懸念が主な理由である。
- 特殊な用具や施設が必要な競技団体においては、障害者を受け入れた場合、新たな用具の購入や施設の改修時に発生する財政的負担を懸念している。

上記の電話ヒアリングを踏まえて、以下特徴的な 4 つの競技団体を対象に現地ヒアリングを行った(図表 5-16)。

図表 5-16 事例調査で対象とした中央競技団体

団体名	特徴
公益社団法人 日本エアロビック連盟	神奈川県エアロビック連盟を中心としたアダプテッドエアロビック事業 視覚、聴覚、肢体不自由、知的などの障害種別に対応した公認指導者養成カリキュラムを作成
公益社団法人 日本カヌー連盟	三つの委員会でパラカヌーの普及、競技運営、強化に取り組む 日本パラカヌー選手権大会と日本選手権大会を同時開催
公益財団法人 日本自転車競技連盟	パラサイクリング小委員会を設置し、日本パラサイクリング連盟と連携した普及・強化活動 全日本自転車競技選手権大会と日本パラサイクリング選手権を同時開催
公益社団法人 日本トライアスロン連合	強化チーム内にパラリンピック対策プロジェクトを設置 パラトライアスロンミーティングを開催し、水泳・陸上・自転車などの障害者スポーツ競技団体と連携

公益社団法人　日本エアロビック連盟

【特徴】

神奈川県エアロビック連盟を中心としたアダプテッドエアロビック事業
視覚、聴覚、肢体不自由、知的などの障害種別に対応した公認指導者養成カリキュラムを作成

1.　日本エアロビック連盟とアダプテッドエアロビック

(1) 団体概要

日本エアロビック連盟（JAF）は、エアロビックの普及振興を目的に 1992 年に設立された。フィットネスとしてのエアロビクスと区別するため、「エアロビック」と呼んでいる。

JAF は、地域組織として全国に都道府県エアロビック連盟を設置し、競技スポーツと生涯スポーツの両面から各種事業を展開している。競技大会の開催の他、生涯スポーツとして「エアロビック技能検定会」や「全国エアロビック交流大会」などを実施している。また、JAF は、エアロビックの普及に向けて JAF 独自の指導者資格認定、審判員認定、技能検定員認定を行うと同時に、（公財）日本体育協会と共催で「公認エアロビック指導者養成事業」も展開している。

(2) アダプテッドエアロビックへの取組

1) アダプテッドエアロビック

アダプテッドエアロビックは、障害者や高齢者を対象に個人の運動能力に合わせて行うエアロビックである。アダプテッドエアロビックは、1985 年に、国際障害者年記念ナイスハート基金の「ふれあいのスポーツ広場」（後述）で紹介されたことから始まる。

2) 神奈川県エアロビック連盟

神奈川県内におけるエアロビックの普及と強化の拠点として、1999 年に神奈川県エアロビック連盟（KAF）が設立された。設立にあたり、実施事業を検討するなかで、現 KAF 理事長が知的障害者にダンスやエアロビックを指導していたことから、生涯スポーツとして障害の有無に関わらず誰もが楽しめるアダプテッドエアロビックを KAF の事業の柱とした。設立以降、KAF 理事長と KAF の指導者らは、福祉作業所、特別支援学校、障害者スポーツセンターなどで障害者に対する指導を積極的に行っている。

(3) アダプテッドエアロビックに関する委員会の設置

アダプテッドエアロビックの全国展開に向けて、JAF では以下の委員会でアダプテッドエアロビックの普及に努めている。

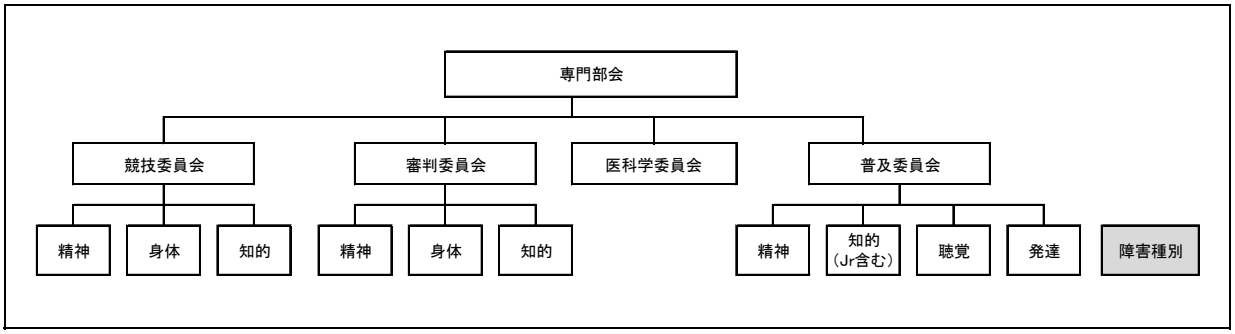
1) 普及指導委員会

JAF 設立当初、連盟の事業は競技スポーツが中心であったが、生涯スポーツの組織化を図るため、2011 年に「普及指導委員会」が設置された。「子供」「障害者」「アクア」「中高年」の 4 部門を設置し、全国的に生涯スポーツとしてのエアロビックを普及することを目的に、各部門に委員を数名ずつ選任している。普及指導委員会では、年 1 回会議を開催し、競技以外のエアロビックの活性化、生涯スポーツと競技スポーツの連携などについて協議している。

2) 全国アダプテッドエアロビック協議会

JAF の外郭団体として、「全国アダプテッドエアロビック協議会」が 2014 年 3 月に発足した（図表 5-17）。全国約 30 の都道府県連盟の理事長や指導者が参加している。協議会は、地方に点在する指導者のネットワーク組織としての機能を果たすことを運営方針の一つとしている。

図表 5-17 全国アダプテッドエアロビック協議会：専門部会の組織図



2. 指導者／審判員等の養成・派遣状況

(1) 指導者カリキュラム

JAF の公認指導者養成講習会のカリキュラムには、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害などに対応した障害種別の指導内容が含まれている。「公認エアロビック指導員」のカリキュラムにアダプテッドエアロビックが含まれたのは、2005 年以降である。通常の講習会では時間的な制約があるため、毎年シンポジウム等を開催して、指導者らは内容の研鑽に努めている。こうしたカリキュラムは、エアロビック指導者が中心となり、リハビリセンターの理学療法士らの協力を得て作成している。

また、独立行政法人福祉医療機構の「社会福祉振興助成事業」の助成金をもとに、視覚障害者と知的障害者に対する指導法をまとめたDVD「レッツ！アダプテッドエアロビック リズムに合わせていきいきと」を 2011 年に作成している。

(2) 指導者の養成

JAF は、JAF 主催の指導者養成講習会でアダプテッドエアロビックの講義と実技の両方を実施することは時間的な制約が大きいと感じている。そのため、アダプテッドエアロビックの指導者の養成は、全国アダプテッドエアロビック協議会が行政、競技団体、都道府県連盟とのネットワークを構築しながら講習会を開催していく予定である。将来的には、全国アダプテッドエアロビック協議会が、アダプテッドエアロビックの指導者資格を設けることを検討している。

JAF では毎年 2 月に、認定指導者の資格更新研修会「ナショナルキャンプ」を開催している。指導者資格は 2 年ごとの更新となり、有資格者約 2,000 人のうち、約半数の 1,000 人が参加する。キャンプでは、普及指導委員会の活動報告の中で、受講者に対してアダプテッドエアロビックの普及活動を紹介している。



(3) エアロビック技能検定

初心者の 5 級から上級者の 1 級までの検定級のうち、4 級の技術が公認エアロビック指導者の実技レベルであり、障害者の中には指導者資格を取得した者もいる。エアロビック技能検定は、技術の向上が段階的に確かめられ、合格すれば賞状がもらえることから、障害者にとってモチベーションとなっており、全国アダプテッドエアロビック大会（後述）の競技性の高い部門の出場者の増加にもつながっている。

3. 大会・イベントの開催

(1) 全国アダプテッドエアロビック大会

株式会社ファンケルスマイルが特別協賛となり、全国アダプテッドエアロビック大会が障害者スポーツ文化センター横浜ラポールで毎年 3 月に開催されている。2000 年にスタートした「アダプテッドエアロビックナショナルフェスタよこはま」を、2014 年の第 15 回大会から名称変更し、全国大会の位置付けとなった。

大会にはチーム部門（アダプテッドエアロビック部門）があるが、近年競技性が高まったこともあり、2010 年大会以降、持久力、動きの美しさ、正確さなどを競い合うフライト部門を設置している。参加者の多くは知的障害者であるが、視覚障害者、肢体不自由者も参加しており、参加者数は近年 180 人前後で推移している。

全国アダプテッドエアロビック大会の成果の一つとして、全日本エアロビック選手権の県予選などの一般の大会に出場する障害者が増えている。神奈川県予選では、知的障害者を中心に約30名が出場しており、予選を勝ち抜いて、1、2 名が本選にも出場している。



(2) 全国アダプテッドエアロビックシンポジウム

KAF の活動として、2000 年から、全国アダプテッドエアロビックシンポジウムが毎年開催されている。アダプテッドエアロビックの普及に取り組む指導者らが集まり、各地の活動の課題と成果を共有している。2014 年度は発達障害者に焦点を置き、「エアロビックで生き涯（いきがい）づくり」をテーマに開催された。

KAF を参考に、国内に障害者のためのエアロビックの普及を目指す都道府県連盟が増えている。全国アダプテッドエアロビック協議会を中心に、将来的には障害者向けのイベントを各都道府県で開催するとともに、地域ブロックごとの大会の開催を検討している。

4. 障害者スポーツ団体等との連携・協力

(1) 国際障害者年記念ナイスハート基金「ふれあいのスポーツ広場」への指導者の派遣

1985 年、アダプテッドエアロビックが公益財団法人国際障害者年記念ナイスハート基金の「ふれあいのスポーツ広場」で最初に紹介されて以降、同イベントでは年間約 10 会場でアダプテッドエアロビックが実施されている。

JAF が、「ふれあいのスポーツ広場」へのエアロビック指導者の派遣を行っている。アダプテッドエアロビックの指導は主に開催地の指導者が担当するが、障害者に対する指導のポイントのみ JAF の指導者が担っている。障害者への指導が未経験の指導者も積極的に指導を担当することで、地方の指導者に対するアダプテッドエアロビックの周知・啓発活動に努めている。



5. その他

(1) 企業内フィットネスとしてのアダプテッドエアロビック

全国アダプテッドエアロビック大会の特別協賛である株式会社ファンケルスマイルは、株式会社ファンケルの特例子会社で、2014 年 12 月現在、47 名の障害者(知的障害者 43 名、身体障害者 4 名)を雇用している。ファンケルスマイルでは、毎週金曜日の終業後にエアロビック教室を開催し、社員の体力向上・健康維持に取り組んでいる。教室指導は KAF の指導者が担当している。教室参加者は、個人又は団体で全国アダプテッドエアロビック大会に出場している。

公益社団法人 日本エアロビック連盟

○所在地：東京都品川区東大井 5-7-10 クレスワトン 3 階

○設立年：1992 年

公益社団法人　日本カヌー連盟

【特徴】

三つの委員会でパラカヌーの普及、競技運営、強化に取り組む
日本パラカヌー選手権大会と日本選手権大会を同時開催

1.　日本カヌー連盟とパラカヌー

(1) 団体概要

日本カヌー連盟（JCF）は、国内のカヌースポーツの統轄団体として 1938 年 3 月、「日本カヌー協会」として設立された。東京オリンピック開催後、日本カヌー協会は日本体育協会に加盟し、1980 年には、法人化に伴い「日本カヌー連盟」へ名称変更した。競技カヌーの種目には、カヌースプリント（オリンピック・パラリンピック種目）、カヌースラローム（オリンピック種目）、カヌーワイルドウォーターなどがある。

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピックでのメダル獲得に向けて、2014 年度を初年度とし、オリンピック・パラリンピック会場施設・選手強化事業を展開している。

(2) パラカヌーへの取組

1)　障害者カヌー普及委員会

1995 年、障害者カヌー普及委員会が設置された。2 名の委員で構成され、日本障害者カヌー協会の会長が副委員長を務めている。

2)　カヌー体験研修会

JCF では、1996 年度から 2012 年度まで、日本財団の助成事業として、障害者・年少児・高齢者などを主な対象に、「カヌー体験研修会」を開催してきた。各地の都道府県カヌー協会が主管し、海・川・プールなど様々な会場で計 63 回行われた。2012 年の第 4 回山形会場には、155 名の参加があり、このうち 10 名が障害者であった。助成事業終了後も、自主事業として研修会を継続している協会がある。

(3) パラカヌーに関する委員会の設置

パラカヌーは、身体障害者が上半身の力でカヌーをこぎ、タイムを競い合う競技である（図表 5-18）。2016 年リオデジャネイロパラリンピック大会より、パラカヌーが正式競技に採用されたことを受けて、パラカヌー強化に向けて「パラカヌー競技運営委員会」と「パラカヌー強化委員会」が設置された。

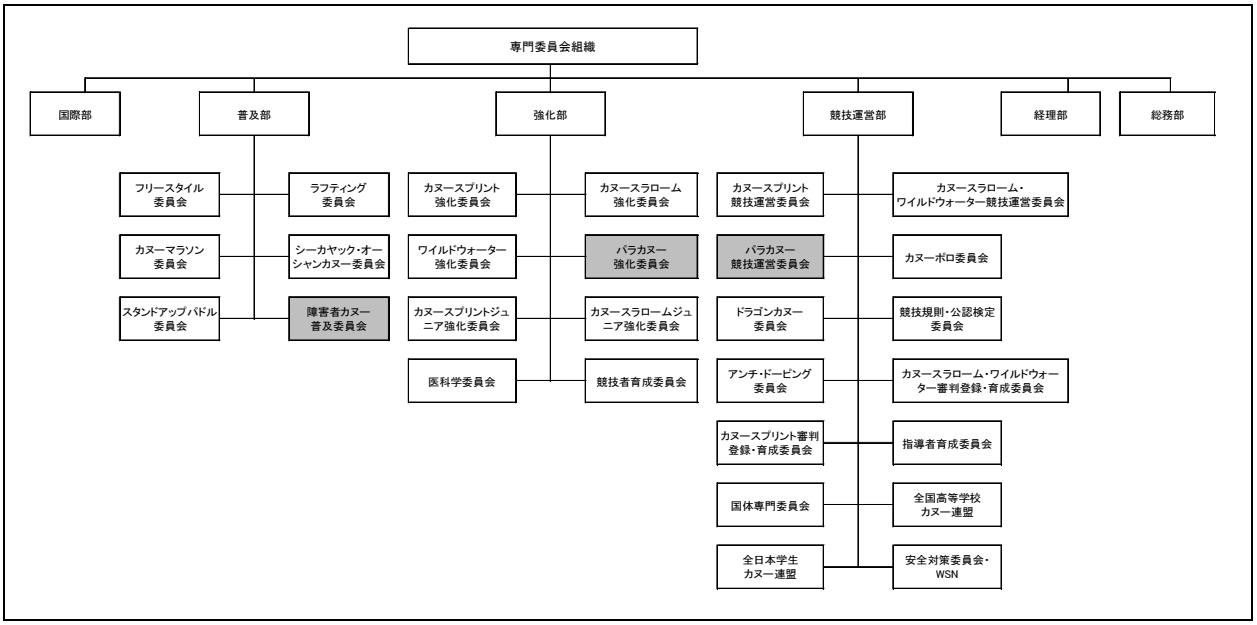
1)　競技運営部パラカヌー競技運営委員会

2013 年 4 月、普及委員会の委員長を務めていた指導者を委員長に選任し、競技運営部パラカヌー競技運営委員会が設置された。競技運営委員会は 3 名の委員で構成される。

2)　選手強化部パラカヌー強化委員会

競技運営委員会同様、2013 年 4 月に設置された強化委員会は、長年障害者カヌーを指導している指導者を選任し、委員長 1 名で構成される。2013 年は、4 名のパラカヌー選手が世界選手権へ派遣された。

図表 5-18 日本カヌー連盟:専門委員会



2. 指導者／審判員等の養成・派遣状況

(1) 指導員・審判員の確保

パラカヌー大会の運営には公認指導者・審判員が必要となる。選手も少なく、運営のための人員や予算を割くことが難しいパラカヌー大会の開催にあたっては、健常者の大会と同時開催することで JCF の指導者・審判員の派遣協力を得ている。

3. 大会・イベントの開催

(1) 日本パラカヌースプリント選手権大会

2010 年度に JCF が主催となり、パラカヌースプリント選手権大会を開催した。選手権大会は、日本カヌー連盟の加盟団体でプロの指導者団体である日本レクリエーショナルカヌー協会(JRCA)と障害者カヌー協会が主管した。

しかし、審判員の確保、コース設計などの運営において世界基準の大会が必須となり、2012 年大会では、カヌースプリント海外派遣選手選考会のパラカヌー部門として、香川県の府中湖で健常者の府中湖カヌーレガッタ大会と同時開催している。同時開催によって、障害のない選手とパラカヌー選手の交流が図られている。



(2) 日本パラカヌー選手権大会（日本障害者カヌー協会が共催）

2014 年 9 月、第 1 回日本パラカヌー選手権大会が石川県で日本カヌースプリント選手権大会と同時開催され、パラカヌー選手が男女 2 名ずつ出場している。

香川県府中湖を含む大会開催経験のある都道府県では、パラカヌー選手の受入れ対応が年々改善されているものの、駐車場の優先利用、会場内の段差解消、身体障害者用トイレの設置など、ハード面での改善が早急に取り組むべき課題である。

パラカヌー（カヌースプリント）は、以下の 3 つのカテゴリーに分類される（図表 5-19）。

図表 5-19 パラカヌーのクラス分け

LTAクラス（軽度）注1)
・ 足、胴体、腕を使うことができ、力を入れて踏ん張る又は腰掛けての操作ができる ・ 被切断者など
TAクラス（中度）注2)
・ 下肢の機能が著しく弱いため、継続して踏ん張る又は腰掛けての操作が困難 ・ 両膝周辺からの被切断者、又は四頭筋に著しく障害がある者など
Aクラス（重度）注3)
・ 胴体が動かせず、肩の機能だけで漕ぐことができる者。主に、腕と肩の両方又は腕か肩のどちらかを使って、艇を操作ができる ・ 座位でバランスをとることが困難

注 1）LTA：足（Legs）、胴体（Trunk）、腕（Arms）

注 2）TA：胴体（Trunk）、腕（Arms）

注 3）A：腕（Arms）

4. 障害者スポーツ団体等との連携・協力

(1) 日本障害者カヌー協会

日本障害者カヌー協会は、障害者カヌーイベントの開催・情報発信などを通じた障害者カヌーの普及を目的に 1995 年に奈良県に設立され、会員約 200 名を有する。パラリンピックを目指す選手のために、2013 年 10 月、JPC に加盟している。

2014 年 10 月現在、日本障害者カヌー協会は JCF に加盟していないが、日本障害者カヌー協会内に競技部を設置することで、パラカヌー強化の面で JCF と連携を図っている。

(2) 広島大学病院リハビリテーション科リハビリテーション部門

2013 年 9 月、広島県のスポーツ医学発展と県全体の競技力向上への貢献を目的に、広島大学病院内にスポーツ医科学センターが開設された。センターでは、理学療法士を中心に、パラカヌーやアンプティサッカー（欠損や切断などで手足に障害がある人が松葉杖を使って行う競技）を含めた障害者スポーツの選手発掘、医科学サポートなどの分野で全面的に支援する体制を整えている。

5. 地方／都道府県連盟の取組

現在、日本カヌー連盟に登録する障害者カヌー選手・役員が所属するクラブ／協会は、バイエルンの風カヌー学校カヌークラブ（北海道）、江東区カヌー協会を含め全国に約 10 ある。なお、大阪府カヌー協会は、2014 年度よりパラカヌー委員会を設置し、障害者に対するカヌー競技の普及・強化活動を展開している。

東京都江東区では、カヌー部を立ち上げるなどして、区内出身選手の 2020 年パラリンピック出場を目指してパラカヌー競技の支援に努めている。カヌー部所属の選手 2 名が、2014 年 9 月に日本パラカヌー選手権大会に出場し、それぞれクラス別 1 位の成績を収めている。



また、江東区は 2020 年オリンピック・パラリンピック開催に向けてカヌー施設の整備を図っている。カヌー部が主な拠点として利用している中川船番所江東カヌー艇庫は、スロープなどのハード面での環境が整っている。

公益社団法人 日本カヌー連盟

○所在地：東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館 4 階

○設立年：1938 年

公益財団法人 日本自転車競技連盟

【特徴】

パラサイクリング小委員会を設置し、日本パラサイクリング連盟と連携した普及・強化活動
全日本自転車競技選手権大会と日本パラサイクリング選手権を同時開催

1. 日本自転車競技連盟とパラサイクリング

(1) 団体概要

1995 年、日本自転車競技連盟（JCF）は、プロ・アマオープン化に伴い、国内における自転車競技界を統括する唯一の団体として普及・強化活動及び競技会開催などを目的に文部省（現・文部科学省）の認可を受け設立され、2013 年に公益財団法人へ移行した。国際大会でのメダル獲得の可能性が高い選手の育成を図るとともに、指導者・コミッセール（競技役員）を育成することにより、国内大会の競技レベルの向上を図り、自転車競技の普及振興に努めている。

オリンピック・パラリンピックの開催種目であるロード、トラック、MTB、BMX、パラサイクリングの 5 種目については、2020 年の大会開催へ向けて準備をしている。パラサイクリングは、身体障害者による自転車競技であり、タンデムやハンドサイクルなど障害種別で異なる車体を使用する。

(2) パラサイクリングへの取組

JCF とパラサイクリングの関わりは、アトランタオリンピックの代表監督が、2003 年にパラサイクリングの監督に就任したことから始まる。オリンピック監督のパラリンピック監督への転向をきっかけに、2008 年には、シドニー・アテネオリンピックのヘッドコーチが北京パラリンピックの代表監督となり、JCF とパラサイクリングの交流が進んだ。

(3) パラサイクリングに関する委員会の設置

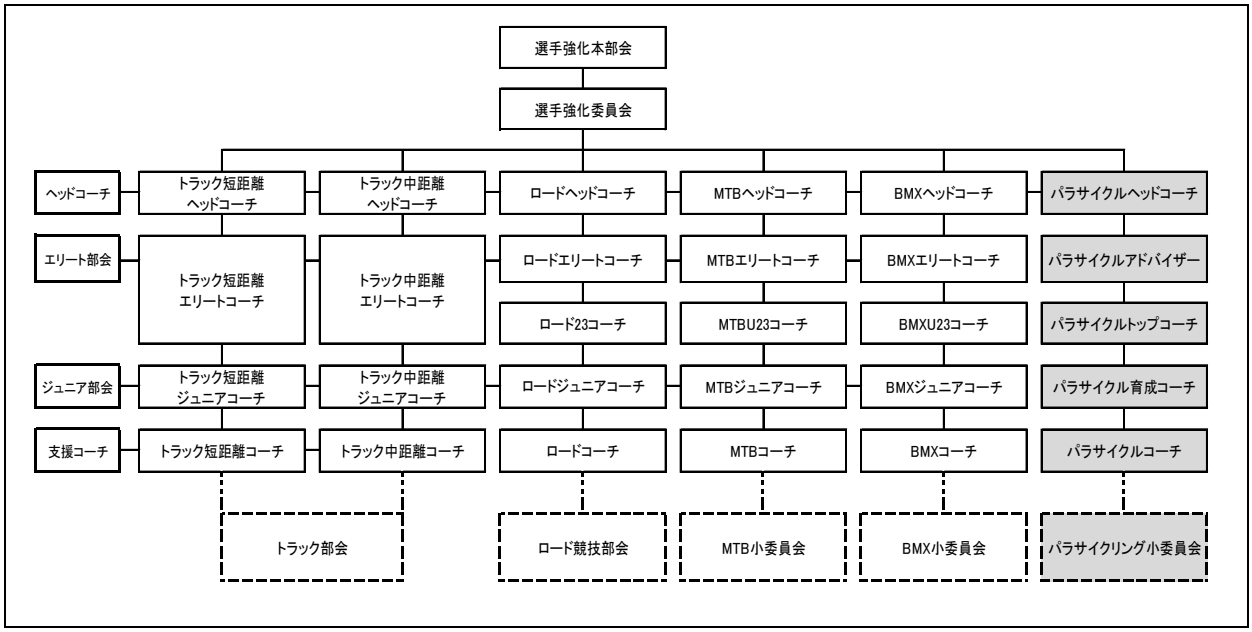
2007 年、パラサイクリングの所管が国際パラリンピック委員会（IPC）から国際自転車競技連合（UCI）へ移管した。その後、2008 年 12 月に UCI のリーダーシップのもと、JCF と日本障害者自転車協会（現・パラサイクリング連盟）はパラサイクリングの発展のため協定書を交わした。

UCI は、自転車競技の 8 種目全てを統轄し、種目別に小委員会を設置して対応しているため、JCF も UCI に倣い、2009 年に「パラサイクリング小委員会」を設置した。

1) パラサイクリング小委員会

パラサイクリング小委員会は 3 名の委員で構成され、主にパラサイクリング選手の強化と大会運営を担う。委員は一般社団法人日本パラサイクリング連盟（JPCF）の理事らが務める（図表 5-20）。

図表 5-20 日本自転車競技連盟:選手強化委員会



2. 指導者／審判員等の養成・派遣状況

(1) 指導者・審判員の養成、派遣

日本パラサイクリング選手権は、全日本自転車競技選手権と同時開催されており、JCF が審判員を派遣している。また、日本パラサイクリング連盟が実施する強化合宿の際には、JCF のメカニックが参加している。

パラサイクリングの競技会の運営には、専門の審判員が必要となる。UCI では 2006 年以降、ロードレース種目の国際審判員をパラサイクリングの国際審判として養成している。これまでに約 30 名が国際資格を取得しており、アジア地域には日本人 1 名を含む 4 名がいる。JCF では、2016 年 1 月に日本で開催されるアジアパラサイクリング選手権大会の開催に向けて、国際審判員とコミッセールを養成する予定である。

3. 大会・イベントの開催

(1) 日本パラサイクリング選手権ロード大会・トラック大会

全日本自転車競技選手権大会と日本パラサイクリング選手権の共催に向け、2011 年に日本選手権トラック大会のエキシビションとしてパラアスリートのトラック競技を実施した。その後、2012 年からパラサイクリングのロード、トラックともに JCF と JPCF が共催している。



2012 年、2013 年大会には、ロードとトラックそれぞれの大会に 15～20 名のパラサイクリング選手が参加した。予備大会の成績などの出場資格を設けた 2014 年大会は、参加者数が 10 名に留まった。

日本選手権実施種目はパラリンピック大会種目に限られるため、その他の障害者も参加できる自転車交流大会を開催することを検討している。

パラサイクリングでは「ロード」「トラック」の 2 種目が実施され、以下の 4 つのカテゴリーに分類される（図表 5-21）。

図表 5-21 パラサイクリングのクラス分け

Cクラス（運動機能障害、麻痺）
・ 障害の程度別にC1～C5の5クラスあり、通常の競技用自転車を使用 ・ ハンドル、サドル、ペダルに障害に合わせた小改造を施す場合がある
Bクラス（視覚障害）
・ パイロット（健常者）とのペアで、タンデム（2人乗り）バイクを使用
Hクラス
・ 障害の程度別にH1～H5の5クラスあり、三輪のハンドサイクルを使用 ・ 体幹機能がある（座位を維持できる）選手は正座のような体勢、脊髄損傷の選手は仰向けの体勢で乗車する
Tクラス
・ トライシクル（競技用三輪車）を使用 ・ 二輪車では体のバランスがとれない障害の選手

(2) 一般の大会における障害者の参加状況

全日本学生ロードタイムトライアル、実業団クリテリウム、静岡県や東京都の記録会などに、視覚障害者と肢体不自由者が参加している事例がある。切断や機能不全で義足などを使用する場合は健常者の大会に参加できるが、麻痺などの神経性障害によりバランス確保が困難な選手は、参加できない場合もある。安全性を確保するため、障害の程度だけでなく、これまでの競技経験などを総合的に判断し、障害者の参加是非を決定している。

4. 障害者スポーツ団体等との連携・協力

(1) 日本パラサイクリング連盟（JPCF）

JPCF の前身である日本障害者自転車協会は 1990 年に設立された。2012 年の一般社団法人化に合わせて、団体名を変更し現在に至っている。JPCF は、障害者の自転車競技全般を扱うのではなく、パラリンピックの種目に特化して普及・強化を行っている。2014 年 9 月現在、JPCF は JCF のパラサイクリングにおける協力団体である。

視覚障害者が健常者と同乗して参加するタンデム競技は、国内では学生の大会（全日本学生選手権自転車競技大会など）のみにおいて実施されているため、今後 JPCF は、日本学生自転車競技連盟との大会の共催を検討している。

5. 地方／都道府県連盟の取組

宮崎県は、「宮崎県道路交通法施行細則」の改正を行ったことで、2012 年以降公道でのタンデム自転車の走行が可能となった。西都市で開催される「西都原エンデューロ 4 時間耐久レース」は、タンデムの他、トライシクル、ハンドバイクも参加できるため、パラアスリートが多数出場している。障害者のタンデム選手数は約 10 名で、国際大会に派遣するレベルの選手は 2 名である。

パラアスリートは、静岡県伊豆市の理解を得て、静岡県トラック記録会へ参加している。また、2006 年以降、伊豆市の（一財）日本サイクルスポーツセンターが運営するサーキットなどでの練習が可能となった。伊豆ベロドロームが、センターに隣接する形で 2011 年に設立されたことで、ベロドロームを拠点とした強化練習も行っている。2014 年 10 月現在、JPCF の事務所は福岡県にあるが、2015 年度より、常勤者のいる事務所をセンター近くの伊豆の国市に設置する予定である。



公益財団法人 日本自転車競技連盟

○所在地：東京都品川区上大崎 3-3-1　自転車総合ビル 5 階

○設立年：1995 年

公益社団法人　日本トライアスロン連合

【特徴】

強化チーム内にパラリンピック対策プロジェクトを設置
パラトライアスロンミーテイングを開催し、水泳・陸上・自転車などの障害者スポーツ競技団体と連携

1.　日本トライアスロン連合とパラトライアスロン

(1)　団体概要

1984 年、「複合耐久種目全国連絡協議会」が設立され、1985 年の「全国トライアスロン協議会」設立を経て、1986 年に「日本トライアスロン協会」が発足した。同じく 1995 年、「日本トライアスロン連盟」が設立されたことで、国内に二つのトライアスロン全国組織が併存していた。しかし、1989 年に暫定国内統一団体の「日本トライアスロン委員会」が国際トライアスロン連合へ加盟した後、1994 年に「日本トライアスロン連合」が設立された。

近年、キッズやジュニアの大会に参加する小中学生が増え、トライアスロン教室、練習会、認定記録会が各地で開催されている。現在は、更なる普及と強化のための全国強化拠点化、一貫指導体制の推進を目標に活動している。

(2)　パラトライアスロンへの取組



トライアスロンの「No looser only winners（完走者全員が勝者である）」という理念のもと、国際トライアスロン連合（ITU）は、1996 年以降、障害者のトライアスロンであるパラトライアスロンの世界選手権を毎年開催し、その普及に努めている。

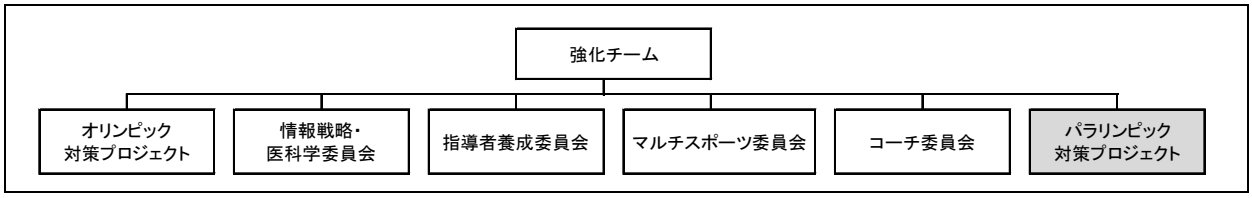
日本では、2011 年の ITU 世界選手権トライアスロンシリーズ（WTS）横浜大会において、国内初のパラトライアスロン大会が開催された。日本選手権大会の開催も検討されている。

これまでの国内のパラトライアスロンは、年代別で競い合う一般のトライアスロン大会のエイジグループで実施されてきたが、2016 年リオデジャネイロパラリンピック大会からパラトライアスロンが正式競技に採用されることで、エリートスポーツとして発展を始めている。そして、2012 年 12 月、JTU マルチスポーツ委員、視覚障害者ガイド、JTU 審判運営委員など 5 名のメンバーからなる「パラリンピック対策プロジェクト」が発足した。

1)　パラリンピック対策プロジェクト

2014 年 11 月現在、リーダー、委員、アドバイザーらの 8 名で活動している（図表 5-22）。トライアスロンの1カテゴリーとしてパラトライアスロンを扱う方針のため、障害者スポーツ関係者に限らず、トライアスロン競技に精通する人材を配置することを優先している。

図表 5-22 日本トライアスロン連合:強化チーム



2. 指導者／審判員等の養成・派遣状況

(1) 指導者の養成

2014 年 11 月現在、公認指導者講習会のカリキュラムには、パラトライアスロンに関する内容は含まれていないが、ITU のパラトライアスロン競技規則を和訳するなどし、パラトライアスロンの競技ルール・指導基準の周知・啓発を行っている。

(2) 審判員の養成

選手が参加できる大会を増やすとともに、パラトライアスロンのルールを理解し、現場対応のできる審判員を養成するべく、都道府県毎に開催されるJTU審判員講習会において、障害やパラトライアスロンの内容を含むよう啓発をしている。2014年6月には、近畿ブロックにおいてパラトライアスロンJTU公認審判員講習会が開催された。

(3) クラス分け委員

クラス分けは、選手の運動機能や能力を医学的に評価し、障害の程度によってグループ化することで、平等に競うことを目的としている。日本では、パラリンピック対策プロジェクトのリーダーが、クラス分け委員の国際資格を有する。今後、公募を通じて理学療法士、作業療法士、医師らを ITU の講習会へ派遣し、クラス分け委員の養成に努める。

(4) ハンドラーの確保

パラトライアスリートは、ウェットスーツ・用具・装具の準備・着脱作業を支援するハンドラー(競技支援者)を帯同できる。大会への出場では選手自身に固定のハンドラーをつけることが基本だが、帯同が困難な場合は大会事務局が準備をする。パラトライアスロンでは、スイム、バイク、ランへの一連の動きが競技結果にも影響を与えることから、ハンドラーが重要な役割を担う。

3. 大会・イベントの開催

(1) 一般のトライアスロン大会への障害者の参加状況

全日本トライアスロン宮古島大会(沖縄県、4 月)、トライアスロン射水(富山県、7 月)、大阪アクアスロン泉佐野大会(大阪府、10 月)などのエイジカテゴリーに、障害者が多数参加している。2014 年 11 月現在、約 30 大会において障害者の受入れ実績がある。全日本トライアスロン宮古島大会には聴覚障害者も参加することから、競技説明会では手話通訳者を配置するなどして対応をしている。

(2) パラカテゴリー設置の大会

パラカテゴリー設置の国内大会は、前述の WTS 横浜大会、長良川パラトライアスロン、七ヶ浜トライアス

ロン、蒲郡オレンジトライアスロン、グリーンピア三木トライアスロンフェスティバルの 5 つである(図表 5-23)。いずれの大会も、リオデジャネイロパラリンピックの正式競技に決定する 2009 年以前は、エイジカテゴリーでパラアスリートを受け入れていた。

図表 5-23 パラカテゴリー設置のトライアスロン大会

2014年	大会名	開催月	開催地	参加人数
1	WTS横浜大会	5月	神奈川県横浜市	23名
2	長良川パラトライアスロン	8月	岐阜県海津市	20名
3	七ヶ浜トライアスロン	7月	宮城県七ヶ浜町	10名
4	蒲郡オレンジトライアスロン	6月	愛知県蒲郡市	7名
5	グリーンピア三木トライアスロンフェスティバル	6月	兵庫県三木市	4名
(2015年)	びわ湖トライアスロンin近江八幡	6月	滋賀県近江八幡市	-

パラトライアスロンは、以下の 5 つのカテゴリーに分類される(図表 5-24)。

図表 5-24 パラトライアスロンのクラス分け

PT1クラス(車いす利用者)
・ クラシフィケーションの評価※が640.0ptまでの選手のうち、自転車の安全な乗車やランを阻む筋力障害、四肢欠損などの障害を持つ選手 ・ 選手はバイクパートではハンドサイクル、ランパートでは競技用車いすを利用
PT2クラス(立位、[重度])
・ クラシフィケーションの評価が454.9 ptまでの選手のうち、四肢欠損、運動失調障害などによる同程度の活動制限と障害を持つ選手 ・ バイクパート及びランパートでは、義肢やその他の装具が許可される
PT3クラス(立位)
・ クラシフィケーションの評価が455.0～494.9 ptの選手のうち、四肢欠損、運動失調障害などによる同程度の活動制限と障害を持つ選手 ・ バイクパート及びランパートでは、義肢やその他の装具が許可される
PT4クラス(立位、[軽度])
・ クラシフィケーションの評価が495.0～557.0ptの選手のうち、四肢欠損、運動失調障害などによる同程度の活動制限と障害を持つ選手 ・ バイクパート及びランパートでは、義肢やその他の装具が許可される
PT5クラス(視覚障害)
・ 両目ともに光の知覚ができない選手、全盲の選手(B1)と、最大補正後視力が6/60以下であるか、20度以内の視野を持つ部分的な視力をもつ選手(B2-B3) ・ ガイド1名がレース全体を通じて伴走。バイクパートではタンデムバイクを使用する

※クラシフィケーションの評価：障害の程度で選手個々に機能的クラス分けポイントが決められている

4. 障害者スポーツ団体等との連携・協力

(1) 日本パラリンピック委員会と障害者スポーツ競技団体との連携

2014 年 4 月、JTU は日本パラリンピック委員会(JPC)の加盟団体として承認された。JPC 選手発掘事業を通じて、日本パラ陸上競技連盟、日本身体障がい者水泳連盟、日本パラサイクリング連盟代表者らと 4 競技の連絡会を開催することで、情報共有や合宿での連携・協力などの方向性について協議を進めている。また、これら団体のサポートを得て、パラトライアスロン大会の運営も行っている。

(2) パラトライアスロンの普及・強化協力施設

2013 年 12 月、横浜市健康福祉局と JTU との間で、障害者スポーツ文化センター横浜ラポールをパラトライアスロンの普及・強化協力施設とすることが確認された。これにより 2020 年まで、代表強化選手のトレーニング施設としての利用(横浜市内障害者団体に準じた扱い)、普及イベントの開催協力・後援、競技会実施時における支援など、パラトライアスロンの普及・強化の協力が得られることとなる。2013 年 12 月には JTU パラトライアスロンミーティング(後述)を、2014 年 8 月には第一回強化指定選手強化合宿を、当施設を拠点として実施した。

5. 地方／都道府県連盟の取組

大阪府には、障害のクラス分けが TRI6(過去のクラス分け。現在は PT5 クラス)に該当する選手と、ガイド・コーチによって構成される視覚障害者のトライアスロンチーム「TRI6West」がある。しかし、大阪府の公道でのタンデムバイク乗車が認められていないため、兵庫県神戸市で練習を行っている。

近年、自治体からパラトライアスロン大会の開催に関する相談や問合せも増えており、九州、四国、北陸地方から、「トライアスロン大会にパラカテゴリーを設置したい」などの相談を受けている。

6. その他

(1) パラトライアスロンミーティング

JTU は、2016 リオデジャネイロ・2020 東京パラリンピック大会に向けたパラトライアスロンの強化と普及、水泳・陸上・自転車などの他の競技団体との情報共有と連携、アンチドーピング等に関する情報提供を目的に、2013 年 12 月に「パラトライアスロンミーティング」を開催した。



公益社団法人 日本トライアスロン連合

○所在地：東京都渋谷区渋谷 1-3-8　第二栄来ビル 6 階

○設立年：1994 年

Ⅲ．まとめと考察

まとめと考察

１．障害者スポーツの推進体制：福祉行政とスポーツ行政の境界で

2013 年度現在、東京都と佐賀県を除く 45 道府県では、障害者スポーツは障害福祉関連部署が所管している。この結果は、2012 年度の調査と同じであった。都道府県における主な障害者スポーツ振興事業は、

1） 全国障害者スポーツ大会への選手派遣（又は開催）
2） 障害者スポーツの大会・イベント
3） 障害者スポーツ教室
4） 障害者スポーツ指導者の養成

である。これらの事業の担い手は、都道府県の障害者スポーツ協会や障害者スポーツ指導者協議会であり、障害者スポーツ予算の多くが、協会への委託費として計上されている。実際、障害者スポーツ協会の人材や組織体制が、その都道府県の障害者スポーツ推進状況に与える影響は大きい。協会に専門性の高い職員を継続して配置できているところでは、障害者スポーツ教室が充実し、指導者の養成や他のスポーツ関連団体との連携が進んでいる。

政令指定都市、中核市、特例市、特別区（以下「市区」と表記）についてみると、障害者スポーツの所管は障害福祉関連部署が 7 割、教育委員会のスポーツ担当部署が 2 割弱、首長部局のスポーツ担当部署が 1 割となっている。全国障害者スポーツ大会に参加する政令指定都市を除くと、必ず実施しなければならない事業はないため、推進体制や事業の実施状況は自治体ごとにばらつきがある。政令指定都市以外の市区で大会や教室、指導者養成などが充実している自治体でも、障害者スポーツのための組織体制が整っている例は少なく、行政の担当者や当事者団体等にたまたま熱意のある人がいる（いた）といった偶発的、属人的な成功に支えられているケースが多い。都道府県や政令指定都市においても、障害者スポーツは、1～2 名が他の福祉業務と兼務で担当しているのが一般的であることを考えれば、今回対象とした規模の大きい自治体においてさえ、障害者スポーツの大会、教室、指導者養成の事業をいずれも実施していない自治体が 2 割弱あるという結果も理解できる。福祉行政において、障害者スポーツは、障害者の多様な余暇活動の一つにすぎなかったが、今後、障害者スポーツのさらなる充実を図るためには、スポーツの観点から、行政の積極的な取組が不可欠である。

２．全国障害者スポーツ大会の成果と課題

全国障害者スポーツ大会（全スポ）は、その前身の大会から、障害者スポーツの全国的な広がりにおいて重要な役割を果たしてきた。都道府県と政令指定都市は、複数の競技で、障害別、年齢別、障害の程度別に多くの障害者が参加できる本大会の開催や選手の派遣を担ってきた。全スポが毎年開催されてきたことで、その予選会に位置づけられる大会が各地で行われ、障害者スポーツの推進体制が各都道府県で整備されてきたと考えられる。実際、多くの都道府県において、全ス

ポの開催が障害者スポーツ協会設立の契機となっている。

障害者のスポーツの普及状況は、競技ごと、障害の種類ごと、さらに自治体ごとに差があるために、実施競技のレベルや参加選手のレベルにおいてばらつきが大きい。都道府県単位の障害者スポーツ競技団体があるのは、一部の競技、一部の自治体に限られるのが現状である。前身の全国身体障害者スポーツ大会では、一人でも多くの障害者に参加の機会を与えるため、第 33 回大会(1997 年)まで、原則「全国大会への出場は一人 1 回まで」という決まりを設けていた。障害者スポーツの全国的な普及や大会の規模拡大に伴い、この規定は廃止されたが、都道府県・政令指定都市の中には、競技によって、初出場の選手を優先する代表選考を行っているところも少なくない。

障害者スポーツの広がりに伴い、全スポも充実が図られている。精神障害者のバレーボールは、オープン競技での試行を経て、2008 年から正式競技に加わった。今後の検討課題として、障害者の高齢化と障害の重度化への対応や、精神障害者並びに内部障害者の参加機会の拡充などが考えられる。

３．市区町村社会福祉協議会の貢献

今回の調査では、地域福祉の担い手である市区町村の社会福祉協議会(社協)と障害者スポーツとの関わりについて、その実態把握に努めた。約 4 割の社協で、障害者スポーツの運動や体育祭、スポーツ競技大会、スポーツ教室・サロン、(出し物にスポーツが含まれる)祭りや交流会を開催していた。さらに、7 割弱の社協では、障害者のスポーツに関する支援として、障害者スポーツ大会等の後援や障害者スポーツに関する情報提供、障害者スポーツ関係者への会場提供や用具の貸出などを行っていた。

これらの事業のうち、障害者スポーツの運動会や競技大会については、当事者団体や行政との共催で行われるのが一般的だが、障害者スポーツ教室・サロンと祭り・交流会については、社協が独自の事業として実施する場合も多いことが明らかになった。社協による障害者スポーツの事業で実施される種目は、体操、フライングディスク、グラウンド・ゴルフ、ボッチャなどで、高齢者にも人気の活動が多い。地域福祉の現場において、レクリエーションを通じた仲間との交流や健康づくりのため、手軽にできる運動・スポーツが提供されており、こうした活動において社協が重要な役割を果たしていることが改めて確認された。

４．特別支援学校におけるスポーツ活動：大会運営の現状から

2013 年度の調査において、6 割の特別支援学校に運動部活動やクラブ活動があり、部活動・クラブ活動がある中学部の 8 割弱、高等部の 9 割弱で対外試合への参加がある、との結果が得られた。対外試合の中には、全国障害者スポーツ大会の都道府県・政令指定都市予選や種目別障害者スポーツ大会、一般のスポーツ大会への参加が含まれるが、今回は特別支援学校の児童生徒のための大会の実施状況を把握するため、大会の運営組織である特別支援学校体育連盟(特体

連）を対象に調査を実施した。

人口規模の小さい県では、障害種別の障害児・者の数はそれほど多くはない。普通学校に通学する障害児・者もおり、視覚障害や聴覚障害の特別支援学校は県内 1 校のみの県も多い。また、県内に複数の特別支援学校がある障害種別でも、全ての学校に部活動があるわけではなく、県内の学校を集めた競技会のために特体連を設置しているのは、47 都道府県の半数以下である。

県単位、又はブロック単位の競技大会は、生徒数・学校数が多い知的障害と、運動部活動・クラブ活動の設置率が高い視覚障害及び聴覚障害を中心に開催されている。全ての障害種別を対象としている特体連（9 県）においても、大会参加者の多くは知的障害者である。

部活動が盛んになることで生じた課題もある。知的障害の高等部・就業技術科の生徒は、障害の程度が比較的軽いため、部活動に熱心に取り組むことで、同じ大会に参加する他校とのレベルの差が大きくなっている。障害の程度に配慮しながら、多くの生徒が運動部活動・クラブ活動を楽しみ、成果を発揮する場として競技大会にも参加できる環境をつくるため、現場関係者の模索が続いている。

５．競技団体と障害者との関わり

スポーツ関係者が、障害者への競技の普及や育成にどう関わっているのかを明らかにするため、（公財）日本体育協会に加盟する中央競技団体の現状を調査した。調査結果だけでは、中央競技団体を、障害者のスポーツの普及に「積極的な団体」と「消極的な団体」に分けて評価するのは困難であった。例えば、障害者に対する競技の普及・強化を審議する委員会の有無については、4 割の団体が「ある」と回答したが、「ない」と答えた 6 割の中にも、障害者スポーツに以前から関わっている団体が含まれている。2005 年度から「全日本障害者空手道競技大会」を主催している（公財）全日本空手道連盟や、加盟団体の都道府県陸上競技協会が、各地で開かれる障害者の競技大会を主管している（公財）日本陸上競技連盟などがその例である。一般の競技団体における障害者に対するスタンスは、市区町村の障害者スポーツ推進体制と同じように、障害者に理解のある関係者がいるかいないか、という偶然による部分が大きい。今後は中央競技団体だけでなく、都道府県の競技団体と地域の障害者スポーツ団体との関係が深まることを期待したい。

６．障害者スポーツ行政：スポーツへの一元化に向けて

2011 年のスポーツ基本法の施行を受けて、障害者スポーツを取り巻く環境は急速に変化している。障害者のスポーツ参加機会の提供を模索する地域のスポーツ関係者が増えつつある。一方で、多くの人々の心に、障害者に対する差別意識がいまだに残っているのも事実であり、障害者スポーツを一般のスポーツより下に見る人は少数派ではない。

2014 年度から、国の障害者スポーツ行政が厚生労働省から文部科学省に移管された。都道府県では、東京都と佐賀県に続いて、鳥取県が 2014 年度から障害者スポーツ行政を首長部局に一部移管し、2015 年度から一元化する。調査によると、都道府県の 1/4 が「移管・再編を検討してい

る」と回答しており、移管の動きが今後加速することが予想される。2015 年 10 月に予定されるスポーツ庁設置と、2020 年東京パラリンピックも強い「追い風」となり、全国の都道府県と市区町村において、障害者スポーツ行政は福祉ではなく、スポーツで所管するのが一般的になるかもしれない。

地域における障害者スポーツ振興を福祉行政からスポーツ行政に移す際には、障害福祉分野の補助金の継続的活用と人的ネットワークの継承は必須である。スポーツが障害者の余暇活動である以上、福祉と完全に切り離すことはできない。障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の補助金のメニューに、「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」がある。多くの都道府県や市区町村では、大会、教室及び指導者養成の事業費に活用されている。この他にも、障害者の地域でのスポーツ活動のために使える補助金があり、これらを効果的に活用するためにも、福祉行政との連携は不可欠である。また、行政が障害者を対象としたスポーツ事業を実施するにあたって、実施体制や周知の面で、福祉関係者の協力が必要となる。社会福祉協議会等がパイプ役を担いながら、障害当事者団体や福祉施設とスポーツとの関係を築いていくことになるだろう。

国のスポーツ行政の移管は、全スポの在り方にも関わる問題である。全スポがこれまでに果たしてきた役割を適切に評価し、課題を検証した上で、今後の方向性について慎重に議論する必要があるだろう。

７．スポーツ、障害者スポーツ、福祉の三者連携

「障害者」といっても、障害の種類ごとに、それぞれが抱える課題は異なる。障害別の当事者団体へのヒアリング調査から、スポーツについて多くの障害種別に共通する課題として、

1）障害者がスポーツに参加しやすい環境（施設、プログラム等）が十分でない
2）経済的事情から、スポーツを含む余暇活動に取り組む余裕がない
3）少子化と高齢化により、既存の障害者スポーツ団体やサークルが縮小傾向にある

が挙げられた。

少子化と高齢化に伴う人材の不足は、一般の地域スポーツにおいても同様であるが、コミュニティの規模が小さい障害者の現場では、健常者の活動以上に状況は深刻である。人口減少が続く中で、これまでのように、当事者とその家族等からなる限られたメンバーで障害者スポーツのチームやサークルを支えるのは限界であろう。

スポーツ基本法を受けて、今後、スポーツ関係者が目指すべきは、障害の有無に関わらず、誰もが日常的にスポーツに親しめる社会を作ることに他ならない。この理想の社会の実現に向けて、地域では、

1）スポーツ関係者
2）障害者スポーツ関係者
3）福祉関係者

の連携体制を築く必要がある。

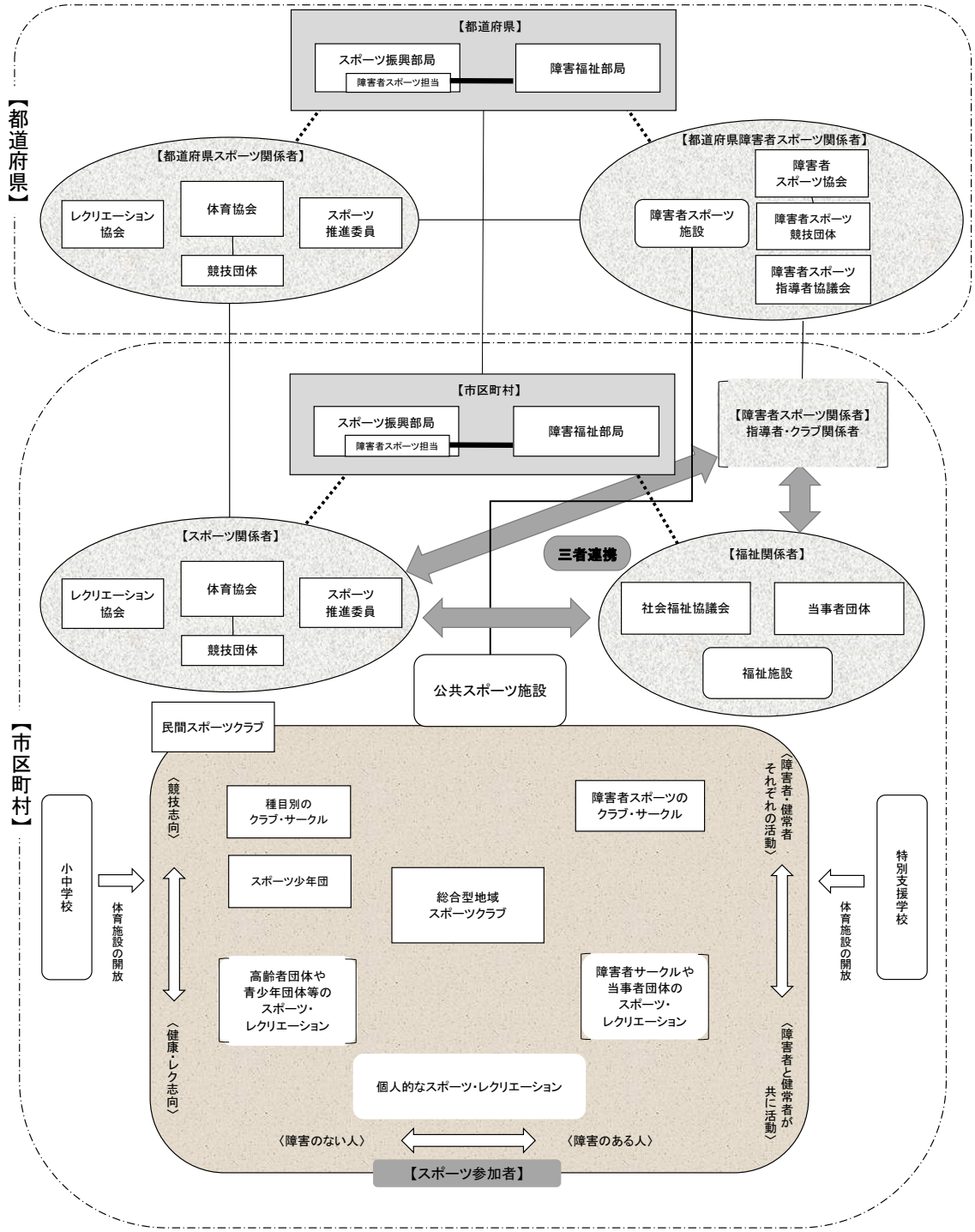
障害者スポーツ行政が福祉からスポーツに移ったとしても、全ての障害者にスポーツの機会を提供するためには、福祉分野がもつ障害者関係のネットワークと、福祉関係者のスポーツへの理

解が不可欠である。福祉関係者の中には、障害者スポーツの重要性が十分に理解できていない人がおり、スポーツからも、福祉からも支援が受けられないために、障害者スポーツの活動が広がらない地域がある。障害者にとってのスポーツは、体力の維持や心身の成長などにおいて、健常者以上に必要性が高い場合も少なくない。三者が協力して一つの事業に取り組むことによって、人材、資金、時間、そして空間を共有することができる。地域の活動において、将来を担う若い人材の不足は各分野共通の課題であり、人材の共有は三者にとってメリットになるだろう。無理に大きな事業にする必要はなく、既存のスポーツイベントや教室のアレンジでもよい。連携することで、それぞれの負担を抑えながら、障害者のスポーツ環境の小さなバージョンアップにつなげていく。この際、「障害者を含む参加者の心身の健康増進と地域住民の交流の促進」のような理念を掲げて、三者が成果を共有でき、継続できる事業を組み立てることが重要である。特定の障害者を対象にしたスポーツ教室、障害者と健常者がともに参加して楽しめるイベント、既存のスポーツイベントへの障害者の参加促進など、対象者に応じて、様々なプログラムが考えられる。多様な障害者のニーズを幅広くとらえ、スポーツの質を高めていく際には、障害者スポーツセンターの職員や障害者スポーツ団体等の関係者、障害者スポーツ指導者などの専門知識が活かされることになる。市区町村には、三者で構成される「障害者スポーツ推進協議会」（仮称）の設置を期待したい。

こうした連携促進の取組は、（公財）日本障がい者スポーツ協会の「地域における障害者スポーツ振興事業」、（公社）東京都障害者スポーツ協会の「障害者スポーツ地域開拓推進事業」や、（公財）日本レクリエーション協会「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する連携実践研究」において、各地で成果を上げつつある。社会福祉協議会の調査で紹介した小平市の事例もその一つである。

図表 6-1 に、障害の有無に関係なく、誰もがスポーツを楽しめるために求められる地域スポーツ推進体制を示した。国や地方自治体には、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックのレガシー（遺産）に、こうした社会の実現を位置付け、関係組織の連携を促す支援を期待したい。

図表 6-1 スポーツ、障害者スポーツ、福祉の連携による地域のスポーツ推進体制



注 1）組織・団体間及び施設間における罫線については、主な連携のみ表示している。

注 2）政令指定都市などにおいても、障害者スポーツ協会、障害者スポーツ指導者協議会、障害者スポーツ施設がある自治体もある。

注 3）スポーツ振興事業団、福祉事業団がある自治体もある。

Ⅳ. 参考文献・付録

参考文献

(福)神奈川県社会福祉協議会(2010). 市町村社協活動現況報告書.
(公財)川崎市身体障害者協会(2014). 川身協法人設立 30 周年記念誌.
(公財)笹川スポーツ財団(2013).「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)」報告書.
(公財)笹川スポーツ財団(2014).「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)」報告書.
(福)全国社会福祉協議会(2010). 全国ボランティア活動実態調査報告書.
(福)全国社会福祉協議会(2011). 概説 社会福祉協議会 2011・2012.
(福)全国社会福祉協議会(2013). アニュアルレポート 2012-2013.
田中暢子(2011). 競技団体の「障害者スポーツ推進の取組みにおけるジレンマ」. 体育研究.
東京都スポーツ振興局(2012). 東京都における障害者スポーツに関する実態調査.
東京都スポーツ振興局&(公財)東京都障害者スポーツ協会(2012). 障害者スポーツプロデュースマニュアル【障害者スポーツ取組事例集】.
富川理充(2013). パラトライアスロンの魅力. ノーマライゼーション:障害者の福祉. 第 33 巻.
(公社)日本エアロビック連盟(2014). 平成 26 年度事業計画書(案).
(公社)日本カヌー連盟(2014). 平成 26 年度事業計画.
(公財)日本自転車競技連盟(2014). 選手強化体制.
(公財)日本自転車競技連盟(2014). 平成 26 年度事業計画.
(公財)日本障がい者スポーツ協会(2011). 我が国の障害のある人のスポーツ活動の振興.
(公財)日本障がい者スポーツ協会(2012). 平成 23 年度障害者スポーツ振興事業「地域における障害者スポーツの振興事業」報告書.
(公財)日本障がい者スポーツ協会(2014). 障がい者スポーツの歴史と現状.
(公財)日本障がい者スポーツ協会(2014). 全国障害者スポーツ大会競技規則集.
(公財)日本障がい者スポーツ協会(2014). 平成 25 年度障害者スポーツ振興事業「地域における障害者スポーツの振興事業」.
(公社)日本トライアスロン連合(2013). JTU パラトライアスロン強化プラン.
(公社)日本トライアスロン連合(2014). パラトライアスロン概要ご案内.
(公財)日本レクリエーション協会(2012). スポーツ・レクリエーションの新たな可能性:平成 24 年度事業報告書.
(公財)日本レクリエーション協会(2014).「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する連携実践研究)」事業報告書.
藤田紀昭(2013). 障害者スポーツの環境と可能性.
(株)三菱総合研究所(2014).「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書.
(公財)ヤマハ発動機スポーツ振興財団(2014). 2013 年度:我が国のパラリンピアンを取り巻くスポーツ環境調査報告書.
養護学校・心障学級設置学校体育連盟研究部(2000). 養体連の歴史.

地方自治体における障害者スポーツ行政の現況調査

本調査は、文部科学省「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）」にかかる調査の一部であり、地方自治体の障害者スポーツ行政の実態をお伺いするものです。回答は統計的に処理され、回答者や名称等が公表されることはありません。調査結果は文部科学省のホームページ等を通じて公開されるとともに、わが国の障害者のスポーツ施策の充実のための基礎資料として活用されます。把握している範囲でご回答いただければと存じます。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

2014年8月

公益財団法人 笹川スポーツ財団

【返送方法】郵送または電子メールのいずれかでご返送ください。
① 郵送：同封の返信用封筒（受取人払い）にてお送りください。
② 電子メール：sports1@nrc.co.jp
※笹川スポーツ財団ホームページ（http://www.ssf.or.jp）より、調査票をエクセルファイル形式でダウンロードできます。

調査票の発送・回答・データ入力については、(公財)笹川スポーツ財団の委託先である㈱日本リサーチセンターが担当しております。調査について不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

㈱日本リサーチセンター　調査部　担当：萩原
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-7-1
TEL：0120-035-061（平日 10:00～17:00）

ご回答期限：2014年 9月16日（火）

問1　プロフィール

自治体名	都・道・府・県	市・区・町・村
所属	局	部
	課	係・室・班
回答者名		
電話番号		
E-mail		

【障害者スポーツ担当部署と実施事業について】

問2　貴自治体の障害者スポーツの主たる担当部署※1はどこに置かれていますか。（　はひとつ）

（※1　国体・全国障害者スポーツ大会の開催準備のために、時限的に設置されている部署は除く）

○ 1　障害福祉・社会福祉関連部署　　○ 2　教育委員会のスポーツ関連部署
○ 3　首長部局のスポーツ担当部署　　○ 4　その他　（　　）

問2-1　貴自治体の障害者スポーツの主たる担当部署※2の名称を局、部、課、係までお書きください。

（※2　問1「所属」と異なる場合のみご記入ください。）

局	部
課	係・室・班

問3　貴自治体が2013年度に主催または共催した障害者スポーツの大会やイベントについてお答えください。（障害者スポーツ施設の主催大会は含みません）※実績がない場合は「なし」とご記入ください。

（1）大会・イベント名	（2）【共催・協力団体】 P3の【団体一覧】よりお選びください。	（3）【実施種目】 P3の【種目一覧】よりお選びください。	（4）【補助事業／助成金】 P3の【補助事業／助成金】よりお選びください。
(例) ●●市障害者スポーツフェスタ	2、4、7、9	25、27	1

問4　貴自治体が2013年度に主催または共催した障害者スポーツの教室についてお答えください。（障害者スポーツ施設のプログラムは含みません）※実績がない場合は「なし」とご記入ください。

（1）教室名	（2）【共催・協力団体】 P3の【団体一覧】よりお選びください。	（3）【実施種目】 P3の【種目一覧】よりお選びください。	（4）【補助事業／助成金】 P3の【補助事業／助成金】よりお選びください。	（5）開催日数合計（日）
(例) 障害のある方のためのスポーツ教室	2	6、7、29、31	2	12日

問5　貴自治体が2013年度に主催または共催した障害者スポーツ指導者、もしくは障害者スポーツボランティアの養成講習会についてお答えください。（日本障がい者スポーツ協会主催の障がい者スポーツ指導員養成講習会も含みます）※実績がない場合は「なし」とご記入ください。

（1）講習会／研修会名	（2）【共催・協力団体】 P3の【団体一覧】よりお選びください。	（3）【補助事業／助成金】 P3の【補助事業／助成金】よりお選びください。	（4）講習会の受講時間をお答えください。（1日=7時間）
(例) 障害児スポーツサポーター養成講習会	9、10	5	12時間

◆回答選択肢◆（2ページの問3～5の回答選択肢としてお使いください）

【団体一覧】

1　都道府県
2　市区町村
3　都道府県社会福祉協議会
4　市区町村社会福祉協議会
5　障害者の当事者団体、家族会等
6　その他の福祉団体
7　一般のスポーツ団体（体育協会、競技団体等）
8　都道府県障害者スポーツ協会
9　市区町村障害者スポーツ協会
10　障害者スポーツ指導者組織
11　障害者スポーツセンター
12　障害者スポーツ種目団体
13　特別支援学校
14　一般のレクリエーション団体（レク協会等）
15　総合型地域スポーツクラブ
16　都道府県スポーツ推進委員協議会
17　市区町村スポーツ推進委員協議会
18　その他　（　　）
19　共催・協力団体はない

【種目一覧】

1　アーチェリー
2　アクアエクササイズ
3　ウォーキング
4　カローリング
5　グラウンド・ゴルフ
6　グランドソフトボール
7　車椅子バスケットボール
8　車いすテニス
9　ゲートボール
10　サウンドテーブルテニス
11　サッカー
12　シッティングバレーボール
13　ジョギング・ランニング
14　スキー
15　スノーボード
16　水泳（水中歩行含む）
17　ソフトボール
18　体操（軽い体操、ラジオ体操など）
19　卓球
20　卓球バレー
21　ダンス
22　テニス
23　ペタンク
24　ボウリング
25　ボッチャ
26　バスケットボール
27　バドミントン
28　バレーボール（ソフトバレーボール含む）
29　ふうせんバレーボール
30　フットベースボール（キックベースボール）
31　フライングディスク
32　ブラインドサッカー
33　野球（ティーボール含む）
34　ユニカール
35　陸上競技
36　その他1
（　　）
37　その他2
（　　）
38　その他3
（　　）

【補助事業／助成金】

1　障害者総合支援法の地域生活支援事業「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」
2　スポーツ振興くじ助成金「地方公共団体スポーツ活動助成」
3　国庫補助事業「地域における障がい者スポーツ振興事業」
4　その他　（　　）
5　活用した補助事業や助成金はない

問6　問3から問5のほかに、貴自治体が2013年度に主催または共催した事業について、お答えください。

（あてはまるものすべてに☑）

- □ 1　一般のマラソン大会等における障害者部門の設置
- □ 2　一般の市民運動会等における障害者スポーツ体験・紹介ブースの設置
- □ 3　障害者スポーツ選手の講演会や実技披露等
- □ 4　障害者スポーツ競技団体による大会・競技会の開催やブロック別大会・全国大会等の参加に対する経費補助
- □ 5　障害者スポーツ競技団体の強化練習会に対する活動支援
- □ 6　障害者スポーツにおける調査・研究
- □ 7　その他　（　　）
- □ 8　上記1～7に該当する主催・共催事業はなかった

【障害者スポーツ団体について】

問7　貴自治体には、障害者スポーツ協会がありますか。（　はひとつ）

- ○ 1　ある
- ○ 2　ない（設立を検討している）
- ○ 3　ない（設立の予定はない）
- ○ 4　わからない

→ 次ページの問8へお進みください

【問7で「1．ある」と回答した自治体におたずねします】

問7-1　貴自治体の障害者スポーツ協会について、把握している範囲でお答えください。

団体名		設立年度（西暦）	年
都道府県・市区町村体育協会加盟有無（　はひとつ）	○1 加盟　○2 未加盟（加盟を検討している） ○3 未加盟（加盟の予定はない）		
法人格（　はひとつ）	○1 なし（任意団体）　○2 公益社団法人　○3 公益財団法人 ○4 一般社団法人　○5 一般財団法人　○6 特定非営利活動法人		

【すべての自治体におたずねします】

問8　貴自治体には、貴自治体または貴自治体を含む地域ブロックを統轄する障害者スポーツの競技団体・種目団体がありますか。日本●●協会、国の統轄団体は含めずにお答えください。（　はひとつ）

○ 1　ある　→ 5ページの問8－1にお進みください
○ 2　ない
○ 3　わからない

→ 6ページの問9へお進みください

【問8で「1. ある」と回答した自治体におたずねします】

問8-1　貴自治体または地域ブロックの障害者スポーツの競技団体・種目団体についてお答えください。
（障害者スポーツのチームやサークルは含みません）

団体名	対象障害（☑はいくつでも）	主催大会（　はひとつ）
(例)　●●市サウンドテーブルテニス協会	□1 知的障害　□2 肢体不自由　☑3 聴覚障害 □4 視覚障害　□5 その他　（　　）	○1 定期開催　◉2 不定期開催 ○3 主催大会なし
	□1 知的障害　□2 肢体不自由　□3 聴覚障害 □4 視覚障害　□5 その他　（　　）	○1 定期開催　○2 不定期開催 ○3 主催大会なし
	□1 知的障害　□2 肢体不自由　□3 聴覚障害 □4 視覚障害　□5 その他　（　　）	○1 定期開催　○2 不定期開催 ○3 主催大会なし
	□1 知的障害　□2 肢体不自由　□3 聴覚障害 □4 視覚障害　□5 その他　（　　）	○1 定期開催　○2 不定期開催 ○3 主催大会なし
	□1 知的障害　□2 肢体不自由　□3 聴覚障害 □4 視覚障害　□5 その他　（　　）	○1 定期開催　○2 不定期開催 ○3 主催大会なし
	□1 知的障害　□2 肢体不自由　□3 聴覚障害 □4 視覚障害　□5 その他　（　　）	○1 定期開催　○2 不定期開催 ○3 主催大会なし
	□1 知的障害　□2 肢体不自由　□3 聴覚障害 □4 視覚障害　□5 その他　（　　）	○1 定期開催　○2 不定期開催 ○3 主催大会なし
	□1 知的障害　□2 肢体不自由　□3 聴覚障害 □4 視覚障害　□5 その他　（　　）	○1 定期開催　○2 不定期開催 ○3 主催大会なし
	□1 知的障害　□2 肢体不自由　□3 聴覚障害 □4 視覚障害　□5 その他　（　　）	○1 定期開催　○2 不定期開催 ○3 主催大会なし
	□1 知的障害　□2 肢体不自由　□3 聴覚障害 □4 視覚障害　□5 その他　（　　）	○1 定期開催　○2 不定期開催 ○3 主催大会なし
	□1 知的障害　□2 肢体不自由　□3 聴覚障害 □4 視覚障害　□5 その他　（　　）	○1 定期開催　○2 不定期開催 ○3 主催大会なし
	□1 知的障害　□2 肢体不自由　□3 聴覚障害 □4 視覚障害　□5 その他　（　　）	○1 定期開催　○2 不定期開催 ○3 主催大会なし
	□1 知的障害　□2 肢体不自由　□3 聴覚障害 □4 視覚障害　□5 その他　（　　）	○1 定期開催　○2 不定期開催 ○3 主催大会なし
	□1 知的障害　□2 肢体不自由　□3 聴覚障害 □4 視覚障害　□5 その他　（　　）	○1 定期開催　○2 不定期開催 ○3 主催大会なし

【すべての自治体におたずねします】

【公共施設における障害者スポーツの活動について】

問9　貴自治体には、障害者のスポーツ活動に定期的に利用されている障害者福祉センターや福祉会館などの福祉施設はありますか。ただし、障害者のリハビリテーションや生活訓練はスポーツに含みません。

（　はひとつ）

○ 1　ある　　○ 2　ない　　○ 3　わからない

次ページの問10へお進みください

施設名称	付帯施設名称	【実施種目】 下表の【種目一覧】より お選びください。
(例) ●●市サンアビリティーズ	体育館	21、25、27
(例) ●●市立勤労福祉会館	体育室、多目的フロア	10、13、20、21、29

【種目一覧】

1　アーチェリー	16　水泳（水中歩行含む）	31　フライングディスク
2　アクアエクササイズ	17　ソフトボール	32　ブラインドサッカー
3　ウォーキング	18　体操（軽い体操、ラジオ体操など）	33　野球（ティーボール含む）
4　カローリング	19　卓球	34　ユニカール
5　グラウンド・ゴルフ	20　卓球バレー	35　陸上競技
6　グランドソフトボール	21　ダンス	36　その他１
7　車椅子バスケットボール	22　テニス	（　　）
8　車いすテニス	23　ペタンク	37　その他２
9　ゲートボール	24　ボウリング	（　　）
10　サウンドテーブルテニス	25　ボッチャ	38　その他３
11　サッカー	26　バスケットボール	（　　）
12　シッティングバレーボール	27　バドミントン	
13　ジョギング・ランニング	28　バレーボール（ソフトバレーボール含む）	
14　スキー	29　ふうせんバレーボール	
15　スノーボード	30　フットベースボール（キックベースボール）	

【すべての自治体におたずねします】

問10　貴自治体において、過去3年間にバリアフリー化の改修（トイレ、更衣室、スロープ、駐車場等）をしたスポーツ施設はありますか。（　はひとつ）

○ 1　改修した施設がある　　○ 2　改修した施設はない　　○ 3　わからない

【障害者スポーツ行政の文部科学省への移管について】

問11　スポーツ基本法の施行（2011年）、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催決定、国の障害者スポーツ行政の厚生労働省から文部科学省への移管（2014年4月）など、障害者スポーツを取り巻く環境が変化しています。こうした国の動向との関連を含めた、貴自治体の障害者スポーツ推進体制および事業の現状について、1）～6）の問にお答えください。

1）障害者スポーツ担当部局の移管・再編　（　はひとつ）

○ 1　国の動きより早く移管・再編した　（　　年度　）
○ 2　国の動きを受けて移管・再編した　（　　年度　）
○ 3　移管・再編を検討している
○ 4　移管・再編の予定はない

2）スポーツ推進委員の障害者スポーツ関連事業への参画　（　はひとつ）

○ 1　実施している　（　　年度開始　）
○ 2　実施を検討している
○ 3　実施の予定はない

3）特別支援学校の体育・スポーツ活動の充実　（　はひとつ）

○ 1　実施している　（　　年度開始　）
○ 2　実施を検討している
○ 3　実施の予定はない

4）重度・重複障害者を対象とした事業の実施　（　はひとつ）

○ 1　実施している　（　　年度開始　）
○ 2　実施を検討している
○ 3　実施の予定はない

5）障害者スポーツにおける選手強化の実施（選手発掘、育成、補助事業等）　（　はひとつ）

○ 1　実施している　（　　年度開始　）
○ 2　実施を検討している
○ 3　実施の予定はない

6）公共スポーツ施設における障害者の利用促進　（　はひとつ）

○ 1　実施している　（　　年度開始　）
○ 2　実施を検討している
○ 3　実施の予定はない

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

社会福祉協議会における障害者のスポーツ支援状況に関する調査

本調査は、文部科学省「健常者と障害者のスポーツ※・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）」にかかる調査の一部であり、社会福祉協議会における障害者のスポーツ支援状況についてお伺いするものです。回答は統計的に処理され、回答者名や貴会名が公表されることはありません。調査結果は文部科学省のホームページ等を通じて公開されるとともに、わが国の障害者のスポーツ施策の充実のための基礎資料として活用されます。把握している範囲でご回答いただければと存じます。お忙しいところ誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

2014年8月

公益財団法人 笹川スポーツ財団

※本調査における「スポーツ」とは、専門的な競技種目だけではなく、ウォーキングや軽い体操、ダンスなどの運動ならびに身体活動をともなうレクリエーション活動を含みます。

【返送方法】郵送または電子メールのいずれかでご返送ください。

① 郵送：同封の返信用封筒（受取人払い）にてお送りください。

② 電子メール：sports2@nrc.co.jp

※笹川スポーツ財団ホームページ（http://www.ssf.or.jp）より、調査票をエクセルファイル形式でダウンロードできます。

調査票の発送・回答・データ入力については、㈶笹川スポーツ財団の委託先である㈱日本リサーチセンターが担当しております。調査について不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

㈱日本リサーチセンター　調査部　担当：萩原

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-7-1

TEL：0120-035-061（平日 10:00～17:00）

ご回答期限：2014年 9月30日（火）

問1　ご回答者についてお答えください。

名称	（　　） 社会福祉協議会		
回答者名		部署・役職	
電話番号		E-mail	

問2　貴会では、以下の事業を実施していますか。（あてはまるものすべてに☑）

- □ 1　地域福祉計画・地域福祉活動計画・社協発展強化計画の策定
- □ 2　地域福祉推進基礎組織の運営
- □ 3　ふれあい・いきいきサロンの運営
- □ 4　小地域ネットワーク活動の実施
- □ 5　社協運営型住民参加型在宅福祉サービス
- □ 6　団体（老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会等）の事務局
- □ 7　要介護認定調査・介護保険事業・地域包括支援センター
- □ 8　その他高齢者関係事業・サービス
- □ 9　障害者（児）自立支援給付サービス
- □ 10　地域生活支援事業・その他障害者福祉関係事業
- □ 11　子どもや子育て家庭を対象とした事業
- □ 12　日常生活自立支援事業等、権利擁護関係事業

※本設問の選択肢は、社会福祉協議会のすべての事業を網羅するものではありません。

問3　貴会では、障害福祉にかかる以下の施設を管理・運営していますか。（あてはまるものすべてに☑）

- □ 1　身体障害者福祉センターA型
- □ 2　身体障害者福祉センターB型
- □ 3　地域活動支援センター
- □ 4　障害者支援施設
- □ 5　上記1～4の障害福祉にかかる施設の管理・運営はしていない

問4　貴会では、障害当事者組織の運営支援をしていますか。（あてはまるものすべてに☑）

- □ 1　肢体不自由児・者（家族）の会
- □ 2　視覚障害児・者（家族）の会
- □ 3　聴覚障害児・者（家族）の会
- □ 4　内部障害児・者（家族）の会
- □ 5　知的障害児・者（家族）の会
- □ 6　精神障害児・者（家族）の会
- □ 7　発達障害児・者（家族）の会
- □ 8　難病患者（家族）の会
- □ 9　その他の障害当事者組織　（　　）
- □ 10　障害当事者組織の運営支援は行っていない

問5　貴会では、ボランティアセンターを設置していますか。または、ボランティアセンター機能を有していますか。　（　はひとつ）

- ○ 1　設置している（機能を有している）
- ○ 2　設置していない（機能を有していない）　➡ 問6へ

【問５で選択肢１を選んだ社協におたずねします。】

問5-1　貴会が設置しているボランティアセンター（機能を含む）の登録団体の内、活動内容に障害者福祉が含まれる団体はありますか。　（　はひとつ）

- ○ 1　登録あり
- ○ 2　登録なし　➡ 問6へ

【問５-１で選択肢１を選んだ社協におたずねします。】

問5-2　問5-1の内、活動内容に障害者のスポーツ支援が含まれる団体（例：種目別の障害者スポーツ団体など）はありますか。　（　はひとつ）

※ なお、登録がある場合には、実施種目を次ページの別表３から選択し、（　）内に番号でお答えください。

- ○ 1　登録あり　➡ 実施種目　（　）（　）（　）（　）（　）

※次ページの別表３から実施種目を選択（複数回答）

- ○ 2　登録なし

【すべての社協におたずねします。】

問6　貴会の職員の中に、障害者スポーツに関連する以下の資格をお持ちの方はいますか。

（あてはまるものすべてに☑）

- □ 1　日本障がい者スポーツ協会公認 障がい者スポーツ指導員
- □ 2　日本レクリエーション協会公認 福祉レクリエーション・ワーカー
- □ 3　上記1・2の資格保有者はいない
- □ 4　わからない

問7　貴会では、障害者スポーツに関する以下の事業を実施していますか。ただし、後援名義の使用許可は除きます。（あてはまるものすべてに☑）

※なお、該当する事業がある場合には、個別の事業について「実施形態」「参加者の障害種別」「実施種目」を別表1～3より選択し、（　　）内に番号でお答えください。

実施内容 あてはまるものすべてに☑		実施形態 別表1から選択	参加者の障害種別 別表2から選択(複数回答)	実施種目 別表3から選択(複数回答)
□1 運動会や体育祭の開催 例：市民ふれあい運動会 障害者体育祭 など	記入例	（　2　）	→（　1，4　）	→（　25　）
	➡①	（　　）	→（　　）	→（　　）
	➡②	（　　）	→（　　）	→（　　）
	➡③	（　　）	→（　　）	→（　　）
□2 スポーツ競技大会の開催（1を除く） 例：ボッチャ大会 車椅子スポーツ大会 など	➡①	（　　）	→（　　）	→（　　）
	➡②	（　　）	→（　　）	→（　　）
	➡③	（　　）	→（　　）	→（　　）
□3 スポーツ教室・サロンの開催	➡①	（　　）	→（　　）	→（　　）
	➡②	（　　）	→（　　）	→（　　）
	➡③	（　　）	→（　　）	→（　　）
□4 まつりや交流会などのイベント開催（出し物にスポーツが含まれるもの）	➡①	（　　）	→（　　）	→（　　）
	➡②	（　　）	→（　　）	→（　　）
	➡③	（　　）	→（　　）	→（　　）
□5 上記1～4に該当する事業は実施していない				

別表1：実施形態

1 行政との共催で実施
2 当事者団体との共催で実施
3 管理運営施設のプログラムとして実施
4 独自で実施
5 行政からの受託事業として実施
6 その他

別表2：参加者の障害種別

1 肢体不自由
2 視覚障害
3 聴覚障害
4 知的障害
5 精神障害
6 その他

※重複障害の方の参加がある場合には、当てはまる障害種別をすべて選択してください。

別表3：実施種目

1 アーチェリー	20 卓球バレー
2 アクアエクササイズ	21 ダンス
3 ウォーキング	22 テニス
4 カローリング	23 ペタンク
5 グラウンド・ゴルフ	24 ボウリング
6 グランドソフトボール	25 ボッチャ
7 車椅子バスケットボール	26 バスケットボール
8 車いすテニス	27 バドミントン
9 ゲートボール	28 バレーボール（ソフトバレーボール含む）
10 サウンドテーブルテニス	29 ふうせんバレーボール
11 サッカー	30 フットベースボール（キックベースボール）
12 シッティングバレーボール	31 フライングディスク
13 ジョギング・ランニング	32 ブラインドサッカー
14 スキー	33 ユニカール
15 スノーボード	34 野球（ティーボール含む）
16 水泳（水中歩行含む）	35 陸上競技
17 ソフトボール	36 その他1　（　　）
18 体操（軽い体操、ラジオ体操など）	37 その他2　（　　）
19 卓球	38 その他3　（　　）

問8　貴会では、障害者スポーツについて、以下のような支援を行っていますか。

（あてはまるものすべてに☑）

- ☐ 1　障害者スポーツ関連団体や個人等への活動場所（会場）の提供や貸出
- ☐ 2　障害者スポーツ用具の貸出
- ☐ 3　障害者スポーツを通じた福祉教育・体験会・啓発活動
- ☐ 4　障害者スポーツに関連する情報提供・広報・紹介
- ☐ 5　障害者スポーツ大会や交流会・まつり等の後援名義の使用許可
- ☐ 6　障害者スポーツに関する研修会・講習会の開催
- ☐ 7　上記1～6に該当する支援は行っていない

問9　貴会では、障害者スポーツに関する事業の運営や個別相談などの支援について、どのような行政部署と協力関係がありますか。（あてはまるものすべてに☑）

- ☐ 1　障害保健福祉主管課
- ☐ 2　スポーツ主管課
- ☐ 3　その他　（　　）
- ☐ 4　障害者スポーツについて、特に行政との協力関係はない

問10　貴会では、障害者スポーツに関する事業の運営や個別相談などの支援について、どのような地域の組織等と協力関係がありますか。（あてはまるものすべてに☑）

- ☐ 1　都道府県社会福祉協議会
- ☐ 2　その他の市区町村社会福祉協議会
- ☐ 3　地区社会福祉協議会
- ☐ 4　障害当事者組織・家族会
- ☐ 5　障害者福祉施設（貴会の管理施設を除く）
- ☐ 6　民生委員・児童委員
- ☐ 7　自治会・町内会
- ☐ 8　老人会
- ☐ 9　婦人会
- ☐ 10　小学校・中学校・高校
- ☐ 11　大学・短期大学・専門学校
- ☐ 12　企業
- ☐ 13　医療機関
- ☐ 14　障害者スポーツ団体（クラブ・サークル含む）
- ☐ 15　地域のスポーツ団体（クラブ・サークル含む）
- ☐ 16　障害者スポーツ協会
- ☐ 17　体育協会
- ☐ 18　レクリエーション協会
- ☐ 19　その他1　（　　）
- ☐ 20　その他2　（　　）
- ☐ 21　その他3　（　　）
- ☐ 22　障害者スポーツについて、特に協力関係のある組織等はない

質問は以上で終了です。ご協力いただきまして、誠に有難うございました。

特別支援学校体育連盟組織の設置状況に関する調査

特別支援学校体育連盟組織の設置状況に関する調査

本調査は、文部科学省「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）」にかかる調査の一環として、特別支援学校体育連盟の設置状況の実態把握を目的としています。回答は統計的に処理され、回答者や学校名が公表されることはありません。調査結果は文部科学省のホームページ等を通じて公開されるとともに、わが国の障害者のスポーツ施策の充実のための基礎資料として活用されます。把握している範囲でご回答いただければと存じます。お忙しいところ誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

2014年6月　公益財団法人　笹川スポーツ財団

【返送方法】郵送または電子メールでご返送ください。
① 郵送：同封の返信用封筒（受取人払い）にてお送りください。
② 電子メール：sports4@nrc.co.jp

ご回答期限：2014年 7月14日（月）

※笹川スポーツ財団ホームページ（http://www.ssf.or.jp）より、調査票をエクセルファイル形式でダウンロードできます。

調査票の発送・回収・データ入力については、笹川スポーツ財団の委託先である（株）日本リサーチセンターが担当しております。
調査の実施について、不明な点などがございましたら、下記までご連絡ください。

㈱日本リサーチセンター　調査部　担当：萩原　　〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-7-1　　TEL：0120-030-551（平日 10:00～17:00）

問1　ご回答者についてお答えください。

所属校長会名	（　　）都・道・府・県　特別支援学校長会	校長会会長名	
所属学校名		回答者名	
電話番号		E-mail	

☆【種目一覧】（問2の主催大会の実施種目の回答にてご利用ください）

1 アーチェリー	7 シッティングバレーボール	13 バドミントン	19 ボッチャ
2 グラウンド・ゴルフ	8 柔道	14 バレーボール（ソフトバレーボール含む）	20 野球（ティーボール含む）
3 グランドソフトボール	9 水泳	15 ハンドサッカー	21 陸上競技
4 車椅子バスケットボール	10 ソフトボール	16 フットベースボール（キックベースボール）	22 ロードレース（駅伝含む）
5 サウンドテーブルテニス	11 卓球	17 フライングディスク	23 その他（　　）
6 サッカー（ブラインドサッカー含む）	12 バスケットボール	18 フロアバレーボール	24 その他（　　）

問2　所属する（A）地区ブロックおよび（B）都道府県の、特別支援学校体育連盟組織の設置状況についてお聞きします。
それぞれの連盟組織について、（ア）名称、（イ）障害種別、（ウ）学部、（エ）加盟校数、（オ）主催大会の実施種目をご記入ください。（☑はいくつでも）

区分	No	（ア）名称	（イ）障害種別（あてはまるものに☑）	（ウ）学部	（エ）加盟校数	（オ）主催大会の実施種目 ☆上記【種目一覧】から、お選びください
【記入例】		○○聾学校体育連盟	☐ 1 視覚障害　☐ 4 知的障害 ☑ 2 聴覚障害　☐ 5 病弱 ☐ 3 肢体不自由	☑ 1 高等部 ☐ 2 中学部 ☐ 3 小学部	18	☐ 1　☐ 4　☐ 7　☐ 10　☐ 13　☐ 16　☐ 19　☐ 22 ☐ 2　☐ 5　☐ 8　☐ 11　☐ 14　☐ 17　☐ 20　☐ 23 ☐ 3　☐ 6　☐ 9　☐ 12　☐ 15　☐ 18　☑ 21　☐ 24
（A）地区ブロック体育連盟組織	1		☐1 視覚障害　☐4 知的障害 ☐2 聴覚障害　☐5 病弱 ☐3 肢体不自由	☐1 高等部 ☐2 中学部 ☐3 小学部		☐1　☐4　☐7　☐10　☐13　☐16　☐19　☐22 ☐2　☐5　☐8　☐11　☐14　☐17　☐20　☐23 ☐3　☐6　☐9　☐12　☐15　☐18　☐21　☐24
	2		☐1 視覚障害　☐4 知的障害 ☐2 聴覚障害　☐5 病弱 ☐3 肢体不自由	☐1 高等部 ☐2 中学部 ☐3 小学部		☐1　☐4　☐7　☐10　☐13　☐16　☐19　☐22 ☐2　☐5　☐8　☐11　☐14　☐17　☐20　☐23 ☐3　☐6　☐9　☐12　☐15　☐18　☐21　☐24
	3		☐1 視覚障害　☐4 知的障害 ☐2 聴覚障害　☐5 病弱 ☐3 肢体不自由	☐1 高等部 ☐2 中学部 ☐3 小学部		☐1　☐4　☐7　☐10　☐13　☐16　☐19　☐22 ☐2　☐5　☐8　☐11　☐14　☐17　☐20　☐23 ☐3　☐6　☐9　☐12　☐15　☐18　☐21　☐24
	4		☐1 視覚障害　☐4 知的障害 ☐2 聴覚障害　☐5 病弱 ☐3 肢体不自由	☐1 高等部 ☐2 中学部 ☐3 小学部		☐1　☐4　☐7　☐10　☐13　☐16　☐19　☐22 ☐2　☐5　☐8　☐11　☐14　☐17　☐20　☐23 ☐3　☐6　☐9　☐12　☐15　☐18　☐21　☐24
	5		☐1 視覚障害　☐4 知的障害 ☐2 聴覚障害　☐5 病弱 ☐3 肢体不自由	☐1 高等部 ☐2 中学部 ☐3 小学部		☐1　☐4　☐7　☐10　☐13　☐16　☐19　☐22 ☐2　☐5　☐8　☐11　☐14　☐17　☐20　☐23 ☐3　☐6　☐9　☐12　☐15　☐18　☐21　☐24
（B）都道府県体育連盟組織	1		☐1 視覚障害　☐4 知的障害 ☐2 聴覚障害　☐5 病弱 ☐3 肢体不自由	☐1 高等部 ☐2 中学部 ☐3 小学部		☐1　☐4　☐7　☐10　☐13　☐16　☐19　☐22 ☐2　☐5　☐8　☐11　☐14　☐17　☐20　☐23 ☐3　☐6　☐9　☐12　☐15　☐18　☐21　☐24
	2		☐1 視覚障害　☐4 知的障害 ☐2 聴覚障害　☐5 病弱 ☐3 肢体不自由	☐1 高等部 ☐2 中学部 ☐3 小学部		☐1　☐4　☐7　☐10　☐13　☐16　☐19　☐22 ☐2　☐5　☐8　☐11　☐14　☐17　☐20　☐23 ☐3　☐6　☐9　☐12　☐15　☐18　☐21　☐24
	3		☐1 視覚障害　☐4 知的障害 ☐2 聴覚障害　☐5 病弱 ☐3 肢体不自由	☐1 高等部 ☐2 中学部 ☐3 小学部		☐1　☐4　☐7　☐10　☐13　☐16　☐19　☐22 ☐2　☐5　☐8　☐11　☐14　☐17　☐20　☐23 ☐3　☐6　☐9　☐12　☐15　☐18　☐21　☐24
	4		☐1 視覚障害　☐4 知的障害 ☐2 聴覚障害　☐5 病弱 ☐3 肢体不自由	☐1 高等部 ☐2 中学部 ☐3 小学部		☐1　☐4　☐7　☐10　☐13　☐16　☐19　☐22 ☐2　☐5　☐8　☐11　☐14　☐17　☐20　☐23 ☐3　☐6　☐9　☐12　☐15　☐18　☐21　☐24
	5		☐1 視覚障害　☐4 知的障害 ☐2 聴覚障害　☐5 病弱 ☐3 肢体不自由	☐1 高等部 ☐2 中学部 ☐3 小学部		☐1　☐4　☐7　☐10　☐13　☐16　☐19　☐22 ☐2　☐5　☐8　☐11　☐14　☐17　☐20　☐23 ☐3　☐6　☐9　☐12　☐15　☐18　☐21　☐24

～以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。～

中央競技団体の障害者スポーツの推進状況に関する調査

競技団体における障害者への競技の普及状況に関する調査

本調査は、文部科学省「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）」にかかる調査の一部であり、日本体育協会に加盟する中央競技団体等を対象としたアンケート調査を通じて、障害者への競技の普及状況および参加状況をお伺いするものです。アンケート結果は、文部科学省のホームページを通じて公開されるとともに、わが国の障害者のスポーツ施策の充実のための基礎資料として活用されます。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、ご協力くださいますよう心よりお願い申し上げます。

2014年6月

公益財団法人 笹川スポーツ財団

【返送方法】郵送または電子メールのいずれかでご返送ください。
① 郵送：同封の返信用封筒（受取人払い）にてお送りください。
② 電子メール：sports3@nrc.co.jp
※笹川スポーツ財団ホームページ（http://www.ssf.or.jp）より、調査票をエクセルファイル形式でダウンロードできます。

調査票の発送・回収・データ入力については、笹川スポーツ財団の委託先である（株）日本リサーチセンターが担当しております。調査の実施について、不明な点などがございましたら、下記までご連絡ください。

㈱日本リサーチセンター　調査部　担当：萩原
〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-7-1
TEL：0120-030-551（平日 10:00～17:00）

ご回答期限：2014年 7月14日（月）

問1　貴団体およびご回答者についてお答えください。

団体名			
担当部署名		回答者名	
電話番号		E-mail	
エクセル調査票　整理番号（エクセルファイルで回答の方は、お送りした紙の調査票の表紙右端のシールに記載されている4ケタの番号をご記入ください）			

問2　貴団体には、障害者に対する競技の普及・強化を審議事項として定めている委員会等はありますか。

（　はひとつ）

○ 1　ある　　○ 2　ない（問3aへ）

委員会名	例）普及委員会
	1
	2
	3

【指導者／審判養成カリキュラムについて】

＜すべての団体におたずねします＞

問3a　貴団体の公認**指導者**養成のカリキュラムには、障害者に対するスポーツの指導法は含まれていますか。ただし、日本体育協会公認指導員養成資格における「共通科目Ⅱ：障害者とスポーツ」を除きます。（　はひとつ）

○ 1　含まれている　　○ 2　含まれていない（問4へ）

問3b　「1．含まれている」と回答した団体におたずねします。障害者に対する指導法をカリキュラムに含む指導者養成講習の形態をお答えください。（　はひとつ）

○ 1 講義と実技の両方　　○ 2 講義のみ　　○ 3 実技のみ
○ 4 その他　（　　）

＜すべての団体におたずねします＞

問4　障害者スポーツ競技団体主催の各種競技会やスポーツイベントへ指導者を派遣していますか。

（　はひとつ）

○ 1　派遣している　　○ 2　派遣していない

問5a　貴団体の公認**審判員**養成のカリキュラムには、障害者のスポーツ参加や、障害者スポーツ競技会のルール・審判法に関する内容が含まれていますか。（　はひとつ）

○ 1　含まれている　　○ 2　含まれていない（問6へ）

問5b　「1．含まれている」と回答した団体におたずねします。障害者に対する審判法をカリキュラムに含む審判員養成講習の形態をお答えください。（　はひとつ）

○ 1 講義と実技の両方　　○ 2 講義のみ　　○ 3 実技のみ
○ 4 その他　（　　）

＜すべての団体におたずねします＞

問6　障害者スポーツ競技団体主催の各種競技会やスポーツイベントへ審判員を派遣していますか。

（　はひとつ）

○ 1　派遣している　　○ 2　派遣していない

【今年度を含む過去3か年（2012～2014年度）の貴団体の主催事業等について】

問7a　2012～2014年度に、競技力の高い障害者アスリートが、貴団体主催の競技会の一般（健常者）部門／カテゴリーに参加している事例を把握していますか。（　はひとつ）

○ 1　把握している　　○ 2　把握していない（次ページの問8aへ）

問7b　「1．把握している」と回答した団体におたずねします。
障害者アスリートが参加している競技会名を具体的にお答えください。

競技会名	
例）全日本水泳選手権大会	3
1	4
2	5

問7c　問7aで障害者アスリートの競技会参加を「1．把握している」と回答した団体におたずねします。どのような障害があるアスリートの参加事例を把握していますか。（☑はいくつでも）

□ 1 視覚障害	□ 2 聴覚障害	□ 3 肢体不自由	□ 4 知的障害
□ 5 精神障害	□ 6 内部障害	□ 7 発達障害	
□ 8 その他　（　　）		□ 9 障害の種類が分からない	

＜すべての団体におたずねします＞

問8a　2012～2014年度において、障害者の部門／カテゴリーを設置している貴団体主催の競技会はありますか。（　はひとつ）

○ 1　ある　　○ 2　ない（問9へ）

問8b　「1．ある」と回答した団体におたずねします。
障害者の部門／カテゴリーを設置している競技会名を具体的にお答えください。

競技会名	
例）2014世界トライアスロンシリーズ横浜大会	3
1	4
2	5

問8c　どのような障害がある方が参加されていますか。（☑はいくつでも）

□ 1 視覚障害	□ 2 聴覚障害	□ 3 肢体不自由	□ 4 知的障害
□ 5 精神障害	□ 6 内部障害	□ 7 発達障害	
□ 8 その他　（　　）		□ 9 障害の種類が分からない	

【今年度を含む過去3か年（2012～2014年度）の障害者スポーツ団体との連携について】

＜すべての団体におたずねします＞

問9　2012～2014年度において、貴団体加盟の地方／都道府県団体で、障害者スポーツ競技団体等と連携をしている、または障害者に対する競技の普及・強化に取り組んでいる団体を把握していますか。（　はひとつ）

○ 1　把握している　　○ 2　把握していない

問10a　2012～2014年度において、貴団体では障害者スポーツ競技団体等と連携／協力し、競技大会やイベント等※を開催しましたか（しますか）。（　はひとつ）
（※選手権大会、パラリンピック選手との練習会、スポーツ体験会・交流イベント、指導者・コーチに対する研修会等）

○ 1　開催した（する）（問10bへ）　　○ 2　開催しなかった（しない）（問11へ）

問10b　問10aで「1．開催した（する）」と回答した団体におたずねします。連携／協力先の団体名、貴団体との関係※および事業内容を具体的にお答えください。

（※加盟団体、協力団体、認定団体、登録を検討中、特に登録せず連携を行う等）

	団体名	関係	事業内容
例1	日本車椅子 バスケットボール連盟	認定団体	日本車椅子バスケットボール選手権大会共催
例2	日本車いすテニス協会	協力団体	PLAY+STAYテニスフェスタ
1			
2			
3			
4			
5			
6			

＜すべての団体におたずねします＞

問11　今後、障害者スポーツ競技団体等から支援や協力を求められた場合、貴団体はどのように対応しますか。（　はひとつ）

○ 1　積極的に支援・協力を行う	○ 2　可能な範囲で支援・協力を行う
○ 3　支援・協力をしたいができない	○ 4　支援・協力はしない
○ 5　わからない	

【スポーツ基本法施行（2011年8月）を受けての変化について】

問12　スポーツ基本法施行後、貴団体加盟の地方／都道府県団体から障害者に対するスポーツの普及／強化に関する問合わせ・相談を受けたことがありますか。（　はひとつ）

○ 1　受けたことがある	○ 2　受けたことはない

問13　スポーツ基本法施行後、貴団体の障害者に対する競技の普及・強化の取り組みに変化があれば、お書きください。

例）障害者スポーツの知識・経験を有する委員を選任など

質問は以上で終了です。
アンケートにご協力いただきまして、誠に有難うございました。

○著作権者　　文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課 障害者スポーツ振興室

（問合せ先）　〒100-8959　東京都千代田区霞が関 3-2-2
TEL　０３－５２５３－４１１１　（代表）

○発 行 元　　公益財団法人　笹川スポーツ財団
〒107-6011　東京都港区赤坂 1-12-32
TEL　０３－５５４５－３３０１